

石川県立歴史博物館

紀要

31

2022

6



ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

Ishikawa Prefectural Museum of History

[論文]	奥能登地域仏像調査報告 — 明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社 —	杉崎貴英	1
	十六世紀の明泉寺を探る — 成身院宗歓の活動から —	岡崎道子	43
	幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽 — 附・石川県立歴史博物館蔵「加藤家文書目録」 —	濱岡伸也	57
	第二代石川県令桐山純孝 — その事績の検討 —	石田健	103
	大神宮の香林坊 — 厳肅と猥雑をめぐる金沢盛り場史 —	大門哲	133
[研究ノート]	金沢歌舞伎最後の女役者	大井理恵	243
	華郵と北陸 — 「鈴木華郵旧蔵資料」の紹介を兼ねて	中村真菜美	259

奥能登地域仏像調査報告

—明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社—

杉崎貴英

前言

筆者は二〇二〇年度より、石川県立歴史博物館による奥能登地域¹の仏像調査に同行する機会を得てきた。現時点までで三度を数える

が²、本稿では第一回・第二回で主たる対象となつた作例を扱う。

報告に先立ち、奥能登地域の古彫刻遺品に対する、近現代を通じての再認識の歩みを抄記しておきたい。

寺（穴水町）ほかの古仏が詳説をみた。また、薬師寺（能登町〔旧内浦町〕）本尊の銅造伝薬師如来及両脇侍像が重要美術品に認定された³。この異風ある七世紀の小金銅仏は戦後に注目を高め、重要文化財の指定を受けている⁷。

昭和二十五年、金沢市における「全日本宗教平和博覧会」では、県下所在の宗教美術も展示された。奥能登からは須々神社の神像や、維新後に移入された松岡寺（能登町）聖徳太子立像の出陳が知られる⁸。昭和三十年代では、川勝政太郎氏（一九〇五～七八）が自らの主宰する『史迹と美術』誌に発表した連載「能登文化財紀行」が注目される⁹。同三十五年八月および三十七年八月、能登文化財保護連絡協議会の招致による¹⁰巡検の記録で、短期間ながら多くの遺品について所見を残している。このとき周旋・案内にあたつた一人である櫻井甚一

氏（一九二三～八九）は、「造形文化資料」という呼称のもと、県下の宗教関係の有形文化財をひろく対象として調査・報告を続けた業績で名高い。

櫻井氏は昭和四十年代の『輪島市史』¹¹編纂など数々の自治体史に關わり、仏像に限つても多くの遺品を報告している。奥能登に限らず、石川県域の宗教美術遺品には櫻井氏の実査・紹介にかかるものが多い¹²。なお昭和五十年代には、東海テレビ制作の紀行番組が明泉寺をとりあげ、奥能登の古仏が全国の人々の眼に映じる機会をなした¹³。また、各地の「地方仏」の魅力を新聞連載等で広く一般に伝えた丸山尚一氏（一九二四～二〇〇二）も、当地を訪れ著述を残している¹⁴。

平成に入つて刊行が始まつた『仏像を旅する』シリーズの初巻「北陸線」では、北春千代氏が能登の仏像の通論を叙した¹⁵。数年後に刊行をみた『仏像集成』中部地方の巻¹⁶とあわせ、全国的な出版物で多くの図版により紹介されたことで、他県在住者にも概観が容易になつた意義は大きい。展示では、石川県立歴史博物館の特別展「能登最大の中世莊園 若山荘を歩く」が多くの仏像・神像をとりあげている¹⁷。右に関わつた本谷文雄氏はその後、特別展「能登 仏像紀行」（二〇〇三年）¹⁸を企画担当しており、これは当地の古仏への注目をひらく惹起する好企画となつた。前後して本谷氏は論考二編も発表している¹⁹。また同展に出陳された法住寺（珠洲市）の木造不動明王坐像は、特殊な仕様²⁰と高野山からの来歴が注目され²¹、二〇一六年に至り国的重要文化財となつた。

平成期の最末、同館では特別展「いしかわの神々」を開催、多くの神像・仏像を展観し話題となつた²²。同展を通じての成果や新知見は、近時に刊行をみた『神像彫刻重要資料集成』にも汲み上げられている²³。

以上のほか、能登文化財保護連絡協議会の機関誌『能登の文化財』には仏像ないし寺社文化財関係の記事が少なくない²⁴。宮野純光氏による当地の真言寺院調査では、仏像も資料確認の対象となつた²⁵。文化財修理にともなう新知見では、法住寺（珠洲市）木造金剛力士立像からの享徳二年（一四五三）造立時の納入文書の発見が特筆される²⁶。平成期の事情として、二〇〇七年三月二十五日に発生した能登半島地震により被害を受けた古仏があることを補足しておく。本稿で扱う遺品では、文化財レスキュー活動により保護がはかられた重蔵神社（浜薬師庵旧在）の木造阿弥陀如来立像、二〇一一年度に至つて保存修理が施された明泉寺の木造千手觀音立像がそれにあたる。右の活動の過程では、宝泉寺（輪島市「旧門前町」）金比羅堂から新たに一本造の毘沙門天立像が確認されたことが報じられた²⁷。なお旧門前町域ではさらに、令和に入つて百成の八幡神社から一本造の觀音菩薩立像が見出されてゐる²⁸。

以下、「一」明泉寺（穴水町、真言宗）、「二」岩倉寺（輪島市、真言宗）、「三」粉川寺（同、曹洞宗）、「四」重藏神社（同）の順で報告を記す。各寺社・各像とも、配列は概ね調査順である。各像の記述中では、相互参照が煩瑣となるのを避けるため、文末脚注の使用は原則

として控える。

一 明泉寺

明泉寺（穴水町字明千寺、真言宗）は能登国三十三觀音巡礼²⁹の第一番札所で、史料上の初見をなす『実隆公記』大永八年（一五二八）

六月八日条にみえるごとく、元来は「明千寺」と号した（明泉寺）

の表記は元禄十四年（一七〇一）が初見という³⁰。

堀麦水（一七一八～八三）の『三州奇談』「玄門の巨仏」の章に「能登の国深谷の明泉寺に古仏の欠損したる物数多あり。何れも尊き作佛なれば」、太田頼資（？～一八〇七）の『能登名跡志』に「本尊千手観音は春日の作也。靈験あらた也。其外行基菩薩・弘法大師の作仏多し」、森田柿園（一八二三～一九〇八）の『能登志徵』に「堂内に千余年をも経たりしと見ゆる、大小の木仏を多く積置ける」「同堂の内に昔伽藍の仏像どものよしにて、大小古作の木仏多くあり」とみえ、千手観音の靈場として、破損した古仏が多く存する寺院として早くから知られてきた様子がうかがえる³¹。釈迦堂安置の釈迦如來坐像をはじめ、平安時代にさかのぼる巨大な木彫仏の残欠が二、三にとどまらないこと³²は特筆される（うち一点、如來像頭部一個は穴水町歴史民俗資料館に寄託・展示）。

今回の調査では、当地の彫刻史上、また地域信仰史上にも意義深い観音堂本尊（1）と、いわゆる「鉢彫」の作例として從来わずかな言

及が存するものの、写真図版とともに情報はほとんど共有化されてこなかつた³³二躯（2）（3）、類品が少なく注目される木彫の鬼板（4）がまず対象となつた。さらに調査当日に注意を惹き、平安仏として新たに確認できた一躯（5）を対象に加えた。巨像に関しては、觀音堂安置の阿弥陀如來坐像に関し簡略な調査をおこなうにとどまつてている。

（1）千手觀音立像（觀音堂本尊）

【図1】

木造・彩色・彫眼。觀音堂内陣中央の厨子内に秘仏として安置される。後代に体部背面に手を加え「真数千手」の像容となしているが、今回の調査では現状の全図（本稿では掲載を省略）を撮影した上で、左右の小脇手をあらわす板状の部品二個（後補）を取り外し、各方向からの撮影をおこなつた。以下、法量・保存状態の項は「町指定文化財修理解説書」（美術院、二〇一一年度）を参照している。

〔形状〕

髻を結う。現状、髻頂に仏面、天冠台上（髻の周囲）の地髪正面に化仏、その左右に四面ずつ計八面（いすれも菩薩面）をいただく。天冠台は素文。髪は正面髪際のみを疎ら彫りとし、他は平彫り。鬢髪一束が耳をわたる。耳朶は環状、不貫。三道をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。条帛・天衣を着ける。裙（折り返し付き）を着け正面中央で右前に打ち合わせる。脚部正面をわたる天衣の上段中央から両膝下外側にかけ、紐状の部位を左右各一条あらわす。合掌手・宝鉢手をは

じめ通例の四十二臂千手觀音の相をなし、両足を揃えて立つ。

〔法量（cm）〕 *前記「修理解説書」より主要部分のみ転記する

総高（光背・台座含む）二四一・一

像高（頂上仏面含む）一五一・五（頂上仏面含まず）一四四・八

髪際高 一二六・二 頂—頸 三三・五 面長 一五・一

面幅 一五・三 耳張 二一・〇 胸奥 二二・六

腹奥 二三・一 肘張 四二・三 裾張 五五・六

足先開（外）二五・五（内）一一・〇

台座 高 四四・一 幅 九八・一 奥 八六・四

〔品質構造〕

本体に関して主な範囲のみ記す。頭体の幹部（合掌手を含む）は木芯をほぼ中央にこめたヒノキの堅一材からつくり、背面の腰以下に内割りを施し、背板をあてる。脇手・両足先ほかは別材製。

〔保存状態〕

本体に関し主な範囲のみ記す。頭上面、宝鉢手、脇手、天衣垂下部、背板、両足先は後補。両耳上方に、装身具（冠繪、亡失）をとりつけるために穿たれたとみられる孔がある（後代の所為か）。近時の美術院修理時、背板の形状を修整したといい、像底では幹部材の孔二箇所が補填されている。

〔備考〕

一、砲弾形の髻、額が狭く正面から側面への移行が急な曲面をなす顔、左右相称にまとめた裙の折り返しがなす形とそこに刻まれた衣

文は、十～十一世紀の作例に類例が散見する。

一、両肩から垂下する天衣に、緩い曲線を描く折れ畳みを左右相称にあらわすのも十～十一世紀に散見する。

三、両耳はやや不整で荒彫的な様態を示すが（細かなノミ痕をとどめる箇所は後頭部などにも存する）、外郭（耳輪）が太く耳朶を環状・不貫とする耳は十～十一世紀に散見する。

四、裙の膝下あたりに比較的間隔が狭く彫りが深い翻波式衣文があらわれる（翻波式衣文は裙裾外側にもみられる）。裙正面の折り返しの外縁に細かな折れ畳みをあらわす点とともに、本像の作者が古様の表現を承けていたことをうかがわせる。

五、脚部正面を二段にわたる天衣の上段表側から垂下し下段の裏を通り、両足外側で裙裾に突き当たる紐状の部位は、作者が腰紐の末端と瓔珞とを混同し、かつ理解が十分でなかつた事情を考えさせる。

六、条帛が右腰脇で裙の上に少し懸かる箇所の形状に対応するようには、左腰脇にもそれと相似する形の段差があらわされている。この段差は唐突かつ不合理であり、着衣に関する誤解を認めうる。

七、像底中央での幹部材の奥行は二〇・四cmをはかる。木芯は背板の矧目から前方へ九・五cm、右裙裾から二七・〇cmの箇所に位置する。

八、幹部材の像底中央には、木芯の（像から見て）やや右寄りに、縦に引かれた墨線が認められる（像底の写真参照）。制作時に「当たり」の線として引かれたものか）。なお像底では近時の修理の際に

年輪が顔料で描かれた箇所があり、観察と理解に際して注意を要する。

足下の柄部分（高）四・五（幅）八・三（奥）三・八
〔品質構造〕

九、頭上面のうち、右奥（向かって左奥）の面は他に比して古いか。十、作期が相近い千手觀音の古例として、北陸地域では横根寺像（越前市）が存したが、同像は山城國西觀音寺からの移入像で、かつ一九九〇年に焼亡している。本像の存在はいっそう貴重といえる。

（2）伝阿弥陀如来立像（本堂本尊）

【図2】

木造・素地・彫眼。本堂内陣中央須弥壇上の厨子内に秘仏として安置される。自立しないため、今回の写真撮影に際しては、下端の柄状をなす部位をウレタンフォームに挿し込んで立てる方法を採った。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。髪はすべて平彫り。両耳とも概形のみを彫出する。両胸の括れ各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸ける。裙を着ける（打ち合わせは不分明）。両足を揃えて立つ。

〔法量（cm）〕

総高	八六・二	像高	八二・二	髪際高	七五・五
頂一顎	一六・〇	面長	九・〇	面幅	一〇・一
耳張	一二・七	面奥	一一・九		
胸奥（右）	一〇・八	（左）	一一・一		
腹奥	一二・六	肘張	二七・八	左袖（右膝外辺り）	一三一・三
裾張（現状）	一五・四	足先開（現状）	（外）	一一・三	

右手の肘から先は亡失。左手は肩下から袖先にかけて平滑面をなし（別材の矧目か）、肘あたりから先（上膊の一部も含んでいたか）は亡失。現状、本堂須弥壇上の厨子内に納置されるが、台座・光背をともなはず、自立しない。表面の隨所に虫損（虫孔）がみられる。

〔保存状態〕

右手の肘から先は亡失。左手は肩下から袖先にかけて平滑面をなし（別材の矧目か）、肘あたりから先（上膊の一部も含んでいたか）は亡失。現状、本堂須弥壇上の厨子内に納置されるが、台座・光背をともなはず、自立しない。表面の隨所に虫損（虫孔）がみられる。

〔備考〕

衲衣が左肩を覆い、右肩に少し懸かる着衣形式は立像では少數派で、鉈彫／荒彫の作例では岩手・天台寺の如来立像二躯（十一世紀）に例がある。天台寺例の、面長で肉髻と地髪との間に明瞭な境を設けない造形に比すると、面幅の大きい円満な顔と造作の配置、低平な地髪と分節した椀状の肉髻、地髪の上方が後ろに張り出す点など相異が大きく、定朝様との親近性も認められる。太い鼻梁や胸下・右腋下の彫り込みの深さは古様だが、次項の伝觀音菩薩立像と近い時期かや後れる時期、平安時代十一～十二世紀の作とみておきたい。

(3) 菩薩立像

【図3】

木造・素地・彫眼。今般の調査時点では、観音堂内向かって右の脇壇上に立てかけられていた。自立しないため、写真撮影に際しては前項（2）伝阿弥陀如来立像について記したのと同様の方法を探った。

〔形状〕

髻を結う。髪はすべて平彫り。天冠台は上縁のみをかたどり、地髪との区分をあらわさない。両耳は上半を髪が覆い、下半は概形のみをあらわす。三道はあらわさない。裙を着け、天衣は両肩を後ろから覆つて両膝外側あたりまで垂下する。右手は浅く屈臂して垂下し、掌を前に向けるか。左手は屈臂（前膊部より先は不明）。腰をわずかに左に捻つて立つ。両足先はまとめて概形のみをあらわす。

〔法量（cm）〕

像高（足下の柄を含む総高）	七九・一	頂—頸（現状）	一一〇・四
面幅	八・七	耳張	一一・五
胸奥（右）	一一〇・〇	（左）	九・七
肘張	二五・二	裾張	一八・五

〔法量（cm）〕

〔品質構造〕

右手は手先まで、左手は肘まで、足下の柄に及ぶ像全体を、木芯が左肩上を通る堅一材から彫出し、内刳りは施さない。全体に粗い刀痕をとどめ、肉身部のうち顔面から両耳、右肩の首寄り（右耳の下方）、左脇腹には丸ノミの痕が細かな横縞目状をなす部位が認められる。

〔保存状態〕

左肘から先（別材製であつたか）が亡失するほか、顔面など像表面の随所に朽損がみられる。

〔備考〕

いわゆる「鉈彫（像）」の一例とみなしうるもので、川勝政太郎氏が「鉈彫風で、しかも未完成像」として簡単にふれているが、既往の彫刻史研究ではほとんど認識されてこなかった作品。面部を失うが、面長で大きめの頭部、胸奥が薄い側面觀、耳の上半を髪が覆うなど、鉈彫作例では十世紀末～十一世紀初頭とされる神奈川・宝城坊薬師三尊の両脇侍像に相通じる点があり、それより後れる十一世紀中の作かとみられる。

(4) 鬼板

【図4】

木造・素地（現状）・彫眼。明泉寺の庫裡で保管されているもので、仏像に属するものではないが、彫刻資料として本報告に加える。

〔形状〕

全体を将棋の駒状をなす概形につくり、表面は鬼形の面相を輪郭いっぱいに高く浮き彫りする。眉の上辺を波状にあらわす。瞼目。下唇で上唇を噛んで口を強く結び、口裂の左右から牙を上に出す。下顎の起伏を意匠的にあらわす。裏面はほぼ平滑に整える。

〔法量（cm）〕

全長	四六・五	最大幅	三四・四	最大厚	一六・一
----	------	-----	------	-----	------

【品質構造】

木芯を中心後方に外した針葉樹（ヒノキか）の堅一材から全体を彫り出す。右側面半ばよりやや上の高さに釘（鉄製）を水平に打ち込む。

【保存状態】

全体に風蝕・虫蝕・朽損がみられる。

【銘文】

裏面下半中央やや右寄りに墨書き銘が見出された。肉眼では判読困難だが、簡易な手段による赤外線撮影（SONY製デジタルカメラDSC-H50の「ナイトショット」機能による）により次のように視認しえた。

白雉山明千寺

千手堂「」

「」明千寺

【備考】

一、川勝政太郎氏は「高さ一尺四寸七分、風化しているがその鬼面は優雅で、近江西明寺にある鎌倉時代のものに比べて古風であつて、

藤原末乃至鎌倉初期と思われる」と記す。西明寺本堂（滋賀県甲良町、国宝）は鎌倉前期に造営された後、室町時代中期まで改造を経ているという。いま同堂の屋根に付属する鬼板は後補で、古いものは別保管されている由であるが、いま詳細を把握できていない。

二、鬼瓦の展開に照らすと、角がなく、牙が下顎にしかない点は鎌倉

時代までの特徴に属する（清水昭博氏「帝塚山大学教授、考古学研究室所・附属博物館長」の示教による）。

三、「墨書き銘がいつの時点で記入されたかは検討を要するが、「明千寺」の表記から、ひとまず十七世紀以前とみてよかろう。また「千手堂」の語は、現在の觀音堂ないしその前身堂の古称と、この鬼板がそこに用いられていた消息を示唆しよう。

（5）地蔵菩薩立像

木造・古色（現状）・彫眼。今回の調査時には、本堂内陣向かつて右の棚上、須弥壇寄りに安置されていた。

【形状】

円頂。耳朶は環状、不貫。三道をあらわす。両胸と腹の括れ各一条。裙（打ち合わせは不分明）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は浅く屈臂して掌を前に向け全指を伸ばして与願印をなし、左手は深く屈臂して胸の高さに挙げ、仰掌して五指を伸ばし持物（宝珠）を載せるかたちをなす。腰をわずかに左に捻り、右膝を少しゆるめて立つ。

【図5】

【法量（cm）】

像高	五一・〇	頂—頸	一〇・二	面幅	六・八	耳張	八・〇
面奥	八・八	胸奥（右）	九・〇	（左）	八・六	腹奥	一〇・二
肘張	一〇・二	袖張	一八・〇	裾張	一三・六		
足先開	一二・三	（内・現状）	七・七				

足柄（後補）高三・六 幅一・五 奥一・四

台座 高 二四・一 幅 二四・四 奥 二三・二

光背 高（台座上面より）五七・一 柄の高さ（深さ）一一・九

幅（輪光部の径）一九・〇

〔品質構造〕

木芯を左斜め前方に外した針葉樹の堅一材から像全体（右手先を含む）を彫出し、左手先・両足先に別材を矧ぐ。当初は像底中央に孔を穿ち、台座側に設けた柄を挿し込んで立てる仕様だったとみられる。

〔保存状態〕

左手先、両足先（右足先は遊離）、像底の柄、光背、台座は後補。
左手持物（宝珠）は亡失。

〔備考〕

一、立像の地蔵菩薩は一般に直立の姿勢をとるが、本像のように腰を左に捻り右膝をゆるめて立つ姿は珍しく、京都・広隆寺像（埋木地蔵、九世紀）などが挙げられるものの稀である。頭体の奥行きが深く背面に抑揚をもつ側面観、縦長の頭部、輪郭が太く簡明な表現の耳、襟部の折れ畳み、脚部正面の浅い片切り彫り風の衣文などは、十世紀後半～十一世紀前半の作例に散見する。下唇より上唇の幅が大きく両端をうねらせる点、両耳が外反する点も古様を示すが、両眼の彫りが浅く細い点などから、制作時期は十世紀末から十一世紀前半にかけてとみておきたい。

二、本像に関する既往の言及が知られず、文化財的觀点からは今回の調査で初めて把握されたようである。北陸地域所在の地蔵菩薩彫

像のうちでは古例に属すといえ、注目に値する。

（6）その他

精査に及ばなかつた諸像のうち、いくつかについて補足しておく。

① 観音堂内陣に向かつて左に、丈六仏に属する阿弥陀如来坐像（像高二二六・五cm³⁴）【図6】【図13】が安置されている。木造・素地（現状）・彫眼。頭体の幹部は前後一材矧ぎとしていたとみられ、その前方材にのみ当初部分を残しており、頭・体それぞれの背面および腹部、両肩以下、両脚部などは後補にかかる。頭部は、定朝様を踏襲する如来坐像の作例群に比して奥行きが深く球体に近いアウトラインを呈する点、曲率が大きい眉や太い鼻梁、髪際線の正面から耳前への移行が円やかな弧をなす点などに、定朝（？～一〇五七）の様式に先だつ、いわゆる康尚時代の様式により近い傾向が認められ、制作は十一世紀前半を目安とする時期にみておきたい。なお、両脚部など後補部材の固定には千切（蝶形をなす雇い柄）が用いられている。元來は建築における技法である千切は近世の仏像修理に散見するようであり、岩倉寺二天王立像（別項参照）にもみられるが、明泉寺の環境に関し、それが船大工の技法でもあることは留意される（大門哲氏「石川県立歴史博物館」のご示唆に基づく）。

② 観音堂向かつて右の脇壇には、巨大な如来像の頭部のみの残欠（頂く額一〇三・〇cm）および頭体の幹部のみの残欠（高一九〇・〇cm）が置かれ、それらの手前に一木造の神将形立像群（高四四・〇

（五二・〇cm）が立てかけられている。いずれも平安後期十一～十二世紀の制作とみられる。神将形立像群については従来「十二神將」とする言述を散見するが、現状でも十五躯は数えるため、像種・一具性などは検討を要する。

③観音堂向かつて左の脇壇には、木造毘沙門天立像と木造地蔵菩薩立像が並置されている。このうち地蔵菩薩立像について略記しておく。像本体はほぼ全容を一材からつくり、別材製の左手先・持物、両足先を矧ぐ。岡本伊佐夫「穴水町の仏像」（『能登の文化財』五〇、二〇一六年）に言及がある（図版あり）。対をなして安置され毘沙門天立像とともに、岩座裏面に安政四年（一八五七）の金沢の仏師による修理時の銘があるという。右の岡本論文は像高一〇三cm、室町時代とするが、平安後期十一～十二世紀の作とみられる。

簡素な着衣表現は平安後期の地蔵菩薩像に散見するが、垂下した右手で覆肩衣の縁をつかむ点は平安時代に限らず珍しい。重要文化財指定品では奈良・融念寺像（九世紀）・長谷寺像（十世紀か）に指先でつまむ類例があるが、北陸地域では富山県氷見市・光禪寺像（市指定文化財、十一～十二世紀）、福井県越前町・日吉神社像（十一～十二世紀）に本像とほぼ同様の例があり注意をひく。現状の両足先は仮に後補としても、沓をはく点は長谷寺像・日吉神社像にみられ、当初も同様であったか。

二 岩倉寺

岩倉寺（輪島市町野町、真言宗）は能登国三十三觀音巡礼の第三十二番札所で、千手觀音（秘仏）を本尊とする。当初の寺地は岩倉山（標高三五七m）山頂にあつたといい、明応九年（一五〇〇）の火災を経て、永正四年（一五〇七）に再建されたことが知られている。

『輪島市史』では仏像に関し記載をみず、本堂安置の諸像の多くは近世以降のものだが、仁王門安置の（1）二天王立像、本堂所在の（2）地蔵菩薩立像・（3）毘沙門天立像が注目された。宝永三年（一七〇六）本堂再興時の棟札表面上部には千手觀音・地蔵・多聞天の梵字が記されるとい³⁵、（2）（3）に関して若干の注意をひく。

（1）二天王立像

木造・素地（現状）・彫眼。仁王門に安置される。

【形状】

《左方像（向かつて右の像）》単髻を結う。天冠台は基部を紐一条とし、その上に列弁文を配する。正面に山形の飾りを彫出する。髪は正面天冠台下の地髪のみ疎ら彫りとし、他は平彫りとする。両耳前に髪をあらわす。瞋目、閉口。耳朶は環状、不貫。大袖衣（袖の先端を結ぶ）・鰐袖衣・裙状の衣・袴を着け、背面に獸皮を懸ける。領巾・胸甲・表甲・前楯を着ける。腰帶を締め、その左右に天衣を挟む。籠手・脛当を着け、沓を履く。両手は屈臂し、左手は頭部の高さに挙げ

て全指を丸め持物（軺）を執り、右手は肘を外に張り、掌を広げて腰に当てる。腰を右に捻り、左足を遊脚として邪鬼の上に立つ。

《右方像》（向かって左の像）両手の構えと腰の捻りが左方像と対称的で、他はほぼ同様となる。

〔法量（cm）〕

《左方像》像高 一二五・五 髮際高 一〇七・六

頂一頸 三〇・六 面長 一二・三 面幅 一三・一

耳張 一五・九 面奥 一六・五

腰幅 二八・五 胸奥（右）二〇・三（左）二〇・六

腹奥 二六・二 袖張 七九・九 裾張 四六・六

足先開（外）三七・三（内）二四・一 総高 一六五・九

《右方像》像高 一二二・二 髮際高 一〇四・五

頂一頸 二九・九 面長 一二・四

面幅 一三・五 耳張 一六・五 面奥 一七・二

腰幅 二八・五 胸奥（右）一九・二（左）二〇・一

腹奥 二六・一 袖張 八三・七 裾張 四五・七

足先開（外）四〇・一（内）二五・四 総高 一六八・三

〔品質構造〕

《左方像》頭体の幹部（両肩から腰脇に垂下する天衣遊離部、および左足先を含む）は木芯を右耳後方に込めた針葉樹の堅一材からつくられ、内刳りは施さない。両肩以下と右足先は別材。邪鬼は、内刳りは施さない。両肩以下と右足先は別材。

《右方像》頭体の幹部（両肩から腰脇に垂下する天衣遊離部、およ

び右足先を含む）は木芯を背面の襟ほぼ中央にこめた針葉樹の堅一材からつくり、内刳りは施さない。両肩以下と左足先は別材。邪鬼は、頭頂から足首までを横一材から作る（木芯は後頭部になびく髪の先端部に認められる）。両踝より先を別材で作る。

〔保存状態〕

《左方像》両手先、両腰脇の天衣垂下部、持物、邪鬼、光背は後補。

《右方像》両手先、両腰脇の天衣垂下部、持物、光背は後補。

〔備考〕

一、顔立ちや体躯の表現、髪の形、正面に山形の飾りをもつ宝冠、正面髪際左右の焰髪、構造などから十一世紀にさかのぼる作とみられる。当初とみられる阿形像分の邪鬼は、ノミ痕を残す荒彫りだった。

二、両像の光背支柱に次の墨書銘がある。「昭和五十一年〈丙辰〉十月〈第三十二世／宏仁代〉修理畢〈仏師輪島市／平田武徳〉」。

（2）地蔵菩薩立像

木造・古色（現状）・彫眼。本堂向かって左の脇壇上、左端に安置。

〔図8〕

円頂。白毫相。耳朶は環状、貫通。三道をあらわす。両胸と腹の括れ各一条。裙（打ち合わせは現状不分明）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は浅く屈臂して五指を曲げ持物（錫杖）を執り、左手は深く屈臂して仰掌し宝珠を載せる。両足を揃えて立つ。

〔法量（cm）〕

像高（現状）	八三・七
頂一顎	一六・二
面幅	一一・一
耳張	一一・六
面奥	一一・八
胸奥（右）	一〇・〇（左）
九・八	
腹奥	一一・一
肘張	二六・九
袖張	二四・三
裾張	一九・三
足先開（外）	一〇・六（内）
二・一	
台座 高	一九・五
幅	三六・四
奥	三三・二
光背高	八七・一

〔品質構造〕

木芯を右前方に外した針葉樹の豊一材から像全体を彫り出す。内刳りは施さない。像底は外周から内側に向かって浅く削り上げる。

〔保存状態〕

白毫・両手先・両足先・持物・光背・台座は後補。

〔備考〕

一、顔立ちや、頭部上方が後ろに張り、体躯が扁平な側面観などに定朝様を受けた平安後期（十二世紀）の作風を指摘できる。面幅いっぱいに明快な段差をもつて長く刻む眉や眼、自然な消失をあらわさずほぼ一貫した調子で彫り出する衣文などには、中央主流仏師の作域との距離が認められよう。左袖に浅く鎬だった衣文が交じる点、像全体を一材からつくり内刳りを施さない構造などには、前代の余風も考えさせる。

二、両足先は後補だが、それとは別に本体と共に木で彫り出された当初の

両足の一部（かかとを含む後半部）が残り（像底の写真を参照）、現状ではそれを柄のように利用して請花上面に設けた孔に嵌め込み、本体を立ててある。当初の像高は現状より一・七cm高かつたこと（像高八六・四cmとなる）、また当初は裙の裾が台座蓮肉上に接地せず、足もとは現状よりいくらか軽快な見映えを呈していたことに注意を要する。

三、現状、本体・持物（錫杖）・光背・台座受花部・台座反花部以下に分離できる（反花外縁を上から覆う框座は分離できず、重い）。

（3）毘沙門天立像

木造・彩色・彫眼。本堂の須弥壇上、本尊を安置する宮殿の外側向かって右後方に安置される。

〔形状〕

兜（別製。頂部に蓮台形の部品を置く。吹き返しをあらわす。鉢部の正面に金属製の立物を付ける）をかぶる。鬚をあらわさない。頭髪のほぼ全面に毛筋彫りを施す。瞑目、閉口。下衣・大袖衣（袖の先端を結ぶ）・鱗袖衣・裙状の衣・袴を着け、背面に獸皮を懸ける。襟甲・肩甲・胸甲・表甲・腰甲・前楯を着ける（胸甲と表甲は甲締具で連結する）。腰帶を締め、その左右に天衣を挟む。籠手・脛当を着け、沓を履く。両手は屈臂し、左手は頭上の高さに挙げて全指を丸め持物（三叉戟）を執り、右手は肘を外に張り、掌を広げて腰に当てる。腰を右に捻り、足先を開き左足を踏み出して立つ。

〔図9〕

〔法量 (cm)〕

像高 (兜の頂まで)	五八・九	髪際高	五五・〇
頂一顎 (兜を外す)	九・一	面長	六・二
耳張	面幅	五・四	六・四
腹奥	面奥	七・五	胸奥 (右)
裾張	腰幅	九・六	肘張
総高	胸張	一〇・五	袖張
〔備考〕	二九・五	一〇・三	三〇・二
兜の鍼形先端までの高	袖張	一八・〇	〔内〕
台座	〔外〕	一三・三	一三・三
台座	高	六一・〇	左手首上までの高
台座	幅	六二・二	六二・二
台座	高	九三・九	奥
台座	幅	三六・九	二九・〇
台座	高	九九・〇	〔内〕
〔品質構造〕	〔外〕	一三・三	一三・三

兜は別材製。後代の彩色により詳細は未詳だが、頭部側面では耳半

ばを通る矧目が認められるため、頭体の幹部は針葉樹の堅一材を前後に割り矧ぎするか前後二材矧ぎとし、両肩以下ほかに別材を矧ぐとみられる。

〔保存状態〕

光背・台座・持物のほか、本体では天衣垂下部などに後補の手が加わるとみられるが、後代の彩色により判断が難しい。また別材製の兜が当初のものか否かも検討を要する。

〔備考〕

一、右掌を腰に当て、左手を高く振り上げ載を突く像容は、平安後期

～鎌倉時代に造立が流行した「鞍馬寺形」の毘沙門天に合致する。

二、後代の彩色により原容をうかがいがたく判断が難しいが、忿怒と

誇張を抑えた顔、敏捷感ある肢体や着衣の表現には生彩がある。均斎のとれた痩身の肢体、腹部の奥行きが豊かな側面觀にも堅実な造形が指摘でき、鎌倉時代にさかのぼる可能性を考慮しておきたい。

三、兜を別材製とし着脱可能とする仕様の毘沙門天像に、山梨放光寺像 (平安末期～鎌倉初期)・神奈川清雲寺像 (鎌倉時代) が知られている。被り物をこうした仕様とする彫像例は、他にも平安後期～鎌倉時代の天部像に存するが稀少といえ注目される。ただし本像では、正面髪際や両耳周辺などに削平された箇所があることに注意を要する。造立当初は兜をいただかず、頭頂に髻を伴っていた可能性にも留意しておかねばなるまい。

三 粉川寺

粉川寺 (輪島市横地町、曹洞宗) は能登国三十三観音巡礼の第三十一番札所で、千手觀音 (秘仏)³⁶を本尊とする。当初は「八峰背山」 (鉢伏山、標高五四三・六m) にあり、觀音寺と号したという。享保十九年 (一七三四) に造営された現在の本堂内には、秘仏本尊前立て木造千手觀音立像が存する (江戸時代、像高一〇四・〇cm)³⁷。

(1) 金剛力士立像

【図10】

木造・素地 (現状)・彫眼。本堂の正面左右、軒下に囲いを設けて安置される。「八峰背山」からの寺地移転の際に遷したという。

〔形状〕

原容をとどめる阿形像についてのみ略記する。単髪を結う。瞋目、開口し、上下の歯列と舌を彫出する。右手は肘を外に張つて屈臂し、手先は掌を下に向け、腰に当てる。左手は肘を外に張つて屈臂し、手先は腹部正面やや左に構えて持物をとる。裙（上端を折り返す）を着けた。頭部を正面に向け、両足を開き、腰を大きく左に捻つて立つ。

〔法量〕

今回の調査では計測に及びえなかつた。輪島市が設置した文化財案内板では阿形の像高を三〇〇cm、吽形の像高を三四〇cmと記載する。

〔品質構造および保存状態〕

《阿形像》頭部・体幹部とも前後二材を矧ぐ。頭部は、頸部の矧目からすれば当初の視線は現状よりやや下方を向いていたと考えられる。また頭部は現状では正面を向くが、左耳は前方材、右耳は後方材に含まれることから当初は向かつて左斜めに顔を向けていたかと推測される。また、頭部の前後の矧目が顔正面と平行ではないことから、

前方材・後方材はそれぞれ体部のそれと同材で、割首とし、内剃りを施したものと考えられる。右肩以下は適宜別材を矧ぎ、上膊部・前膊部は後補に替わるが右手先は古く、別材を矧ぐ右大腿部以下ともども当初の可能性がある。左肩下方から左足外を通る線の外側に別材を矧ぐ。左上膊部から前膊部は後補に替わるが、左手先は古く当初の可能性がある（持物後補）。脚部は膝よりやや下までが残存する。

《吽形像》表面で見る限り、像の大部分が後補に替わり原形をとど

めていない。ただし頭部の前方材（右耳および髪を含む）のみ当初と考えられる。体部の内側にも当初の材が残存している可能性があろうか。

〔備考〕

一、輪島市指定有形文化財（昭和三十八年九月二十二日付。指定名称「粉川寺の仁王尊像」、阿形を「金剛」、吽形を「力士」と呼称）。

二、『能登名跡志』に「堂の中に大像の仁王尊の古仏あり。其外古仏多し。今も靈験あらた也（中略）今も近隣に仁王堂（中略）などとあり」、『石川県鳳至郡誌』に「堂内二体の仁王尊は古名工の作なりと云ふ」とみえ、衆目を集めてきた様子がうかがえる。

三、平成八年に両像の、同二十二年に阿形像の修復が行われたという。四、原容がうかがえる阿形像でみると、体部では造形が材の制約を受けた印象が目立つものの、頭部には堅実な作風を認めうる。川勝政太郎氏が述べたごとく、鎌倉時代にさかのぼるかと目される。

四 重蔵神社

重蔵神社（輪島市河井町）境内の一宇に、近年まで隣接地に存した浜薬師庵の仏像が収納保管されている。浜薬師庵は『能登名跡志』重蔵神社の項に、「又浜の薬師とてあり。此尊像この社内にありしを、近頃社外に移しけり。春日の作にて靈験あらた也」とみえる。以下（1）（2）（3）とも、『輪島市史』に実査をふまえた記述がなされて

いる。

(1) 薬師如来立像

木造・素地（現状）・彫眼。『輪島市史』は「一木造。彫眼。通行の薬師如来立像。（中略、法量の細目を記載）室町時代の製作と推定されるが、能登国作仏名薬師一七軀の内の一軀として江戸時代から著名である」と記す。作期の理解は平安後期十一～十二世紀と改めうる。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。螺髮は粒状に刻出するが（肉髻部九段、地髮部六段、正面髪際で三五粒を数える）、頭部背面中央には螺髮を切り分けない部位があり、その左右では切子形に刻む。耳朶は環状、貫通。三道をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。裙（打合せは不分明）・衲衣・覆肩衣をまとう。右手は深く屈臂して掌を前に向け、全指を伸ばし施無畏印をなす。左手は浅く屈臂して仰掌し、持物（薬壺）を載せる。

〔法量（cm）〕

像高	九六・四	髪際高	九〇・一
頂一顎	一七・二	面長	九・七
耳張	一三・〇	面幅	一一・四

〔図12〕

(2) 薬師如来坐像

胸奥（右）	一二・七	（左）	一二・六	腹奥	一四・六
肘張	三〇・二	袖張	二九・四	裾張	二三一・三
足先開（外）	一四・四				
		（内）	六・四		

木造・古色（現状）・彫眼。半丈六の大きさをもち、今回の調査ではベースと人員の問題から像底・像内の観察には及べていない。

〔図11〕

台座 高四一・〇 幅五五・二 奥三九・九
〔品質構造〕
木芯を背面中央にこめた針葉樹（ヒノキか）の堅一材から像全体を彫出し、背面より長方形の輪郭をなす内刳り（肩以下、地付より約一cmの高さまで）を施し、蓋板を当てる。

〔保存状態〕

右手先・右袖口、左手先（持物と左袖口を含む）、両足先、台座は後補。なお今回、本体と台座を分離できなかつたため、像底の観察には及べていない。

〔備考〕

一、髪際高で約三尺をはかる。面幅が大きく眉・眼を浅く刻む顔、側面では奥行を抑えた体躯や地髮の上方が後ろに張った頭部などに、定朝様を受けた造形を示す。衣文は全体に簡素で脚部正面では陰刻線であらわし、背面や左肘周辺には粗いノミ痕を残すなど、最澄自刻とされた比叡山根本中堂本尊への意識を考えさせる点をもつ。肉髻と地髮との段差が浅い点も、あるいは天台薬師の伝統を汲むか。

二、左手先が遊離しかけているなど、随所に虫食により脆くなつている箇所があり注意を要する。

『輪島市史』は「一木割矧、内刳。漆箔（後補）・両手後補・薬壺亡失。（中略、法量の細目を記載）鎌倉初期の製作と思われる堂々たる坐像であるが、江戸時代頃か顔面に手を加えられているのが惜しい」と記す。作期の理解は平安時代と改めうる。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。螺髮は粒状に刻出し、肉髻部一〇段、地髮部七段、正面髪際で三二粒を数える。白毫相。耳朶は環状、貫通。三道をあらわす。両胸と腹の括れ線各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸ける。右手は深く屈臂して掌を前に向け、全指を伸ばし施無畏印をなす。左手は屈臂して膝の上で仰掌する。左足を外にして結跏趺坐する。

〔法量（cm）〕

像高	一三六・三	髪際高	一二二・二
頂—頸	五〇・八	面長	二六・九
耳張	三六・三	面幅	二九・五
胸奥（右）	三七・八	（左）	三六・二
膝張	九五・三	膝高（右）	一九・三
〔品質構造〕		（左）	一九・八

頭体の幹部は耳の後ろを通る線で前後二材を矧ぎ、両肩以下、両脚部を別材製とする。前方材外側に小材を矧ぐ。

〔保存状態〕

白毫、左耳朶、右肩から先、左袖口、左手先、前方材左外側の小材

は後補。持物（薬壺）、前方材右外側の小材は亡失。上唇周辺は鈍く、彫り直しあるいは後代の仕上げによるか。

〔備考〕

一、球状の概形をなす奥行きの深い頭部、前面から両側面への移行が急な幅の広い顔面と目鼻立ち、両耳の後方と螺髮との間を広くつくる点などに、いわゆる康尚時代の作風の反映が認められる。制作時期は平安時代十一世紀前半にはさかのぼるとみられる。

（3）阿弥陀如来立像

木造・素地（現状）・彫眼。本像は能登半島地震による損傷で随所の矧目が離れ、仰向けに寝かせた状態で養生されたままの状態にあるため、今回は簡略な観察にとどまつた。本稿での図版掲載は控える。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。三道を彫出する。両胸と腹の括れ各一条。裙（正面中央で右前にうちあわせる）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は屈臂、右手は垂下し、それぞれ掌を前に向け第一・二指を相捻じ、阿弥陀の来迎印をあらわす。両足を揃えて立つ。

〔法量〕

調査時は計測不能。『輪島市史』が像高（九四・五cm）ほかの実測値を記載している。

〔品質構造〕

針葉樹材製（ヒノキか）。頭部と体部の木目は連続しないかとみら

れ、元来はそれぞれ別の像のものであつた可能性も考慮の要がある。

頭部（木芯を右眼の外側あたりに外す）・体部ともそれぞれ堅一
材からつくり前後に割り矧ぎ（体部背面は未確認）、体部は三道下で
割首し、内刳りを施す。両肩以下、両手先・両足先を別材製とする。

〔保存状態〕

現状、頭部と体部、体部の前後の矧目が分離しており自立不能。肉
髻の一部を欠失する。頭部の後方材・鼻先・右耳朶（環状、不貫）は
後補。左耳朶は亡失。

〔備考〕

一、輪島市指定有形文化財（昭和四十九年七月二十三日付）。

二、『輪島市史』は「桧材。寄木造。現状古色。髻部若干破損、後頭
部・背部・両手後補。（中略、法量の細目を記載）もと重蔵権現講
堂の本尊であったが、神仏分離で同庵（杉崎注 浜薬師庵）に安置
したものである。藤原時代末期と推定されて佳作である」と記す。

三、展示歴に石川県立歴史博物館「石川のお宝史—名宝から文化財

へ」（秋季特別展、二〇〇七年九月二十九日～十一月十一日）が
ある。

四、前項の薬師如来立像と法量・作期とも相近いが、本像の方が洗練
された作域を示す。頭部と体部が元来別の像のものであるならば、
体部の制作時期は若干後れ、鎌倉前期にかかる可能性も留意され
る。

（帝塚山大学文学部日本文化学科教授）

1 能登半島北部地域を意味する「奥能登」は、平成の市町村合併後の自治体
でいえば珠洲市・輪島市（旧門前町域を含む）・能登町（旧能都町・旧柳

田村・旧内浦町）・穴水町が該当する。

2 第一回＝二〇二〇年九月十四日・十五日（穴水町明泉寺）、第二回＝二〇
二一年三月二十六日（輪島市岩倉寺）・二十七日（輪島市粉川寺、重蔵神

社）、第三回＝二〇二一年十二月四日（珠洲市翠雲寺、南觀音院）・五日

（輪島市高田寺、珠洲市曹源寺）。

3 明治三十三年四月七日付（いざれも文化財保護法により重要文化財に移
行）。東京国立博物館寄託。『石川県鳳至郡誌』に「明治三十三年五月内務

大臣より修理保存金を下附せられたるを以て、東京美術院にて修繕を加へ
たり」とある。

4 法華寺不動明王坐像は大正十三年八月十六日付で、須々神社の神像五躯は
同十四年四月二十四日付で国宝に指定された（現・重要文化財）。

5 石川県編・刊『石川県神社仏閣古美術概観』第一輯（一九三八年）・第二
輯（一九四二年）。

6 昭和十二年八月二十八日付（『重要美術品等認定物件目録』による）。

7 昭和六十年六月六日付（指定名称「銅造如來及両脇侍像」）。

8 『宗教平和博覧会案内』・『全日本宗教平和博覧会誌』。いざれも福間良明監
修・解説『戦後博覧会資料集成』三（ゆまに書房、二〇二〇年）に複製さ
れている。なお松岡寺像の来歴について詳解した文献を知らないが、移入
の事情を端的に明言する史料が、明治二年六月付で粟田口定孝（一八三七
～一九一八）が松岡寺住職沢融に宛てた、本像の附属状というべき文書で
ある（『内浦町史』一、一九八一年）。定孝はもと興福寺養賢院住職であつ
たが維新に際し還俗、粟田口家を創始していた。定孝は「当院重宝」で
あつた太子像を、彼の妹雅子が嫁いでいた松岡寺に委ねたことがわかる。

9 川勝政太郎「能登文化財紀行」一～五『史迹と美術』三〇一九～三一～三、一九六〇年十月～六一年三月）、同「続・能登文化財紀行」一～五『史迹と美術』三三一～五、一九六三年一月～五月）。以下、川勝氏の見解の引用はすべてこれによる。川勝氏来訪以前、九学会連合による能登

調査が実施されているが、美術史研究者の参画はみられない（九学会連合能登調査委員会編『能登―自然・文化・社会―』平凡社、一九五五年）。川勝氏来訪との先後を知りえていないが、石田茂作氏（一八九四～一九七七）はその著『塔・塔婆・スツーパ』（日本の美術七七）（至文堂、一九七二）の表紙に明泉寺石造五重塔をとりあげ、その解説中に「戦後明泉寺の仏像調査の依頼をうけて同寺を訪れた」と記している。なお石田氏は一九五四年、沖波十三塚（穴水町指定史跡）の発掘調査を行い所見を残している（森本尚平記者「埋もれる「沖波十三塚」』『北陸中日新聞』WEB版二〇二三年一月二十六日付記事）。

10 櫻井甚一「川勝博士に能登文化財調査をお願いして」『能登の文化財』一、一九六二年。同号は右の「能登文化財紀行」を転載する。

11 『輪島市史』資料編第三巻考古・古文献資料（一九七四年）の「四 造形文化資料」の章は櫻井氏の執筆にかかる。

12 そのことは、たとえば石川県立歴史博物館編『懸仏への祈り』展図録（二

13 一九八七年）卷末の参考文献欄を一見するのみでも了解される。

14 総括的著述として、遺著『地方仏を歩く』二（北陸近江伊勢編）（日本放送出版協会、二〇〇四年）所載「奥能登の神と仏」を挙げておく。

15 北春千代「能登地区の仏像」（松島健編『仏像を旅する 北陸線』至文堂、一九八九年）。ここにとりあげられた作例の一、松岡寺聖徳太子立像（先述）は翌々年秋、松島氏が関わった文化庁の日本古美術海外展に出陳され（松島「大英博物館「鎌倉彫刻展」顛末記」『月刊文化財』三四一、

一九九二年）、一九九三年に国の重要文化財となっている。

16 久野健監修『仏像集成 日本の仏像2 〈中部〉』（学生社、一九九二年）。石川県の部の解説担当は北春千代氏。

17 石川県立歴史博物館編『能登最大の中世莊園 若山荘を歩く』展図録（二〇〇〇年）。

18 石川県立歴史博物館編『能登 仏像紀行』展図録（二〇〇三年）。

19 本谷文雄①「能登の禅宗寺院に伝わる院派の仏像」（『石川県立歴史博物館紀要』一五、二〇〇三年三月）、②「能登に伝わる木彫仏の系譜」（『石川県立歴史博物館紀要』一六、二〇〇四年三月）。

20 奥健夫「高野山奥院護摩所不動明王像と石川法住寺不動明王像」（同『仏教彫像の制作と受容―平安時代を中心に』）中央公論美術出版、二〇一九年）。

21 和歌山県立博物館編『高野山麓 祈りのかたち』展図録（二〇一二年）、大河内智之「仏像の移動とその実態―彫刻資料から地域史を読み解くために―」（和歌山県立博物館研究紀要）一九、二〇一三年）。

22 石川県立歴史博物館編『いしかわの神々―信仰と美の世界―』展図録（二〇一九年）。各論の一つとして奥健夫「神像の成立と久麻加夫都阿良加志比古神社の神像」を収録する。

23 伊東史朗総監修・長岡龍作監修『神像彫刻重要資料集成』第一巻「東日本編」（国書刊行会、二〇一二年、石川県の遺品の解説執筆は奥健夫・北春千代・長坂一郎の各氏）。

24 『能登の文化財』五〇（二〇一六年）は「能登の仏像」を特集する。

25 ①宮野純光「奥能登における真言宗寺院の総合調査―町野結衆寺院を対象として―」（二〇一七年）、②同『奥能登における真言宗結衆寺院の総合調査―町野・中居・木郎三結衆寺院を対象として―』（二〇二〇年）。

26 『法住寺史料調査報告書』（珠洲市教育委員会、一九九九年）。

- 27 北山真由子記者「揺れに耐えた「毘沙門様」平安期の木像見つかる」
〔北陸中日新聞〕WEB版二〇〇七年四月二十一日付記事)。
- 28 日暮大輔記者「平安後期か 観音像発見 門前の八幡神社、氏子らに公開」
〔北陸中日新聞〕WEB版二〇一〇年十一月二十五日付記事)、「門前に平安後期の観音像発見 秋葉乗り越え 神社で発見」(同前)。
- 29 西山郷史「能登国三十三観音巡礼」(能登の文化財)二三、一九八九年、
眞野俊和編『巡礼の構造と地方巡礼』(講座日本の巡礼三)「雄山閣、一九九六年)に再録)、同「能登国観音札所 紀行」(注18前掲書)参照。
- 30 長谷進編著『穴水町の集落誌』(穴水町教育委員会、一九九二年)「五二
明千寺」の項参照。
- 31 仏像に関しては、本稿既出のもの以外に次の文献がある。①「明泉寺の石塔・遺物」(石川県史蹟名勝調査報告)三、石川県、一九三五年)、②北春千代「明泉寺の平安仏」(図説穴水町の歴史)穴水町役場、二〇〇四年)、③岡本伊佐夫「穴水町の仏像」(能登の文化財)五〇、二〇一六年)。
- なお奥能登地域における丈六の平安仏として、金蔵寺(輪島市町野町)の木造不動明王坐像(頭部は平安後期、市指定文化財)があるが、江尻寅次郎編『町野村誌』(町野史談会、一九二六年)に「口碑伝フル処ニ拠レハ、本郡鵜川村明千寺ヨリ調シタル佛ナリトアリ」とみえる。さらに明泉寺に關して、『三州奇談』(前掲)の「玄門の巨仏」の章段が注意をひく。丈六仏の新規造立に際し、明泉寺にあつた古仏の頭部をもらい受け、体部を補作してことをなした話が語られているからである。玄門寺(金沢市東山、淨土宗)には、丈六の大きさをもつ阿弥陀如来立像(木造漆箔・彩色)が存し、宝暦八年(一七五八)発願といふ。その頭部として、明泉寺にあつたもう一つの巨像が現存している可能性に留意しておきたい。筆者は以前、「越前町の特色ある木彫像数例を考えるために」(鉈彫/荒彫、

- 32 立木仏、樹相の表出/内包をめぐる文献目録と研究史雑記」(越前町織田文化歴史館研究紀要)三、二〇一八年)において鉈彫の作例一覧を掲出したが、そこでは明泉寺の二躯を洩らしていた。注15前掲の北論文は、明泉寺の木彫仏中に鉈彫が存することを手短にふれている。
- 33 以下、ここで記す各像の像高は、注31②前掲の北論文によつた。
- 34 岩倉寺の棟札および中近世の状況に関しては、滝田涼子「中近世移行期における荘鎮守の復興と在地社会」(同『中世在地社会の共有財と寺社』同成社、二〇一九年)が詳論している。
- 35 36 秘仏本尊に関し、大正九年六月の『北陸毎日新聞』に掲載という「能登粉川寺の縁起と奇習」(日置謙編『石川県鳳至郡誌』(鳳至郡役所、一九二三年)所引)にみえる記述を、孫引きながら掲出しておく。「紀州粉川寺の観音と、同木同作の靈像を本尊とし(中略)右の靈像は等身大の立像にして、夙に古名作として識られ、往年国宝調査会より係員出張、親しく検分せるも、惜いかな殆んど上半身は俗惡なる修飾を施されし為め、稀代の逸品も遂に国宝に指定せられざりき」。
- 37 本稿掲載の図版は、一般の調査時に石川県立歴史博物館が撮影した画像と化仏は頭髪を螺旋髪ではなく渦巻状(波状髪)とする。光背に千手を浮彫で使用を基本とし、以下は筆者撮影の画像を用いた。
- 図7 岩倉寺二天王立像のうち
両像の全図と左方像の面部を除く全て
- 図9 岩倉寺毘沙門天立像のうち 頭部右斜側面
- 図10 粉川寺金剛力士立像のうち 吮形像の頭部を除く全て



図1 明泉寺 千手観音立像





図2 明泉寺 伝阿弥陀如来立像





図3 明泉寺 菩薩立像





図4 明泉寺 鬼板

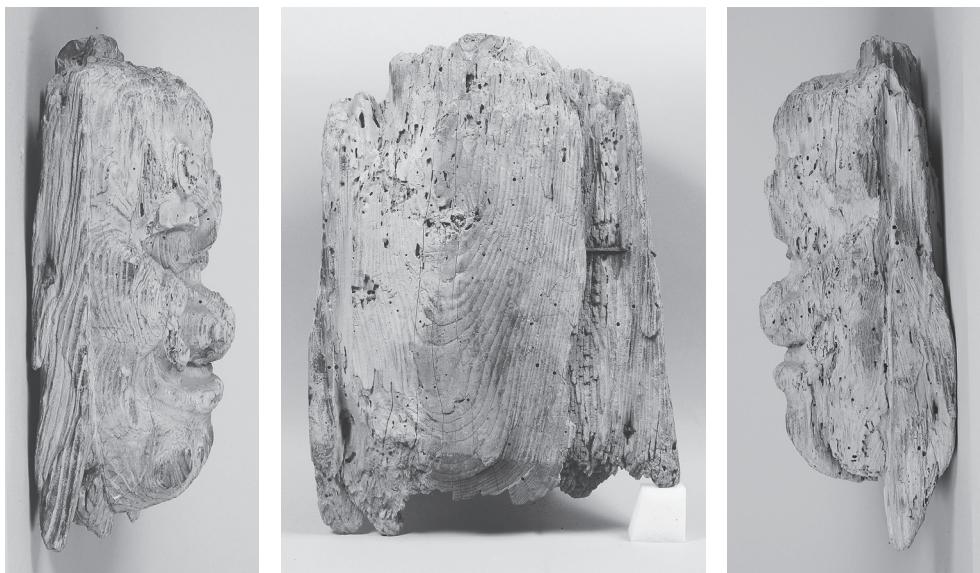
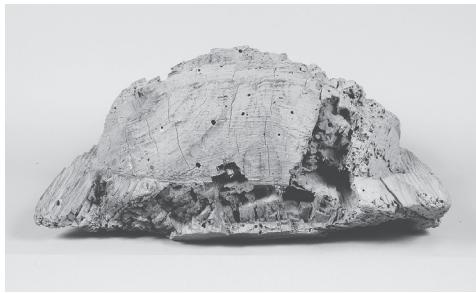




図5 明泉寺 地蔵菩薩立像



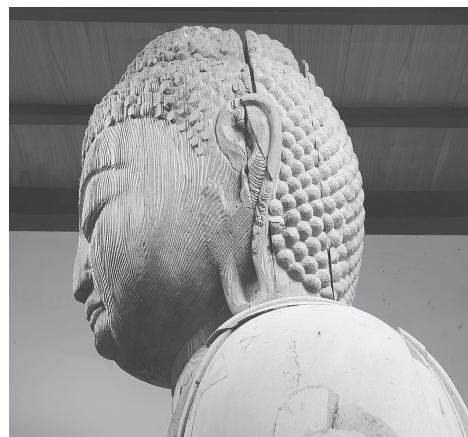


図6 明泉寺 阿弥陀如来坐像



図7-1 岩倉寺 二天王立像のうち 左方像



図7-2 岩倉寺 二天王立像のうち 右方像



図8 岩倉寺 地蔵菩薩立像





図9 岩倉寺 毘沙門天立像



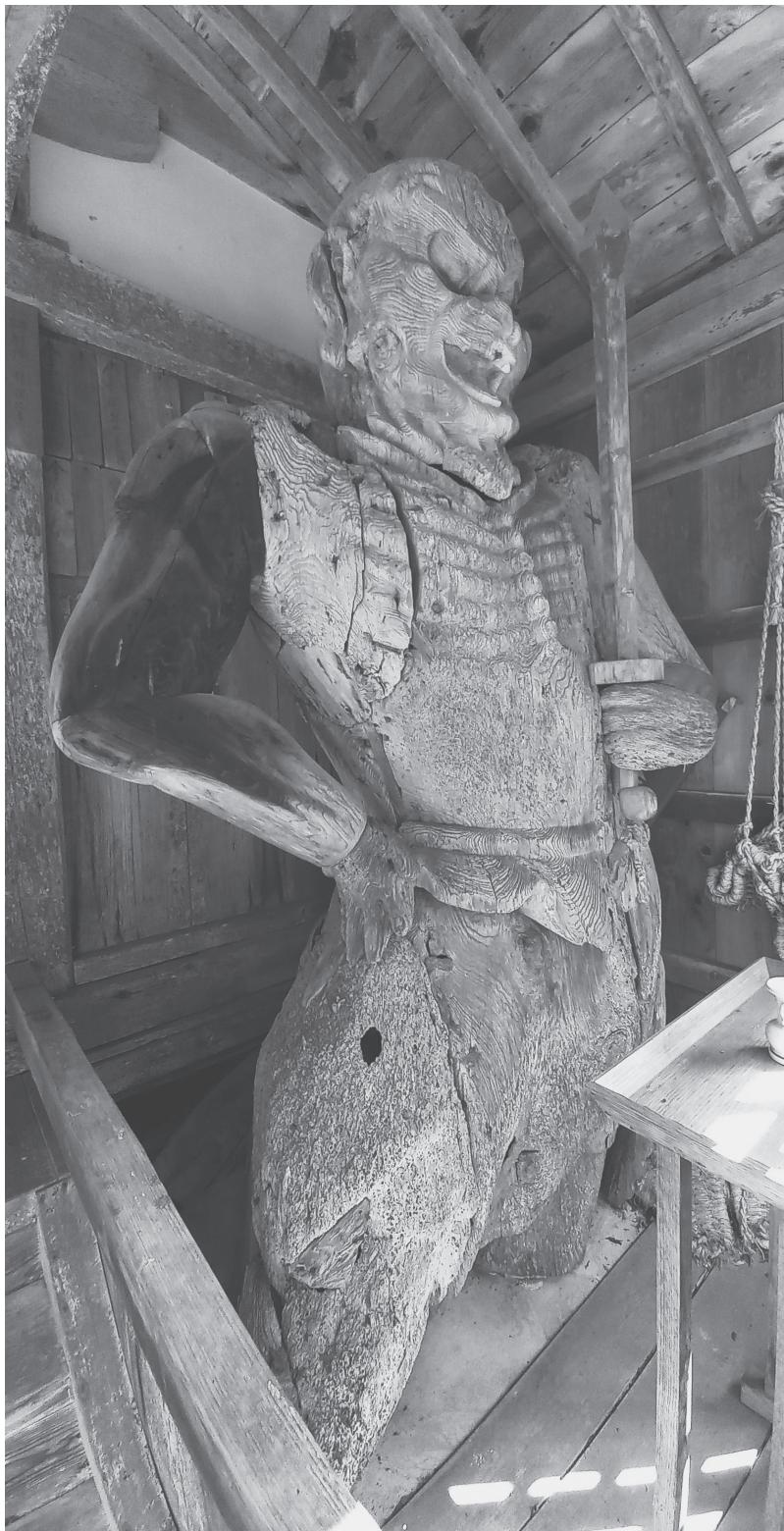


図10 粉川寺 金剛力士立像



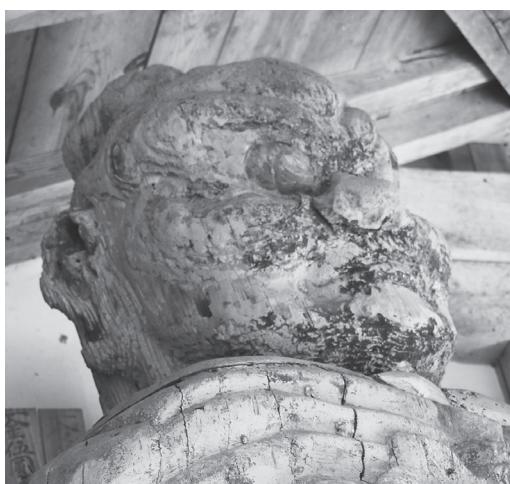




図11 重蔵神社（浜薬師庵旧在）薬師如来立像





図12 重蔵神社（浜薬師庵旧在） 薬師如来坐像



図13 明泉寺 阿弥陀如来坐像

十六世紀の明泉寺を探る

—成身院宗歎の活動から—

岡崎道子

はじめに

泉寺を物語る史料は極端に少ない。

白雉山明泉寺は、石川県鳳珠郡穴水町字明千寺に所在する真言宗の古刹で、中世においては地名と同じく「明千寺」と記述されていた¹。この明泉寺には県指定文化財の木造千手観音立像（秘仏）をはじめ、複数の平安仏が安置されており、しかもそのいくつかは巨仏、あるいは巨仏の仏頭である。詳細は本書に収録された杉崎貴英氏の論考を参考されたい。また鎌倉時代の石造五重塔（重要文化財）や、鎌倉（室町時代の石塔群（県指定史跡、通称鎌倉屋敷）など石造遺物の宝庫でもあり、弘法大師の修行中に天から降ってきた石が落ちた「明星池」（現在は埋め立て）や梶原景時寄進と伝わる手水鉢など、靈場にふさわしい舞台装置を多数備えた寺院である。しかしながら中世以前の明

同寺に伝わる縁起（近代に制作されたものか）に拠れば、その草創は孝徳天皇の時代、本尊千手観音が天皇の靈夢に現れたのを契機とし、勅願の靈場として成立したとある。またこの時に、本堂・護摩堂・阿弥陀堂・釈迦堂・東塔・西塔・春日若宮の祠廟を造営したとする。その後弘仁年中（八一〇—一四）に至り弘法大師が求聞持法の修行を行い、また源頼朝が料田を寄進して主従逆修の五輪塔を建立し、北国無双の大伽藍となつたが、天正年間（一五七三—一九二）の兵火により堂塔はみな焼亡、しかし千手観音は無事であったと記す。縁起の記載を裏付ける資料はないが、本尊千手観音立像の成立年代が十一世紀であるので²、遅くとも十一世紀には存在していたとみて良さそうである。

なお『石川県神社仏閣古美術概観』は明泉寺が丘陵に建立され地形に沿った伽藍配置であること、平安時代初期の制作とみられる仏像が安置されていることから、その開創を平安時代初期と推測している³。しかしながら安置されている仏像の成立年代と寺院の開創年代は必ずしも一致せず、開創年に上限を設けることにはやや疑問が残る。これ以前の縁起については、かつて建仁二年（一二〇二）八月に作られたものがあつたらしいが⁴、現在所在不明である。

さてこうした縁起に対し、明泉寺の史料上の初出は『実隆公記』大永八年（一五二八）六月八日条で⁵、

（前略）又成身院號明千寺、以使者送守護之書狀、就源氏之抄有申子細等、則遣返事、成身院越後平貫一端送之、自愛々々、

とある。この記事は明泉寺の僧である成身院宗歎が、能登守護畠山義総の書状を京都の公家・三条西実隆へ届け、自身も越後平貫を送つたという内容で、これ以前の明泉寺の実態は杳として知れない。宗歎の活動自体は永正十四年（一五一七）が初出であり、また大永八年以降も史料上に散見する。この宗歎に関する一連の記事以外で中世明泉寺に関する文字資料としては、「諸橋稻荷神社文書」天文元年（一五三

二）七月付の「諸橋六郷・南北□□注文」のみとなる。これを見ると

廿七間 やなミ村 屋なミ之内貳間鶴川炭竈、

諸橋六郷・南北□□注文
此内廿九間明千寺、

百七十六間 諸橋本郷

（後略）

四十二間 古君村

百七十六間 諸橋本郷

とあって、古君村の中にある棟別錢負担家屋四十二軒のうち、二十九軒は明千寺に所在する事がわかる。しかしこの情報だけで、中世の明泉寺を考えることは難しい。また近世初頭の史料として天正二十年（一五九二）六月十八日の「明千寺觀音堂造立棟札」が挙げられるが、中世の明泉寺を探る史料としては新しすぎる。

このように文字資料の乏しい状況にあって、中世明泉寺に関する先行研究は複数存在する。『石川県神社仏閣古美術概観』は室町時代末期作と推定される「明泉寺絵図」に描かれた境内図を小字名に照らし、往時の伽藍配置を検討している⁶。『諸橋村村史』は源頼朝との関係について、鎌倉の若宮八幡宮別当の降弁が北条時宗誕生時の功により恩賞として諸橋保を与えられ、明泉寺の先住になつたとし、ここから明泉寺は源頼朝存命時より祈願寺だったと推測している⁸。しかし明泉寺先住を隆弁とする史料は同時代には見えず、見解には疑問が残る。『穴水町の集落誌』は明泉寺に仏像や石造遺物が多く残る理由として、明泉寺の位置する諸橋保が如意寺、金峰山寺の經營に関わっていたことや、能登守護吉見氏・畠山氏の外護を受けたであろうことを要因に挙げている⁹。

このように中世も早い時期の明泉寺については、絵図や仏像を中心とし、文献からアプローチは非常に厳しい。そこで、中世明泉寺を文献資料から探る唯一の手がかりともいえる成身院宗歎に注目したい。宗歎に言及した先行研究としては、まず『七尾市史』が挙げられ¹⁰、ここで大永三年九月二十一日の連歌会（後述）に宗

歓が出席していたことのみ触れる。『穴水町の集落志』では宗歓が実隆に依頼して「明千寺勧進帳」の外題に揮毫を受けたこと、義総の使僧として度々実隆を訪ね「色紙伊呂波」等の書写を求めたこと、七尾での連歌会に列席したことなどを挙げ、さらに義総没後に守護義続の使僧として室町幕府や本願寺との外交交渉にあたつたことを指摘する¹¹。また『新修 七尾市史』では宗歓が義総の側近として活動しており、実隆に「色紙伊呂波」「明千寺勧進帳」(清書)等を所望して贈られるほどの文人であつたと紹介、能登山伏(後述)などと共に義総へ中央や地方の情報をもたらし、その文芸活動を陰から支えたと評している¹²。以上述べてきたように、宗歓の事績についてはある程度整理されているが、主要な事績を並べるだけでは得られる情報に限りがある。本研究ノートでは宗歓の一つ一つの動向を時系列に沿つて検討することで、宗歓の人物像を明らかにし、中世明泉寺の実態を解明する一助としたい。なお【表1】は、宗歓の活動をまとめたものである。適宜参考されたい。

一、能登の文化人として

成身院宗歓の史料上の初出は、『為広能州下向日記』永正十四年(一五二七)十月十六日条で、能登滞在中の冷泉為広に宗歓が錢百疋で入門したという記事である。為広は当時六十年代後半、歌道の大家として知られており、能登守護畠山義総と親交が深かつた。宗歓が何を

目的として、どういった伝手で為広に弟子入りできたかは不明であるが、少なくとも当時、入門費用を支払うだけの経済的余裕があつたことがうかがえる。義総が文芸を好み、その被官にも奨励していた事はよく知られているが¹³、実際為広が能登に下向した永正十四年には¹⁴、義総の被官を中心に少なくとも十二名が為広に弟子入りしており【表2】、多くは謝礼として錢百疋と太刀を納めている。宗歓の支払った謝礼は相場並みだつたようだ¹⁵。

その後永正十五年四月二十日、義総は上洛する為広に対し餞別を贈っているが、この頃義総の被官らも為広に餞別を渡しており、その中に宗歓の名が見える¹⁶。宗歓の餞別は入門時と同じく錢百疋であるが、これは他に比して特別多くも少なくもない額である。なおこの時為広に餞別を贈った者の中には、【表2】で見た為広の入門者も多く含まれております興味深い。

さて、為広に入門してから六年後の大永三年(一五二三)九月二十一日、能登に滞在していた歌人・招月庵正韵が連歌会を催し¹⁷、そこに宗歓の名が見える【表3】。この連歌会は連歌師・月村斎宗碩を客人に迎えてのもので、挙句は義総被官の總宗が詠んでいる。参加者は十八名で、連歌師や義総被官と思われる人物が大半を占める。このうち七名は大永五年七月二十八日に義総が催した連歌会にも参加しており¹⁸、この大永三年の連歌会が、能登一級の文化人達によつて催されたことが窺える。ここに名を連ねる宗歓もまた、文化人として知られていたのだろう。なお参加者には為広の門下や為広に餞別を贈つた人

物が複数おり、為広への弟子入りが、宗歎と他の文化人とを結びつける要因になった可能性も考えられる。

二、能登畠山氏の使僧として

成身院宗歎の事績として特に知られているのが畠山義総・義続の使僧としての活動で、先述の通り大永五年（一五二五）七月朔日、義総からの書状等を三条西実隆へ届けたことから始まる。『実隆公記』によると、この日宗歎は義総より預かった書状と、源氏物語不審一帖、同桐壺巻、花鳥余情・河海抄寄書を届けている。この時の書状には追つて錢千疋を贈る旨が記されており、七月十日に再び宗歎が届けている。その後も十月二十八日に能登へ下向するまで、使僧として六回実隆邸を訪れており¹⁹、その時期・頻度からいって、能登と京を行き来していたのは別の人物で、宗歎自身は在京し、受け渡し役をしていたと考えられる。十月二十六日に実隆へ能登下向の旨を伝えており、実際に四ヶ月近く在京していたようだ。なおこの年の閏十一月十八日に前能登守護畠山慶致が没したが、実隆は弔問の錢千疋を宗歎に送っている。

その後一年と少し間が空き、大永七年二月六日に再び実隆を訪れて義総の書状を届けている。この時は前日に「能登山臥」が実隆を訪れて、宗歎が上洛し、義総の書状を持参する旨を伝えていた。その後二月十七日には坂本へ下向しており、これを聞いた実隆は山伏に宗歎宛

の折紙・扇等を託している。前回に比して短い日程で、同時期に起こった細川高国らと柳本賢治らとの戦闘を避けたものと思われる。この時三条西家は安全地帯と目されていたらしく²⁰、避難してきた人々の受け入れなどで慌ただしかったのも一因だろう。その後もしばらく上洛せず、義総と実隆の書状は山伏や宗歎の中間・與太郎が届けていたが、大永八年八月六日、三度上洛して義総が源氏物語抄を所望している旨を伝えている。この時は十二月十三日に下向するまで、四ヶ月ほど京に滞在していたが、その間義総の使僧としての活動はあまり見えず、一方で実隆との個人的な交流が散見する（後述）。その後享禄二年（一五二九）四月三日、義総が源氏物語抄を催促している旨を書状で実隆に伝えたのが、『実隆公記』に見える使僧としての活動の最後である。

さて、享禄二年以降も宗歎が使僧として活動を続けていたことが、天文十四年（一五四五）六月二十七日付の義総書状から窺える。これは「流芳軒」という人物に宛てたもので、上洛が延引してしまったこと、子細は宗歎に申し含めていること、宗歎からさらに詳しい説明があることを記している。義総はこの翌月の七月十二日に没するのだが、次代の義続も宗歎を使僧として派遣していた。義続使僧として初めて見えるのは、天文十四年十一月二十一日、義続が守護代替りの礼を將軍足利義晴に進上した際、使僧として自身も扇一本と杉原紙十帖を進上した記事である。この時宗歎は義晴の室町殿へ塗興で參上したようで、後にこれを聞いた本願寺蓮如は「不審千万」と評している。

翌年正月二十五日には証如に守護代替りの書状を届けており、同月二十九日には証如に面会、逗留中だった教行寺実誓を交えて三献で迎えられている。翌日さつそく義続への返状および返札を受け取り、帰還したようだ。なおこの時、宗歎は個人的にも証如へ贈り物をしており、その返礼として甲斐絹二端、杉原紙を頂戴している。

以上が使僧としての宗歎の活動である。宗歎のような使者を義総は数人抱えていたようで、宗歎に先行する者として寿慶（寿桂）が挙げられる。義総の書状は、文化人たちの上洛の際に託したり、家中の者を遣ることもあったが、寿慶は京に長期滞在して実隆との取次を担当していた。寿慶の初出は年未詳の七月二十九日付畠山義総書状で、義総が実隆へ「手本」を所望する内容である²¹。この中で義総は寿慶のことを「別而無等閑仁候」と、特別に親密な間柄であると記している。なお義総は早歌本の返礼として錢千疋を永正十七年五月十四日に送つており²²、この時も寿慶が届けている。その後大永三年から五年まで能登下向をはさみつつ十二回も実隆を訪れており、これは同時期に『実隆公記』に記された義総の使者の中で最多である。米原正義氏は寿慶について、能登に下向した中央の連歌師としつつも、能登の人間の可能性もあるとしている²³。使者を務めた回数と、他の文化人と異なり実隆との間に私的な交流を持つていなかつたことを踏まえると、やはり寿慶は能登の人間で、後の宗歎と同じような立場にいたと推測される。興味深いことには、寿慶の使者としての最後の活動は大永五年五月二十三日²⁴、宗歎の使僧としての初出は大永五年七月朔日と、

活動時期が重ならない点である。おそらく宗歎は、寿慶と入れ替わる形で使者のポストを手に入れたのだろう。その入手経緯は不明であるが、寿慶は宗歎も参加していた大永三年の連歌会に名を連ねており【表3】、文化人同士のネットワークがあつたのかもしれない。なお宗歎の後継には安国寺留雲斎寿院が挙げられ、天文二～四年頃より使僧としての活動が見える²⁵。

また、先述の通り実隆を訪れた義総の使者は宗歎だけではなかつたが、彼らすべてがその名を記されたわけではない。特に大永六年から享禄六年にかけては「能登山臥」と呼ばれる人物が散見する。しかし大永八年二月十日に実隆を訪れた「能登山臥帥」以外は人名が記されておらず、この人物が個人だったのか、複数人存在したのかは不明である。実隆にとって、名を記すほどの人物ではなかつたということだろう。裏を返せば、宗歎は実隆にとって、少なくとも名を記す程度には重要な人物だったといえよう。

三、実隆との交流と「明知寺勧進帳」の制作

成身院宗歎は、畠山義総の使僧として三条西実隆を訪れる傍ら、実隆と個人的な交流も行つていた。これは宗歎の先達に当たる寿慶にはみられなかつたことである。初めてそれらしい交流がみえるのは『実隆公記』大永五年（一五二五）八月四日条で、

（前略）成身院來、勸一盞、宗碩來會、來七日發句事等申之、扇

子給成身院了、(後略)

ない。

とある。この時居合わせた月村斎宗碩は連歌師で、実隆とも連歌会で度々同席しており、また宗歎とも大永三年の連歌会で同席している

【表3】義総の書状を実隆に届けることもあった。共通の知人を交えた会話は弾んだのだろうか。この十日後、『実隆公記』大永五年八月十四日条には

(前略) 成身院能州書狀持來、又天野一荷・兩種携之間、勸一盞、持佛堂本尊令見之、(後略)

とあり、義総の書状とともに天野酒一荷、肴二種を持参し、実隆の持仏堂の本尊を拝見している。酒肴は宗歎の手土産と考えられ、義総の使いを務める傍ら、実隆と親密になろうとする意図が窺える。

次第に実隆に接近していく宗歎は、九月二十四日に潤体円十粒を携えて実隆を訪れ、詩歌色紙・伊呂波等を所望する。実隆はこれを了承し、十月二十二日に宗歎へ送っている。宗歎はこの六日後の二十八日に能登へ下向しており、さながら詩歌色紙等の入手が上洛の主目的かのようである。なお同日に歌人の道堅(岩山尚宗)も能登へ下向しており²⁶、同道した可能性が高い。

翌年の大永六年正月十三日、実隆は義総より所望されていた源氏物語聞書等を飯川宗春(義総被官、半隱斎)の侍・平井に託しており、この時義総、宗春、宗歎宛の書状も共に預けている。義総は当然として、宗春も使者平井の主人であるので書状を出す必要があるが、宗歎への書状はどのような用件だったのか。時期的に年始の挨拶かもしれ

翌年大永七年の訪問は前節で述べた通り慌ただしいものだったが、『実隆公記』大永七年二月六日条に

(前略) 成身院來、能州書狀年始禮也、成身院官笥綿一把・鳥子五十枚・海雲三桶持來、(後略)

とあり、個人的な土産も持参していたようである。この時宗歎は和歌懐紙を所望していたようで、実隆は三月十日にこれを書き、十三日に宗歎の中間・與太郎に預けたとみられる²⁷。五月十七日、十月十二日にも実隆は宗歎へ書状を出しているが、内容は明らかでない。

大永八年六月八日、宗歎は実隆に使者を送り、義総の書状を届けると共に越後平貫一端を贈っている。先述の通り、これが明泉寺の初出記事である。この年の八月頃には自身も上洛し²⁸、翌月の享禄元年(二五二八)九月二十五日頃には実隆へ書状を送っている²⁹。そして同年閏九月二十七日、『実隆公記』同日条に

(前略) 成身院來、絹一疋惠之、明千寺勸進帳所望、可清書之由諾了、勸一盞、

とあり、自ら実隆を訪ねて「明千寺勸進帳」を所望したことがわかる。大永七年五月からの一連のやりとりは、この相談のためではなかつただろうか。実隆は二十九日に清書を終え、十月五日には宗歎の使者に古今外題等と共に渡している。その後も十一月二十日と十二月九日、同十二日の三度、使者を介して書状等のやり取りがあり、十二月十三日に能登へ下向している。その後享禄二年にも書状のやり取り

があつたものの、享禄三年十月二十七日に実隆から潤体円を贈られたのを最後に交流は見えなくなる。

以上、宗歎と実隆との個人的な交流をみてきた。やはり特筆すべきは、「明千寺勧進帳」の作成である。実隆は早くから能書家としてその腕を見込まれ、古典の書写や色紙・短冊の染筆を依頼されてきた³⁰。義絶もそうした依頼者の一人であり、その使僧であつた宗歎にとって、実隆へ勧進帳制作を依頼することは大きな目標となつたに違いない。大永五年に能登へ下向してより享禄元年に勧進帳を受け取るべく上洛するまで、宗歎は基本的に能登にあつて使者を介して実隆とやり取りをしている。大永五年、六年のように自ら上洛するのは特別なことで、実隆と親密になるためだつたと推測される。

さて、この勧進帳は現存せず、その内容も全く不明である。手がかりになり得るのは室町時代末期の作と推定される「明泉寺絵図」であるが³¹、これが勧進帳とどう関わつてくるのか、今後検討していくといい。

でなく、身分的にも高い位置にいたのではないかと考えられる。中間の與太郎をはじめ度々実隆のもとを訪れた使者の存在も、それを示唆する。先述した「明泉寺絵図」には大伽藍が描かれており、中世において明泉寺が大寺院であったことが窺えるのだが、今回の検討はその推測を補強するものである。一方で宗歎の京での宿所や道中の旅費の出處³²、明泉寺における宗歎の地位など、不明な点も多く残る。今後の課題といえよう。

今回は文献資料、特に『実隆公記』に注目したが、中世の明泉寺を探る手がかりは「明泉寺絵図」や仏像、石造遺物など豊富に存在する。これらを総合的に検討することで、引き続き中世明泉寺、ひいては中世靈場の実態に迫つていきたい。

1 本研究ノートでは特別な場合を除き「明泉寺」と表記する。

2 本書収録の杉崎氏の論考を参照。なお明泉寺には地蔵菩薩立像（本堂安置）のよう、十世紀末まで制作年を遡れる仏像も存在するが、他の寺院から移動してきた可能性も考慮すると、觀音堂本尊である千手觀音立像の制作年を下限としておきたい。

3 第一輯（石川県、一九三八年）六六頁。

4 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。本書によると、この建仁二年（一二〇二）まで成身院宗歎の活動をみてきた。未だ謎の多い人物ではあるものの、文化人として活動する、三条西実隆と私的に交流を持つなど、ある程度の財力を持っていたことがわかる。しかも守護代替りの礼を將軍に進上する使者を務めるなど、単に金銭的に余裕があるだけ

おわりに

- らしい。
- 5 『加能史料』戦国VIII一二一頁より。
- 6 『加能史料』戦国VIII三一九頁。『加能史料』では「□□」に相当する文字を「棟數」と推定している。
- 7 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。
- 8 浜出藤三郎『諸橋村村史』(石川県鳳至郡諸橋村、一九五五年)四八頁。
- 9 長谷進編著『穴水町の集落誌』(穴水町教育委員会、一九九二年)五七九頁。
- 10 『七尾市史』(石川県七尾市役所、一九七四年)一三三九頁。
- 11 前掲『穴水町の集落誌』五七九頁。なお宗歎が列席した連歌会について、本書は大永三年九月二十一日と同五年七月二十八日を挙げているが、大永五年の連歌会に宗歎は参加していない。
- 12 『新修 七尾市史』14 通史編I 原始・古代・中世 (七尾市役所、二〇一一年) 四一九頁。
- 13 前掲『新修 七尾市史』14 通史編I 原始・古代・中世、四〇四頁など。
- 14 『為広能州下向日記』永正十四年八月一十六日条(『加能史料』戦国VI二七四頁)にて、能登下向のため京都を出発している。また同年九月十日条(『加能史料』戦国VI二八一頁)には能登国府勝禪寺にて畠山大隅守より錢百疋を受け取っている。これらより、到着は九月上旬頃であったと推定できる。
- 15 前掲『新修 七尾市史』14 通史編I 原始・古代・中世、四〇八頁。
- 16 『為広能州下向日記』(『加能史料』戦国VI三五九頁)。原文は「成心院」とあるが、『加能史料』はこれを成身院宗歎のことであるとする。為広との関係からいっても、宗歎を指すと見て問題ないであろう。
- 17 「賦何路連歌」(明治大学図書館所蔵毛利家本、『加能史料』戦国VII一八一頁)。
- 18 「賦何人連歌」(『加能史料』戦国VII二七九頁)。
- 19 後述する私的な交流を含めると、八回訪問している。
- 20 芳賀幸四郎『三条西実隆』(吉川弘文館、一九六〇年初版、二〇一四年新装版第三冊)二〇九頁。
- 21 「三条西家文書」(加越能文庫所収「松雲公採集遺編類纂」百三十三)七月二十九日付書状(『加能史料』戦国VII五四頁)。寿慶の初出は、年代のわかる史料では『実隆公記』永正十七年五月十四日条であるが、この史料では実隆が既に寿慶と知り合っている感がある。一方、年未詳七月二十九日付の史料では義総が実隆に寿慶の紹介をしている。このことから、後者を寿慶の初出としたい。
- 22 『実隆公記』永正十七年五月十四日条、(『加能史料』戦国VII五三頁)。
- 23 米原正義『能登畠山氏の文芸』(下)(『國學院雑誌』第六六卷二・三号、一九六五年)。この説を受け、『七尾市史』『新修 七尾市史』も寿慶を中央から下向した連歌師としているが、寿慶の連歌師らしい活躍は管見の限り大永三年の連歌会のみである。寿慶については、中央人か能登人かだけでなく、連歌師であるかどうかも含めて検討の余地がある。
- 24 『実隆公記』同日条(『加能史料』戦国VII二七二頁)。なおこの時は義総被官の飯川宗春(半隱軒)の使いで訪問しており、義総の使僧としての活動は大永四年八月四日までである(『実隆公記』同日条、『加能史料』戦国VII二〇二頁)。
- 25 年末詳の十二月五日付畠山義総書状(石川県立歴史博物館蔵、『加能史料』戦国IX一七九頁)に名が見える。書状の年代は濱岡伸也「新収蔵 畠山義総関係文書の研究」(『石川県立歴史博物館紀要』一八号、二〇〇六年、一四七頁)による。
- 26 『実隆公記』大永五年十月二十七日条(『加能史料』戦国VII三〇六頁)。
- 27 十三日条には與太郎へ義総あての書状と源氏物語聞書を預けたことしか記されていないが、同条中に「今日人々所望詩哥等書遣之」とあり、また十日に書き上げていた懐紙を預けなかつたとは考え難い。

28 『実隆公記』八月六日条より。この日宗歎は実隆を訪ねている。

29 『実隆公記』享禄元年九月二十五日条に、宗歎からの書状が届いた旨記されている。

30 前掲芳賀幸四郎『三条西実隆』一三頁、一八七頁

31 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。

32 宿所については、『実隆公記』大永七年二月十七日条にて実隆へ宗歎下向の報をもたらした「下京宿」が注目される。

【表1】文献に現れる成身院宗歎の活動

年号	西暦	月日	事項	出典	加能史料
永正14	1517	10月16日	成身院宗歎、能登国滞在中の冷泉為広の門弟となり、銭100疋を贈る。	『為広能州下向日記』	戦国VI284頁
永正15	1518	不明	成身院宗歎、冷泉為広の上洛の際、銭100疋を贈る。	『為広能州下向日記』	戦国VI359頁
大永3	1523	9月21日	成身院宗歎、能登国に滞在していた招月庵正韵の連歌会に参加する。	賦何路連歌	戦国VII183頁
大永5	1525	7月朔日	成身院宗歎、畠山義総の使者として上洛し、義総の書状と『源氏物語不審』等を三条西実隆に届ける。	『実隆公記』同日条	戦国VII276頁
大永5	1525	7月10日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの銭千疋を届ける。	『実隆公記』同日条	戦国VII276頁
大永5	1525	8月4日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、同じく実隆を訪ねてきた月村斎宗頼と同席する。	『実隆公記』同日条	戦国VII276頁
大永5	1525	8月14日	成身院宗歎、畠山義総の書状を三条西実隆に届け、また酒肴を持参。実隆の持仏堂本尊を拝観する。	『実隆公記』同日条	戦国VII291頁
大永5	1525	9月10日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総所望の『源氏物語桐壺巻抄』を清書する旨申し送られる。	『実隆公記』同日条	戦国VII300頁
大永5	1525	9月12日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの背腸20桶と鰯子10桶を届ける。	『実隆公記』同日条	戦国VII300頁
大永5	1525	9月24日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、潤体円10粒を贈り詩歌色紙・伊呂波等を所望する。	『実隆公記』同日条	戦国VII304頁
大永5	1525	10月6日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総（『源氏物語桐壺巻抄』を頻りに所望）の書状を届ける。	『実隆公記』同日条	戦国VII301頁
大永5	1525	10月10日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの銭三千疋を届け、対談する。	『実隆公記』同日条	戦国VII299頁
大永5	1525	10月22日	三条西実隆、成身院宗歎へ所望の詩歌色紙36枚、伊呂波等を贈る。	『実隆公記』同日条	戦国VII304頁
大永5	1525	10月26日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、明後日能登へ下向する旨を伝えて扇や高麗蠟燭等を贈られる。また畠山義総が扇2本に和歌を書き付けたものを所望している旨を伝える。	『実隆公記』同日条	戦国VII305頁
大永5	1525	10月27日	三条西実隆、成身院宗歎に畠山義総宛の書状や義総所望の『源氏物語桐壺巻抄』等を送る。	『実隆公記』同日条	戦国VII305頁
大永5	1525	10月28日	成身院宗歎、能登へ下向か。出発前に、三条西実隆より義総所望の扇を送られたとみられる。	『実隆公記』同26、27日条	戦国VII305頁
大永5	1525	閏11月22日	三条西実隆、前能登守護畠山慶致が没したため、成身院宗歎に弔問の銭千疋を送る。	『実隆公記』同日条	戦国VII310頁
大永5	1525	12月29日	三条西実隆、畠山義総の書状と銭三千疋、成身院宗歎の書状を受け取る。	『実隆公記』同日条	戦国VII299頁

年号	西暦	月日	事項	出典	加能史料
大永6	1526	正月13日	三条西実隆、成身院宗歎へ書状を送る。畠山義総への『源氏物語夕顔巻抄』や書状、飯川宗春への書状と同便。	『実隆公記』同日条	戦国VII318頁
大永7	1527	2月5日	三条西実隆、上洛した能登山伏より、成身院宗歎が上洛して畠山義総の書状を持ってくる旨を伝えられる。	『実隆公記』同日条	戦国VIII39頁
大永7	1527	2月6日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総の年始の書状を届ける。あわせて自身の土産として綿と鳥の子紙、海雲を持参する。	『実隆公記』同日条	戦国VIII39頁
大永7	1527	2月17日	三条西実隆、能登山伏に畠山義総所望の『源氏物語松風巻抄』と、義総・道堅（岩山尚宗）ら宛の書状、油煙墨を渡す。またこの日成身院宗歎がすでに坂本へ下向していることを下京宿より聞き、宗歎宛の折紙・扇等も山伏に託す。	『実隆公記』同日条	戦国VIII39頁
大永7	1527	3月10日	三条西実隆、成身院宗歎所望の和歌懐紙等を書く。	『実隆公記』同日条	戦国VIII40頁
大永7	1527	3月13日	三条西実隆、成身院の中間・與太郎へ畠山義総宛の書状と『源氏物語薄雲巻抄』を託す。	『実隆公記』同日条	戦国VIII40頁
大永7	1527	5月17日	三条西実隆、成身院宗歎へ返事を出す。	『実隆公記』同日条	戦国VIII40頁
大永7	1527	10月12日	三条西実隆、能登山伏へ、畠山義総宛の書状と『源氏物語梅枝巻抄』等、飯川宗春宛の唐刀、成身院宗歎宛の書状を託す。	『実隆公記』同日条	戦国VIII95頁
大永8	1528	6月8日	成身院宗歎、使者を介して、三条西実隆へ畠山義総の書状と、自身からの越後平賀1端を送る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII121頁
大永8	1528	7月19日	三条西実隆、安楽光院（喜溪長悦）より畠山義総書状、成身院宗歎副状を受け取る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII123頁
大永8	1528	8月6日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、畠山義総が源氏物語を所望していることを伝え、八朔の返礼に扇を賜る。また同宿の人物が所望していた実隆染筆の料紙、『皇代記』批点等を実隆より預かる。	『実隆公記』同日条	戦国VIII123頁
大永8	1528	8月14日	三条西実隆、成身院宗歎からの書状を受け取り、三宅小三郎（畠山義総被官）が没したことについて義総へ返事を出す。	『実隆公記』同日条	戦国VIII123頁
享禄元	1528	9月25日	三条西実隆、成身院宗歎からの書状を受け取り、返事を送る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII133頁
享禄元	1528	閏9月27日	成身院宗歎、三条西実隆を訪ね、絹1疋を贈って「明千寺勧進帳」を所望し、清書の約束を取り付ける。	『実隆公記』同日条	戦国VIII138頁
享禄元	1528	閏9月29日	三条西実隆、成身院宗歎より依頼されていた「明千寺勧進帳」の清書を終える。	『実隆公記』同日条	戦国VIII138頁

年号	西暦	月日	事項	出典	加能史料
享禄元	1528	10月4日	成身院宗歎の使者、三条西実隆を訪ねるが会えず。	『実隆公記』同5日条	戦国VIII139頁
享禄元	1528	10月5日	成身院宗歎の使者、三条西実隆を訪ね、宗歎への書状や「明千寺勧進帳」、古今外題等を受け取る。この時飯川宗春等への書状も預かる。	『実隆公記』同日条	戦国VIII139頁
享禄元	1528	11月20日	三条西実隆、成身院宗歎からの書状（古今外題への礼）を受け取る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII139頁
享禄元	1528	12月9日	三条西実隆、畠山義総への書状、合点を入れた『三十首歌』とともに、成身院宗歎に扇を一本送る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII143頁
享禄元	1528	12月12日	三条西実隆、成身院宗歎が翌日能登へ下向すると聞き、伊路波等を書いて送る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII143頁
享禄元	1528	12月13日	成身院宗歎、能登に下向するか。	『実隆公記』同12日条	戦国VIII143頁
享禄2	1529	正月15日	三条西実隆、成身院宗歎からの書状を受け取り、畠山義総へ返事を書く。	『実隆公記』同日条	戦国VIII146頁
享禄2	1529	4月3日	三条西実隆、成身院宗歎からの書状（畠山義総が『源氏物語抄』を催促している旨）を受け取る。	『実隆公記』同日条	戦国VIII162頁
享禄3	1530	10月27日	三条西実隆、能登山伏に、成身院宗歎宛の潤体円を預ける。	『実隆公記』同日条	戦国VIII229頁
天文14	1545	6月27日	畠山義総、流芳軒への書状にて、子細を成身院宗歎に申し含めた旨を記す。	佐藤行信氏所蔵文書	戦国XII37頁
天文14	1545	12月22日	成身院宗歎、畠山義統の使いとして、守護代替わりの礼を足利義晴へ進上し、併せて自身も扇と杉原紙を献上する。	『大館記』天文14年日記	戦国XII83頁
天文15	1546	正月25日	成身院宗歎、畠山義統の使いとして本願寺証如を訪ね、代替わりの音信を贈る。	『天文日記』同日条	戦国XII107頁
天文15	1546	正月29日	成身院宗歎、本願寺証如に三献をもって応対される。この時「一束・一本」を持参する。また室町殿（足利義晴）のもとへ塗輿で参上したことが話題に上り、証如から「不審千万」と評される。	『天文日記』同日条 『音信日記』同日条	戦国XII107頁 戦国XII108頁
天文15	1546	正月30日	成身院宗歎、本願寺証如より畠山義統への返状と太刀・馬代・織筋3端、引合10帖を預かり、自身も返礼として甲斐絹2端・杉原紙を賜る。	『天文日記』同日条 『音信日記』同日条	戦国XII107頁 戦国XII108頁

【表2】永正14～15年（1517-1518）の冷泉為広への入門者（身分は『加能史料』総索引を参考にした）

人名	身分	謝金	日付
宗安	畠山義綱被官	蘇合円5貝、牛黃円5貝、被官にも1貝ずつ	永正14年9月13日
飯川新七郎光範	畠山義綱被官	銭100疋、太刀	永正14年9月14日
桜井基記	一宮社司	銭300疋、太刀	永正14年か
飯川宗春（半隱斎）	畠山義綱被官	銭100疋、太刀	永正14年
後藤兵部丞綱乗	畠山義綱被官	銭100疋、太刀	永正14年
温井藤五郎	畠山被官か	銭300疋、太刀	永正14年
所口常心院	不明	銭100疋	永正14年10月朔日
後藤忠兵衛 ☆	畠山義綱被官	太刀、食籠、指樽	永正14年10月朔日
遊佐孫六	畠山義綱被官	銭100疋、太刀	永正14年
平総知	畠山義綱被官か	銭100疋、太刀	永正14年
隱岐藤四郎統朝	畠山義元・義綱被官	銭100疋、太刀	永正14年
齋藤兵庫	畠山義綱被官	銭100疋	永正14年
伊丹彦四郎	不明	銭100疋、太刀	永正14年
成身院宗欽	明泉寺僧	銭100疋	永正14年10月16日
所口觀音坊	不明	銭100疋、折紙	永正15年2月26日

☆…入門とはっきり書かれてはいないが、為広に謝礼を支払っており、おそらく入門したとみられる。

【表3】大永3年（1523）の連歌会参加者

人名	身分	備考
月村斎宗碩	連歌師	客人
招月庵正韵	歌人	興行主、冷泉為広に餞別を贈る
永閑	連歌師	大永5年連歌会参加
宗景	不明	
寿慶	畠山義綱の使者	
遊佐秀倫	畠山義綱被官	大永5年連歌会参加
飯川宗春	畠山義綱被官、為広門下	大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る
成身院宗欽	明泉寺僧、為広門下	冷泉為広に餞別を贈る
寺岡経貞	畠山義綱被官	大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈るか
総宗	畠山義綱被官か	
伊予屋宗伯	不明	大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る
飯川光範	畠山義綱被官、為広門下	大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る
半井明宗	不明	
等順	不明	
招月庵桂莊	正韵弟子か	
重建	不明	
招月庵圭純	正韵弟子	
井上総英	畠山義綱被官、能書家	大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る

『賦何路連歌』（明治大学図書館所蔵毛利家本、『加能史料』戦国VII182頁）より

幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽

—附・石川県立歴史博物館蔵「加藤家文書目録」—

濱岡伸也

はじめに

近世から近代にかけての日本海を中心とした海運を論じる際、北前船という言葉は避けては通れない。しかし、現在一般的に理解されている北前船という概観では説明しきれない数多の事象が確認されていことから、北前船という言葉の使い方に気を付ける必要があると指摘してきた。船 자체を北前船と呼び、和磁石や望遠鏡、懸硯や半櫃、帳箱などの道具類は北前船の道具と呼び、船持ちは北前船主と呼ぶ。地元では生産されない生活用品や食物、植物などは、北前船で運ばれたという。そう説明することで、その物・その事象の周辺にある事実の認識が薄められ、大切な情報やものの本質がなおざりにされている感が否めないのである。

史料から窺えることは、十八世紀後半から明治初頭（明治九年頃）にかけて、加賀・能登・越中の廻船問屋の中には、複数の弁才船を各地に配して、活発な経済活動を行っている者が少なからずいたということである。彼らは、地元や大坂に加えて、新潟や酒田、秋田、深浦などにも冬廻いを行い、それぞれの地を出入船の拠点として複数のルートを他の廻船問屋たちとも巧みに利用し合って、広大な流通シス

テムを運用していたと考えられる。

本稿では、そうした概観からさらに踏み込んで、北陸より北の地に冬廻いを行つてゐる廻船問屋の廻船の運行状況や経営形態や実情を考察する。加えて、冬廻いの地として選ばれてゐる地域（湊）との関係を、地域の面から考察することを目的としている。論を展開する前に自分の用語の使用範囲について明らかにしておきたい。

廻船・・船のこと。客船帳でもわかる通り、江戸時代の日本海には日本全国といつていいくらい各国（相模、日向、伊予など）の（名称）の船が就航してゐた。その事実を確認するため、「北前船」という言葉を用いない。

廻船問屋・・江戸後期以降の船持ちは、船の運用は家族や一族、雇などの船頭にゆだね、自らは居屋敷にて情報収集を行い、各船に指示を伝え、廻船の報告を受ける者が多かつた。その場合、船ごとの運行ルートやトータルでの経営管理は船主が行つていると考えられる。これは「北前船主」というよりも管理体制がしつかり確立しているということである。混用を避けるため「廻船問屋」を用いる。これらを確認したうえで、検討に入りたいと思う。

一、羽州酒田の宿 本間屋弥三郎

（一）本間弥三郎家出

二〇一九年の「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究¹」でも紹介した「加賀藩文書」No.0072「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」の史料は、持ち船を地元や大阪ではない出羽・酒田で冬廻いしていた例として掲示した。その後、文中でも指摘した「鳴崎家文書」に含まれる同様の文書とともに、内容を検討した結果、興味深いことが分かつてきた。そこで、双方の文書を掲示して内容を検討していくこととする。

本間弥三郎迷惑に付嘆願覚（加賀藩文書No.0072）

「 ①乍恐以書付御歎願奉申上候

私儀去亥十一月中御当所江廻船仕船場町宿本間屋
弥三郎江當春請取候積ニ而預置候金子四百七拾五両
相渡不申候ニ付追々引合候處兎角彼是申訛いたし
日延仕一向相渡不申候ニ付尚追々引合候内弥三郎儀
如何差心得候哉当二日手代共江書付差置家出仕候趣
何共当惑仕候依之本店本間正七郎殿江追々罷出
御願申上候得共兎角取合不申旅人之私何共可取計
手段茂無之甚以迷惑仕候依之御時節柄奉掛
・・・

御苦勞候儀何共恐多奉存候得共格別之以思召

御上様御威光ニ而本店本間正七郎殿より為渡候儀

厚御利解被成下置度奉願上候乍恐此段以書付

御歎願奉申上候以上

加州本吉

角屋九兵衛船

沖船頭善四郎

酒田湊

御役場

・・・

②乍恐以書付奉願上候

先達而奉願上候本間屋弥三郎江預置候金子之儀

尔今何之御沙汰茂無之何共迷惑仕候先達而茂奉願上

候通期永々二相成候而者国元主人江申訛難相立勿論

家内之者茂必難渋可仕何共歎ヶ敷奉存候尤先年

本間正七郎殿より印鑑付書状を以当店迄数代弥三郎

家出仕候逆旅人江迷惑為掛候儀何共難落入奉存候右等

之始末篤与御賢察被成下置早速出金仕候様宜敷

御沙汰被成下置度奉願上候右又正七郎殿相渡不申存寄二茂

御座候ハ、其段早速御座被成下置度乍恐右當店

以書付奉願上候以上

加登屋九兵衛船

子七月

沖船頭善四郎

③乍恐以書付奉申上候

私儀船場町弥三郎掛り合候儀三付当春中より御歎

願奉申上候得共今以何之御沙汰茂無之長々二相成国元

主人江申訛難相立奉存候間此上者鶴ヶ岡

御城下へ罷登御訴訟申上度奉存候間此段以書付御届

奉申上候以上

加州本吉

加登屋九兵衛船

子九月

伝馬町宿

沖船頭善四郎

四郎兵衛

肝煎吉兵衛

酒田湊

御役場

願書写（嶋崎家文書「2—1026」No.9）

（表紙）

嘉永五年

願書写

子四月

①乍恐以書付御歎願奉申上候

私儀去亥冬中御當所船場町宿本間屋弥三郎

方江止宿中小豆買入度相談仕候得共相庭引合

不申候ニ付差直注文致置秋田表江罷下り候所

其後買附出来候趣ニ而私江者不申越津輕表

江津留仕候親權三郎江案内申置同人方武百

五拾兩相渡別紙預り手形取置申候間積船

差下し候処相渡不申勿論弥三郎殿儀者家出

・・・・

仕候趣ニ付旅人之私可取斗手段無之何共

当惑仕候尤先年茂別紙之通大金之掛り合ニ

相成主人前漸取結不省仕候所無間茂又々

莫太之掛合ニ相成候而者申訛難相成依之御歎

願奉申上候御時節柄奉掛御苦勞恐多奉存候

得共何卒格別之以御憐愍本店本間正七郎殿方

相渡り候様厚御沙汰被成下置度奉願上候此段

乍恐以書付御歎願奉申上候以上

嘉永五年 加州栗ヶ崎

子四月 嶋崎徳兵衛支配人
五三郎

伝馬町宿

四郎兵衛

四郎兵衛

肝煎

吉兵衛

酒田湊

御役場

・・・・

②乍恐以書付奉再願候

先達而奉願上候船場町本間屋弥三郎江預置候小豆

并預金之儀尔今何之御沙汰茂無之何共迷惑仕候

斯長々之滯留ニ罷成候而者商売茂相休国元江主人

江申訛相立不申甚以心配仕候猶又諸難用相嵩

旁以難渋仕候間何卒格別之以御憐愍早々出金ニ

罷成候様厚御沙汰被成下置度奉願上候乍恐此段

以書付奉再願候以上

加州栗ヶ崎

嶋崎徳兵衛代

五三郎

嘉永五年子五月

同 本吉

加登屋九兵衛船
沖船頭

善四郎

伝馬町宿

肝煎 吉兵衛

酒田湊

御役場

弥三郎儀者私出店ニ無御座候右四人より書付差上

・・・・・

旧冬弥三郎相対いたし米金取引仕候相滯候分

同人家出仕候ニ付船ヲ相手取無謂書付差上候儀者一向難落入奉存候是等之儀ハ別而申上候通り船家

別訳ケ様ニ而全出店之儀者無御座候右御尋申上候

乍憚以口上書申上候以上

本間正七郎代 子五月九日

本間信十郎

・・・

④乍恐以書付再願奉申上候

私儀先書奉申上候通本間屋弥三郎江大金之掛り合二相成候付本店本間正七郎殿相手取当三月中

願書差上候所御同人代本間信十郎を以答書差

上候ニ付奉申上候御同人申上候ニ者弥三郎儀者家別之訳柄ニ而出店ニ無御座候所私儀弥三郎江相対いたし

米金取引仕相滯候同人家出仕候ニ付正七郎殿相手取無謂書付差上候様申上候得共右者先年

本間正七郎殿御代印鑑付書状を以御頼有之其後

・・・・・

大沼平八病死後本間正七郎御代給左衛門伊兵衛太兵衛

三人為差登其節茂御同人印鑑付書状を以無心

加州宮之腰湊屋左太郎船頭權左衛門同湊
支配人五三郎同本吉加登屋九兵衛船沖船頭
善四郎右四人去冬中新問屋弥三郎江預ヶ置
米金當春相渡り不申把合中右弥三郎家出仕候
何之手段も無之私所本店与見込度々罷越相歎候得共
取合不申候ニ付御役所江御威光本店より出金ニ相成候
・・・

様御歎願申上候ニ付如何之訳ニ候哉御尋ニ御座候依而

申上候右弥三郎家之儀者全私出店ニ者無御座候

先年も申上候通り四拾年已前私別家之者ニ而業用

不都合之節者得願無余儀金子才覚仕追々貸方

相嵩大金相滯居候所右弥三郎病死仕候付津国屋

太助江為請負候得共行届不申其後大沼平八請負

為口所猶平八江多少之貸方一金も返済無御座候不成一通迷惑罷在仕合ニ御座候右申上候訳柄ニ御座候間

置取引致吳候様御願被遣候ニ付先年申上候通り先年

茂大金之掛り合御座候得共
御上様江奉掛御苦

勞候茂恐入殊二正七郎殿方御願有之候家柄二付御沙

汰も不申上不省仕罷在候所今度又々大金之掛合

二相成候ニ付無拠御歎申上候所正七郎殿印鑑付書状

を以相願候を取包布而私儀無謂申掛ニ而茂仕候様

申上候儀御大家二茂不似合御申分与奉存候乍恐此段

萬子甲父乙上文之文、量王支玉皮圭三二二乃九文、一、二、三

篤厚御賈察被成下置度無復是正七郎殿乃出金二
相哉奚嫌宣卿少太坡哉下置度奉頑土奚比殺手凡

林局便林宣微沙江被局一置度支局
以此目人恐

日文書院

嘉永五子年五月 嶋崎徳兵衛支配

五三郎

伝馬町宿

酒田湊
四郎兵衛

御役場 肝煎 吉兵衛

• • • • •

⑤有恐以書付奉願上候

先達而奉願上傾本間屋彌三郎江預置傾小豆
義六今河乙御少太の無乙河分米感士侯元達

而義奉願上侯通斯永々二相成美而著国元主人

江申訳難相立勿論家内之者茂難渋
可仕何共歎ヶ敷奉存候尤先年本間正七郎殿
印鑑付書状を以兩度迄頼越弥三郎家出
仕候逆旅人江迷惑相掛候儀何共難落入奉存候
右等之始末篤与御賢察被成下置早速預品
相渡り候様宜御沙汰被成下置度奉願上候若又
正七郎殿相渡り不申候存寄ニ茂御座候ハヽ其段
早速御達被成下置度乍恐右兩様以書付
奉願上候以上

加州栗ヶ崎

子

七月廿二日

加州栗ヶ崎

嶋崎徳兵衛支配人

伝馬町宿

五三郎

四郎兵衛

肝煎 吉兵衛

酒田湊 御役場

⑥乍恐以書付奉申上候

私儀船場町弥兵衛抱り合之儀三付当春ら數度
御歎願奉申上候得共今以何之御沙汰も無之斯長々
二相成国元主人江申訳難相立奉存候此上者鶴ヶ岡
御城下江罷登御訴訟申上度奉存候間乍恐此段

子九月

鳴崎徳兵衛代

五三郎

伝馬町宿

四郎兵衛

「前欠」

金子預り手形之事

一、金四百七拾五両也

但シ八朱利足付

一

酒田湊
御役場

肝煎

吉兵衛

(二つの史料中の○数字は筆者が付した)

「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」(加藤家文書)は、加州石川郡の本吉湊の加登屋九兵衛と加州河北郡向栗ヶ崎の鳴崎徳兵衛が、嘉永四年(一八五二)の秋から冬にかけて、羽州酒田湊の本間屋弥三郎(本人

は本間弥三郎と記しているので、以後「本間弥三郎」に統一する)に

嘉永五年春の廻船運用まで冬廻いの依頼を行い、資金を渡していたこ

とを伝えている。ところが、五年春に酒田へ行ったところ、本間弥三郎の姿が見えなくなつており、春からの出帆ができなくて、本店と聞いている本間正七郎に対処してほしいと依頼したが埒が明かずに酒田湊の役所へ相談した(加藤の①)。しかし、秋まで何の進展もなく鶴岡藩へ直接交渉するということで終わっている(加藤の③)。この内容から、先行論文では「北ルート」に就役する実例としての紹介に留めた。その後、加藤家文書の詳細や、鳴崎家文書の検討から様々なことが分かつてきた。

まず、加藤家である。加藤家と本間弥三郎との関係は文政九年(一八二六)からの史料が確認されている。それ以降の関係は表1に抽出

してまとめた。「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」で指摘のある四七五両に関して左のような証文が残っている。^②

右之通慥ニ預り申處実正御座候
何時成とも御断次第書面之金子
相渡可申候為其預り手形仍而如件

本間弥三郎(印)

嘉永四年辛亥十一月二日

加登屋九兵衛殿

一

証文は主人の加登屋九兵衛宛であり、加登屋では同年八月にも一五〇両(宛名は加登屋善吉)を渡していた。このように、本間弥三郎との関係は二〇年以上にもわたつており、酒田での取引には全幅の信頼を置いていたと考えられる。そのため、加登屋沖船頭の善四郎は、嘉永四年の航海を終えて船を酒田湊へ戻し、冬廻いの費用として四七五両を支払っていた。

もう一方の鳴崎家はどうだったかというと、嘉永四年の冬に鳴崎家の支配人である五三郎が酒田を訪れ、本間弥三郎の宿に逗留した。その際、小豆の買い入れを相談した。その後、五三郎は秋田へと移動していたが、小豆買付の知らせが、五三郎ではなく、青森にいた権三郎

表1 本間弥三郎関係文書

目録No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	備考
1	金三拾両預り手形（後次）	文政9年8月19日	本間弥三郎			
2	酒田本間弥三郎兵衛送金分預り手形	(文政11) 戊子5月23日	浅香作兵衛	加登屋勘兵衛	切紙	出羽本庄 17両
3	(前次 金子手形)	(天保3) 辰(1)月23日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	
4	金子受取証文	申10月朔日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	100両
5	下り金受取証文	申10月27日	本間弥三郎 代權兵衛	加登屋九兵衛	切紙	250両
6	決算過金通知（前次）	酉10月	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	
7	壳附指上状（前次）	酉11月6日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	
8	大豆買取覚	酉12月19日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	12月から利息懸る
9	新庄御米千俵貸付覚	戌正月5日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	
10	決算書裏書金子受取状	戌11月16日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	裏書は、本間弥三郎 代治三郎、松次郎
11	金子預り手形	嘉永4年8月9日	本間弥三郎	加登屋善吉	切紙	150両
12	金子預り手形（前次）	嘉永4年11月2日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	綿紙	金475両 朱 乱足8
13	木間屋弥三郎迷惑に付歎願覚	嘉永5年9月	加州本吉加登屋九兵衛船 沖船頭善四郎、伝馬町宿 肝煎四郎兵衛、吉兵衛	酒田湊御役場	袋紙	

(五)〔郎の親ししやう〕 いわたひやがれ、権三郎が代金としやう(一五〇両を支払ひた。といふが、嘉永五年の春に酒田を訪れたといふ)、買い付けたはずの小豆がなく、本間弥三郎の所在が分からなくなつていたのである(嶋崎の①)。嘉永五年の四月には、加登屋・嶋崎が個別に交渉していたが、五月になり本間弥三郎と同じ伝馬町の宿・四郎兵衛と町肝煎・吉兵衛の同意を得て、連名で願状を提出した(嶋崎の②)。

やむと、本間正七郎が役所に対し提出した答書の写しが採られており、より詳しく述べがわかる(嶋崎の③)。それによると、本間弥三郎の件で訴えてきたのは、加州宮腰の湊屋左太郎船頭権左衛門、同湊の熊田屋吉左衛門船沖船頭六兵衛、同栗ヶ崎の嶋崎徳兵衛支配人五三郎、同本吉の加登屋九兵衛船沖船頭善四郎の四人もいたことがわかる。また彼らが、本間正七郎を本間弥三郎の同姓として本店と理解

し、賠償を求めたことに対し、本店ではないし全く無関係であるとして次のように回答している。「本間弥三郎に関しては、四〇年前に別家した家で支店ではない。それでも貸しすぎで苦しんでいた時に死去したため、津国屋太助、次いで大沼平人に請け負わせて解決を試みたがうまくいかなかつた（古くは同族であつたので見過ごしてきただけではないが、現在は全くの無関係である）」と。

このなかで「弥三郎病死仕候」としているが、四月の段階で役所から伝えられていないことや、七月以降も「弥三郎家出」と記していることと符合しておらず、実際にどうなのがはつきりしない。しかし、本間正七郎は、自分は本店ではないとして賠償請求の相手であることを否定し、五三郎たちの主張とは平行線をたどつたことに変わりはなかつた。

(二) 宿の機能と沖船頭

このトラブルの結末を語る史料は持ち合わせていないが、「加藤家文書」にはその後の展開を想定させる史料が含まれていた。この点は次章で紹介することとし、ここでは本間弥三郎の「宿」というものについて検討しておきたい。

前節の文書では「御当所〔羽州酒田、筆者注記〕船場町宿本間屋弥三郎」と記されている。もちろん、酒田船場町の宿の本間屋弥三郎（ここでは宿の話なので屋の表記を残す）ということである。船場町と本間屋弥三郎については、住所と名前であつて他意はない。それで

は「宿」はどうか。加登屋の沖船頭善四郎は、「冬廻」として秋から翌春までの船の管理を依頼している。これは冬期間の船の保管と管理である。管理の内容に、出帆までの修理を含む契約かどうかはわからない。ここで冬廻いを委託したので、船頭や水主たちの行き来の滞在や宿泊も、本間屋を利用するのだろうか。明確には記されていない。

他方、嶋崎徳兵衛の支配人五三郎は、「止宿中」と記しており、酒田に来て宿泊場所を本間屋弥三郎宿としているのである。五三郎に関する記述の中で「船」は全く出てこない。五三郎は、自ら船を操るわけではなく陸路や便船によつて各地を移動しながら、嶋崎徳兵衛持ち船用の販路調査や積荷の手配などを行つていたと考えられる。五三郎が本間屋弥三郎に依頼したのは来春に積み込む「小豆」の買い付けであつた。

このように、酒田湊の船場町にあつた本間屋弥三郎は

ア・酒田湊に入る船の世話をする船の宿

イ・旅人や船人の宿

ウ・荷物の出入・売買を行う荷物宿

の三つの機能を併せ持つていたとみられるのである。

ここで、調整を願い出た船頭たちについても検討しておこう。彼らの肩書きについて、沖船頭、船頭、支配人と書き分けている。自らもうであるが、相手方からもそのようにしている。前掲した二つの史料と、「加藤家文書」の使用例などから少し整理しておくこととする。

加登屋九兵衛船の沖船頭善四郎は、安政七年（一八六〇）正月の親

方・加登屋九兵衛と船運用責任者八人が交わした経営の定書⁽³⁾で、三番目に名を連ねており、「相生丸 善四郎」となっている。当時、加登屋は十一艘の船を所有・運用していたが、この八人はそれぞれ一艘を任されており、船の大きさや展開するルートなどによって、加登屋から運用資金を配分され、これを基礎として船の維持管理・商売の拡大を目指していた。この定書やその請書のなかで「船頭」という言葉は出てこない。「相生丸 善四郎」や「加宝丸 又右衛門」という表記である。これまで、「相生丸の船頭善四郎」「相生丸船頭の善四郎」などと「船頭」を補足して使用してきた。しかし、古文書史料の中では「沖船頭」と「船頭」は使い分けが行われている。この本間屋弥三郎の一件でもそれははつきりしている。「宮腰の湊屋左太郎船頭権左衛門」と書かれた権左衛門自身、あるいは湊屋の史料が無いので船頭としての表現がどのようになされるかはわからない。しかし、自分が運用している船を持たずに酒田へ来ていた五三郎は、「嶋崎徳兵衛支配人」と記し、また「嶋崎徳兵衛代」と記すのに対し、善四郎は「加登屋九兵衛船 沖船頭」「沖船頭」と記すのみである。この二つの比較は廻船経営の研究では重要なヒントを与えていた。嶋崎家では、支配人五三郎は代理であり当事者は船主である「嶋崎徳兵衛」であるが、加登屋では加登屋九兵衛持ち船の沖船頭善四郎」が当事者となつてているということである。定書の内容にある通り、善四郎は船の運航管理とともに商売に関しても大きな裁量権を付与されていたと考えられる。定書にある八人は「加藤家文書」の中できばしば「沖船頭」と

して登場する。

もちろん史料には「船頭」という文字は大量に散見される。史料でも「その船の運航に関して責任を持つ者」「船の運航管理をする者として雇われた者」として理解できる。そのなかで「沖船頭」とは、加登屋の善四郎のように「裁量権を付与されている船頭」と理解できる。いつたん船を出帆させると、その年の廻船商売を終えて湊で冬囲いを行い、翌春の出帆までの船自体の管理と積入荷物の手配まで責任を持つ。これが「沖船頭」であり「船頭」と区別されている理由と考えられる。

この裁量権の問題を意識することが、筆者自身が課題の一つとしてとらえている「仕切書」の再検討に重要な意味を持つと思われる。稿を改めて考察してみたい。

(三) 本間屋弥三郎一件の後

「嶋崎家文書」は点数が少なくこの一点のみ、「加藤家文書」にもこの結果を示す史料は含まれていない。そのため、嘉永五年九月時点での「鶴岡城トヘ直接訴える」としていた結果がどうなったのかはわからない。しかし、「加藤家文書」にはその後の加登屋と酒田の関係を示す史料が含まれており、その内容から本間屋弥三郎一件のその後を推し量ることができる。そのきっかけとなるのが左の史料⁽⁴⁾である。

一、金三百両 本間弥三郎

拝借金

子年残金

内

一、武百壱両

丑年迄

廿五匁四分七厘

未年迄上納

一、三両

申年

又右衛門殿江上納

一、武両三歩

武兵衛殿江

一、五両壱歩

又右衛門殿江

一、七両武歩

藤右衛門殿江

一、五両

又右衛門殿江

一、五両

冥加金

六口×廿八両武歩

右之通御座候已上

申十一月

下村屋与吉印

加登屋九兵衛殿

加登屋の沖船頭善四郎が預けて不明となつた四七五両がどのような

交渉結果を経たのかはわからない。しかし、この史料から、問題が発

覚した嘉永五年末には、加登屋が返金される額が三〇〇両となつてい

たことがわかる。しかも本間屋ではなく、下村屋与吉が返済を続けて

きたという事実である。この申年は内容から万延元年（一八六〇）と

推定され、嘉永五年から九年間返済を続けていたことも読み取れる。

万延元年は、返済金を又右衛門、武兵衛、藤右衛門に渡している。彼らは安政七年の定書に名を連ねた運行責任者「沖船頭」たちである。

その先も下村屋与吉は返済を続け、亥年（文久三年＝一八六三）には三〇〇両あつた返済金の残りが七両廿四匁五分三厘にまで減つていった。そして、この頃から「北ルート」において加登屋の廻船活動を担つていた格吉丸利兵衛に対し、その経済活動の資金調達を担つていたのが下村屋与吉であつた（表2参照）。

このように、史料で読む限り、下村屋与吉は本間屋弥三郎の借金を肩代わり返済することで、酒田における加登屋の活動の根幹を支えるまで、密接な関係を築き上げたと考えられるのである。

二、「北ルート」の廻船經營

(一) 越中放生津綿屋と津軽藩

詳細については、拙稿「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」に譲るが、要点と本論に関する視点での考察をあげておくこととする。

越中放生津の綿屋は、天保期に弁才船を買入、そこから廻船業にも参入した。幕末には、能登を含む北陸と津軽、蝦夷地を行き来しており、佐渡や新潟、酒田、津軽深浦などにも入津している。そうした中、明治三年には津軽藩津軽商社の仕事を受け、蝦夷地から海産物を

表2 下村屋与吉関係文書

目録No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	備考
1	337 金子預り手形	巳9月3日	下村屋与吉	加登屋彦四郎	切紙	庄内酒田下村屋 90両
2	351 返済金上納に付書状(前欠)	巳11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切紙	金5両巳年済 ×金29両 永
3	50 武兵衛又右衛門中荷代金返済決算書	申11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	50文8分7厘
4	356 本間弥三郎拝借金返納覚	申11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	
5	354 本間弥三郎拝借金返納覚(後欠)	酉11月	下村屋与吉	(加登屋九兵衛)	切続紙	
6	48 上納金高書上	戌11月	下村屋与吉	加登屋力兵衛	切紙	
7	61 拝借金上納指引覚	亥11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	
8	347 為替手形	慶応元年10月21日	加登屋格吉・刈利兵衛	庄内酒田金子渡主下村屋与吉、金子謹取主栗林清四郎	切紙	10両
9	346 積荷など払済算覚	丑10月23日	下村屋与吉	加登屋利兵衛	切続紙	400両余
10	348 為替金手形之事	慶応2年10月19日	角屋利兵衛	金子渡主下村屋与吉、金子謹取主尾山屋市惑(箱館)	切紙	300両為替
11	59 加登屋利兵衛箱館にて巨額為替作成に付換金御新書状	(慶応2寅) 12月23日	下村屋与吉	加登屋力兵衛	切紙	利兵衛250両→越後新潟三国屋 弘忍吉→酒田又
12	58 利兵衛改吉他返済残金決算書	(明治元) 辰12月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	
13	60 利平へ千両立替等に付書状	10月19日	下村屋与吉	加登屋力兵衛	切続紙	
14	345 運賃之儀承知等に付書状	11月3日	格吉丸、利兵衛	下村屋与吉	切紙	
15	343 為替にて金子用立願狀	11月9日	格吉丸、角屋利兵衛	下村屋与吉	切続紙	仙台、江戸、中湊(那珂湊)
16	344 金子為替にて借用願狀	11月12日	格吉丸、利兵衛	下村屋与吉	切続紙	金10両 同上 前回と合わせて250
17	64 利兵衛へ用立ての金子に付催請書状	12月17日	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	
18	355 二文字屋小杉西家為替の儀に付書状	12月17日	下与	かど九	切続紙	

輸送している。直接的な交渉は、綿屋の持ち船恵吉丸甚吉と津軽商社の一員で深浦の問屋・越後屋庄兵衛との間で行われた。⁽⁵⁾

津軽藩では、ペリー来航後の和親条約を経て、幕府から「留萌周辺から利尻あたりまで」の警備を命じられていた。内容的には、担当する地域の治安の維持と考えられ、実務的には海産物の販路の確保と生活関連物資の提供である。そこには津軽藩自体の実質的な負担軽減と利益の上積みが盛り込まれているのはもちろんである。津軽藩では、藩と商人たちとで構成する津軽商社を立ち上げ、物流の管理を行つた。蝦夷地では、リイシリ（利尻）、ルヽモツヘ（留萌）、ヲタルナイ（小樽）に担当者を置き、津軽側では深浦や鰯ヶ沢の湊で輸送の手配を行い、弘前や五所川原で実際の物流管理を行つていた。そのもとで、明治三年には、深浦の越後屋庄兵衛が綿屋の恵吉丸甚吉と契約して、蝦夷地増毛から鮭ペ粕二三七本と数乃子粕二〇本を輸送させる予定であった。実際には、鮫鱈粕九六本、鮭ペ粕一九九本二分、鮭ペ粕二三本二分四厘を積み出すことになった。

このなかで、改めて確認しておきたいのは幕末期における蝦夷地交易の実例である。津軽藩が幕府の命によって蝦夷地北西部を管理していたことと、綿屋をはじめとする北陸の廻船問屋たちが津軽深浦や、羽後秋田、出羽酒田など「北ルート」上に持ち船の一部を冬囲いさせていたことが大きく影響していた。また、これらの史料から、運び出す際には、代金や税金を船側が前払いし、無事に到着すると、立替分に運賃を加えて〔契約によつては成功報酬も加えて〕船側に支払われ

たのである。基本は運賃積みの契約でありながら、藩が絡んだ場合にはいったん船側が買い取つた形をとるやり方は、富山藩の年貢米輸送や加賀藩の藩船威徳丸大坂廻航の場合にもみられ、慣例的な手法であつたと考えられる。越後屋と甚吉の取引は翌明治四年にも行われている⁽⁷⁾。

「 買仕切

一、鮭ペ粕　弐百廿七本

此目形　六千七百七貫八百目

此石数　百六拾七石

六斗九升五合

五百五十五両かへ

代　九百三拾両分

永七拾匁七分弐厘

一、数の子粕　弐拾本

此目形　五百八拾貫目

此石数　拾四石五斗

四百三十両かへ

代　六拾弐両

永三拾五匁

合金

ペ九百九拾三両

永五匁七分弐厘

外者

一、三拾九両分

右口銭

永七十両匁

并仲立ス九

二分両匁

とも四分

惣べ千三拾両兩分

永七拾七匁

九分四厘

右之通代金当ニ引受

此表出入無御座候以上

未七月廿九日

越後屋

庄兵衛（印）

綿屋甚吉殿

この史料も「賃仕切」とあるので、単純に見れば、「綿屋甚吉が船で運んできた鮒の粕などを、深浦湊の問屋・越後屋庄兵衛が買いつた」となりそうである。しかし、全体の中で解釈すると、「商品代と口銭を支払ったのは甚吉で、お金を受け取ったのは庄兵衛。商品は、庄兵衛が手配して甚吉の船に積み込んだ」ということである。さらに、ここまで的事例を考慮すれば、綿屋が商売として積極的に買い入れたとする解釈と、越後屋（その上位の津軽商社（津軽藩）が管理する蝦夷地からの輸送を委託した契約の一部とする解釈がある。

この史料に関して、これ以上詳しい史料は見当たらない。しかし、こ

の頃（十九世紀初頭から明治初期（一ヶタ）まで）、加賀藩領内の廻船問屋と各地の藩との輸送契約に関しては、一旦廻船問屋が買い取り、目的地に着いた後、買い取った代金と、輸送費と、立替金（口銭・税金など）、成功報酬（褒美）などを受け取る場合がよくあったことから、後者の可能性が高いと考えている。

（二）加登屋利兵衛の廻船と下村屋与吉

同様の傾向を示す事例として、加州本吉の廻船問屋加登屋の「北ルート」交易で活躍した加登屋利兵衛があげられる。この活動については拙稿に紹介したが⁽⁸⁾、ここでは資金調達について指摘しておきたい。

利兵衛は、出羽酒田を基盤として、加登屋九兵衛の持ち船である格吉丸の船頭（沖船頭）として「北ルート」上の各地を行き来し、江戸への進出も果たしていた。嘉永（安政）の頃、格吉丸は、加登屋当主の次男で、卯兵衛（後に甚兵衛と改名する人物）が船頭（沖船頭）であつたが、加賀藩の持ち船を建造する際に加登屋側の担当者となつたことで格吉丸の船頭を利兵衛に引き継いだものと考えられる。「加藤家文書」における利兵衛の初見が文久元年（一八六一）であるから⁽⁹⁾、概ね合致している。利兵衛の動きを見ると、自らが預かる船も酒田で冬眠をし、資金の調達や運用も「北ルート」で完結するような傾向にあつた。その活動を支えていたとみられる酒田商人の一人が下村屋与吉である。利兵衛と下村屋の関係を示す史料は、「加藤家文書」の

中から拾うことができる⁽¹⁰⁾。

〔端裏書〕

十二月五日

分利

（端書）

尚々申上候新庄新米

五拾九匁

出来

・・・

上野屋吉五郎殿登り御座候

一筆啓上仕候寒冷之

砌ニ御座候得共先以

御家内様御揃益

御機嫌克可被遊

御座珍重之御儀

奉存候隨而下拙無

異義罷在候乍憚御

休意別而思召可被下候

然者先便ニも申上候

通り積米四十七匁

売扱利分四百兩余り

有之候扱節送りニも

相成上場所江も不

行ニ御座候故幸ひ当

地五六十里付キ

浦川と申場所秋味

取組早々下り積ニ

いたし候處漸々此間

直立ニ相成白石ニ付

五百四十五両極り申候間

拵運賃敷金之義

色々懸合仕候得共

荷主小野田両助様

未夕場所ら参り不申

候ニ付只今迄延引ニ相成

平之丞殿も難斗漸々

昨月九百廿壱両之為替

処江六百両方相渡ス

不申候得共余り延引

ニ相成候故此儘ニ而場所江

出帆仕候左様思召可被下候

右為替不足ニ付御尊

家様江為替取組仕候間

御承引可被下候新潟

三国屋弥惣吉殿江金子弐百両

先便ニ尾山屋市蔵殿江

百両右為替取組仕候

間宜敷御承引被下

御渡し被成下度奉

頼上候猶又備前之

多田屋藤吉殿○(○に小)様

行金子有之三付當

地ニ而為替金百五十両丈

取組仕候間右○(○に小)様

御引合ニ相成候ハヽ宜

敷御承引被成下度

奉願上候若又渴

船之金子ニ而茂振向

可被下候着船次第二

仙台江戸中之港三ヶ所

之内ノ船中差遣し

申候間其思召ニ而宜敷

此段奉願上候右

迄申上度如斯御座候以上

恐惶謹言

格吉丸

十一月十日 角屋

利兵衛 (印)

下村屋与吉様

二啓申上候國元江宜敷

便有之候ハヽ御紙面

差出し被成下度奉願上候

拠田平様行相渡し候金子

之儀壹ヶ月壹分五厘

利足定ニ御座候間

左様思召ニ而宜敷

奉願上候以上

一

利兵衛が商業活動において先手を打つて資金が必要な時は、まず下村屋に用立てを依頼する。額が大きい場合などは、加登屋の承諾を得ているが基本的には用立てられている。下村屋与吉が加登屋利兵衛と(ひいては本吉の加登屋本家と)密接な関係を築いたのは、先の本間屋弥三郎の一件以降と考えられる。酒田では本間屋弥三郎から下村屋与吉へと商権の移行があり、加登屋では卯兵衛(甚兵衛)の後を利兵衛が引き継いで、より大きな関係性を築き上げていたのである。

(三) 加州本吉加登屋と津軽藩

幕末慶応年間に、加賀藩の産物方が大船の建造を企画し、その事業を加州本吉湊の加登屋九兵衛に委託した。加登屋では、当主九兵衛の下、甚兵衛（卯兵衛）が造船の指揮をとり、完成後は沖船頭として大船の運行を差配したのである。甚兵衛が造船のため本吉に戻ることが想定されたころ、酒田を拠点とした「北ルート」の廻船事業が、甚兵衛から利兵衛へと引き継がれたと考えられる。格吉丸の船頭（沖船頭）として「北ルート」から東廻り江戸までの廻船における利兵衛活躍の素地は、甚兵衛が築いてきたものと考えられる。

威徳丸のことについては拙稿⁽¹⁾で紹介したところであるが、本稿に連する論点を示しておく。はじまりは、慶応二年（一八六六）八月に加登屋九兵衛が「產物方御用 御造船主付御用」を申し渡されたことであるが、その決定以前には綿密な下交渉があつてのことと思われる。大船の完成が近づいてきたとき、加登屋から加賀藩産物方に對して、船名の案や初航海のプランが示された。そこで「威徳丸」という名前に決定され、最初の航海は「加賀藩領内から米を積んで南部へ行き、引き換えに南部から木材を積んで帰る」というものであった。⁽²⁾ここで注目しておきたいのは、加登屋はなぜ南部との交易を提示したのかということである。当時、「北ルート」を通じて南部・津軽や蝦夷地、津軽海峡から東廻り航路で江戸というルートも十分活用されており、大坂へのルートももちろん最有力であつたと考えられる。そこで南部行が提案されたことの意味は大きい。藩祖利家以来、加賀藩前田

家と下北半島を領有した盛岡藩南部家との友好関係を、さらに廻船を基本とする商業活動「米と木材との交換」の関係を考慮したうえでの、計画の提示であつたと考えられる。

この計画は、威徳丸の完成が諸般の事情で遅れたために実現が不可能となり、物資の輸送自体は同じ加登屋の三艘の持ち船に振り替えて実施されることになった。⁽³⁾

「覚

内南部積御送り状之表

一、七百石目者 御材木

同断

一、四百五拾目者 同断

一千五百五拾石目

此御運賃金半高

三百五拾六両貳歩也

奉請取候

沖船頭

藤右衛門

同

徳八

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右御材木金石届當六月中限積廻り方御請

外南部積御送り状之表
一、七百石目者 御材木
此御運賃金半高

三十両宛
沖船頭
九左衛門

貳百五拾貳両也

奉請取候

仕候ニ付御運賃金半高奉請取候仍而為後日
請書奉指上候處相違無御座候以上

慶応三年卯三月

本吉加登屋

九兵衛

御產物方

御役所

内南部から二艘で一一五〇石分、外南部から一艘で七〇〇石分の材木を運んでくるという計画・契約であつた。ところが、同じ三艘で次のような資料が残されていた。⁽¹⁵⁾

一 書付を以御願申上候

津輕宇田積

一、四百八拾四石壹斗八合

此運賃

貳百九拾兩 永四拾六匁四分八厘

内九拾六石八斗武升壹合六勺

此処江 五拾四石八斗三升三合三勺

残 残四十壹石九斗八升八合三勺

此運賃 拾貳兩 永五拾九匁六分五厘

引残而 引残而

引残而 引残而

同 所積

貳百七拾七兩 永八拾六匁八分三厘

同 沖船頭

一、八百十石七斗四升八合三勺

此運賃

但シ百石ニ付
寸甫御定

五百貳兩 永六拾六匁三分九厘

六十貳兩宛

内百六拾貳石壹斗四升九合

積請高

此処江八十石

残 八拾貳石壹斗四升九合六勺六才

積不足

此運賃 式拾五兩 永四拾六匁六分四厘

但シ百石ニ付右金高
三十一両宛

引残而

四百七拾七兩 永拾九匁七分五厘

右ハ当春南部等より御積廻御材木之義被為仰渡候ニ付

私手船三艘御請仕候内両艘ハ内南部積三御座候間右

之段船頭共方江申遣候尤御送り状急速相送り申候処羽州

秋田等より早速出帆仕四月廿日前後ニ津輕ミンマイ与申

処江入船仕御役人様方御出張之御様子相尋申候處

青森ニ御出御座候由承り申候間水主を以御案内方々

指遣申候処同所ニ御出無御座候間御行先聞合申候処

宇田ニ御出之御様子申聞候間又候宇田江罷越御役人様

方江御目ニ懸り右内南部積之送り状指上申候処当所ニ

御材木貳千石目斗有之候処極宜敷大材木ニ而

御上様急御人用ニ候間右材木早速積登り候様被為仰

渡候ニ付御運賃等之義ハ同様ニ相心意御役人様方御指

藤右衛門

因之通御材木積登り候義三御座候然所今度御運賃

御本勘之義奉願候處前文之御指引書御渡シ

御座候故夫々引合申候ニ寸甫積不足之由ニ而御運賃等

御引去之御様子ニ而寔ニ惑仕候私方ニ而ハ御材木大角

勝ニテ積入方等三船中難義仕且積所ニ而も別段造用

も相懸リ其上水主共江切出シ金多分遣申候事故増

御運賃願上申度奉存候得共

御上様之御奉公与存候間夫但ニ罷在申候義三御座候

間御運賃之義ハ當春被為仰候通ニ御願可被下候且

宇田与申処ハ津輕様御領分ニハ御座候得共チヤヘイ

与申出崎相廻申候得ハ内南部与号申候猶亦南部国境

迄ハ海上ニ而余々七八星斗力無之義ニ御座候間御運

賃之義ハ何卒南部同様ニ御渡御座候様立而御願

可被下候様御願申上候

右同断積

同

沖船頭

九左衛門

一、七百九拾八石老虎六升武合

但し百石二付
此運賃

寸甫御定

四百七拾八兩 永八拾九匁七分武厘

六十両宛

内 百五拾九石六斗三升武合四匁

積請高

積不足

残 百壱石六斗三升武合四匁

此運賃 三拾兩 永四拾八匁九分七厘

但し百石二付右半高

卯 十月 船肝煎

七兵衛殿

引残而
四百四拾八両 永四拾目七分五厘

右之船前段申上之通毫般ハ外南部積ニ御座候處

津輕ミンマイ江入船致罷在候處水主共より船頭江申

聞候ニハ積所之義ハあら磯ニ而當時ハ船繫場等も不

安心ニ候間廻り兼申候併シ六七月頃ニ致り申候ハ磯も宜敷

相成申候得共夫迄当津ニ留船仕候而ハ私共難義

仕候間積所振替之義立而相願申候ニ付無拠右之

始末御役人様方江水主を以奉願上候處御同人様

方ニ而も尤之由被為仰幸今一艘ニ而此地ニ有之候御材木

皆済ニ相成候事故早速船相廻シ當所より御材木積

登り候様被為仰渡候間右有合之御材木御役人様方

御指図之通積登り候義三御座候前段申上候通之

仕合ニ而寸甫積不足之御運賃御引去被下候而ハ

誠ニ迷惑仕候且御運賃之義も南部同様ニ相心意

積登り候義三御座候間幾重ニも御運賃金御渡

御座候様宜數御願可被下候御願申上候以上

誠ニ迷惑仕候且御運賃之義も南部同様ニ相心意

積登り候義三御座候間幾重ニも御運賃金御渡

御座候様宜數御願可被下候御願申上候以上

三十両宛

同

弥兵衛殿

この二通目の文書を見ると、威徳丸で計画していた南部行が津軽に変更となつたようである。威徳丸による南部交易の計画は、津軽の商人たち（もちろん津軽藩も）にとつても大きな関心事であつたようである。加登屋で、甚兵衛が利兵衛に「北ルート」の担当を譲つたとみられる文久元年（一八六一）頃には、加賀藩の持ち船建造や運航委託にかかわる南部交易計画が持ち上がつていていたのかもしれない（加登屋の提案は加賀藩と南部藩との交流の歴史に配慮したのかもしれない）。

加賀藩から了解を得たのは慶応二年であるが・）。津軽側としては、下り船がもたらす米の確保、木材販売の利益、警備する蝦夷地からの産物の搬出・販売・輸送手段の確保などの観点から、加賀藩の持ち船による南部交易は看過できない動きであつた。そこで、下つてきた加登屋の船頭たちに「南部に行くにはこの先一ヶ月ほど先になる。津軽の材木であれば今すぐ積み出すことができる」という提案が行われ、加登屋側ではその提案を受け入れたということである。威徳丸の代替交易という制約の有無は確認できないが、この変更は加登屋の決定で行われたのであり、その背景として甚兵衛以来の「北ルート」交易に精通した船頭たちの活躍が想起される。その傾向が、今回の津軽材木購入によってさらに強化され、甚兵衛の後を受けた利兵衛の活動へと受け継がれていた。

（四）廻船問屋の近代化

こうした廻船問屋たちの動向と、各湊での船宿・荷捌き問屋たちの思に加え、十九世紀に入つて幕府による蝦夷地経営の方針変化が、現場での商取引を極めて難しいものにしていった。殊に、安政二年（一八五五）に仙台・津軽・南部・秋田・松前各藩に蝦夷地警備が命じられたこと、同五年（一八五八）年の五カ国通商条約の締結は、「北ルート」に航路・販路を有する廻船問屋たちの活動を刺激し、各藩との交渉を経て広範な交易を展開していくた。

筆者がこれまでに紹介・検討してきた加州本吉の加登屋利兵衛と松前の大塩屋庄兵衛・羽後土崎（秋田）の川口屋長左衛門・羽前酒田の下村屋与吉たちとの交易、越中放生津の綿屋甚吉と津軽深浦の越後屋庄兵衛の交易は、そうした背景の下で展開されていたのである。さらに、加州本吉の明翫屋文書でも、龍宝丸長九郎と松前・ヲタルナイの越中屋平助・羽後石脇（本庄）の佐藤長右衛門との関係が見えている。警備の名のもとに蝦夷地に拠点を持つた各藩と、藩の意向に沿つた地元商人たちと、「北ルート」に廻船を展開する加賀藩領内の廻船問屋たちの関係は、幕末から明治初期の「北前船」の歴史や経営を探るうえで重要な意味を持つていた。

ところが、この後時代の大きな変化とともに、船をめぐる環境や制度が大きく変わり、北陸〔旧加賀藩領内〕の廻船問屋たちのその後の業態に大きな影響を与えた。明治十五年（一八八二）北海道開拓使が廃止されて、函館、札幌、根室の三県が設置されたころから、様々な

変化が顕著となり、廻船問屋の業態の変化もまた見え始める。例え

ば、加賀藩時代の廻船にかかる税は、小物成の渡海船権役で、船往来手形が記載するのは乗員の人数であったが、明治十年代には積載量「トン数」への課税となり、漁船、客船、貨物船の区別ができ、木造船から鋼鉄製蒸気船への設備投資採用の有無とともに、業態の選択も求められた。廻船問屋は、開国、明治維新を経て、貿易を主とする流通物資の変化や木造船から鋼鉄蒸気船への設備投資の激流の中、対応しきれずに業態を変更するものも多かつたのである。

先に紹介してきた廻船問屋の綿屋彦九郎は、明治十年頃から所有船を売却し、大型定期網経営と運輸会社の設立へと経営転換を行つたことが古文書からうかがえる。⁽¹⁷⁾ 綿屋と密接な関係にあつた津軽深浦の越後屋庄兵衛もまた、業態変更を行つたようである。明治十年ごろ、彼の名前が「能登福浦湊佐渡屋客船帳」⁽¹⁸⁾ から見つかつた。①明治六年五月二十八日に越後屋庄兵衛の持船長運丸（船頭福松）、②明治七年五月三十日に幸運丸（船頭新吉）、③明治九年六月三日に明運丸（船頭太三郎）の入船が記録されている。さらに、明治十年四月二十八日には、主人の越後屋庄兵衛が長運丸に乗つて佐渡屋を訪問したことが記されている。津軽商社のもとで蝦夷地交易を差配していた経営から、持ち船を日本海航路へ帆走させ廻船問屋の性格を打ち出すようになつたとみられる。綿屋と越後屋、あたかも入れ替わつたような転身ぶりといえるが、江戸時代に活躍した廻船問屋たちは、明治時代が形を整えていく中で大きな決断を迫られていたことの一例と考えられる。

おわりに

本論では、加賀藩領内の廻船問屋たちが「北ルート」に持ち船を配置し、幕末から明治初期にかけて積極的な商売を行つていた実態を見えた。そこで、今後の研究に対するいくつかの課題と方向性を示すことで、結論に替えたいたと思う。

まず、本論で取り上げた廻船問屋たちは、いずれも主人が本拠地（地元）の店において、持ち船の運行全体を管理し、実際の運行は船頭が委託されていた。船頭は、一族（家族や血族）のほか、譜代の雇者が務めていた。運行に際して、船主側が運航費や運賃積みの契約を手配し、船頭は運航費の中から買い積みの荷物を手配する例が多くみられた。いずれの廻船問屋も「北ルート」上に冬廻いの湊を持ち、「北ルート」から東廻り航路へも進出していた。各地の湊で拠点となる商人も確認されているが、「北ルート」廻船を統括していたのは、廻船問屋の主人に近い船頭であつた。一軒の廻船問屋全体の経営がはつきりしているわけではないので、そうした史料の確認・研究が必要であるが、「北ルート」では担当者が指摘できることは貴重であり、そのことが持つ意味を明らかにすることが大きな課題である。

この課題にアプローチするために、これまで確認されている史料の再検討も必要である。これまで「北前船」という概論の下で、なかば棚上げにされてきた感のある事柄を、改めて検証しながら関連を探つていくことである。例えば、本稿では論じることができなかつたが、

能登鳳至郡で、廻船の乗員を供給している村が存在している実態である。¹⁸⁾春に、村から契約先の船が冬廻いされている湊へ出かけていき、その船の運航に従事し、秋にその年の航海を終えると村に帰ってくるのである。行先は、大坂で地元の船の場合もあれば、新潟で地元の船、新潟で紀州の船などさまざまである。これは、全国各地の船が各地の拠点となる湊で冬廻いがなされていて、春のオンシーズンになるとその湊から各地へと出帆するのである。契約の内容によつて春に大坂方面へ上の船もあれば、大坂から紀淡海峡を抜けて江戸航路へと進展する船もある。津軽・蝦夷地方面へ下る、さらには津軽海峡を抜け南部や江戸へと回る船もある。そうした状況の中でそれぞれの廻船史料を読み解いていく作業が大切である。

これらを基礎作業として地域の廻船業の実態を明らかにしていくことが、江戸時代の地域経済の、あるいは地域における産物交易の実像に迫るアプローチの方法であり、「北前船」の歴史を地域に関連させていく基本作業と位置付けている。そのアプローチこそが筆者自らの課題でもある。

註

- (1) 拙稿「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」
『石川県立歴史博物館紀要』28所収、二〇一九年。
- (2) 「金子預り手形」(加藤家文書) No.349。
- (3) 「廻船業経営方針定書」(加藤家文書) No.005。
- (4) 「本間弥三郎押借金返納証」(加藤家文書) No.356。

(5) 「売約紙定証文」(宮林家文書) No.1237) 『大鋸コレクション古文書目録』(二) 「宮林家文書」(石川県立歴史博物館、一九九三年) 所収。

(6) 『新修門前町史 資料編4 海運』(石川県門前町、二〇〇五年) のうち、第三編「富山藩米大坂運送」(八七〇一〇頁) 参照。

(7) 「渡海船手形」(宮林家文書) No.1223)。

(8) 拙稿「加賀藩產物方御用船 威徳丸の「航跡」」(今石みぎわ編『海を渡つたイナウーアイヌと和人の文化交渉史の研究』) (独立行政法人国

立文化財機構、二〇一九年) 所収)。

(9) 「西一〇月一八日付 金子受取証文」(加藤家文書) No.362)。

(10) 「為替にて金子用立願狀」(加藤家文書) No.343)。

(11) 註(7)に同じ。

(12) 「威徳丸一卷」(加藤家文書) No.424) のうち、12文書。

(13) 同右。「威徳丸一卷」は、威徳丸建造にかかる関係文書29通を、順不同で貼り継いだ史料である。

(14) 「南部より金石へ材木輸送に付半金請取」(加藤家文書) No.10)。

(15) 「材木積出が南部から津軽へ変更に付運賃南部同様受取方願狀」(加藤家文書) No.13)。

(16) 明観屋は加州本吉にあった廻船問屋。文書は個人所蔵。

(17) 「宮林家文書」(註(5)参照)のうち、No.787~818。

(18) 「能登福浦湊佐渡屋客船帳」(石川県立歴史博物館所蔵、2-18-2-2699)。大小2冊からなり、平成29年度春季特別展「北前船と日本海海運」開催に際して作成した図録で、全ページの画像データをCD-ROMに収録して添付してある。

(19) 註(6)に同じ。第一編「文書史料」第一章「船頭・水主と浦役人」概説(一八頁)及び同第一節「船頭・水主」(一九〇三四頁)参照。

加藤家文書 概要

加藤家は、江戸時代に石川郡本吉町（能美郡安宅町などとともに町立てとなっていた）にあった廻船問屋で、屋号は「加登屋」。代々「九兵衛」を名乗り、廻船業の盛んな本吉においても重要な位置にあった。加藤家から寄贈された古文書は、目録のとおり788点。内容は、廻船業や交易、金融、運船など多岐にわたっている。なかでも、廻船業の美術を示す史料や加賀藩産物の運送する差配を引き受けた関連史料は、比較的まとまっている。

2-04-19 加藤家文書目録		年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
No.	表題						
1	船頭達御用相勅に付持銅金御請	(文久3)亥12月9日	加登屋九兵衛	中良左衛門	切紙	1	
2	船荷運賃取定（後次）	(安政7)力			一紙	1	
3	持船南部へ差遣に付願状	(慶応3)卯10月	本吉 加登屋力兵衛	船肝煎七兵衛・同弥兵衛	続紙	1	(奥書)卯11月 本吉船肝煎七兵衛・同弥兵衛 →地船才許岸基右衛門・井村屋佐兵衛
4	威徳丸船頭卯兵衛動向熟心に付願狀	(慶応3)卯12月	加登屋九兵衛	御座物方御役所	続紙	1	
5	廻船業経営方針書	安政7年正月11日	卯兵衛	先祖代々公様	続紙	1	
6	御米千石大坂廻送に付舟折價等御度願	(慶応3)卯12月	加登屋九兵衛	御座物方御役所	続紙	1	
7	加登屋経営方針に付船頭衆御請（前次）	安政7年正月	子曰丸九左衛門・宝珠丸吉右衛門・相生丸・丸屋四郎・順宝丸勝右衛門・恵方丸・重次郎	親方様	一紙	1	
8	新造船船名彙一覽（威徳丸）	(慶応2)			切紙	1	
9	產物方見合印鑑				切紙	1	
10	商部より金石へ木材輸送に付半金請取	慶応3年3月	木吉 加登屋九兵衛	御產物方御役所	一紙	1	
11	新造船仕上方向に付指示書	(慶応2)寅11月18日	辰左衛門	御造船主付力兵衛	切紙	1	
12	加登屋経営方針約定案	安政7年正月11日		先祖代々公様	切紙	1	
13	木材積出方南船方ら津軽へ変更に付運賃南部同様	(慶応3)卯10月	加登屋力兵衛	船肝煎七兵衛・同弥兵衛	続紙	1	
14	加登屋尾山屋持船拜借金証文（後次）	(明治2)巳3月			一紙	1	
15	発業丸船頭揮毫	(慶応2)			一紙	1	
16	帆印みよし小旗摺図				一紙	1	
17	加藤丸若加藤慈平履人覚	(明治)			一紙	1	
18	威徳丸船手船止に付書状	(慶応3)12月	產物方	加登屋力兵衛	切紙	1	
19	加登屋卯兵衛返済書	(慶応2)寅9月	二文字屋利八	下村与吉	切紙	1	庄内酒田
20	永長丸彦四郎殿送り狀	(安政5)午4月15日	塙越屋庄兵衛	御着船先高加登屋卯兵衛	一紙	1	拾引甫740本
21	船荷完納仕入銀元販返済予願案文	(天保15)辰10月			一紙	1	
22	越前行斎卒出張御用入銀上納額	会所		加登屋甚兵衛	切紙	1	
23	船荷完納仕入銀元販返済予願	(天保15)辰1月	加登屋九兵衛・尾山屋勘兵衛	御產物方御役所	続紙	1	
24	船荷完納仕入銀返済に付正金乞を金札に変更願案文（天保15）辰10月	高兵衛			切紙	1	
25	下の物導入用預り金決算書	明治19年2月	御本家様		切紙	1	
26	仲荷金請取	明治22年10月19日	加利美三 万歳丸吉藏	加藤昌平	切紙	1	
27	下の物積入金預の証	明治16年7月	加藤昌平	加藤利兵衛	切紙	1	
28	御金受取証	明治22年11月20日	加藤昌平	迎留丸次助	切紙	1	
29	登の物半口錢等決算書	明治8年1月5日	川口長左衛門	加藤甚兵衛	切紙	1	
30	為替手形送るに付証文	6月朔日	恵方丸卯兵衛	御親父様	切紙	1	大野屋沖船頭吉蔵が柳田義で50両を託した
31	材木積出方南船方ら津軽へ変更に付運賃南部同様	(慶応3)卯10月	加登屋九兵衛	船肝煎七兵衛・同弥兵衛	切紙	1	奥書 →地船才許岸基右衛門・佐兵衛
32	精議力引請の運賃等に付願狀	3月15日	塙越屋庄兵衛	加登屋卯兵衛、迎喜丸市三郎	切紙	1	

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
33	船商元利仕入銀元銀返済予願文	(天保15)辰11月	加登屋九兵衛、尾山原助兵衛	御座物方御役所	続紙	1	銀170貫目→2500両(1両=6.8匁)
34	御金領の証	明治22年2月5日	加藤八郎	加藤昌兵衛 口入分	切紙	1	
35	船本張入用銀之内納受取	(慶応元)丑閏5月	会所	加登屋昌兵衛	切続紙	1	
36	押借金御渡引書	明治8年6月15日 (明治7) 戊6月5日	(羽州)川口長左衛門	加登屋昌兵衛	切続紙	1	
37	登り物積入用預り金決算書	明治20年2月6日	川口長左衛門	加藤昌兵衛	切続紙	1	
38	下の物積入用預り金決算書(後又)	明治20年2月	甚兵衛		切紙	1	
39	船商元利仕入銀返済に付正金名金札に変更願文 (後次)	(天保15)辰10月	加登屋九兵衛		一紙	1	
40	船商元利仕入銀返済方に付願状案文	(天保15)10月			切紙	1	
41	船商吉御仕入銀元銀返済予願(後又)	(天保15)10月			一紙	1	
42	御開達金に付願状案文(後又)						
43	(部分)	弘化2年5月	綱屋佐兵衛	加登屋九兵衛、御接拶万毫山屋助兵衛、田中屋平五郎、竹内屋忠四郎	切紙	1	
44	(部分)		加登屋九兵衛、尾山屋勘兵衛	御座物方	切紙	1	
45	庄内酒田下村屋与吉為替支拂手請取証文	慶応2年正月27日	二文字屋利八	加代本吉 加登屋九兵衛	切紙	1	
46	秋田から為替手請取証文	申9月25日	熊田屋八郎兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	熊田屋八郎兵衛→加登屋助兵衛→加登屋九兵衛→熊田屋八郎兵衛
47	当所納式治地の見込書				切続紙	1	
48	上納金高書上	戊11月	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切紙	1	
49	新庄御米千俵貸付契	戊正月5日	庄内酒田本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	
50	武兵衛又右衛門中荷門中荷代方船頭等書	申11月	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	1	
51	生地浦にて貢立の材木繰出に付運賃等申勅度方依	亥2月12日	材木方船屋又助、米光屋田二郎、紺屋王五郎等	紺屋又右衛門、かと屋九兵衛	切続紙	1	
52	表裏料不支分受取	正月27日	川口九兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	
53	秋田甚左衛門也方ト自分方船頭等電信之特帳記	明治13年1月13日			一紙	1	船頭甚左衛門之分ヲ写取リ
54	当地物価相場通知状	10月4日	大津屋茂吉	上	切続紙	1	
55	一益進上に付招待書状	11月12日	かと屋九兵衛	田中屋伊兵衛、明就屋伝兵衛、紺屋又右衛門、紺屋勇三郎、明就屋謙助、川中屋四郎右衛門、尾山屋助兵衛、田中屋卯次郎、二木屋九郎兵衛、船屋平助、明就屋謙助、紺屋五郎、松任屋長兵衛、米光屋田平	切続紙	1	
56	就空出張に付維費分担割通知	(慶応元)丑閏5月	会所	加登屋九兵衛	切続紙	1	
57	来春甚左衛門加洲米に付敷金預け方請取	午12月25日	紺屋又助	門屋九兵衛	切紙	1	
58	利兵衛吉他返済賄金決算書	長12月	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	1	
59	加登屋利兵衛箱館にて巨額を賄作成に付換金御断(寅)12月23日	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	続紙	1	利兵衛250両→越後新潟三国屋弘吉→酒田X	
60	利平へ千両立替等に付書状	10月19日	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	1	
61	押借金上納指引覚	亥11月	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	1	
62	船問屋棲役取扱所算用關申付状	(安政5)午4月		加登屋九兵衛	切続紙	1	
63	酒会に付招待状	11月14日	加登屋九兵衛	竹多三郎兵衛、古酒屋四郎兵衛、明就屋次郎兵衛、溝水屋甚左衛門、古酒屋孫五郎門	切続紙	1	
64	利兵衛へ用立ての金子に付確認書状	12月17日	庄内酒田下村屋与吉	加登屋九兵衛	切続紙	1	

65	加登屋九兵衛決算書	寅8月3日	大坂島屋重治郎	二文字屋利久、	切紙紙	1
66	秋田義連兵軍北風届在竹櫻廻産物等為取替規定一 札	安政4年10月	桜井屋金助		切紙紙	1
67	加登屋利兵衛為替の金子持參に付領狀	卯正月10日	新潟三国屋八十吉	角屋九兵衛	切紙紙	1
68	対戦利合にて難船に付仕才方出役領案文	卯8月			切紙紙	1
69	物入に付銀色賣目御致願狀	9月	小松恩愛所にて	浅井屋宗一、	切紙紙	1
70	浦松登御親之大略	(明治10年代)	官許蔵販製造所新潟県下前田忠四郎、石川県下金沢区石浦御親所人上田利		一紙	1
71	対戦三保闇中にて難船に付次第報告及び運賃御渡 願案文(後文)	嘉永5年9月	加賀本吉加賀屋九兵衛船冲船渠善四郎、	統紙	1	加登屋九兵衛持替沖船渠源石衛門、能州墨瀬積1 080石大坂為登米
72	木間屋跡三郎迷惑に付數願曉	卯10月	佐藤馬助宿野西四郎兵衛、吉兵衛	袋紙	1	沖船頭力左衛門 安宅横1000石の内77石 5斗麻糐
73	不兩米并金御用給願狀案文	卯10月	(加登屋九兵衛)	統紙	1	
74	鶴長鶴米等不納分金納御用送願案文	卯10月	船野煎七兵衛、同卯兵衛	統紙	1	
75	三保闇中にて破船荒唐届書案文	卯12月	(加登屋九兵衛)	統紙	1	墨瀬積1080石
76	御米壳代銀預り手形	文化15年正月9日	御通主付宮腰屋又右衛門	本吉 加登屋九兵衛	一紙	1 大津御屋五兵衛へ元認引
77	返済残金発生に付約定書	嘉永3年12月28日	間影五郎八代 銀七	加登屋九兵衛	統紙	1
78	娘五代乳母奉公に付請合証文	子7月	福島村四郎右衛門	本吉 加登屋九兵衛	一紙	1 奥書 福島村組合頭又右衛門
79	大豆賄賂覚	(嘉永2)酉12月19日	酒田 本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1 12月から利息懸る
80	金子借用証文		(奥側箱籠)、美作屋市三郎、古酒屋喜六	(加登屋九兵衛)	統紙	1 18両
81	銀借用証文	申9月5日	新屋重兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1 3貫目
82	金子只札にて銀借用証文	嘉永4年4月	江沼田打越勝光寺	本吉 加登屋九兵衛	一紙	1 1貫500目
83	土藏壳券狀	万延2年2月11日	長尾六三郎支配新屋五右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1
84	土藏壳券代金受取に付一札	万延2年2月11日	長尾六三郎支配新屋五右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1
85	家屋敷代金請取	文政10年5月22日	田中屋宗次郎	加登屋九兵衛	一紙	1 14貫500目
86	銀子借用証文	辰正月	末政屋權兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1 1貫目
87	銀子借用証文	弘化2年3月	越中屋甚兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1 100目
88	金子借用証文	丑9月6日	越州三国 治三郎	加登屋九兵衛	一紙	1 20両
89	名号式福壳松証文	未12月晦日	末政屋宗兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1 600目
90	銀子借用証文	戌正月5日	餅屋七左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1 500目
91	仕入銀借用証文	午12月	新屋吉右衛門、末政屋宗右衛門、荒木田	加登屋九兵衛	一紙	1 2貫500目
92	満納屋家敷壳渡記文	安政3年9月8日	加州木吉 漢屋三右衛門	加登屋九兵衛、口入佐成屋権三郎	一紙	1
93	山王社再建の為銀子借用証文	亥10月6日	山王社主附古酒屋孫五右衛門(当院)、同紳屋又助(病氣)、同義斎屋権五郎、同紳屋庄五郎(忌中)	加登屋九兵衛、尾山屋	一紙	1 9貫目
94	瓦借用証文	天保6年12月	古酒屋半兵衛	門屋九兵衛	一紙	1 490枚
95	銀子借用証文	弘化3年12月	蓮池村五郎兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1 奥書 肝煎藤九郎
96	銀借用証文	慶応元年7月	明新屋長兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1 1貫目
97	銀借用証文	嘉永2年12月	大津屋敏兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1 1000目
98	沿代銀一部割渡証文	戌3月29日	荒木田屋清右衛門	加登屋様 銀店	切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
99	銀子借用証文	長正月	二木屋久左衛門	加登屋力兵衛	一紙	1	3貫目
100	銀子借用証文	長7月7日	満上屋市三郎	加登屋九兵衛	一紙	1	250目
101	金銀借用証文	長6月8日	越後三国大工 治三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	金12掛 銀4貫刃
102	銀子借用証文	酉7月5日	田中屋平五郎、請人竹内屋七左衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	300目
103	金借用証文	天保12年6月	大野屋五左衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	90両
104	銀子返済遅延に付年賦借用証文	天保12年7月	福田屋喜兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1	1貫目
105	金子借用証文	申正月17日	平加屋与三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	5両
106	銀子借用証文	子10月朔日	朝日屋長左衛門、請人綱屋利助	門屋九兵衛	切紙	1	100目
107	銀子借用証文	辰5月6日	末波屋種兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
108	銀子借用証文	寅7月14日	明正屋長右衛門、石立屋吉郎石衛門、新屋長三郎、竹内屋忠四郎	加登屋九兵衛	一紙	1	50目
109	銀子借用証文	午2月16日	田中屋又次郎	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
110	借用銀牛頭証文	安政5年正月	川原屋九兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1	200目
111	銀子借用証文（後次）	酉正月	手取屋長三郎	(加登屋九兵衛)	切紙	1	1貫目
112	銀子借用証文	酉正月6日	嶋田屋万右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	2貫目
113	年賦金借用証文	文政6年正月20日	圓形義兵衛、代駒兵衛	加登屋九兵衛	続紙	1	6.1両2歩 圓形は土惣力
114	御吉銀子負に付家屋敷御渡証文	嘉永4年4月5日	餅屋市右衛門、一類手取屋兵三郎、請人	加登屋九兵衛	続紙	1	
115	銀借用証文	嘉永4年正月5日	新屋雲石衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	700目
116	金借用証文	安政5年正月5日	加州本吉 大野屋五左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	20両
117	銀子年賦証文	天保6年12月	同(加登屋)勘右衛門、北嶋屋弥右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
118	銀子借用証文	辰12月	竹内屋八郎右衛門、竹内屋弥助	加登屋九兵衛	切紙	1	200目
119	銀子借用証文	寅5月5日	魚屋七右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
120	金借用証文	安政4年7月7日	餅屋市兵衛	角登屋九兵衛	切紙	1	5両
121	銀子借用証文	文政7年正月12日	餅屋半五郎	角登屋九兵衛	切紙	1	300目
122	金借用証文	安政3年12月8日	餅屋市兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	5両
123	銀借用証文	元治元年7月5日	二日市屋源右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	1貫100目 奥書 粿津屋源四郎
124	銀借用証文	安政6年9月	河中屋又右衛門、請人山内屋源右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	500目
125	田中屋伊兵衛より銀子預りに付証文	天保2年12月	漢屋次郎	加登屋九兵衛	切紙	1	500目
126	林木等賣仕切（売上報告）	午9月	加達屋吉吉	加登屋九兵衛	一紙	1	
127	金子請取証文	酉正月12日	柿崎孫兵衛、代久兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	50両
128	金子借用証文	丑7月朔日	嶋内屋六左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	25両
129	金子借用証文	安政4年12月4日	餅屋市兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	5両
130	銀借用証文	嘉永7年9月	嶋内屋源右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	100目
131	銀子借用証文	正月13日	金屋市郎右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	500目
132	銀子借用証文	戌10月7日	手取屋長三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	300目
133	銀子借用証文	亥正月	河原屋由兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	200目
134	銀借用証文	天保3年3月5日	米光屋市郎兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
135	相屋三郎兵衛為替金請取証文	天保9年9月7日	相屋又右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	9.3両
136	吉左衛門へ依頼した吉藏の為替手形受取に付証文	巳6月17日	大野屋五左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	50両

137	金子借用証文	酉12月	川原屋四郎右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	4.0匁
138	銀子借用証文	丑7月	福田屋喜兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	3.00目
139	金借用証文	嘉永5年2月27日	本人新屋半五郎、請人吉吉次郎	加登屋九兵衛、尾山屋勘兵衛	一紙	1	10匁
140	銀子借用証文	天保14年8月24日	塙屋太平次、請人竹内屋忠四郎	加登屋九兵衛	一紙	1	3.00目
141	金借用証文	亥10月14日	新屋半五郎	加登屋九兵衛	切紙	1	2匁
142	鰯油仕込方に付銀子借用証文	文政13年5月6日	田中屋宗次郎	加登屋九兵衛	一紙	1	2貫500目
143	銀借用証文	卯2月9日	松玉屋正三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	500目
144	銀子借用証文	午12月	北村文藏、竹内屋久四郎	加登屋九兵衛	切紙	1	500目
145	藤石商手形請取に付証文	午3月22日	桜井屋金助	加登屋九兵衛	切紙	1	300匁(100匁は市屋、200匁は泉屋)
146	金銭出入契	酉8月	古酒屋六兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	100匁
147	御手船利兵衛行金子受取証文	酉6月朔日	桜井屋金助	加登屋九兵衛	切紙	1	100匁
148	金子請取証文	辰7月2日	桜井屋市兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	100匁
149	咸屋敷押荒證文	未12月27日	山田屋兵衛	加登屋九兵衛、口入人木屋清八	切紙	1	
150	銀借用証文	辰4月11日	古酒屋六兵衛	加登屋九兵衛、	切紙	1	8貫目
151	金受取証文	酉6月朔日	桜井屋金助	勤兵衛、加登屋九兵衛、尾山屋	切紙	1	50匁
152	金子借用証文	文化8年11月23日	明新屋德兵衛	勤兵衛	切紙	1	10匁
153	銀借用証文	辰7月6日	福田屋喜兵衛	かど屋九兵衛	切紙	1	1貫目
154	銀借用証文	申9月8日	尾山屋八左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	2.98匁3分1匁
155	金子借用証文	嘉永3年12月	川原屋四郎右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	
156	金子受取証文	申10月朔日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	100匁
157	銀子受取証文	酉10月5日	米光屋圓平	加登屋九兵衛	切紙	1	6貫目
158	金受取証文	亥6月5日	桜井屋金助	加登屋九兵衛	切紙	1	2.00匁(8.4匁2分5釐)
159	米代受取	巳7月17日	細屋卯兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫803匁5分
160	銀子借用証文	酉9月10日	内匠屋仁平、請人明新屋喜太郎	加登屋九兵衛	切紙	1	3.00目
161	銀借用証文	申9月7日	内匠屋仁兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	50.1貫5分6匁
162	銀子借用証文	辰3月9日	明新屋加兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫500目
163	借用金子年賦証文	巳正月	菅波屋又右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	5.67匁 永4匁7分8匁
164	修復手云銀受取	子9月2日	長徳寺、同断跡屋幸七	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
165	銀借用証文	酉正月5日	安田屋三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫150匁
166	銀子借用証文	戌正月6日	金屋市郎右衛門	加登屋九兵衛	一紙	1	500目
167	下の金受取証文	申10月27日	本間弥三郎、代稚兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	2.50匁
168	銀借用証文	亥正月18日	袖屋兼次郎	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫360目
169	兵庫屋米數銀請取	寅9月18日	宮腰屋右衛門	米光屋圓平、加登屋九兵衛	切紙	1	15貫目(300匁)
170	金請取証文	壬申9月	金網又次郎	加登屋九兵衛	切紙	1	150匁
171	折2入金子受取証文	申5月7日	桜井屋金助	加登屋九兵衛	切紙	1	
172	河内守棲出銀受取依頼状	酉正月2日	梅屋太郎兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	500目
173	銀預の証文	5月7日	根上屋太助	加登屋九兵衛	切紙	1	300目
174	田方差引領	巳12月11日	六兵衛(古酒屋?)	日那様	切紙	1	
175	兵庫阿波屋長兵衛為替手形受取証文	寅10月15日	米光屋圓平	加登屋九兵衛	切紙	1	15貫目(宮腰屋久右衛門兵庫届敷銀)

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
176	借用銀年賦証文	弘化3年9月	越中屋喜兵衛、福田屋喜兵衛、餅屋半兵	加登屋九兵衛	続紙	1	350目
177	米代銀類の証文	11月5日	福留村五郎右衛門	角屋九兵衛	切紙	1	12面
178	下村与吉為替金受取証文	寅10月6日	市田屋清七	加登屋九兵衛	切紙	1	400面
179	金子御渡証文	巳12月25日	梅長左衛門(泉州界)	加登屋九兵衛	切紙	1	350面
180	銀借用証文	卯3月21日	二日市屋喜兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	2貫目
181	為替金送付に付証文	戌8月21日	天屋義兵衛(越前敦賀)	加登屋九兵衛	切紙	1	9面2歩16匁 賜代
182	濱内屋代銀請取証文	辰9月8日	濱内屋三右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	200目
183	金錢引合算	午正5月	大野屋五左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	
184	貸付銀出入報告	巳6月12日	古西屋六兵衛	旦那様	切紙	1	
185	古手手渡受証文	戌8月12日	手取屋長三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	230目
186	銀子証文等請取依頼状	巳10月23日	田中屋弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	6958貫880文
187	御城前御修復銀受取証文	亥9月23日	川原屋四郎右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	1貫目
188	銀子借用証文	辰5月18日	明新屋長兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1	2貫目
189	おて材代銀貸	辰4月朔日	大成屋三郎	かどや九兵衛	切紙	1	108匁
190	銀子受取証文	10月6日	角屋長兵衛(所口)	角屋九兵衛	切紙	1	9貫目
191	銀子借用証文	辰11月25日	卯辰屋源七、鶴人明正屋勘兵衛	加登屋九兵衛	一紙	1	500目
192	納入單	9月5日	大八	加登屋九兵衛	切紙	1	20貫828匁
193	漢波の差附松木渡願状	戌12月27日	闇矢六左衛門	加登屋九兵衛	切紙	1	24石
194	年賦銀指弓方等に付書狀	辰1月3日	桜屋里兵衛	加登屋九兵衛	繰紙	1	
195	木材運賃御渡願状案文(前次)	卯10月	当番年寄又石衛門	勘定方九兵衛	切紙	1	
196	用米買入に付振替証文	丑3月11日	丁巳5月	加登屋九兵衛	切紙	1	
197	廻物方等打ち主附申渡		申12月	加登屋九兵衛	切紙	1	安政4年办
198	町年寄別任命狀		199	廻物方御主附勘兵衛へ預り置に付書狀	繰紙	1	13貫738匁
200	預り置報告狀	午5月16日	(廻物方)九右衛門、代九兵衛	廻物方勘兵衛	切紙	1	
201	乗差業者入錢御渡に付同狀	巳12月21日	町年寄早瀬四郎右衛門	勘定方主附九兵衛	切紙	1	100貫文
202	銀高御渡願	巳6月15日	廻物方貞月	廻物方御役所	切紙	1	150貫目 19人
203	勘定方任在銀類の分附上に付書狀	未4月16日	勘定方主附中	切紙	1		
204	耕原共返付銀貸渡願狀	亥6月11日	町年寄伊兵衛	勘定方主附衆中	切紙	1	8面
205	途中入用分割渡願狀	申8月9日	町年寄早瀬四郎右衛門	勘定方主附衆中	切紙	1	2歩
206	仕法講得銀渡方願狀	卯4月16日	町年寄早瀬四郎右衛門	勘定方九兵衛門	切紙	1	5貫7700目
207	銀高算用銀	巳8月25日	川原屋四郎右衛門	勘定方主附中	切紙	1	
208	陶器講利正銀御渡願狀	巳10月17日	肝煎新八	廻物方主附勘兵衛	切紙	1	1貫269匁1分2匁 元銀26貫440匁
209	錢朋役願狀	巳7月10日	肝煎太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	2貫462匁
210	壳袋代銀御届に付書狀	7月4日	肝煎新八	勘定方九兵衛	切紙	1	
211	廻物商売に付押掛銀願狀案文				切紙	1	
212	銀高算用御届	巳7月4日	肝煎新八	勘定方九兵衛	切紙	1	94貫525匁2分2匁
213	廻物方當番引渡中に付指引覚	未8月9日	尾崎喜平、同勘舌	切紙	1		

214	廿法講貯銀之内貯渡願狀	卯2月17日	明年鶴田中伊兵衛	仕法講主附力右衛門	切紙	1	500目
215	塾入奉辰器方依頼狀	(明治5)壬申9月朔日	学校方内畠佐久	勘定方加藤力吾	切紙	1	180貫文
216	銀賣芍方願狀	卯7月12日	明年鶴伊兵衛	勘定方御主附中	切紙	1	100目
217	火消道具代銀渡願狀	丑4月朔日	明年鶴四郎右衛門	勘定方主附衆中	切紙	1	1貫500目
218	上納高引換御渡願狀	巳7月5日	肝煎新八、同太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	29452貫500文
219	屎物方分銀請取狀	午10月17日	御指加刃恒助	屎物方力兵衛	切紙	1	21貫800目
220	勘定方義目肝煎申付狀	酉12月28日		加登屋力兵衛	切紙	1	
221	役用銀渡方願狀	(明治4)辛未6月4日	市長 山田嘉平	勘定方主附衆中	切紙	1	300貫文
222	勘定方井学校難務免許願業文	明治6年7月16日	美川町廿一番屋敷	戸長御中	一紙	1	
223	銀札・手形等学校難務免許願業文	巳7月3日	肝煎太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	
224	用米買入不足銀渡願	丑5月15日	用米主又右衛門	勘定方九兵衛	切紙	1	1貫目
225	糞堆養生入銀御渡方通知	巳10月11日	明年鶴早瀬四郎右衛門	錢札方主附兵衛	切紙	1	2貫目
226	満銀渡方願	卯5月16日	明年鶴竹多又右衛門	勘定方九右衛門	切紙	1	240匁5分
227	旅金不足に付渡方依頼狀	申8月9日	明年鶴勤兵衛	勘定方主附衆中	切紙	1	1金1步
228	并領銀へ引旨願狀	巳7月11日	肝煎太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	5貫90匁7分3厘
229	廿法講除銀之内用米方へ借用に付証文	寅3月7日	用米主附竹多又右衛門	仕法講主附力兵衛	切紙	1	8貫目 奥書當番明年鶴加兵衛
230	廿法講用札に付銀御渡願狀	卯6月24日	明年鶴当番三郎兵衛	勘定方九右衛門、同厨兵衛	切紙	1	6貫目
231	火消方意員入等代銀渡方願狀	丑12月28日	明年鶴竹多又右衛門	勘定方九右衛門	切紙	1	1貫目
232	火消方所用雲龍水代銀渡方願狀	(慶応元)乙丑7月5日	当番肝煎田中伊兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	687匁5分
233	助火消道具雲龍水代銀渡願狀	丑7月18日	明年鶴三郎兵衛	勘定方九兵衛等	切紙	1	300目 松庄 四屋清兵衛
234	火消道具代銀渡願狀	寅1月21日	明年鶴太次兵衛	勘定方九右衛門	切紙	1	1貫97匁4分4分
235	銀指上に付請取依頼狀	巳1月18日	肝煎太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	956匁8分9厘
236	請取銀名役所へ振替に付書狀	卯3月4日	明年鶴三郎兵衛	勘定方九右衛門	切紙	1	5貫目
237	廿法講用札に付銀御渡願狀	卯11月11日	明年鶴竹多又右衛門	仕法講主附九右衛門	切紙	1	220目
238	銀指上に付請取願狀	7月5日	肝煎太次兵衛	勘定方九兵衛	切紙	1	32貫765匁
239	会員銀御渡願狀	卯3月22日	明年鶴兵衛	勘定方九右衛門	切紙	1	170貫文
240	打銀方諸事しらべ方承知に付書狀		肝煎新八等三人	打銀方等御主附力兵衛	切紙	1	
241	会員所仕法講預り銀同渡し口竟				折紙	1	
242	仕法銀算用竟				切紙	1	
243	入銀づ高算用竟				切紙	1	
244	廿法講入銀高算用竟	5月12日			切紙	1	
245	御藏米宿代等算用竟	辰5月6日	川原屋四郎右衛門	かど屋力兵衛	切紙	1	
246	紋付上下一具洋頭目錄				豎紙	1	
247	金子借用証文	安政5年正月12日	大野屋五左衛門	熊田屋八郎兵衛	切紙	1	50匁
248	北町組御神具合軍人形奉加賃請に付証文	寅4月15日	北町車当番西屋七郎兵衛、同中屋又藏、 戸取屋又四郎、加登屋八郎兵衛	紙	1	1両 奥書 北町組合流木田屋与四兵衛	
249	銀子借用証文	文化7年7月14日	北鍋屋兵衛	一紙	1	300目	
250	小判帶御洋頭目錄			切紙	1		
251	金洋頭目錄			切紙	1	300匁	
252	岩瀬横大坂御為登米肅米に付用捨願狀	卯	田中屋卯兵衛	紙	1	400匁の内160匁	

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
253	金井領目録				加登屋力兵衛	切紙	1 700疋
254	金井領目録		高松中納言			切紙	1 100匹
255	越空取扱に付押銀目録	5月			加登屋力兵衛	切紙	1 200疋
256	組合領申付状	子8月			加登屋力兵衛	切紙	1
257	人別方主附申付状	(嘉永4) 辛亥4月			加登屋力兵衛	切紙	1
258	米代銀差引受取依頼状	巳3月2日	六郎右衛門		九兵衛	切紙	1
259	米代嘗	9月6日	明盛屋加兵衛	かどや九兵衛		切紙	1
260	組合領作主附奇替に付裏状	(嘉永3) 壬戌12月				切紙	1
261	入錢覚 (後次)					袋紙	1
262	入錢覺 (後次)						
263	金銀精取覚	11月2日	田中屋弥三郎	加登屋力兵衛		切綴紙	1
264	燒失五十多年賦銀指出依頼状	卯6月			加登屋力兵衛	切紙	1
265	竹内屋平右衛門酒造方鑑札引当之内受取証文	(安政3) 丙辰5月26日	田中屋又右衛門		加登屋九兵衛	切紙	1 2貫目
266	秋田漢渠出敷金に付取極証文案文					切綴紙	1
267	壳上代報告	辰3月5日	新寺屋給具仕入所	上		切綴紙	1 金沢今田中程 部小売
268	料理代請取	未正月	太田屋清兵衛	木占し 角屋		切綴紙	1
269	御看若折預り状	辰7月卅日	福田屋庄左衛門			一紙	1 1貫500文
270	銀子領の証文	丑5月3日	横取役所	米屋弥三郎		切紙	1 300目
271	錢銀の覚					切綴紙	1
272	飛鷹費用等書上	9月3日				切綴紙	1
273	二せき箱代等書上	酉9月30日	武内嘉四郎	御区会所		切紙	1
274	寅年分利高作認米出入及手取川筋作徳米差引書	卯7月				切綴紙	1
275	船頭衆入金覚					切紙	1 188兩30目1分7厘 又右衛門、卯兵衛、藤右衛
276	決算書算					切紙	1 円、彦四郎、幸治郎
277	竹多又右衛門等決算覚					切紙	1
278	対加銀受取狀	辰10月	御算用場			一紙	1 白鶴10枚
279	会合案内回状	11月13日	かと屋九兵衛	加登屋力兵衛			
280	人足賃等負担割算			田中屋宗次郎、白酒屋市兵衛、新屋云 石衛門、清水屋甚助、太郎屋市右衛 門、沖野屋九兵衛、川原屋与四兵衛、 越前屋宇右衛門、新屋武兵衛	切綴紙	1	
281	御生販当の元銀御渡願狀 (後次)	子12月		加登屋九兵衛		一紙	1
282	花酒代等受取狀	未正月23日	竹松屋	加藤御兄様		切綴紙	1
283	朝共當番中指引覚	午~丑年				切綴紙	1
284	神代形等代銀書上	子12月	油屋吉兵衛			切綴紙	1 329匁5分5厘
285	商町大車修復費受取に付書狀	天保13年4月	米屋卯三郎、内匠屋六兵衛、明盛屋文兵 衛、米光屋長三郎、日向屋(五)衛門、鹿 島屋嘉右衛門、任田屋三郎右衛門	加登屋九兵衛		綴紙	1 50目
286	着物領取荷覚	申2月7日				切綴紙	1
287	船入覚					切綴紙	1

288	河内守棟出銀御渡に付書状	申12月28日	梅屋太郎兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1
289	金洋預目録					
290	町方入年賦銀等書上	巳12月9日	六兵衛等		切紙	1 600疋
291	利足年賦銀等覺					
292	用米買入方開達銀請取		(文化6)己巳3月朔日	用米方主脚又右衛門	切紙	1
293	年齋並申付状		(明治元)戊辰4月15日		切紙	1
294	商内高内訳算					
295	焼失資付年賦銀上納申付状	亥5月	焼失御資付方	加登屋九兵衛	切紙	1 6畳5分4厘
296	御用銀五ヶ年賦申渡	申		加登屋九兵衛	切紙	1 7貫目
297	金持領目録				切紙	1 800疋
298	棟取役所肝煎申付状		(天保3)壬辰7月	加登屋九兵衛	切紙	1
299	脇本陣申付状		(明治元)戊辰8月	加生奇並加登屋九兵衛	切紙	1
300	越前行斎卒出張用銀上納申付状	(慶応2)寅5月	会所	加登屋九兵衛	切紙	1 4貫780目
301	町年齋並申付状	(慶応3)丁卯11月12日		加登屋九兵衛	切紙	1 4貫780目
302	朽木買入方算					
303	材料納入付代銀支払算	亥10月10日	相河屋利右衛門	角屋九兵衛	切紙	1 555匁
304	人々へかし分書上				切紙	1
305	上納金銀納入算				切紙	1
306	税金引納帳等受取算				切紙	1
307	諸品納入算	9月6日	能登屋太治兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1 95695分
308	河原屋四郎右衛門へ銀御渡に付書状	亥9月23日	奥村	加登屋九兵衛	切紙	1
309	会合案内迴状	11月10日	加登屋勇太郎	相生益三郎、明智屋次作、松江屋正次 肌川、力と屋理兵衛、竹中達吉、ちくて 屋物三郎、明智のや久太郎	切紙	1
310	押指銀返却延引に付書状	巳4月8日	根上屋平兵衛	加登屋九兵衛	切紙	1 10匁200目
311	支払銀高算				切紙	1
312	物品納入算	申10月	渋谷源五郎	美川町御会所	切紙	1
313	間屋渡り算	巳12月9日	六兵衛等		切紙	1 20貫目
314	年賦銀納入算	辰8月8日	同 隆兵衛	御資付受取主 阿力兵衛	切紙	1
315	銀子預の算	卯12月10日	会所	かどや九兵衛	切紙	1 二文り
316	金銀相易通知状	7月19日	申次	加登屋九兵衛	切紙	1 4.3貫55匁→331匁1歩
317	手形引替に付通知書状	8月2日	桜井屋重太郎		切紙	1 4.4.9貫640匁
318	銀子渡方算	巳5~10月			こより額	1 2.3通〔切紙、切紙〕
319	取醫金受取証	戌9月2日	桜井屋重太郎	加登屋重次郎	切紙	1 880匁 桜井屋は大坂
320	手形三通受取書状	辰11月5日	馬鹿屋筋左衛門代和田屋太右衛門、田村 屋源兵衛宗代(菊屋太助)	加登屋重治郎	切紙	1 897匁 永66匁2分7厘
321	代金差引受取目録	辰11月5日	桜井屋重太郎	加登屋重治郎	切紙	1 184匁 永46匁1分99厘
322	武兵衛銀額戻り入用費清り証文	未9月14日	三浦鶴右衛門	加登屋と右衛門	切紙	1 1回2歩 三浦は越後市崎
323	代金決算報告書	明治12年1月7日	佐藤清也	加藤茂兵衛	切紙	1 20930匁 羽後土崎
324	代金決算報告書	明治11年10月9日	佐藤清也	加藤茂兵衛	切紙	1 815円555銭
325	代金取替算	戌4月3日	天屋茂兵衛	加登屋武兵衛	切紙	1 62匁1分 越前牧瀬

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
326	金銭差引報告書	明治8年12月3日	川口長五郎門	加藤武兵衛	切綴紙	1	3200円49銭 翼州土崎
327	金銭決算報告書（前次）	明治12年4月28日	佐藤清也	加藤茂平	切紙	1	残金341円72銭
328	米貿易証文	未4月6日	浅香作兵衛	加登屋武兵衛	切紙	1	
329	決算報告書	明治8年6月23日	川口長左衛門	加登屋武兵衛	切綴紙	1	2711円
330	経費等書上（前次）	酉11月19日	桜井屋重助	加登屋武兵衛	切綴紙	1	
331	金子手形請取証文	酉7月晦日	布屋市郎兵衛	加登屋武兵衛	切紙	1	201両
332	金子受取決算書	丑10月15日	阿波屋	加登屋武平	切紙	1	兵庫鐵治町
333	決算報告書（前次）	明治11年10月25日	佐藤清也	加藤茂兵衛	切紙	1	
334	金子受取証文	酉10月19日	桜井屋重助	加登屋六三郎	切紙	1	
335	下り切口錢等書上書状	明治8年8月	川口長左衛門	加藤竹治郎	切綴紙	1	
336	決算報告書	申10月晦日	美川 善藏	加登屋与四郎	切綴紙	1	印は大阪安治川三丁目 加賀屋善藏
337	金子預り手形	巳9月3日	下村屋与吉	加登屋彦四郎	切紙	1	庄内酒田下村屋 90両
338	酒田本問跡兵衛送金分預り手形	（文政11）戊子5月23日	浅香作兵衛	加登屋勘兵衛	切紙	1	出羽本庄 17両
339	金子受取証文	又久元年10月24日	佐藤長右衛門	加登屋又右衛門	切紙	1	羽州石脇佐長店 150両
340	金子請取証文	安政元年10月23日	代鉢藏	加登屋又右衛門・加登屋重治郎	切紙	1	羽州石脇佐長店 加賀屋鉢藏 150両
341	銀受取証文	戌11月4日	桜井屋重太郎	加登屋卯右衛門	切紙	1	718000目 100両
342	金子預り手形	嘉永4年8月9日	本間弥三郎	加登屋善吉	切綴紙	1	150両
343	為替にて金子用立願状	11月9日	格吉丸 利兵衛	下村屋与吉	切綴紙	1	仙台、江戸、中澤（那珂義）
344	金子為替にて借用願状	11月12日	格吉丸 利兵衛	下村屋与吉	切綴紙	1	金10両 前回と合わせて250両となる
345	満廣之謹承知等に付書状	11月3日	格吉丸 利兵衛	下村屋与吉	切綴紙	1	
346	横荷など払決算	丑10月23日	下村屋与吉	加登屋利兵衛	切綴紙	1	400両余
347	為替手形	慶応元年10月21日	加登屋裕九郎 利兵衛	庄内酒田金子清也 下村屋与吉、金子清	切紙	1	10両
348	為替金手形之事	慶応2年10月19日	角屋利兵衛	取主栗林清四郎	切綴紙	1	
349	金子預り手形（前次）	嘉永4年11月2日	本間弥三郎	金子茂王 下村屋与吉、金子清	切紙	1	
350	（前次）金子手形	（天保3）辰10月23日	本間弥三郎	屋市誠（細賀）	切綴紙	1	300両為替
351	返済金上納に付書状（前次）	（安政4）巳11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切紙	1	金5両巳年済
352	金三治彌の手形（後次）	文政9年8月19日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	金29両 永50文8分7厘
353	秀树信上狀（前次）	（嘉永2）酉11月6日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	
354	本間弥三郎預借金返納状（後次）	（文久元）酉11月	下村屋与吉	（加登屋九兵衛）	切綴紙	1	
355	二文字屋小形西家為替の儀に付書状	12月17日	下 吏	かど九	切綴紙	1	
356	本間弥三郎預借金返納状	（万延元）申11月	下村屋与吉	加登屋九兵衛	切綴紙	1	
357	決算書裏書金子受取狀（前次）	（弘化2）巳10月	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	
358	決算書裏書金子受取狀	（嘉永3）戌11月16日	本間弥三郎	加登屋九兵衛	切紙	1	裏書は、本間弥三郎や治三郎、松次郎
359	為替金手形之事	慶応元年10月15日	松前城下にて加登屋九兵衛代格吉利兵	松前城下にて加登屋九兵衛代格吉利兵	切紙	1	1金100両
360	常州等にて損益に付託ひ狀	7月24日	格吉丸利兵衛	替金受取主川嶋屋雲右衛門	切綴紙	1	那珂湊、江戸で掲出。石巻で米を買い、箱館で売つてカバーを目指す
361	早更お知らせ	12月29日	常州中奥南郡屋新助にて 格吉丸利兵衛	加登屋九兵衛	包紙	1	中身なし
362	金子受取証文	（文久元）酉10月8日	近田屋五郎八郎	加登屋利兵衛	切綴紙	1	200両にに対する返金

363	下り船運送に付書状	8月	格吉丸利兵衛	旦那様	切継紙	1
364	浦上出帆遅れに付書状	11月11日	格吉丸利兵衛	嘉登屋九兵衛、同喜一郎	切継紙	1
365	出帆見合に付書状	9月9日	利兵衛	旦那様	切紙	1
366	御上帆御守方に付書状	12月26日	わこ屋太助、新兵衛	加登屋利兵衛	切継紙	1
367	利兵衛不足金制漫に付受取願状	明治16年6月	加藤喜平	御本家様	切継紙	1
368	松前行出帆準備及秋田行手配完了に付書状	9月10日	格吉丸利兵衛	旦那様	切継紙	1
369	フク米取替額に付書状（前次）	卯10月	本吉船頭七兵衛、同卯兵衛	地松才路山岸喜石衛門、井戸屋左兵衛	一紙	1
370	御算用馬へ御引出之人引（後次）	天保15年9月11日	船井辰蔵筋兵衛		切紙	1
371	船米積船余りに付書状	(明治元) 9月12日	船井辰蔵筋兵衛	加登屋力兵衛	切継紙	1
372	縁組に付証文	安政4年10月	高瀬收五郎、浅村豊吉	加登屋力兵衛、同手代市兵衛、同云石	一紙	1
373	大坂米太親子風呂不旨に付確認依頼状	4月17日	土畠忠左衛門、同東高	加登屋力兵衛	切継紙	1
374	長谷田寺へ遣わす娘安座に付書状	11月9日	(打越) 勝光寺桑よう院	もどよし浦加登屋内方	切継紙	1
375	御法度に付替米卸断弁返上銀渡方依頼書状	9月7日	福留 六郎右衛門	加登屋力兵衛、同手代市兵衛、同云石	切継紙	1
376	新兵衛不将に付願井かり分返済に付回状	(明治3) 午10月	加登屋内	加登屋力兵衛 黒瀬屋喜三郎	切継紙	1
377	新兵衛と縁切りに付証文	(明治2) 9月13日	はつ	新兵衛	切紙	1
378	勘当に付一札案文	明治6年	未	新兵衛	一紙	1
379	縁切証文	(明治2) 9月25日	新兵衛	米屋太兵衛、娘まつ	一紙	1
380	金子借用証文	巳12月29日	菅波屋又右衛門	かどや新兵衛	一紙	1
381	ゆうぜん染白ちのめん等送付方依頼状	10月17日	加登屋新兵衛	加登屋善哉	切継紙	1
382	流代御差引証文	戌3月29日	茂地屋八郎兵衛、寺井屋孫作、佐成屋与 三兵衛、赤井屋仁左衛門	加登屋御店	一紙	1
383	ひの木ちん竟		法善屋云四郎	切継紙	1	
384	伴徳米口米の内壳米勘定覚	辰12月		切継紙	1	
385	林木竟		大工 伝四郎	切紙	1	
386	英國軍艦数艘神奈川采訪の書納井御船覚	亥2~3月		切継紙	1	
387	材料覺	酉5月2日	田中源三平	切継紙	1	
388	銀子借用証文	(安政4) 丁巳正月20日	北鳴屋清八	切紙	1	
389	銀貸付証文	戌9月24日	樺並屋藤兵衛、彦兵衛	切紙	1	
390	イヨ銛菜種等差引目録覚	戌10月朔日	桜井屋重太郎	加登屋九左衛門	切継紙	1
391	うの渡手付金受取覚	嘉永7年3月18日	(本吉) 鳥田屋六左衛門	加登屋九左衛門	一紙	1
392	船代請取	戌2月9日	若狭屋藤石衛門	加登屋九左衛門	切紙	1
393	土藏作料請求覚	申正月	壁屋黒石衛門	加登屋九左衛門	一紙	1
394	松打削地船半金高請取	明治14年5月4日	神保寅吉	加登屋九左衛門	切紙	1
395	銀子受取覚（後次）	黄3月24日	鳴田屋六左衛門	加登屋九左衛門	切紙	1
396	金子取引目録	辰9月	桜井屋金助（大坂薩摩城東ノ町）	加登屋九左衛門	切継紙	1
397	銀請取証文	未2月4日	尾崎勘吉	加藤九吾	切紙	1
398	金札借用証文	明治5年8月	吉原屋四郎兵衛	加藤九吾	切継紙	1
399	借用表に付勘定証文	辰10月24日	梶（右衛門）	加藤九吾	切紙	1
400	支払金に付相談書状	12月14日	新田法秀	加藤九八郎	切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
401	錢借用証文	明治5年9月	吉澤屋四郎兵衛	加藤力吉	切紙	1	銭札 500圓文
402	賣付金高通知	(明治5) 王申10月7日	美川為昌会社 (印は金沢為昌会社)	羽根郡 又市	切紙	1	
403	竹内屋圓右衛門難波仕抹に付請合証文	明治5年2月	竹内屋圓右衛門一義大前中村長、(印) 向本所河園左衛門、手取屋文七、北陽屋重義 右衛門、田中屋卯三兵衛、請人岸一平	加藤九吾	墨付2丁 墨紙	1	
404	金子指引單	1月4日	米吉丸次助 (印は加藤浩)	加藤和兵衛	切紙	1	
405	金入手に付礼状	12月9日	鶴居	加 九吾	切紙	1	
406	金子請取狀	明治21年2月6日	加藤九八郎	合送次郎	切紙	1	300円
407	利金請取狀 (前次)	明治20年12月3日	(兵庫) 直木久兵衛	加藤九八郎代理板上治介	切紙	1	42円38銭2厘
408	藤家神社供養費中勘受取	明治19年11月1日	加藤九吾	古市弓一	切紙	1	3円70銭
409	加藤浅平資金勘升に付一札	明治16年3月22日	山田卯七 (印大坂丹引)	加藤吉藏	一紙	1	
410	秋季原家神社御祭例入費受取	明治19年10月30日	加藤九吾	古市尚一	切紙	1	3円20銭
411	証書之金子渡方覚	明治24年11月5日	林元三郎代理赤沢喜八	加藤吉次	切紙	1	2660円
412	錢借用証文	(明治5) 王申6月6日	濱屋三右衛門	勘定方 加藤九吾	切紙	1	5000圓文 (銭札)
413	大坂筋入津料銀收証	明治23年12月10日	大坂筋入津料取立所	子日丸 加藤九八郎	一紙	1	1620五精 4円65銭
414	金額負の証	明治22年1月5日	加藤九八郎	越中 七左衛門	切紙	1	200円 通用紙幣 利足1歩
415	船金相渡覺	丑1月9日	永井	加藤	切紙	1	1697円50銭
416	船番金等請取	4月4日	(大坂筋) 村田利兵衛	方丸 加藤元次	切紙	1	3円62銭3厘
417	金子差引覚	亥12月30日	永井正三郎	加藤九八郎	切紙	1	
418	家屋敷藏代金口錢受取	2月13日	仲裁佐竹久平等、代理西源弓平	加藤九吾	一紙	1	565円 口錢14円12銭5厘
419	金子差引覚	明治25年4月23日	印 (加賀國美川 加藤九八郎)	北鳴弥右衛門	切紙	1	
420	金子請取證狀	10月11日	武内友左衛門	加藤九吾	切紙	1	明野官平20円 能川太平少分15円
421	正金証書返証文	明治19年12月22日	楠崎龍	加藤九吾	切紙	1	
422	貯年書日丸引証	(明治)			切紙	1	
423	不納米糀用捨願狀	卯10月	本吉	加登屋九兵衛	続紙	1	沖船頭丸左衛門 安宅積1000石の内77石 5ヨリ糀米 咸徳丸運送に係る文書の占り難き29通 単体と の重複もあり。反面の文書も含む。
424	咸徳丸一巻				切紙	1	
425	加登屋幸治郎中繼代済り証文	巳9月11日	越後屋忠吉 - 平川屋文左衛門	上野屋雲三郎	切紙	1	12兩
426	金子領の証文	辰10月12日	浅香市郎兵衛	加登屋幸治郎	切紙	1	300兩
427	銀請取証文	酉12月22日	西海屋右衛門	加登屋宗兵衛	切紙	1	200目
428	金子領の証文	慶応元年10月	塙抱屋弥左衛門	加登屋政吉	切紙	1	250兩
429	御仕法船之義に付被仰渡心得				切紙	1	
430	常盤丸壳渡等覚	明治2年12月			一紙	1	
431	支店組入支援本と願狀	明治18年3月8日	佐藤源一郎	加藤九吾、同昌兵衛	切紙	1	
432	船税金附に付書狀	明治23年2月20日	加藤九八郎	洪谷重次郎	切紙	1	
433	証書当印の義に付被仰渡心得	明治13年10月9日	美川戸長役場	勘定方加藤九吾	切紙	1	
434	依頼之義に付引狀	明治17年3月9日	興津重昌		切紙	1	
435	橋守身代守りに付書狀 (前次)	明治17年9月14日	山本二郎三郎	加藤九吾	切紙	1	
436	信家金之義に付願狀	(明治) 8月31日	田丘延平	加藤九吾	切紙	1	
437	金子請取に付書狀	明治21年6月14日	間杉五郎八	加藤吉次	切紙	1	間杉は秋田漢

438	神宮靈廟館臨持入試問題	明治29年5月2日	藤基九吾	墨紙	1	2枚
439	月給割渡書	(明治6) 廿四月20日	副戸長心得武内昌左久	勘定方加藤九吾	切紙	1
440	獵師冥加金に付書状	(明治6) 廿四月9日	副戸長心得武内昌左久	勘定方加藤九吾	切紙	1
441	屋敷図面				こより紙	1
442	副戸長兼務申付状	明治9年11月14日	石川県	加藤九吾	切紙	1
443	農田給料領取証	明治23年11月30日	大坂商入課取立所	加藤九八郎	切紙	1
444	入津料領取証	明治23年11月20日	大坂商入課取立所	加藤九八郎	切紙	1
445	金子領取文	明治21年12月22日	直木又兵衛	加藤九八郎代理越中七左衛門	切紙	1
446	所有金見高届案文				切紙	1
447	大谷派本願寺副法主立寄りに付設え覽	明治21年11月15日			墨紙	1
448	万能井地税米計算指出に付書状	明治6年9月	副戸長中	加藤九吾	切紙	1
449	文中行香列覧				切紙	1
450	小使詔勅中勘錢御渡に付書状	明治6年5月5日	副戸長心得武内昌左久	勘定方加藤九吾	切紙	1
451	消防人足取督分渡方依頼状	(明治5) 王申8月14日	同手云二木九郎平	勘定方加藤九吾	切紙	1
452	木杯圖案				一紙	1
453	御用に付呼出狀	(明治4) 辛未6月27日	雜税掛	加藤九吾	切紙	1
454	酒宴招待に付回狀	(江戸) 11月13日	加登屋九兵衛	田中屋完次郎、北濃屋市兵衛、新屋云石商店、満水屋基助、桑良屋市右衛門、前屋宇右衛門、新屋武兵衛	切紙	1
455	入金確認に付帳面書入れ願	明治13年4月1日	通善	加藤	切紙	1
456	貰得願	明治13年4月1日	美川町戸長役場	美川町勘定方加藤九吾	切紙	1
457	社務集会出席等に付依頼狀	(明治) 8月25日	邑井	加藤九八郎	切紙	1
458	為替受取依頼	(明治5) 王申6月4日	後藤勤兵衛	勘定方 加藤	切紙	1
459	返納金落手依頼狀	明治21年3月29日	加藤九吾	戸長役場山田一	切紙	1
460	受取書不足に付御渡願	11月23日	古市尚一	加藤	切紙	1
461	加藤新平出奔に付覺	明治7年3月			墨紙	1
462	立替分割渡願	明治21年3月29日	山下五右衛門	加藤九八郎	切紙	1
463	役職免忤願	明治6年7月17日	加藤九吾	戸長	墨紙	1
464	金子貰与願	12月9日	古市吉四郎	加藤九八郎	切紙	1
465	藤澤神社氏子札	明治8年2月	笠間神社同官安木頭方、祠等藤基弴泰	加藤九吾妻 <み	切紙	1
466	家屋売買付属図面	明治14年12月22日	川西源作	加藤九八郎	一紙	1
467	川学校維持掛任命狀	明治6年4月20日	石川県	加藤九吾	切紙	1
468	松任警察署新築に付開院式許可狀	明治20年6月24日	加藤九八郎	加藤九吾	墨紙	1
469	賤利足相済証文	明治22年3月12日	直木又兵衛	加藤九八郎代吉	切紙	1
470	祭礼宿払中勘錢渡方依頼狀	(明治5) 王申7月12日	戸長並武内昌左久	勘定方加藤九吾	切紙	1
471	公債現金に付願狀	7月28日	橋慶次郎	加藤御主人	切紙	1
472	毛地圖面				一紙	1
473	通用錢札借用証文	(明治4) 辛未9月26日	美聞北郷会所	加藤九吾	切紙	1
474	勘定方構算表に付後嗣等依頼狀	明治13年9月11日	加藤	二基、通善	50000圓文(銭札)	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
475	残金返却に付書状	7月8日	武田左久	加藤九吾御用方	切綴紙	1	
476	無尽方加入引状	6月			切紙	1	
477	戸籍簿提出願	9月5日		武内甚左久	勘定方加藤九吾	切紙	1
478	借用金貸	辰12月9日	永井八郎右衛門	勘定方加藤九吾	切綴紙	1	
479	金子保替方願	6月28日	舒生庵	勘定方	切綴紙	1	
480	第十一大区小八区副戸長任命状	明治9年11月14日	石川県	勘定方 加藤九吾	切紙	1	
481	区会所器請方入書取替分に付書状	明治6年7月13日	松代屋崎太平 等	勘定方 加藤九吾	切綴紙	1	
482	御宿主制定置くに付書付		本家留居方云石斎門、市兵衛、四郎兵衛		切綴紙	1	
483	家之建方に付考察	万延元年4月	考断		切紙	1	
484	初穂料領取証	明治22年1月5日	神宮教金沢本部麻膳課	加藤九八郎	一紙	1	
485	出候覚				切紙	1	
486	鉢塗籠古入滑に付裏状	(元治元) 子8月		加登屋喜一郎	切綴紙	1	
487	御用に付会所へ附出狀	(慶応元) 丑4月	町年寄伊兵衛	加登屋喜一郎	切紙	1	
488	札方主附申付狀	(慶応4) 戊辰6月		町年寄並力兵衛	切紙	1	
489	和談書附答之事	明治6年5月5日	加藤九吾	戸長心得	墨紙類	1	九吾第三男新兵衛の件
490	砲術監古格引入滑に付裏状	5月		加登屋喜一郎	切綴紙	1	
491	横目升積列任命状	(嘉永6) 吴丑4月		加登屋喜一郎	切紙	1	
492	加藤出張請予願に付書状	(明治4) 未7月27日	美川町市長山田嘉平	(①難波掛) 加藤九吾	切綴紙	1	
493	給料不足分予願に付書状	(明治5) 王申7月5日	武内甚左久	加藤九吾	切紙	1	
494	支店之義制断に付書状	(明治18) 2月19日		佐藤源一郎	切紙	1	
495	通津領領收証	2日	本多田辺六郎	中町加藤機	切紙	1	
496	折衝其納入に付算書(前次)	(明治6) 美西3月3日	武内甚左久	勘定方加藤九吾	切紙	1	
497	万歳丸修繕費残金領收証	明治23年12月23日	永田三十郎	子日丸吉造	墨紙	1	
498	奈乃賀金割度に付書状	4月12日	加藤九吾	武内甚左久、尾崎勘吾	切綴紙	1	
499	九八郎由緒覚				墨紙	1	
500	加登屋力兵衛役義免許願に付書状	巳8月23日	濱水良之助	本吉四年寄中	切綴紙	1	
501	虎利利利施与奇持方に付裏状	明治13年7月19日	石川県	加藤九吾	切紙	1	
502	博義会副執事申付狀	明治9年2月20日	石川県	加藤九吾	切紙	1	
503	負担金分担に付書状	戌7月	田中筋三郎	加藤九吾	切綴紙	1	
504	資金決済覚	午9月1日	森清牛	加藤次三郎	切綴紙	1	渡島國江差港 森清作
505	書面挂添に付返書	11月12日	農業重昌	加藤九吾	切紙	1	
506	振替等難認書	明治21年3月29日	加藤九吾	戸長役場 山田一	切綴紙	1	
507	川学校維持掛書案	明治6年4月24日	加藤九吾	石川県參事橋山純季	切紙	1	
508	寢席設え覚				切紙	1	5点
509	地勢狀之記	明治12年1月1日	加藤九吾		墨紙	1	2点
510	与三郎荷物之義に付書状	霜月12日	御用達義佐吉郎	御用達加藤九吾、重立尾崎勘吾	切綴紙	1	
511	金盆贈呈書	明治26年5月27日	石川県石川郡美川町会	加藤九吾	折紙	1	
512	下等小学第四級卒業証書	明治12年12月22日	美陽小学校	加藤九八郎	切紙	1	

513	通用紙幣預かり証	明治23年1月5日	加藤九郎	二口吉次母 おこう	切紙	1
514	預かり差戻など品々覚	明治22年3月6日	早瀬安太郎	加藤九郎、同竹次郎	切紙	1
515	貢米穀物に付裏状	明治14年3月30日	石川県	加藤九郎	切紙	1
516	民子總代当選通知	明治27年7月25日	県立藤原神社社務所	加藤九郎	切紙	1
517	席長申談狀	明治10年3月	美川小学校	加藤九郎	切紙	1
518	学校用品貰付に付裏狀	明治9年6月16日	石川県	加藤九郎	切紙	1
519	東北鉄道会社役立に付裏類	明治14年12月1日	(前田)利嗣	加藤九郎	切紙	1
520	美問小学校第一中学区分課申付	明治6年4月20日	学校系	加藤九郎	切紙	1
521	母様方へ書狀に付裏	2月1日	迎田八宅	副戸長心得内基佐久	切紙	1
522	山田屋市兵衛居に付裏美濃狀	(明治6) 美西4月2日		勘定方加藤九郎	切紙	1
523	居屋敷歩数検査に付別家基兵衛方開理	明治6年6月			絵図	1
524	美術品券證文	未12月27日	茂地屋八郎石衛門	□入人尾山屋次郎九	一紙	1
525	鍵匙引領	(明治5) 王申6月26日	同手云竹田庄五郎	勘定方加藤九郎	切紙	1
526	御市吉子料払い方依頼狀	明治6年9月7日	戸長武内基佐久	勘定方加藤九郎	切紙	1
527	義塾入學取替通知	(明治5) 王申10月10日	武内基佐久	勘定方加藤九郎	切紙	1
528	掛木堅哉納入書	明治20年8月29日	大野五郎衛門	加藤九郎	切紙	1
529	金など納入書	明治20年5月20日	福田九助	加藤九郎	切紙	1
530	用務係申付状	明治14年4月15日	美川町戸長役場	加藤九郎	切紙	1
531	葬式持方覺				統紙	1
532	贈り物覺				切紙	1
533	漁師仕入金上納に付書狀	明治19年4月6日	加藤九郎	通善与三右衛門	切紙	1
534	印鑑証明願并證明(上部欠)	明治24年3月11日	加藤九郎	美川町長邑井喜良久	一紙	1
535	御寺誠方書上				切紙	1
536	明治時代建築費方寄付金依頼狀	明治13年1月2月18日	(明治3) 午闇10月8日	加藤九郎	切紙	1
537	金子借用証	(明治4) 辛未4月	尾崎助吾	加藤九郎	切紙	1
538	役職免狀	(明治5) 王申7月	戸長並 武内基佐久	勘定方 加藤九郎	切紙	1
539	東浜開拓所地販錢賃賃連絡狀	明治22年6月15日	石川県	加藤九郎	切紙	1
540	学事委員差免狀	(明治5) 王申7月4日	長徳寺住職	加藤九郎	切紙	1
541	転役会計長委嘱狀	明治32年10月28日			切紙	1
542	尋常小学校第二級前期卒業証書	明治14年12月	葵陽小学校	加藤九郎	切紙	1
543	第二百三十号 私的運送業の禁止	明治6年6月27日	太政大臣三条実美		墨紙	1
544	木盆下付に付添書狀	明治14年1月10日	美川町戸長役場	加藤九郎	墨紙	1
545	地方圖の合算差上に付書狀	(明治5) 王申7月4日	地方圖開尾崎太平	勘定方加藤九郎	切紙	1
546	御用に付呼出狀	明治9年1月21日	第十一大区長伊勢貞良	加藤九郎	切紙	1
547	御用に付呼出狀	(明治6) 美酉4月24日	副戸長心得内基佐久	加藤九郎	切紙	1
548	面談に付呼出狀	4月29日	武内基佐久	加藤九郎	切紙	1
549	和陸額	明治6年9月	加藤新平	美川町戸長心得	墨紙	1
550	第一中学校原田小学校役員名簿	明治6年4月			新平(、九兵衛三男	
551	着座頂 <small>タマシテ</small>				切紙	1
552	加登屋喜一郎保物方聞開理役中渡に付書狀	卯5月22日	平野彦之丞	町年齋聞番又右衛門	切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
553	酒進上に付迴状（後次）	5月17日	加登屋喜一郎	田中屋伊兵衛、明盛屋伝兵衛、細屋又右衛門、石南門、細屋三郎兵衛、明五屋嘉助、尾山屋伊左衛門、川原屋四郎右衛門、尾山屋勘吉	切紙	1	
554	銃卒稽古入情に付裏状	(元治元) 8月		加登屋喜一郎	切紙	1	
555	銀子借用証文	安政6年10月13日	米光屋宗助		一紙	1	100目
556	韓式持方覺				切綴紙	1	
557	預り錢道具代等決算書	明治5年6月17日	尾崎勘吉、能川太平治、尾崎太平、濱谷三五郎	美川町戸長並	一紙	1	
558	石川県福井博覽会概則	明治10年2月	博覽会社		冊子	1	
559	借用願に付照会	明治13年4月6日	美川町戸長役場	勘定方	切綴紙	1	
560	貢付金利足手數料計算書	(明治5) 王申10月7日	美川為替会社	羽咋郡又市	切綴紙	1	印は「金沢為替会社」
561	商家等子女生合算				切紙	1	
562	満十七才相隔（前次）	(明治6) 美酉10月12日	白尾一貴	美川町会所	切紙	1	
563	戸籍開革日懲報告（前次）	明治6年10月12日	鳥左 小三郎	美川町会所	切綴紙	1	
564	漁業仕入出入証券御届に付書状	明治21年2月28日	通商三石衛門	加藤九吾	切紙	1	
565	信主達の抵當目途に付書状	7月7日	通商三石衛門	加藤九吾	切紙	1	
566	繰替金御取扱願（前次）	9月16日	戸長 興津重昌	勘定方加藤九吾、二基衛、通商三石衛門	切綴紙	1	
567	扇子入記				切綴紙	1	扇子の効能を記す
568	御用達衆覚（後次）				切紙	1	
569	譲金領付覚（前次）				切紙	1	
570	借用願に付照会	明治13年10月5日	美間戸長役場	勘定方	切綴紙	1	
571	春打錢御渡し願（後次）	明治6年4月20日	副戸長心得武内 基左久	勘定方	切綴紙	1	
572	決算覚	明治			切紙	1	
573	貸付金利息引書	申11月2日	為替会社	加藤理平	切綴紙	1	
574	継替金御取扱状	9月17日	戸長興津重昌	勘定方加藤九吾	切紙	1	
575	過不足計算覚	2~12月			長帳	1	
576	兵庫あわや平兵衛殿借用金之利足覚	(明治2) 己正月			切綴紙	1	安政2~慶応4まで14年
577	尾崎勘吉洋借渡し方依頼	(明治5) 王申2月5日	武内基左久	加藤九吾	切紙	1	
578	金子差上げ方受取願状	2月13日	佐竹又平、内匠綱平	加藤九吾	切紙	1	
579	切手御渡しに付上納願	8月晦日	加藤 本多三郎兵衛	武内、田中	切紙	1	裏書 田中伊平
580	不足上納錢御渡し願	(明治4) 庚午12月		勘定方主附	切紙	1	
581	食鹽代金覚	11月6日	あちや	加藤	切紙	1	
582	返済に付元利脚報知願狀	12月5日	美川町戸長役場	勘定方	切紙	1	
583	相場括高下而商不調究				切綴紙	1	取扱人 二木屋九郎兵衛
584	貢付元利に付添状	(明治5) 王申7月8日	美川 役場		切綴紙	1	木多純平桂分
585	年頭庚沙井贈の物に付書状	子1月5日	田近良平	加藤九吾	切綴紙	1	
586	当季工削線 上納依頼狀	酉7月13日	中川兵二、笠間礼賀	美川町戸長心得衆	切綴紙	1	
587	金子領ひの証	明治21年8月13日	加藤九郎 代理赤多宗平	直木又兵衛	切紙	1	
588	益寿糖		加州金沢石浦町	松任屋武兵衛	袋	1	

589	入金覚 (前後次)				切紙	1
590	野送の待ち方頃別算	明治34年5月13日			切紙	1
591	川瀬舟賃付金に付照会	明治13年11月27日	美川町戸長役場	勘定方	切紙	1
592	長々豆畠に付書状 (後次)				切紙	1
593	敷地図				切紙	1
594	賃付元利上げるに付書証御渡頃状	明治13年12月17日	美川町戸長役場	勘定方	切紙	1
595	品物納入覚	9月7日	安藤	かどや	切紙	1
596	三十三回志為指温候家数扣	明治3年			長帳	1
597	明治八年改表 海外貿易之部抜粋	明治10年3月	石川県	金沢博覧会正副執事	冊子	1
598	博覧会出品物ちらし	明治7年6月	金沢博覧会執事局		一紙	1
599	尺八「南子」懸望に付談書		上州高崎懸上寺宗役東栄	普化宗諸寺院御法眷衆、御宗縁	切紙	1
600	石川県官員一覧表	明治8年1月15日			一紙	1
601	勘定方悟金出納覚				切紙	1
602	集金覚	明治19年5月20日	取次人明野初太郎	藤基	切紙	1
603	懸高丸代金受取	4月4日	中野仙吉	子日丸 吉次	切紙	1
604	金銭差引記				切紙	1
605	利息等計算算				切紙	1
606	金銭差引記				切紙	1
607	総督金允当依頃状	5月23日	戸長	勘定方	切紙	1
608	出船開港依頃状	4月14日	長方寺	勘定方	切紙	1
609	区内行錢役方願狀	明治6年3月3日	副戸長(小鶴武内甚左久)	勘定方	切紙	1
610	貢金返済之儀に付書状	明治13年11月20日	美川町戸長役場	勘定方	切紙	1
611	戸籍札等決算に付書状 (前後次)		(武内甚左久)		切紙	1
612	石川県賃貸料	明治9年			一紙	1
613	勘定方賃貸付に付額狀	7月4日	加藤九吾	通鑑与三右衛門	切紙	1
614	打割取立方の件に付書状	12月27日	美川町戸長役場筆生	勘定方	切紙	1
615	新旧公債証券發行條例	明治7年3月			冊子	1
616	本願寺門跡大谷光勝・源孫光鏡行別算				折紙	1
617	金子類の証文	明治4年正月	加藤本吉加登屋力兵衛 代与四兵衛	金鵄又次郎	一紙	1
618	太鼓打ち方樂譜				一紙	1
619	賃付分利子等覚	明治13年11月			切紙	1
620	葬儀持方人別附				繙紙	1
621	出方引合算				一紙	1
622	産後等に付書状	6月12日	くまざわ	かどやおあなさま	切紙	1
623	請願書連署者覚				墨紙	1
624	船備品配分受取	3月17日	加賀丸 治三郎	子日丸 吉次	切紙	1
625	出勤高書上覚		武内甚左久	加藤	二より縁	1枚
626	算出レ方算 (後次)	申年			切紙	1
627	借用額に付照会	6月29日	美間戸長役場	勘定方	切紙	1
628	錢代消込等差引覚	明治4年8月	尾崎助吾		切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
629	金子借用并算子被下願状	10月26日	勝光寺母	喜一郎	宛名	折紙	1
630	副戸長謹思惑れ御御及び地券下闇力吳敷辞一章写	明治6年7月8日			墨紙	1	岐阜県新聞の写し
631	彩色添代等算用算			かどや	切紙紙	1	
632	貢金底当之土藏引渡し付確認書状	未9月	加藤九吾	長谷六郎	切紙紙	1	
633	為換等引合覚	明治21年12月22日	きし五店	加藤吉次	切紙紙	1	大阪南源江二番町 岸五
634	預付金利子先渡し付願状	(明治20) 7月13日	古市吉次郎	加藤九八郎	切紙紙	1	
635	諸張冊紙數一覽	明治8年			一紙	1	
636	奥之間云間等段え覚				一紙	1	
637	米代金取込に付願状	明治11年7月12日	石川県加賀国美川入加藤政吉、堺県下岸	堺県県税所等	墨紙	1	
638	金錢出納御知らせ	卯1月20日	永井王三郎	加藤九八郎	切紙	1	
639	預付金之内借用依頼狀	明治13年1月1日	美田戸長役場	勘定方加藤九吾	切紙	1	
640	迎富丸治助分金子受取証文	明治24年10月26日	圓木又兵衛	加藤九八郎、代り子日丸吉次	切紙紙	1	
641	下取り物換入預の金利息共御渡し証	明治18年12月21日	万歳丸 治助	加藤仁左衛門	切紙	1	
642	古賀盐吉千賀代金受取	明治19年12月27日	謹枝坂出港臨産会社記入須崎和三次	加藤九八郎	切紙	1	305印
643	ケヤキ二本送付に付書状	卯4月3日	山崎治三郎	加藤	切紙	1	印「越州三国 山崎治三郎」とある
644	田金沢署公賣証書壳渡書状案文	翌8月	横山屋	加藤	切紙紙	1	
645	物品納入書	(明治6) 美西11月14日	金子店	加藤九吾	切紙	1	
646	取書金高井利子領御知らせ願	4月11日	興津重昌	通善与三右衛門	切紙	1	
648	新茶納入証文	明治20年5月24日	瀬戸内青石衛門	加藤	切紙	1	印に「御茶所 加賀國須天 瀬戸内青石衛門」
649	詮書運送に付控状	4月	林謙平	加登九八郎	切紙紙	1	
650	証文完別き方見合に付書状	11月7日	村井吉五郎	加藤九吾	切紙	1	
651	返済方合に付書状	5月11日	田力添平	加藤九吾	切紙紙	1	
652	詮書裏の方之儀に付書状	10月22日	田力添平	加藤九吾	切紙紙	1	
653	手形引受方取斗願狀	1月7日	松野長松	加藤九吾	切紙紙	1	
654	金子借用額に付書状	寅4月5日	田近是平	加藤九吾	切紙紙	1	
655	神風鷲社副取締御観紙	明治7年11月	祭主大教正三條西季知	加藤九吾	切紙	1	包紙
656	詮書國立銀行会社大蔵省へ寄付意向に付書状	10月6日	田中亦平	加藤九吾、竹多三郎兵衛、尾崎助吾	切紙紙	1	
657	金子御渡し願狀	長4月7日	通善与三右衛門	加藤九吾	切紙	1	
658	みのき代受取	3月18日	明箭屋	上	切紙	1	
659	返済金受取方依頼狀	辰1月5日	桜八右衛門	加藤九吾	切紙	1	印は「加州本吉 銀治屋八右衛門」
660	金子返済方算	1月3日	栗吉屋助助	加藤仁左衛門	切紙	1	
661	貢付金利子共受取に付書状	明治23年2月19日	岸本五兵衛	加藤九八郎、松島吉三	切紙紙	1	印は「大阪南源江二番町 岸五」
662	詮書金額換算				切紙紙	1	
663	新兵衛勘當に付断り書	(明治5) 王申7月	加藤九吾、一類惣代加藤理兵衛	美川町戸長役場	墨紙	1	
664	勘當に付申渡	明治5年10月6日	新平		一紙	1	
665	金子出入算	明治19年4月26日	角印(加藤印)		切紙	1	
666	金子請取証文	明治28年7月8日	近江米治支店	加藤治三郎	切紙	1	

667	土地抵当借用証文	明治27年12月24日	根上作次郎	美川町貿易係男務任主 加藤九八郎、 二基馬	墨紙	1
668	家代制渡し等約定困窮に付託状	9月5日	高岡原四郎	加藤九吾	切継紙	1
669	公債残札等算用依頼状	(明治5)王申8月13日	尾崎勘吉	加藤九吾	切継紙	1
670	利息等勘定算用状	明治22年3月12日	田木又兵衛	加藤九八郎	切継紙	1
671	美(問)市長制渡紙	(明治4)辛未6月	加藤九八郎	代り吉太郎	切継紙	1
672	金子差引目録	明治22年10月18日	伏見勝喜久、近江栄治	加藤吉藏	切継紙	1 近江の印「秋田土崎 仕切目録之外不用」
673	公債正書買賣に付書状	1月25日	田中卯平	加藤	切継紙	1
674	借用証文	明治17年3月24日	山本勇三郎	能美郡済海社	墨紙	1 受人 櫻井次郎、受人 加藤九吾
675	獵師等御仕法御用銭之内借用願	(明治6)癸酉6月28日	龜井新八	美川町戸長心得	墨紙	1 奧書決済 戸長心得 武内豊五郎→勘定方 加藤九吾
676	津怪芋田(横中頭領)船用負債一件	明治5年9月17日	伊平	大蔵省負債御掛出張所	墨紙	1 こより添 1
677	公債正書買替手続等に付書状	7月29日	田中卯平	加藤九吾	切継紙	1
678	貸受金井清方等契約証	明治11年7月11日	利賀國南郡岸和田 月岡正、証人 梶原 同 宇野留	佐久間俊明	墨紙	1
679	金子借用証文	明治4年2月2日	加登屋九兵衛代	大鷹屋九蔵	綴紙	1
680	鮭不漁請求先延べに付書状	明治27年12月5日	北海道寿都郡寿都瀬佐井山屋次郎 加藤九吾	加藤九八郎	切継紙	1 封筒
681	貸付金代理契約に付書状	明治11年7月12日	加藤政吉、明筋醫、代明 飯弓三郎	月岡正	墨紙	1
682	調査金御届に付書状	7月5日	二基	加藤	墨紙	1
683	船料賃替金返却に付書状	長9月4日	二基	加藤九吾	墨紙	1
684	金子縁替方に付書状	長9月18日	二基	加藤九吾	墨紙	1
685	調査金御届に付書状	長10月6日	二基	加藤九吾	墨紙	1
686	算用算				切紙	1
687	賃入品付上げ(後次)				切紙	1 挿裏「甚兵衛分」。川長の印
688	地方支那上納に付書状(前次)	(明治5)王申9月29日	副 田中伊平	加藤九吾	切紙	1
689	借用証文(前次)	已正9日	手取屋孫右衛門	加登屋九兵衛	切紙	1
690	元仕切覚(後次)	戊9月29日	桜井屋金太郎		切紙	1
691	元仕切(後次)		(川長)		切紙	1 「与四兵衛ハマチ分」とある
692	元仕切(前次)	明治8年6月12日	川口長左衛門	加藤重次郎	切紙	1
693	証券返済等約定証(前次)		代理金剛丸・基平		切紙	1
694	居宅表廻りそい図り		林氏		長帳	1
695	仕切書(前次)	明治7年10月19日	川口長左衛門	加藤重治郎	切紙	1
696	船頭里兵衛水主分書上(前後次)				切紙	1
697	月給正方算用算(前次)				切紙	1
698	外海船亮渡証文(後次)				切紙	1 250石4人乗り 280石 110文
699	上納銭之儀に付書状(前次)	明治6年12月1日	田中伊平	加藤九吾	切紙	1
700	貸付金制渡額(前次)		西野朝当番		切紙	1 天保5年貸失と安政5年類似の貸付
701	米代金受取	5月17日	松本ヨリ六	梅の間 上	切紙	1
702	庄内為替金受取	巳12月24日	市田屋清兵衛	飛鶴次助	切紙	1
703	金子受取狀	巳12月27日	二文字屋利八	飛鶴次助	切紙	1 加登九

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
704	金子受取状	巳12月27日	市田屋清兵衛	飛脚次助	切紙	1	加登丸
705	金子受取証文	11月23日	西市屋弥右衛門、中尾宗吉	福益屋三郎右衛門	一紙	1	
706	金子請取証文	文政13年2月24日	二日市屋甚蔵	田中伊兵衛	切紙	1	印「加利本吉様取役所」
707	金子預り手形（前次）	酉6月7日	様取役所	加登屋九兵衛	切紙	1	
708	加登屋分切懸銀半口分受取状	酉11月5日	崎田惠居	二木屋九郎兵衛	切紙	1	
709	三十人講仕法則通押旨に付証文案文		（加藤）	大井守人、寺田左十郎、阿部弓次右衛門、山本庄太夫、田辺亮之助	統紙	1	奥書1 昨年春明院屋加兵衛、奥書2 高林孫兵衛
710	裏屋義方入用錢取替願	巳10月26日	昨年鷹木多又右衛門	加登屋貞造、商人新屋小右衛門	切紙	1	
711	裏屋貞造元錢証文	慶応3年7月		（加藤重次郎）	一紙	1	
712	仕切書（後次）			加藤吉次	切紙	1	端裏に「重次郎分」印「川長」
713	金子受取証	明治22年7月19日	三間島兵衛	美川町為替会社	統紙	1	
714	出雲織仕入金借用に付証文	申6月20日	羽食又市、譜人太野權三郎	（加藤九吾）	切紙	1	
715	金子借用証文	明治4年正月	笠間屋与三右衛門、根上屋与兵衛、加登屋六郎、源上屋津太郎、譜人日向屋權兵衛、同高堂屋七三郎、北嶋屋嘉助	加藤九吾	一紙	1	
716	銀子借用証文	明治4年2月2日	小柴亘三	加藤九吾	一紙	1	
717	亡兄証券不明に付証文	明治6年9月	漢谷五三郎、一類惣代吉五郎	（明治5）	統紙	1	
718	新兵衛勘当領未案文	亥7月12日	中山権太郎	加藤	切綴紙	1	
719	物品代受取	酉10月7日	小柴亘三	加 九吾	切綴紙	1	
720	資金押借願書状	明治7年5月10日	川口辰五郎門	加藤武兵衛	切紙	1	
721	算用仕切書（前次）	辰12月10日	北市屋七兵衛	加登屋	切紙	1	
722	金子借用証文（後次）	慶応3年11月	万洲屋此八	（加藤九吾）	切紙	1	印「備前 下津井 萬納屋 此八」
723	延吉代金預の手形（後次）	酉11月26日	能美屋太兵衛	田中屋平五郎	切綴紙	1	
724	刀装買入報告書（前次）	辰12月			切紙	1	
725	荷物利損あらまし（前次）	明治6年4月27日	北鳴屋問	美川町副戸長心得	墨紙	1	
726	年賦錢借予願		印（越前牧貢 屋茂兵衛）	（かとや武兵衛）	切紙	1	
727	御指引目録（後次）		越後屋孫左衛門		切紙	1	
728	金子預り手形（後次）				切紙	1	
729	大黒天刷り物				切紙	1	
730	給報見当覚				切綴紙	1	
731	運送用材書上（後次）				切紙	1	
732	受取証（前次）	明治24年10月26日	高橋吉兵衛	加藤力八郎 代理 子日丸吉治	切紙	1	印に「羽後秋田土崎港 喬吉」とある
733	下り物金口錢割辰賞（後次）		印（羽州土崎港 川長）	（船頭重次郎）	切綴紙	1	
734	仕法講願覚（後次）				切紙	1	
735	銀子借用証文（前次）	（文化8）未闇2月15日	竹内屋久治郎	加登屋九兵衛	切紙	1	
736	別家卯兵衛方式日控方覧				切紙	1	
737	實物書上	寅			折紙	1	倉部屋又太郎、村井村仁之助分
738	借用銀高等等	寅			折紙	1	
739	上納銀高覚	午～子			切紙	1	
740	飯米代等御渡し願（後次）				切綴紙	1	

741 為替にて受取証文	元治元年8月晦日	若狭屋市兵衛	大月屋厚礼	一紙	1
742 預り金返済等に付書状(前後次)	明治元年8月14日	金石屋御用達漆屋佐太郎	本吉港御用連加藤力吾、重立尾崎勘吉	切紙	1
743 豊(狂瀨の算)(前次)	末3月15日	浅香作兵衛	加登屋与右衛門	切紙	1
744 金子差引算(後次)	卯			切紙	1
745 金子差引算(後次)	酉			切紙	1
746 賴母子懸銀等御渡願(前次)	長12月10日	福留六郎右衛門	加登屋力兵衛	切紙	1
747 金子差引算(前次)	(江戸)子			切紙	1
748 為替算(後次)				切紙	1
749 下の物代金口錢割算(後次)		印(羽州土崎港 川長)		切紙	1
750 加登屋九兵衛決済算(後次)				切紙	1
751 潤田弓松前出側に付書状(前次)	5月9日	又右衛門	旦那様	切紙	1
752 為替代に付証文	文政9年3月28日	明治屋卯八郎		切紙	1
753 為替金請取証文	寅11月11日	金町御上人	二文字屋利八	切紙	1
754 潤愛招特回状(前次)		萬屋良兵衛		切紙	1
755 什入銀取算	明治2年12月			切紙	1
756 銀子借用算(後次)	亥4月25日	長屋伊兵衛		切紙	1
757 船中払銀等算(後次)	明治11年9月8日			切紙	1
758 陸運会計大費開支分に付書上(後次)				切紙	1
759 請款決済に付書状(前次)	明治23年12月26日	近江鷹治		切紙	1
760 借用証文(前次)	弘化3年正月21日	大野屋五左衛門		切紙	1
761 区内取締器人給料に付書状(後次)				切紙	1
762 什切書決済書(前次)	卯5月8日	成屋源次郎	加登屋政吉	切紙	1
763 二種深信に付懸旨	戌12月14日			切紙	1
764 御利足上高算(後次)	午~亥			切紙	1
765 出銀算	亥~寅			折紙	1
766 銀子借用証文(後次)	天保3年5月5日	佐成屋長石衛門		切紙	1
767 銀子借用証文(後次)	子正月29日	卯年鷹治兵衛、肝煎名兵衛、同文右衛門	加登屋	切紙	1
768 金子借用証文(前次)	安政5年12月	大野屋五左衛門、組合明昌、屋長兵衛、同 大野屋三郎、一義福田屋喜兵衛	熊田屋八郎兵衛、御口添加登屋九兵衛	一紙	1
769 金銀入払帳(表紙のみ)	明治元年8月	勘定方主郎九兵衛		折紙	1
770 金領御振替額に付書状	辰8月5日	二基		切紙	1
771 仕切書(前後次)				切紙	1
772 金子借用に付書状(前後次)				切紙	1
773 金子落雁代支払算	午闇10月			切紙	1
774 金子借用証文(後次)		林尾利清吉		切紙	1
775 借用高書上(後次)				切紙	1
776 仕切書(前後次)				切紙	1
777 為替金請取証文(後次)	印('布市')			切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
778	出金等御渡（前次）				切紙	1	
779	証文包紙				包紙	1	
780	差引完了に付書状（前次）	明治6年12月	川長				
781	家屋敷地割に而返済済	明治18年2月8日	（加藤）豊平	御木家様	切紙	1	
782	道中切手	黄～未			袋刷	1	
783	元治元年迄年数	寅正月12日	旅行方	（町人6人）	切紙	1	
784	組合領申付状	元治元年	（加登屋九吾）		袋刷	1	
785	九吾職款	（明治25）壬辰7月	加登屋力八郎		切紙	1	
786	金子受取等に付書状（前次）	8月3日	（加藤九吾）		一紙	1	
787	追想七十余年九里一代記	昭和39年5月	鳥屋重次郎	二口屋利右衛門	切紙	1	
788	保銀借用証文	嘉永4年3月12日	茂地屋八郎兵衛、寺井屋孫作、赤井屋治	加登屋九兵衛	用子	1	
			兵衛		一紙	1	

加藤家資料 概要

加藤家からは、古文書のほか、以下のような資料を寄贈されている。単独の研究や展示だけではなく、古文書の内容と関連するような研究や利用も期待されている。

資料名	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考（資料番号など）
1 船頭（川端丸）		龍沢山主（酒田 善宝寺）			1	2-132
2 船往来手形	文久4年正月11日	加賀中納言殿内 中良左衛門	津々浦々役人中	木札	1	2-420
3 新貿易比較通報					1	2-421
4 銅貨金井田藩札比較表					1	2-422
5 木曾街道開設金方二付要用之書類					1	2-1016
6 船中花生					1	3-107
7 船くぎ					5	3-108
8 加藤家紋付羽織					1	3-483

■崎家文書目録 概要

歴史博物館には2件の「島崎文書」が収蔵されている。いずれも昭和45年(1970)に別の方から寄贈されたものである。それぞれの一覧を掲載したが、もともとは一体のものと想られる。島崎家は河北郡向島村に

おった圓船問屋で、代々「徳兵衛」を名乗り、「島嶼」の通称でも知られていた。2件合わせても40点余の文書であるが、「島嶼」の活動を示す興味深い資料群である。

No.	題名	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
2-1026 島嶼文書	表題						
1	加賀大野村根布屋四郎右工門船中船頭彦三 貢難船一件(振分算目録)	文化4年10月	大坂南越江5印町目網子屋藤吉代米 藏、兵庫北風狂石船門、同阿波屋 長兵衛 加賀大野村根布屋四郎右 船門沖船頭彦三郎		袋縫	1	墨付19丁
2	文政十二年制削達銀年賦証文	天保5年12月	在江戸二付無判市村久太郎、川村 又平、斎藤長兵衛、今立五郎・大夫、 市村久太郎、在江戸川村又平、大 原長兵衛、今立五郎・大夫、谷川 七郎左衛門、吉永鈴次郎	島崎徳兵衛	続紙	1	(裏書) 松平主馬
3	調達之金子借用証文	天保7年12月	島報余所進、河内八郎・大夫、谷川 七郎左衛門、吉永鈴次郎	島崎徳兵衛	続紙	1	(裏書) 酒井外記 都合一万両
4	文銀借用証文	申12月			一紙	1	3貴目
5	調達高減少之定証文	天保9年12月	市村久太郎、川村又平、萩原長兵 衛	島崎市郎左衛門	続紙	1	2900俵
6	無利足五拾ヶ年賦借用銀近添縮方覽	天保11年12月	千秋金吾	島崎徳兵衛	続紙	1	12口 計19貴87匁5分
7	武百石以上所持船書上申帳	嘉永3年9月	島崎徳兵衛	船御奉行所	袋縫	1	(奥書) 上野新村惣太郎 墨付3
8	能削削鹽兵領為御登米船請申二付船石數請	嘉永4年4月	河北郡 島崎徳兵衛	半田權之進	袋縫	1	(奥書) 上野新村惣太郎 墨付4
9	酒田本間源三郎一件二付願書写	嘉永5年	船主本吉尾山屋又太郎、船信請人	島崎徳兵衛	袋縫	1	
10	當年吉久兼兵庫軍御登米船請申二付船石數請	安政4年2月	船主放生津田重兵衛、伊藤徳兵衛 木屋九郎兵衛	島崎徳兵衛	袋縫	1	墨付3丁
10-2	道員印鑑附并申數書上申帳	安政4年2月	船皆請人西郷屋豊石衛門		1	墨付3丁	
11	押印印鑑附	安政5年6月	島崎徳兵衛		切紙	1	
12	手形印鑑附	安政5年6月	島崎徳兵衛		切紙	1	
13	扶助加曾翁行狀	文久3年12月4日	印(前田音義・印文・符)	島崎徳兵衛	一紙	1	包紙有
14	諸藩御船印之図					一紙	
21				松平筑前守(筑前福岡52万石余)、黒田甲斐守(筑前柳川5万石)、鍋島 紀伊守(肥前小城7万4000石)、鍋島那津守(肥前蓮池5万200石)、相 伊藤大膳大夫(伊予宇和島10万石)、伊達記伊守(伊予吉田3万石)、相 良忠寧守(肥後水戸2万2000石)、松平丹後守(肥前佐賀35万7000 石)、久(如洲丙中10万石以上)、欠(蘆馨屋昌島77万8000石)、細川 越中守(肥後熊本54万5000石)、細川豊前守(肥後宇土3万石)、宇田 能登守(肥前鍋島52万石余)、大村源正少頭(肥前鍋島3万5200 石)、森前守(肥前鍋島2万石)、松平大炊頭(肥前唐津7万石)、欠 (安芸)、板倉摂津守(肥前鹿瀬2万7000石)、松平大膳大夫(長門郡伊予守(肥後福山10万 石)、毛利周防守(豊後佐世保2万石)、木下定太郎(偏中岩国2万5000 石)、大村源正少頭(肥前鍋島2万石)、松平大炊頭(肥前鍋島2万5000 石)、松平主膳守(豊後佐世保2万石)、松平市正(豊後杵築3万 石)、久留島信濃守(肥前杵築2万石)、中川修理大夫(豊後臼杵7万 石)、又留島信濃守(肥前杵築2万石)、中川修理大夫(豊後臼杵7万 石)、松平大膳大夫(豊前中津4万石)、稲葉石京守(石見浜 田5万4000石)、龜井豊前守(石川和野4万3000石)、松平周防守(石見浜 田1万石)、毛利山城守(石川和野15万石)、吉川左京(周防新田1 万石)、小笠原守(小笠原守少頭(小笠原新田1 万石)、又(播州淡路15万石)、脇坂主殿(播州淡路5万3000石)			

No.	2-1029 島崎家文書 表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
1	組開達銀請取証文	寛12月10日	金合佐大夫、石黒鉄八郎	栗崎村徳兵衛	一紙	1	1250匁
2	御開達銀請取に付証文返上書	寅7月	島崎徳兵衛	御改作方御役所	続紙	1	40匁、利足800目 残800目
3	又金請取証文	卯3月16日	金合佐大夫、中村岡三郎	向栗崎村徳兵衛	一紙	1	250匁 滅済引250石の引当先納金
4	他屋出津御代銀請取	卯11月14日	長屋七助右衛門・鈴木清之丞	島崎徳兵衛	一紙	1	900匁、石に22匁替
5	清川徳義印切手等請取	子6月4日	島崎店	大正持屋五兵衛	切紙	1	
6	延岡弘都印に付書状	6月26日	島崎徳兵衛	大正持屋五兵衛、次郎兵衛	切続紙	1	
7	吉幡組等出銀覚		当取り島崎徳兵衛		一紙	1	111匁600目 残10匁825匁
8	通用御取引相場之定に付書状	6月13日	中屋彦十郎	御銀才吾衆中	切続紙	1	

* 本論に収録した「加藤家文書」「島崎家文書」について、目録刊行の予定が立っていません。必要な方にはExcelのデータで提供することができます。

Mail: rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp
宛にご連絡ください。

第二代石川県令桐山純孝

—その事績の検討—

石田 健

はじめに

明治四年（一八七一）、廢藩置県によって従来の領主権力とは異なる地方統治機関が誕生した。中央政府の監督の下で、統治地域（府・県）の行政、裁判、収税、警察などを統括・処理する最高責任者が地方官（府知事・県令など）であったことは周知の事実である。明治初期の地方官は、中央の官僚政治家たちに比べれば官界でのランクが低いにもかかわらず、地方の行政と司法の未分離や法制度が不備だったために、当該期の地方官には自由裁量権の余地が多分にあつたと見られている。つまり、当時の地方官は政府の手足としてかなりの権力をもつて管下に臨む一方で、また、独自の統治思想と方針を中央に主張しつつ、それによつて統治を進める存在であつたと言わされており、明

治初期の地方官の位置づけの重要さがしばしば指摘されている⁽¹⁾。しかしながら、具体的な地方官たちの動向やその経営の検討は、あまり進んでいないのが現状である⁽²⁾。

そこで、石川県地域における明治初期の地方官について見てみると、廢藩置県後ただちに当県長官に着任した薩摩鹿児島出身の初代石川県令内田政風の知名度に比べて、美濃大垣出身の第二代県令桐山純孝の知名度はかなり低いと言える⁽³⁾。例えば、その証左に桐山は、内田が明治八年三月に県令を辞任したため、その交代として石川県に派遣されたと誤解されがちである⁽⁴⁾。しかし、桐山が当県に補任されたのは、明治四年一二月であり（詳細は後述するが、赴任の時期は翌五年初頭と考えられる）、内田県政を支えるナンバー2の時期を経て、内田が依頼辞職した後、長官の地位を引き継いでいる。その後の

明治一二年、当時石川県域だった越前の地租改正反対闘争にあつて、桐山は政府から県令を「罷免」されたと從来描かれてきたが⁽⁵⁾、実態はどうであつたのか残された史料を綿密に検討することが必要である⁽⁶⁾。

先述のごとく、桐山純孝のような明治初期の地方官についての研究は、現在まであまり進められていない。また、桐山の経歴及び活動については十分に明らかにされているとは言い難いのが現状である。そこで本稿では石川県令時代を含めて、その全体像について検討したいと考える。これは、単なる人物史の追求にとどまる問題ではなく、概念的理解のような『中央が上で、地方は下』という固定的な論理では解決できない「初期明治国家」における地方の在り方を考える手がかりを探ることをめざしている。

一・幕末維新期の大垣藩における桐山純孝

1. 桐山純孝の出自と家格

美濃国大垣藩は東海道と中山道を結ぶ東西交通の要衝にあり、譜代大名が入れ替わり入封した。寛永一二年（一六三五）に戸田氏鉄が封ぜられ、以降明治まで戸田氏が一一代にわたつて大垣一〇万石を領している。

桐山純孝（通称辰次郎）は、天保三年（一八三二）一〇月二〇日、大垣藩士桐山富助の長男として生まれた⁽⁷⁾。元服ののち、大垣藩戸

田家九代藩主氏正、一〇代氏彬、一一代氏共の三代に仕えたが、出身母体である大垣藩関係の史料が限られており、桐山純孝の家格、家禄高などは不明な点が多い⁽⁸⁾。ただし、手がかりが全くないわけではない。桐山は石川県令を退いた後の明治一六年、旧大垣城下清水町の自邸で私塾「漢学義塾」を開いている。大垣城郭外の武家屋敷地は、石高などの格式によつて地域が定められているため、仮に桐山邸が江戸時代から清水町にあつたとすれば、桐山家は一〇〇石程度の平士と推測できる⁽⁹⁾。なお、桐山家の菩提寺は大垣市木戸町の専光寺である。

2. 戊辰戦争と大垣藩

慶応三年（一八六七）秋、大垣藩は幕府の要請に応じて大坂市中の治安取り締まりのため、小原鉄心（大垣藩城代）の婿養子小原兵部が率いる藩兵五〇〇名を派遣している。大垣藩兵は大坂城内搦手の京橋口の警固を受け持ち、城内においてフランス式の調練を受け、アメリカ製の七発銃を使用するなど幕府側の信頼を得ていた。翌四年一月三日、鳥羽・伏見の戦いが始まり、大垣藩兵は旧幕府方として参戦した。同日、新政府の参与職として在京していた小原鉄心は、淀の大垣藩兵に対して官軍に発砲しないよう説諭するため、桐山純孝と菱田重禧を遣わした。これに対して藩兵を率いる小原兵部は、今さら退くことは難しく成り行きを見て進退すると言つて、桐山らを返した。桐山らは、陸路を避けて小舟で川中の葭の内を潜行し、四日に京都へ戻つ

ている。桐山の説諭の大役もむなしく、大垣藩は一時「朝敵」の汚名を受け、大垣・小浜・鳥羽・宮津・延岡の五藩は入京を禁止された。

同月九日、小原鉄心は事態打開のため桐山・菱田を伴つて京都を発ち大垣へ急行し、翌一〇日に前藩主戸田氏正の屋敷で藩主氏共以下重臣を集め会議を行い、新政府への恭順に藩論をまとめ上げた。同月一二二日には、一敗地にまみれた大垣藩兵を垂井駅で待ち受け、武器一切を回収して大垣の各寺院に蟄居させた。こうした動きを受けて、翌一三日には大垣藩は新政府から東山道鎮撫の先鋒を命ぜられ、新政府側として栃木から会津へと転戦を続けた⁽¹⁰⁾。さてここで、新政府側についた大垣藩が、当初受けた「朝敵」をいつ解除されたのか見てみたい。入京禁止の「朝敵」藩の内、早い段階で新政府から宥免の道を示されたのが大垣藩と小浜藩であった。両藩は、出兵による功労と引き替えに宥免が確約されていたという。ただし、一藩の罪が許されるところになる最終処分がくだされる時期は、全て慶応四年四月一日の江戸開城後であった⁽¹¹⁾。

その後、大垣藩は戊辰戦争の東北出兵で戦功をあげ、明治二年（一八六九）六月に藩主戸田氏共が新政府から三万石の賞典禄を受けた。大垣藩の三万石の賞典禄は、薩摩・長州藩の一〇万石、土佐藩の四万石に次ぐもので、さらに佐賀藩の二万石を上回っており、戊辰戦争で果たした功績の大きさを示すものと言える。ちなみに、北越戦争で大きな活躍をした加賀藩の賞典禄は一万五〇〇〇石である。

3. 廃藩置県に至る時期までの桐山純孝

慶応四年一月一七日、新政府は小原鉄心を会計事務掛に任命している。小原の推举があつたのか、桐山は同年三月、江戸の金銀錢座の取り締まりに当たれという命をうけた新政府の会計権判事池辺藤左衛門（柳河藩士）の随行を仰せ付けられた。しかし、当時旧幕府軍が箱根などの要地を固めており、江戸潜入は困難であった。また、事柄が新政府の財政基礎に関わるものであり京都の太政官と東征軍（大総督）との対抗関係も相まって、池辺と桐山はようやく翌四月五日に駿府に到着し、その後、東征大総督有栖川宮熾仁親王の東下に供奉して同月一五日、江戸に到着した。この時にはすでに金銀座は新政府に接収されており、桐山は接収に直接関与していない。なお、直接接収に関わったのは、元御金改役所の役人長岡右京であった。その後、京都の太政官・会計官から金銀座接収物の京都（のち大阪に変更）廻送を督促する指示があつたが、東征の軍資金供給源を欲していた大総督府は理由をつけてこれを遅延させている。閏四月四日、ようやく池辺らが太政官への説明のため上京の途に出ており、桐山も同行している。太政官の指示通り大阪に移送されたのは、六月になつてからである⁽¹²⁾。桐山は閏四月、新政府の徵士・会計官出納司知事に就任し、六月に大阪会計出張所在勤となつて移送には関わっている。この間、新政府から「格別出精」、「不一方勉励」を称賛され、翌明治二年二月、会計官権判事に進むも、同年五月、官員の整理で免官となつた。しかしながら、六月一四日には「職務之儀ハ是迄同様之御心得ニテ御出勤可然」

となつてゐる。翌七月、「今度官員御減省ニ付、職務被免候處、前職壹ヶ月分之月給並帰路之旅費等下賜候間、会計官ニテ請取可申事」として、路銀などをいただき大垣に返り咲いた。大垣へ戻つた桐山は、翌八月二三日、大垣藩権少参事に転じ、少参事（明治三年閏一〇月）、権大参事（明治四年六月）となり藩の首脳部を歴任した。

この間旧藩主の戸田氏共は、知藩事として行政に当たつていたが、明治三年一二月に藩政を参事らにゆだねて東京に移り、大学南校へ入學。翌四年二月、アメリカ留学のために知藩事を辞任し、廢藩置県前の四月四日に横浜港を出発している。そのため小原鉄心が権知事心得となり、桐山ら三名の権大参事が補佐した⁽¹³⁾。また、氏共は同年、新政府の要人である岩倉具視の次女・極子と成婚している。

二 地方官としての桐山純孝

1. 廃藩置県の断行

明治四年七月一四日、全国の知藩事に廢藩の詔が發せられた。同月二〇日、大垣藩は大垣県となつたが、当面の間県の事務はそれまでの官員が引き続き行つた。というのも、廢藩置県は政府首脳部のごく少数者（西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通ら）による短期間の密議の後に決行され、その後の地方改革（府県の長官人事や統廃合など）の構想は決まっていなかつた。一〇月末によく大蔵省による府県区画改革が發表され、全国規模での地方官任命は一一月に本格化していく

る⁽¹⁴⁾。

さて、桐山の新天地となる当県では、元は加賀金沢藩という巨大藩であつたため混乱防止が念頭に置かれた早急な地方官人事が行われてゐる。廢藩置県直後の八月一五日、内田政風（旧鹿児島藩士）が金沢藩大参事に就任したのである⁽¹⁵⁾。

内田は赴任に際して鹿児島出身者を多数引き連れて県官吏に据えることをせず、従僕と當時一〇代の書生（水本兼孝）の二名が付き従つて來ただけであった⁽¹⁶⁾。つまり、桐山は内田県政の補佐役として同一年一二月四日、金沢県権参事に転じたのである⁽¹⁷⁾。以後桐山は、石川県参事（明治五年一月二日）を経て、石川県権令（明治八年四月二七日）、石川県令（明治一年五月一五日）となり、明治一二年二月二十四日の「依願被免本官」までの七年と二ヶ月といふかなりの長期間にわたつて当県の地方官を勤めている⁽¹⁸⁾。

2. 県政ナンバー2としての桐山純孝

ここでは、書簡などの史料を通して内田県政を支えた桐山純孝の実像に迫つてみたい。まずは、桐山が当県赴任の約八ヶ月後に記した書簡から見ていく⁽¹⁹⁾。

秋冷増加 賢台益御安康拝祝此事ニ御座候。然者小生儀、不肖之身ヲ以重任ヲ拝命、当春赴任後モ早速拝訪万縷御依頼モ申上度底意ニ有之処、新旧廢置之際引続移序〔美川県庁時代は明治五年四月〔六年一月〕等ニ而終ニ其意ヲ不果、失敬ヲ極メ候。然處追々

残用モ取纏リ前進之機会ニ及ヒ候折柄、更ニ御懇談申度件有之、旁一応拝趨可仕之處、頃日痛所不相勝漸ク押テ出序迄ノ仕合ニテ不任心底、因テ為代人市村「貞吉」權大屬差出申候。何卒此者古御聽取被下度頼上候、右御懇談申度主意ハ別書中ニ記載仕置候通御政体モ日進、隨テ諸府県競テ開明進歩之秋ニ当リ、当県之如キハ他ニ異ル大藩之末ニ候得者、他ニ異ル一大奮發ヲ起サ、レハ其比較ヲ得ス、況ヤ他ノ右ニ出ル策無之、殆困却此事ニ御座候。

閣下ニ於テモ從來御治下之末ニ候得者、定而御苦配万々と奉遠察候。是全余輩上ハ朝廷下ハ部民ニ対シ其責免レサル処ニ有之、是即上下懸隔ヨリ起ル処ノ弊ニ候得者、自今県庁トノ際氣脈ヲ通シ同心協力親シク會議ヲ起シ、前途俱ニ朝旨遵奉之事ヲ運ヒ度、懇願之外無之候得者、別紙口演書ヲモ御參酌、御同意も被下候て旧御同列御始ヘ御通達御勉励之程希上候。何レ不遠拝趨万々御面話可仕候得共、乍畧儀以書中及御依頼候、頓首再行

〔明治五年〕八月廿日

桐山純孝

前田三吉〔直信〕殿

村井恒〔長在〕殿

從来この書簡の写しは明治八年のものと推定され、石川県権令（長官）として赴任間もない桐山にとって自身の基盤を強固なものにするため、前田ら元八家（加賀藩門閥）の協力を要請したものと見られていた。しかし、冒頭の傍線部を見ると「當春赴任後」速やかに旧藩時代の重臣たちとお会いしたいと考えていたが、旧藩から県への引継ぎ

のみならず県庁の移転などもあり実現できなかつたと記している。先ほども確認した通り、桐山が金沢県権参事に補任されたのが明治四年一二月四日であり、赴任の時期は翌五年初頭と考えられるため、「当春赴任」との記述と合致する。また、桐山がこの書簡を記した時期は県庁がおかれていた美川町内の明翫伝兵衛方に滞在しており²⁰⁾、また、体調も万全ではなく、旧城下金沢にいた元重臣と会合をもつことが容易ではなかつた。そのため、書簡中にもある通り代人として石川県権大属の市村貞吉（元金沢藩公用人）を前田直信のもとへ派遣している。なお、市村に持参させた「別書」「別紙口演書」については見つけることができなかつたが、後半の傍線部から趣意の概要をうかがうことができる。そこでは、各府県が「開明進歩」を競うような状況のなか、かつては比類のない大藩であつた石川県は他県とは異なり「一大奮發」しなければならず、困り果てていると述べている。そのため、旧藩時代の重臣であつた前田や村井の両名も苦い思いをしている。そのため、旧藩時代の重臣であつた前田や村井の両名も苦い思いをしていられるではと拝察しながら、上は朝廷から下は庶民に対し、その責任は免れないとして協力を求めている。その際は、県官・在野を問わず「同心協力」して「會議」を起こし、相ともに「朝旨遵奉」のため力を尽くしたい。また、賛同してくれる場合は、他の元重臣の者へもぜひともこの趣旨を伝えてほしいと懇願している。

しかし、なぜ県の長官ではない桐山が、元重臣宛にこのような書簡をしたためたのであろうか。当時、県のトップであつた石川県参事内田政風は、就任の経緯もあつて旧金沢藩兵の下士官・将校出身の者た

ち（杉村寛正らのグループ）を多数県官に登用していた。彼らは内田を奉戴して県政の刷新をめざしたが、そのモデルとしたのは門閥の徹底的打破からはじまつた下級士族中心の藩政クーデターと評価される鹿児島藩の改革であつたため、内田は旧金沢藩の門閥勢力とは疎遠となりざるを得なかつたのである。そこには県政ナンバー2（石川県権参事）の桐山が、旧藩時代以来の門閥勢力との関係を取り持つ役割として存在した意義を見出すことができる。

そして、この桐山の呼びかけに前田土佐守家一〇代当主の前田直信が呼応したことで、明治六年の尾山神社創立へとつながっていくのである。その経緯を簡単にまとめると、以下のようになる。藩政期、藩祖前田利家の靈は加賀藩を加護する存在とされ、金沢城の鬼門にある卯辰山の卯辰八幡宮に祀られていた。神社維持費はすべて藩主前田家で奉獻して惜しまなかつたが、幕末期以来の藩財政窮乏や戊辰戦争に際しての新政府への軍事費提供などにより、明治初年にかけての一〇数年間は神社維持費が無く、その社殿が見るも無残な状態に陥つていた。さらに、明治四年の廃藩置県で旧藩主前田家が東京に移住したのちは、藩祖の神靈は近くの卯辰神社に移され保護されていたが、藩祖利家と正室までの直系の家系であつた旧門閥前田土佐守家の直信はこの状況を憂いていた。桐山の書簡を受け取った直信は、早速翌九月以降、桐山らと会合を重ねている。そこで議論の結果として神道の興隆は神社を隆盛にする以外ではなく、その神社は旧藩祖の神靈を特に崇敬するにしかずという結論に至り、同年一一月、直信自ら執筆した

尾山神社遷座の趣意書を有志に回覧し、神社創立運動が始まった⁽²¹⁾。つまり、先に見た桐山の書簡は、尾山神社創立につながつた第一歩であつたのである。

次に、内田政風の石川県令辞任（明治八年三月三一日）にかかる一連の文書を見てみたい⁽²²⁾。まず、内田は明治七年八月に上京するが、おそらくその後は石川県へは戻らないまま翌々月の一〇月、北陸特有の寒さによる持病の足痛悪化を理由として政府に以下のような辞表を提出した。

謹而奉願候、小臣政風去ル庚午〔明治三年〕三月少弁拝 命奉職之處、辛未〔明治四年〕七月弁官被廢御用滯在被 仰付同年八月金澤縣大參事拝 命赴任同年十一月同縣參事、壬申〔明治五年〕八月石川縣権令、癸酉〔明治六年〕十二月同縣令拝命 天恩之優渥ナルヲ奉感載不肖ヲ不顧都度々々御請仕可及限勉屬之心得罷在候得共、元來魯鈍ノ質ナル上追々老歲、加之近年足痛ノ持病差起極寒積雪ノ縣地冬向殊ニ痛甚鋪、同縣御雇蘭医スロイスヘ依頼療養ヲ加へ候得共、功驗三不至牧民之任甚難渋日夜苦慮罷在候、依之恐縮ノ至ニ候得共、當職奉辞候間、仰願ハ御垂憐ヲ被加、速ニ解官之御沙汰被 仰付被下度遮テ奉懇願候、宜御執 奏可被下候、誠惶頓首謹言

明治七年甲戌十月

史官御中

石川縣令内田政風

当時、政府は台湾出兵を行い、また、清国との交渉のため参議大久

保利通らが北京へ派遣されるなど繁忙を極めた時期でもあり、内田の処遇はなかなか決まらなかつた。そのため、桐山は内田の辞表提出について、太政大臣三条実美に宛ててしかるべき处置をお願いする添書を二度も進達している。まず、桐山の自筆添書を見てみたい。

当縣令内田政風儀、當時上京中ニ御座候處、此程辞表差出委段甲來無余儀次第二付、任其意申候、依之出願候ハ、可然御評議被下

度、尤願之通被免候共、差向御用度者無御座哉ト奉存候、右者長

官進退之儀三付、此段上申仕置候、以上

明治七年十一月二日 石川縣權參事 熊野九郎印

石川縣參事 桐山純孝印

太政大臣三條実美殿

桐山は「長官進退之儀」という事態について、傍線部に「可然御評議被下度」とあるようににかかるべき対応をとるようにと念を押した。しかしながら、進展はみられず年を越した。次いで、権参事熊野の自筆と見られる二つ目の添書は、以下の通りである。

当縣令内田政風儀、昨七年八月上京同十月辞表進達之處、未何分之御处置無御座候者、深キ御趣旨可被為在御事ト奉推察候得共、縣務多端ハ固ヨリ殊ニ方今地租改正專ラ取調之際ニモ有之旁、永々縣令不在ニテハ彼是心配仕候、依之若同人願途御採用之節ハ、速ニ新縣令御任降御座候様、奉懇願候、萬々一御人撰之御都合ヲ以、當分新令不被差降此候被据置候訣ニモ御座候ハ、前文之通御用多之折柄ニ付、何卒七等出仕一名至急被補候様仕度、御聴届

被成下候ハ、当縣大属久島彦一郎儀御用達之者ニ付、此者へ被命被下度、別紙履歴書相添置申候、右者縣令進退御处分前見越之儀無奉恐入候得共、追々遷延之末ニ付、縣情ヲモ斟酌此段豫ア上申仕候、以上

明治八年二月十九日 石川縣權參事 熊野九郎印

石川縣參事 桐山純孝印

太政大臣三條実美殿

県令内田の辞表提出から三ヶ月以上が経過し、事態の收拾が先延ばしにされるなかで桐山・熊野らは、もはや内田が辞意を撤回することはないだろうと判断した。最初の傍線部に記されているように、内田の願いを「御採用」下さるようとに記しながらも、當時、全国的に完了が急がれた地租改正事業を中心とした県庁事務の増加に対応するためにも新しい県令の派遣を懇願している。しかし、これまでも事態の收拾が伸び延びとなってきたことから判断して「縣令進退御处分前見越之儀」ではあるものとの記しながら、中央政府ではなく地元ででき得る最善の策を提示したのである。後半の傍線部にある通り、令・権令、参事、権参事ら首脳陣に次ぐ重要ポストである七等出仕の官員を増やすことを具体的な人物（久島彦一郎）も提示した上でその履歴書を添付し、政府に許可を求めたのである。⁽²³⁾ 桐山や熊野たち県庁首脳部の危機管理能力の高さをうかがうことができよう。

そして、明治八年三月二十四日、内田は県令辞職が認められるとともに御用滞在を申し付けられ、石川県側には「新縣令御任用之儀ハ、追

「御評議」という事が伝えられてこの一件は落着した。

さて、内田県令辞任の一件からは、当時の内田と桐山の人間関係についても考へることができるのではないだろうか。つまり、先にも見た通り、桐山が内田の辞表提出について太政大臣宛にしかるべき処置を願う懇ろな添書を二度も進達しているところからは、内田に対する敬意の念をうかがうことができるのではないだろうか。ちなみに、桐山は明治二年五月に県令「進退伺」を太政大臣三条実美宛てに提出しているが、執達依頼の添書も自身でしたためている。⁽²⁴⁾

言うまでもなく内田や桐山のような明治初期から中期にかけての府知事・県令は、幕末維新の変革期を生き抜いてきたいわゆる古豪であり、彼らは近世社会の教育の中で育ってきた者たちである。文化二年（一八一五）生まれの内田と、天保三年（一八三二）生まれの桐山では一七歳の年齢差があるが、彼らの生い立ちを考えると意外な共通点を指摘することができる。それは、薩摩・大垣両藩とも藩士子弟の教育に関して、子弟自らの自治と責任において行う社会教育的な修養団体が存在したことである。薩摩藩の「郷中」教育は有名であるが、大垣藩でも藩当局や大人の支配を受けない「お仲間」と呼ばれる自治組織があつた。藩士の子どもは一〇歳になると自動的に加入し、一二、二三歳まで在籍するというもので、石高や地域によって編成されて団体規約の下に運営された。とくに武術修得に重点を置いた鍛錬が行われ、長幼の区別は厳格であり、規律に抵触した場合には「仲間外れ」の制裁を受け、この処分を受けたものは家督相続に支障を来すこと

ともあつたと言われている⁽²⁵⁾。

以上、県政ナンバー2の立場であつた時期の桐山について残された史料を検討してきたが、旧加賀藩門閥勢力との関係など内田県政のなかで桐山が果たした役割は大きかつたと言える。なお、県長官の博士について大臣（三条・岩倉）・参議（大久保）ら政府中枢でも長く欠員では不都合であると新県令の人選を進めたことが岩倉の書簡からうかがえる⁽²⁶⁾。しかし、結果は桐山の力量を見込んでのことか彼を長官に昇任させることに決まり、明治八年四月二七日に石川県権令となつた。

3. 桐山県政・士族民権・農民闘争

明治七年一月、板垣退助による愛国公党結成と国会開設を求める民撰議院設立建白書提出がきっかけとなり、全国的に自由民権運動が広まつた。さて、明治七年末に設立趣意書が回覧され、翌年はじめに設立された石川県最初の士族政治結社・忠告社は、金沢及び大聖寺の士族を網羅して社員一〇〇〇名を超えたと言われている⁽²⁷⁾。士族民権の背景には、時の政府に食い込めなかつた多くの士族の不平不満があつたと言われている。そうだとすれば、明治維新の変革の主体勢力とならなかつた旧加賀藩士族には、恰好の条件があつたということになろう。実際に忠告社は、自由民権派の全国的政治結社・愛国社に加盟して、第一回地方官会議における裏工作活動を展開した。以下、忠告社の活動とそれに対した桐山の動向について見てみたい。

地方官会議は人民に代わって地方官により構成された国会開設までの代替機関という位置づけのもので、地域社会の世論を集約して独自性の強い各府県の統治に統一性を持たせることを目的としていた。明治八年、参議兼内務卿の大久保利通と下野していた木戸孝允・板垣退助の間で開かれた大阪会議で立憲制の導入が合意されると、その道程として元老院（立法関係機関）・大審院（最高裁判所）の創設とともにその開催が決定された。同年六月に開かれた第一回地方官会議（議長木戸孝允）は、①道路・堤防・橋梁、付けたり民費のこと、②地方警察、③地方民会、④貧民救済、⑤小学校建設・維持のことを議題とした。木戸が立憲制論の立役者であったこと、そしてなによりも地方問題に关心を持っていたことが議長に適任だとされたようであるが、辣腕な府知事・県令・参事からなる議員を抑えることができるとは、政府側には木戸しかいなかつたとも指摘されている。²⁸⁾

さて、会議には各府県から桐山をはじめ約六〇名の地方官が出席した。議題については、現在の県議会や市議会にあたる地方民会について、公選民会か官選民会か、どういう点がもつとも紛糾した。石川県権令として会議に出席した桐山は、官選民会を支持していた。これに關して忠告社は、「地方官会議御下問答議ニ付建白」を作成して地方官会議開会直前に元老院へ建白書として提出する。²⁹⁾ すなわち結論から述べると、公選民会論を主張する忠告社は、県当局が民意を抑圧しているとして元老院へ建白を行つたのである。しかし、この答議書の実態は忠告社員の区長たちの独断で民意として確定されたもので

あつた。忠告社側は、県下の区長たちの意見が一致しているのであるから、新たに県会を開いて討議改訂をする必要はなく、石川県の総意としてこの答議書を持って桐山権令が地方官会議に臨むべしという意見であった。これに對して、石川県当局の意見は、県会での討議を経てはじめて県の総意とみなしうるというものであるが、地方官会議の期日も切迫し間に合わないのでやむを得ず県会は差し止め、したがつて県の総意としての採用・地方官会議への提出はなしがたいというものであり、当然、県当局と忠告社の確執が生じた。また、この地方官会議は各府県からの傍聴人を許可しており、石川県からも忠告社員が数名上京し、各県の傍聴人らと集会をかさねていた。この際、名東県（阿波）の自助社などもさかんに公選民会論の喧伝活動を行つてゐる。こうした忠告社の動きは、石川県当局のみならず政府首腦部をも刺激した。³⁰⁾ すでに県当局は忠告社の建白提出以来、元老院への照会をくり返し行つたが、桐山は建白受理の取り扱いを知ると元老院副議長の後藤象二郎に書簡を送つた。書簡には、忠告社の建白が「御参考ノ為メ被留置之儀ヲ「忠告社側の」区長共主張候時ハ愚民於テ管庁ヲ圧制ト見ルノ景況ハ尙前同様ニ可有之ト愚考仕候。元來今度ノ件其因テ起ル容易ニアラス、既ニ最前ノ御指令〔元老院が参考のためとして特別に建白を受理〕ヲ印刷別紙写ノ通人民へ演術及候次第三立到、院県〔元老院・石川県〕ノ間ニ途ノ処分ニ相成候様、管民疑惑ヲ生シ右御指令ノ治民上ニ闕スル少トセス困却之至ニ候」と痛烈に記されている。その上で、「御留置之答議當人へ御返却相成候ハ、万々ノ都合

若シ其義難相叶義ニ候ハ、最前ノ御指令ハ取消ノ段且御参考ノ為メ御留置之義ハ普通建言ノ廉ヲ以テ御留置之訣ニ有之、地方會議ニハ不相関次第併テ判然明文之御達有之度」と抗議し、「頗ル県治上ニ關係仕候義ニ付、深御洞察ヲ以テ宜御詮議ノ程」と懇願している⁽³¹⁾。なお、同年七月桐山は「民権を論ずる精神と外形と二類ある説」を県民に示した⁽³²⁾。そこには、「立憲政體の性質たる、治國の基礎とする憲法を制立する權は、君主敢えて専らにすること能はず、必ず臣民と之を分ち、君臣上下相共に掌握す。」^(中略)順序を實践、先づ各自天然不羈自立の分を盡し、義務を確守し、獨立の氣象を保得するを緊要とす。^(中略)是即ち漸次立憲政體を立させらる、聖意を體認翼賛すといふべきなり」とある。これは、政府主流派が共有していたであろう漸進的な立憲君主制の構築という目標を、桐山も理解し共有していたことの証左と言えよう⁽³³⁾。

会議の方は、最終的に木戸の議事運営によつて三九対二二という差で、政府原案通り官選民会方式である漸進論に立つた方向で取りまとめられた。また、忠告社の建白を一旦は受理した元老院であつたが、結局書記生（結城秀伴）の「最初応接上之混同ニ帰着」させて⁽³⁴⁾、建白書の返却にもち込まれた。桐山ら県当局からの反撃を食らつた忠告社は、これを機に勢力をなくしていく。県官・区長を勤めた忠告社員の多くが退陣し、幹部たちは士族授産や教育事業の分野で活動して政治的な問題には関心を示さなくなってしまう。また、第三代県令千坂高雅の時代以降になると、元幹部のうち数人は郡長などに抜擢され

懷柔されていった。

次に、桐山県政時代に起きた農民鬭争について、ここでは明治一〇年二月の越中砺波郡（当時石川県管下）の騒動を見ていただきたい。この事件は、現在の富山県域で起きたものであるが、当時金沢に置かれていた歩兵第七連隊の初出兵であったため、『石川県史』でも事件の概要が紹介されている⁽³⁵⁾。さて、この騒動の原因是農民たちの改租入費負担への反対、地押丈量や旧貢租額にほぼ同等の地租への不満という一般的な地租改正反対一揆のそれとは異なる。その基本的原因は、小作農民たちの慣行小作権侵害に対する不安と、明治一〇年一月の地租減額（地価の三%→一・五%）が小作料輕減にまで至らなかつたことにに対する不満とであつたと指摘されている⁽³⁶⁾。江戸時代加賀藩領では、村ごとに「田地割」という方法で期限を切つて土地を分け直していた。とくに砺波郡では散居村集落のため、地主・小作にかかわらず、住居の周囲の耕作地は所有権の所在はどうあれ、自分が作つているという耕作権（小作権も含む）が伝統的慣習（いわゆる慣行小作権）として認められていた。つまり、地主の持つ土地所有権と小作農民の耕作権（小作権）とが分離独立するという複雑な形態が継続していたため、地租改正に伴い土地の所有者が地価帳に記された地主に確定されると、従来の小作人の耕作権が保障されないのではないかと小作農民層に動搖が広がつた。騒動の前年には、小作物代らが県に対して嘆願におよぶ事態ともなつており、明治九年一二月に権令桐山純孝の名前で二つの告諭文書を出している⁽³⁷⁾。まず、動搖が広がつてい

る小作農民向けに一二月二〇日付で「告一十三番」を示し、そのなかで、地価帳は「地主限リノ姓名ヲ記入スル」ものであり、「小作調帳」ではないことを丁寧に説明する。その上で、「本文地価帳ヘ小作人共ノ記名ナケレハ小作ノ証拠ニ不相立ト申筋ハ決テ無之次第」と強調し、心得違いがないようにと告諭した。続いて、同月二八日付で「告式拾四番」を地主向けに示す。そのなかでは、地主が「自己ノ威權ヲ頼ミ無慈貪慾ヲ擅ニシ謂レナク卸シ地引揚候様ノ儀有之候而ハ第一地主タルモノ、情義ヲ欠ク」と記し、さらに、「徳米ノ如キハ如何ニモ公平ニ小作人共ト分割シ貧富憐愍スルノ情義ヲ失セサル様」と説諭をしている。

しかし、翌一〇年一月にこうした文書による説諭を逆手に取るような事態が起きた。農民たちを扇動するために、権令桐山の名前を騙つた一月六日付の「四ヶ条之偽文」が製作された。一二月に示された一つの告諭と比較すると、はるかに文章が短い上に配慮のない文体の「偽文」が村々を飛び交ったようである。⁽³⁸⁾ これが騒動の発端となつた。二月二日に権令代理として石川県大書記官熊野九郎が今石動に出張するも、暴徒化した農民たちを抑えることができず、同月八日、名古屋鎮台金沢分営所から一個大隊が出動し、翌九日には桐山自らも今石動に出張して事態の收拾にあたつた。二月二〇日までに、約一〇〇〇人の農民が逮捕されたが大方は赦免され、北陸地方最大の小作農民騒動としては意外に軽い处分で落着した。当時、西南戦争が始ままり物情騒然としていたこともあってか、人心の動搖を鎮めるため桐

山が事後処理に意を注いだためとも言われている。⁽³⁹⁾

ちなみに、この砺波騒動に際して、のちに第三代県令となる千坂高雅が来県していることは見逃せない。当時、内務権少書記官であつた千坂は、明治一〇年二月一二日に内務省から「至急石川県へ出張申付候事」との命を受けている。⁽⁴⁰⁾ 後年の千坂の回顧談によれば、当時、内務省内で大久保の秘書役をしており、大久保宛の暗号電報を訳していたという。砺波騒動への出張は、まさに西南戦争勃発の直前であり大久保から直接指示をうけたと語っている。⁽⁴¹⁾ なお、千坂は明治九年五月に和歌山県、同年一二月には茨城県へ出張している。いずれも地租改正反対一揆の鎮定のため内務省から派遣されており、後年の石川県令就任のタイミングも含めて、千坂が地租改正反対闘争鎮定の老練家であったことがうかがえる。

4. 桐山純孝は県令を「罷免」されたのか？

ここでは、桐山の県令「依願被免本官」（明治一二年二月二四日）について検討したい。先行研究に見られる従来のイメージでは、越前の改租事業紛糾の責任を問われて政府から「罷免」されたとするものである。⁽⁴²⁾ しかし、これは地租改正反対運動側の史料からの視点であり、慎重な検討が必要である。桐山が農民を威嚇したと伝わる逸話も、史料の性格から考えて農民側の作り事である可能性も捨てきれない。⁽⁴³⁾ その証左に、越中の農民へ向けて示した桐山による明治一〇年七月二二日付告諭書には「地主ハ収穫米書出シ方ヲ偽ハラサル事」

のみならず、「官ニ於テハ其書出シタル收穫高ヲ實際ト見認メタル上ハ決シテ増方ヲナサシメサル事」、「若シ實際ナキヲモ誤テ其見込ヲ主張スル事アレハ地主ヨリ之ヲ申立ツヘシ、此際臨機取調ノ別法ヲ設ケ照スヘキ鏡ニ若シ間違アレハ速ニ是ヲ改ムヘシ」とあり⁽⁴⁴⁾、改租事業完了のためには地元農民との共同作業が不可欠である事を十分理解しているからである。

さて、改租事業の途次に地方官が交代した例は度々指摘されており、桐山の事例と比較してみたい。まずは、茨城県権令中山信安（天保三年「一八三二」～明治三三年「一九〇〇」。旧幕臣）の例である。

明治九年一二月、那珂郡の農民の地租改正不服運動が暴徒化した。中山は鎮圧のために旧水戸藩士族を召集したことや、囚人を解放して用いたことが越権行為として問題となり、翌年一月一二日「免本官但位記返上ノ事」となった⁽⁴⁵⁾。

次いで、青森県権令菱田重禧（天保七年「一八三六」～明治二八年「一八九五」。旧大垣藩士）の例を見たい。菱田は明治四年、福島県権知事から青森県権令に転任した。明治六年、管下士族の家禄の現米渡しを改め、石代渡しを強行したことから、弘前士族と対立が生じて県政が停滞した。菱田は、士族との軋轢に困惑し、政府の指示を仰ぐため上京したが、そのまま「免本官但位記返上ノ事」という厳重処分をうけた（明治六年八月二十四日）⁽⁴⁶⁾。処分の背景には、中央から監察のため派遣された政府官員によつて、県内での不品行や士族統制の失敗、部下との折り合いの悪さなどが報告されていたという⁽⁴⁷⁾。

また、岡山県権令石部誠中（生年不詳～明治一二年「一八七九」。旧長州藩士）の例を見たい。石部は盛岡県大参事、飾磨県権参事などを歴任し、明治五年、岡山県権参事に就任。明治八年、権令に昇進した。地租改正にあたり地主・豪農層の意見を取り入れて減租計画を立てて大蔵省・地租改正事務局と交渉するが、却下されたことにより改租事業が停滞した。石部は病気を理由に辞職願を出し、同年一〇月七日「依願免本官並兼官」となっている⁽⁴⁸⁾。

ここまでいくつかの事例を見てきたが、「罷免」という処分を考えるポイントとなるのは「位記返上」の有無ではないだろうか。それは、実際に桐山の県令辞表を見てみたい⁽⁴⁹⁾。桐山は、辞任の前年一二月二八日付で右大臣岩倉具視宛に下記の辞表を提出している。

純孝儀

菲力短才ヲ以テ明治四年新置縣ノ際、権參事ノ職ヲ本縣ニ奉シ、爾來段々特典ヲ蒙リ本年縣令ニモ任セラレ重任ノ名ヲ叨ル〔分不相応に恩を受ける〕爰ニ全七ヶ年ノ星霜ヲ経、而シテ今日ヨリ既往ヲ顧ル寸分ノ効績アルヲ見ス、純孝職トシテ上下へ對シ其責免カレス、加之近年身體薄弱従テ氣力殊ニ衰耗百事意想ヲ了スル能ハス、折柄先般窒扶斯病〔チフス〕ニ罹リ輕症ニシテ未タ全治ニ至ラサルハ、畢竟平常ノ薄弱ニ際会シ全ク回復ノ目途相立難ク、方今郡区改製等頗ル多事ノ際、桂萬罷在候儀、夫是以テ深ク恐懼ニ堪ヘス、之ニ因テ位記本官共奉還仕度、此段奉懇願候、以上このなかで、桐山自身が七年を越える地方官としての任期を振り

返つて十分な功績を残せていないと述べている。傍線部の「郡区改制等〔中略〕荏苒罷在」とあるのが、農民の反対闘争による改租事業の停滞をさすと考えられる。そして、病気（チフス）により健康回復の目途が立たないことも理由にあげて、自ら位記と本官の両方を「奉還」したいと記している。桐山の病気については、明治二二年一月二五日付の県大書記官熊野九郎の上申書の中にも「昨年来ノ病氣未タ全癒ニ不至」とあり、具合の悪い様子がうかがえる。⁵⁰⁾

桐山の県令辞表の処理は、翌々月の二月一三日付で「願之通御聞届相成可然」との内務卿伊藤博文からの答申が太政大臣三条実美へ上げられて、県令「解職」が決まつたものの、桐山の位階はそのままとなつていて、これを受けて、同二月二十四日に桐山県令は「依願免本官」となつた。また、その後の同月二六日、内務卿伊藤が太政大臣三条に宛てて「石川縣令桐山純孝位階之儀上申」を上げている。⁵¹⁾そこには、「多年寵効奉職治蹟不少候ニ付〔中略〕特旨ヲ以位階一等昇進被仰付度」と記されており、翌日に昇級が決められた。

以上のように、桐山の県令辞職については懲戒的な処分である位記返上がりともなつておらず、むしろ辞職直後には特旨による位階一等昇進（正六位→従五位）まであり、「罷免」とは言い難いのである。ただし、先に見た桐山の県令辞表にも明記されていたように、地租改正事業の停滞が辞職と全く関係ないと考えられる。その根拠の一つとして、後任の人選が驚くほど迅速なのだ。当時、内務少書記官であつた千坂高雅の石川県令転任は、桐山の免官日（二月二十四

日）の六日前（二月一八日）にすでに決められているのである。⁵²⁾この人選について、先にも少しふれた千坂の経歴も合わせて考える。政府が県令の入れ替えを行い地租改正事業の完了を急いだものと推測できよう。なお、石川県下の越前嶺北地域で明治一一年以降最高潮に達した地租輕減運動は、不服村の抵抗に豪農民権家の杉田定一や土佐立志社員らが加わり、政府査定の不当を法的に糾弾する闘争が展開されるにおよび、すでに政府査定を承服した越前七郡の村々でもその取り消し・再調査を求める動きが波及した。これを受けて、明治二二年一二月、地租改正事務局総裁の大隈重信は越前七郡に全国でも稀有な地租改正再調査を布達せざるをえなくなつている。⁵³⁾その後は、石川県からの福井県分県（同時に滋賀県下嶺南地域を併合）を含む政府・石川県側の硬軟まじえた戦術により地租輕減運動は分断され衰退していく。

ちなみに、桐山の石川県令辞職について、越中射水郡の豪農出身のジャーナリストで在京中の海内果が故郷の留守宅へ宛てた書簡には、以下のごとく記されている。⁵⁴⁾「石川ノ桐山モ愈去ル二十一日ノ社説ニテ追出シ申候、代任千坂ハ隨分評判モアル人ナレハ、県治モ是レヨリ一新セゾ、生モ帰省スルニ樂ミアリ」とあり、民権派から的人物評をうかがうことができる。

三・石川県令離任（明治一二年二月一四日）以後の桐山純孝

1・県令離任以後の桐山純孝

（）では、県令離任以後の桐山の動向について見ていただきたい。もちろん明治二〇年代にいたるまでのこの時期は、いわゆる「文明開化期」として政治・経済・法律・教育・軍事の制度化、都市基盤・産業の確立、交通・情報網の整備、雑誌・新聞の発刊、祝祭日制定、風俗の矯正など、人びとの生活・意識から社会関係の様態までをふまえた国家としての在り方が開け進みゆく時代であった。そのため、県令を退いたとは言え桐山の活動は多岐にわたった。以下では、いくつかの項目をグルーピングしながら整理して見ていただきたい。なお、桐山の直筆履歴書類に記載がないものは、『石川県史』や『大垣市史』などの記述で補つた。

- ①明治一二年五月 石川県令奉職中の「明治十一年十二月、琉球製堆朱硯函壱個、大垣縮壱反、鎧壱個」を金沢博物館へ寄附、賞として木盃下賜
- ②明治一二年一〇月 金沢病院新築費として「金百五拾円寄附」、賞として銀盃下賜
- ③明治一三年九月 大垣公園設立願人の一員となる⁵⁵⁾
- ④明治一三年一二月 「交志会」の中心人物となり、安八郡大垣町の六街学校（のちの東小学校）を新築⁵⁶⁾
- ⑤明治一四年六月 大垣商況会話所設立の中心人物として尽力⁵⁷⁾

⑥明治一五年三月 安八郡大垣町の興文学校へ「金五拾三円七拾五銭」寄附、賞として木盃下賜

⑦明治一五年一月 保善会（困窮者の教育支援）の発起人の一人となる⁵⁸⁾

⑧明治一六年六月 日本硝子会社設立発起人の一人となる⁵⁹⁾

⑨明治一六年 旧大垣城下清水町の私邸で「漢学義塾」を営む（生徒数二十五名）⁶⁰⁾

⑩明治一八年 石川県勸業博物館へ「特地乾坤」の扁額を寄附⁶¹⁾

最初は、④⑥⑦⑨に見られる教育に関する項目から見てみたい。当然のことながら教育については、地域行政の重要な課題であるから桐山は地方官を退く以前からも深く関わっている。まずは、石川県権令・県令時代のことを少しふれておきたい。周知のように近代教育の基盤は、明治五年八月の学制頒布により全国に学校が設立されたことから本格的に整えられていく⁶²⁾。当県でも、明治一〇年前後に地方官や旧藩主らによる管内巡視の際に、学校名の命名・揮毫が多くなされている。そのため県内には、桐山の揮毫による小学校の扁額がいくつか残されている。例えば、明治九年の「桃夭小学校」扁額（野々市市郷土資料館所蔵、桃夭という名前の出典は『詩經』による）、翌一〇年の「葵陽小学校」扁額（石川ルーツ交流館所蔵、葵陽という名前の出典は『宋書』による）が有名である。どちらも漢籍を由来として命名されており、さらに「桐山純孝」の白文印と桐山の号である「東臯」

の朱文印の二つの落款があり、漢学者としての桐山の素養をうかがい知ることができる。また、実用的な教科書の発行にも意を注いでいる。小学児童に手紙の文体を教授するための『小学書牘文例』（当館所蔵、石川県第一師範学校編輯、明治一年発行）の巻頭扉には、『論語』から「辞は達するのみ」という一節を桐山自ら揮毫して掲載させている。

さて、県令辞任以後については故郷大垣での活動という事になるが、そこでは桐山の偏向することのない教育への関わり方に特徴が見出せる。すなわち、④⑥⑦については公教育に関する活動であり、⑨は自らの私邸で営んだ私塾での活動である。さらに、前者の⑥の項目にある「興文学校」は、自身の出身母体である大垣武士の誇りを継承する士族の子弟を中心に「士族学校」を自負していた。これに対して、④にある「六街学校」は庶民を中心としており、興文学校に遜色のない近代的・模範的な学校として新築された。つまり桐山は、士族子弟と庶民子弟とを分け隔てなく支援している。さらには、⑦の項目に見られるように、困窮者の教育支援にまで発起人として名を連ねている。当時の「岐阜日日新聞」に掲載された保善会の綱領によれば、近世的な儒学の精神にもとづく仁政や御救いといった発想とは異なる天賦人権論の立場から困窮者の教育支援の主張がなされており、注目に値する⁽⁶³⁾。

次いで②③⑤は、都市基盤に関わる項目である。③の公園設立について岐阜県令へ宛てた願文には、旧大垣城郭内の「名区勝跡ヲ永遠ニ

保存」しながら「衆庶偕楽ノ用ニ供」するのみならず、現状では市街が「新鮮ノ空氣ニ乏ク〔中略〕衛生上ニ於テモ關係不少」として公園設置を要望している点が興味深い⁽⁶⁴⁾。

次に⑧の項目について見ていく。すでに明治八年、大阪天満山（北区）に伊藤契信（美濃国不破郡出身）がガラス工場を設立していたが、その工場が拡充していく過程で同郷の桐山が協力している。石川県令を退いた後の明治一五年、当時大垣にいた桐山が数千金を送り、また職人見習いとして大垣士族の少年五〇余名を上阪させた。さらに、この工場が拡充して翌一六年六月に「日本硝子会社」となっている。桐山は、この日本硝子会社設立の発起人の一人にもなっている。ただし、その後は経営がうまくいかず明治二三年に会社は解散している⁽⁶⁵⁾。ちなみに、桐山がいつ大垣から大阪へ移住したのかはわからぬが、明治二〇年一二月に大垣英語学校が清水町の旧桐山邸に移転したことことがわかっている⁽⁶⁶⁾。そのため、明治一〇年代後半か二〇年代前半には大阪へ移つたと考えられる。

話題は少しそれるが、地方での近代的企業・会社の成立について見てみると、いわゆる地方三新法の制定された明治一一年七月からは、各府県長官が適宜処理した上で内務省に報告するということになつた。時あたかも西南戦後インフレの時期にあたり、会社設立が一気にブーム化していた。当時石川県令であつた桐山が処理したであろう県内企業に、金沢の石浦町に設立された三益会社がある。これは、『石川県史』に忠告社の幹部であつた米山道生と加藤恒が組織して購買組

合の機能を發揮したとの記述だけがあり、成立年などが不詳であった⁽⁶⁷⁾。もちろん、購買組合は低廉な消費物資を共同購入して消費生活の改善を目指した組織のことである。日本で設立が本格化するのは大正期以降だが、その滥觴は明治一二年から翌年にかけて創設された共立商社、同益社（以上、東京）、大阪共立商店、神戸商議社共立商店の四組合にある。当時、自由民権運動の高まりの中で世界における消費組合運動の先駆ロッヂデール平等開拓者組合（イギリス）に倣い組織的に消費生活の向上を試みたが、官吏や知識人を主体としながらも短命に終わったことから、社会実験的なもので広範なひろがりはみられなかつたと言われている⁽⁶⁸⁾。

実は、当館所蔵資料のなかに三益会社の創立一周年を記念した広告が見つかり、それによれば創立が明治一一年中であることが判明した⁽⁶⁹⁾。つまり、地方都市金沢の三益会社が、日本の消費組合運動の草分けであつた可能性が非常に高いのである。

最後に①⑩の殖産興業と博物館に関する項目について見てみたい。石川県における博物館創設については、明治五年に開催された金沢展覧会と同七年の金沢博覧会の成果に端を発していることが指摘されており、金沢やその近郊の豪商（中屋彦十郎や木谷藤十郎ら）という民間人の発議によつて企画された側面が從来注目されてきた⁽⁷⁰⁾。しかしながら、地方官として石川県にいた桐山が博物館創設に大きな役割を果たしていることは見逃せない。

桐山と博物館創設との関わりは、石川県参事時代の明治七年にさか

のぼる。同年七月、金沢博覧会の閉幕に際して、桐山は「博覧会進歩之説」を公にした⁽⁷¹⁾。そこには、政府（内務省）の保護を受けて全国的な博覧会を石川県で開き、「各府縣順次交互施行」させると記されており、すなわち全国巡回の博覧会を構想していたと理解できる。さらに同年八月、桐山は内務省にこの計画を進達して同意を得て、翌八年に上京した際各府県に照会したが時期尚早であるという意見が多数におよび頓挫した。そのため、次善の策として登場するのが常設博物館の創設であり、日本における常設博物館の先駆けの一つとして明治九年四月に金沢博物館の開館となるのである。金沢博物館は明治一三年七月に県立組織に移管され、石川県勧業博物館と改称される⁽⁷²⁾。さらに桐山は県令を離任して石川県を去つた後も、⑩の項目にあるように博物館との関係を続いている点も見逃せない。

最近の研究では、殖産興業を主導した大久保利通による内務省の制度と政策に対して、権威主義体制下で開発独裁を進めたという見方に見直しがなされている。すなわち、慶応四年三月に新政府が公にした新政方針である五箇条の御誓文にもある通り、知識を通じて「公論」を行い、人心をあまねく活性化させるというねらいのもと、歐米を見聞してきた大久保が出身藩や組織を越えた人材を集め、知識交換の結節点として内務省を創設する。その内務省による殖産興業政策の重要な柱が博覧会や博物館であり、知識を集めて交換し循環させることを国家的規模で展開するための大プロジェクトが、西南戦争の最中にも関わらず断行された内国勧業博覧会であったと指摘されている⁽⁷³⁾。

まさに、桐山はこの殖産興業政策の理念を体現した地方官であつたと言える。

2. 教派神道の宗教者としての桐山純孝

先述のように桐山純孝の自筆履歴書類は二部構成となつており、前半は政治的な経歴が記され、後半は「神宮部」として桐山の宗教者としての経歴が記されている。この自筆履歴の「神宮部」より主なもの抜粋して記すと、以下のようになる。

- ①明治六年一月 伊勢神宮大宮司・本庄宗秀より御衣を賜る
- ②明治一四年七月 神宮教神風講社二七五番社長に就任
- ③明治一五年三月 伊勢神宮祭主・久邇宮朝彦親王の東上に関わり 御土産を賜る
- ④明治一九年三月 御嶽教の中教正に就任
- ⑤明治二八年五月 御嶽教の大教正に就任
- ⑥明治二九年三月 御嶽教の大坂府下教師監督長に就任
- ⑦明治二九年五月 御嶽教の議員に就任

まず、①（明治六年）と②（明治一四年）の間にかなりの時間的間隔が見られるが、その間に桐山は金沢の尾山神社の創建や、越前の藤島神社の別格官幣社加列の御祭典勅使などに直接関わっていたことは先述した通りである。

②に見られる神宮教は、江戸時代以来の全国各地の伊勢講を母体と

した神道系宗教の一派で、各地に教区を定めてその本部を置いて布教活動を展開するとともに、神宮大麻（神札）と神宮暦の頒布にあたった。明治一五年に教派神道の一派となり、管長に田中頼庸（天保七年「一八三六」～明治三〇年「一八九七」。旧薩摩藩士）が就いた。桐山の故郷である大垣にも神宮教第一七教区本部が置かれ、その下に神風講社が設けられていた。大垣を含めた周辺地域に第二七四番から第二七六番の神風講が結成され、社長・副社長以下の役員が任命された。役員には、戸長・副戸長や旧藩時代の役人など人格の優れたものが選ばれたことが指摘されている⁽⁷⁴⁾。また、単なる名誉職的なものではなく俸給や交際にかかる手当金なども支給されている⁽⁷⁵⁾。

次いで、③の項目について若干の考察も含めて見てみる。ここで登場する久邇宮朝彦親王（文政七年「一八一四」～明治二十四年「一八九一」）は、伏見宮邦家親王の第四子に生まれ、その通称は、中川宮ほか多數ある。幕末期に会津藩などと協調して宫廷社会に絶大な影響力を持ち君臨したあと、慶応四年八月、徳川慶喜に通じて幕府再興の陰謀を企てたとの嫌疑により親王の宣旨を奪われ、広島藩に幽閉された。明治三年、政府から京都の伏見宮邸に護送する命令が下り、帰京した。その後明治五年一月、謹慎を解かれて伏見宮家の一員に復帰する。同年二月、赦免の御札のために初めて東京へ上つたものの、同年一〇月養病を理由に東京移住の命令を断つて、京都で暮らし続けている。朝彦親王を東京へ引き出そうとする政府の意図を頑なに拒み続けながらも、明治八年五月には一家を立てて久邇宮と称することを許さ

れ、また、同年七月、宮内省から伊勢神宮祭主に任命されて神宮の旧典考証などに従事した。明治一五年には造神宮使となり、明治二二年の遷官を成功させている。⁽⁷⁶⁾

ちなみに桐山は、なかなか東京に来たがらない朝彦親王の二度目の東上に関わっており、格の高い礼装用の「精好平袴地」（御土産）を下賜されていることは、注目に値する。そこには、桐山の単なる神道家としての立場ばかりではなく、幕末期以来の政治上の経験が重要視されたのではないかと考えられる。

最後に④以降の項目に見られる御嶽教は、教派神道一三派の一つであり、明治一五年に平山省斎（文化一二年〔一八一五〕～明治二三年〔一八九〇〕。旧幕臣）が初代管長となつて、それまで属していた神道大成教より別派独立した教団である。信仰の中心は、木曾御岳に対する山岳信仰。江戸時代以来神がかりをする行者を指導者として江戸を中心に関東地方、名古屋を中心として濃尾平野一帯に御嶽講が組織されており、こうした講を教団の基礎としていた。⁽⁷⁷⁾

桐山と関係が深いと考えられるのは、第二代管長の鴻雪爪である。⁽⁷⁸⁾ 鴻雪爪（文化一一年〔一八一四〕～明治三七年〔一九〇四〕）は、備後国に生まれた。石見津和野大定院（曹洞宗）無底に就いて出家し、弘化三年（一八四六）大垣の全昌寺（曹洞宗）の住職（第三五世）になつた。その際、大垣藩の重臣小原鉄心らと親交を深め、この頃に桐山も知遇を得たと考えられる。雪爪の名声は全国的に高く、安政五年（一八五八）、越前福井藩主松平慶永（春嶽）の要請に応じて福井城下

の孝顕寺（元曹洞宗）に移つた。当時、福井藩は春嶽主導の藩政改革を進めており、熊本の横井小楠とともに雪爪を迎えて相談相手にしたという。明治二年五月、雪爪は春嶽の推挙で新政府の教導局御用掛として宗教政策にかかわり、同四年一〇月には在官中の還俗を申し付けられた。翌明治五年、大教院（神仏合同の布教機関）の初代院長、のち明治一八年から三七年にかけて御嶽教第二代管長になつている。当館所蔵「第二代石川県令桐山純孝関係資料」には、桐山宛ての御嶽教管長鴻雪爪が発給した辞令が四点含まれている。⁽⁷⁹⁾ いずれも、御嶽教の文字と御紋の透かしが入つた立派な用紙に墨書きされており、また、状態も良いので桐山が丁重に保管していたのではないかと思われる。

3. 金沢士族による前県令桐山純孝の消息調査

前章で述べたごとく、民権運動派の士族や豪農らと結果的に対立した桐山純孝は、これまで石川県内での衆望のなさが強調されてきたともとづく研究が先行したためであると考えられる。

実は、桐山県政と激しく対立した忠告社の幹部の一人であつた小川清太が、桐山とその遺族の消息調査を行つていたことが一連の書簡から判明した。小川清太（文政一一年〔一八一八〕～明治四二年〔一九〇九〕）は、旧加賀藩士で戊辰北越戦争の小川仙之助隊隊長のことである。明治三年以降は清太と名乗つた。廃藩までは藩兵の大隊長や東

京詰中軍事掛などを歴任。士族結社忠告社の幹部の一人であつたが、明治八年以降、石川県警察に奉職した。明治一三年には警察から転じて石川県河北郡長、のち羽咋郡長、鹿島郡長などを歴任した。また、明治二六年一一月から旧藩主であつた侯爵前田家の評議員も務めた人物である。⁽⁸¹⁾。

消息調査の発端については詳らかにできないが、当時在阪していた清水誠に調査を依頼している⁽⁸²⁾。それを受けた清水は、明治三一年二月一日付の小川宛書簡の中で、「さて桐山純孝君御病氣之由、然ルニ当地天満辺ニ寓居之由ニ付、町名番地等詳細詮議之上御報道等致」すと、その依頼を快諾していることがわかる。そして「早速昨日午後半日斗り店員を以テ詮議為致、巡查交番所等ニ付聞合為致候得とも、相分り不申」と調査が難航していることを報じている。その理由として、「當地者場も隨分大郷ニテ広大なる場所柄、其上桐山君も知事御在職有之頃ト違ひ」所在がつかみにくいことをあげている。

そのため、「いまだ相分り兼候ニ付、萬一当地ニ於桐山君ト從来親交之人御心当りも御座候ハハ、其人ニ付承り合〔中略〕萬一右親交之人も御心当りの方も御座候ハハ、当日一報被成下度」と願い出ているが、「尤右ニ不抱、尚再三再四天満郷詮議ハ可致候ヘ共」と今後も調査を継続することを伝えている⁽⁸³⁾。

次の書簡では、清水のねばり強い搜索により桐山の消息がつかめたことを報じている。しかしながら、すでに桐山純孝は病没しており、遺族の大坂北区の詳細な住所と近況を以下のように伝えている。桐山

純孝は「両三年前〔明治二八年頃〕迄中風ニテ身躰不自由、從テ漸次御勝手向非常ニ難義中、本月三日遂ニ御病死被成」た。そして、「同氏御相続人之御名前ハ、いまだ承知不仕候」と記して相続を案じていることがうががえる。最後には、「御墓参之義も御代拝も可仕候間、無御遠慮御下命被仰下度候」と小川に伝えている⁽⁸⁴⁾。そして実際に、在阪の清水が桐山の遺族のもとへ赴くことになる。

さて、小川からの代参の願いが書かれたであろう書簡が、二月一八日に清水のもとに届いている。翌一九日、早速清水は桐山の遺族のもとを訪れて、その日の夜のうちに以下のごとく書簡をしたためた。まづ、「桐山君御靈前へ金式円相供〔中略〕今朝持參之処、幸ニ未亡人琴(キン)子様御在宅ニテ拝顔、御靈前江も御代拝仕り御備品指上候處、未亡人様義ハ永々縣下ニも御來住之由ニテ尊兄様〔小川清太〕事ハハ、能々御承知ニ相成り居候而已ナラズ、在縣中ハ非常ニ御懇情を蒙り候儀御札被申述」たことを報告。次に、桐山の屋敷について「当地ニテハ先ツ場所柄ト云イ家屋之模様ト云イ中等ニ相当スル」と報告した。また、桐山家の事業についても詳細を伝えている。「其他大体之御模様ハ、隨分御困難之御模様ニ御座候、桐山君も其後種々御計画之処、何レも御失敗ニ終り候故ニテ」と記しており、先にも見た明治二三年に解散した日本硝子会社のことを指していると考えられる。さらに、桐山家の「御事業ハ前条硝子ニ絵之模様等ヲ置ク職業ニ御座候。右ハ所謂賃仕事ニテ損失ハ無之堅固ニハ御座候ヘ共、極テ薄利なる事ト奉存候、目下右甥子様外一人之職工ト兩人ニテ必至御勉励ニ御座

候。併シ薄利之様ニハ御座候得共、御生計ニ指支ト云ふ程ニも有之間敷、先ニ堅固なる御職業之義ハ御同前之至と奉存候」と報じている。

そして、「尤御嗣子も無之」と一番案じていた桐山家の相続については、「純孝様御甥ニテ純孝様之「ガラス」へ模様置之事業熟練之方（三十斗リ）之方不遠御養子ト被成候趣、是ハ純孝様御在世中ル之御取極メ之由ニ御座候」とすでに決まっていることを知らせている。最後には、「未亡人様、殊之外尊兄〔小川清太〕之御懇意ヲ喜ヒ被居候」と重ねて報告をして筆を擱いている⁽⁸⁵⁾。小川清太と清水誠による前県令桐山純孝の消息調査について知り得ることは、以上である。

桐山純孝の墓所は大阪府が開設した靈園に営まれ、墓碑には「従五位桐山純孝墓／明治三十一年二月三日歿／行年六十七」と刻まれている⁽⁸⁶⁾。

おわりに

桐山純孝は、大垣藩を「朝敵」の汚名から救った有志の士の一人であり、初期石川県の地方官（地方政府の為政者）であり、漢学者であり、地域の発展に強い関心を持つ名望家であり、宗教者でもあった。

桐山の七年以上に及ぶ地方官時代の社会情勢は、各個人が何らかの身分集団に属し、その身分に応じた役割を果たしていた「近世身分制社会」が解体した時代であった。桐山が地方官としてその完了をいそいだ地租改正事業は、政府の財政確立という単なる税制改革にとどま

らないものである。江戸時代の「村請制」は、年貢・諸役などを村単位で、村全体の責任で納めるようにした制度であり、たとえ年貢が払えない者があれば同じ村の誰かが立て替えて支払う仕組みである。しかし、地租改正によつて税の納入者は村ではなく、当該の土地所有者個人に設定されて「村請制」は廃止された。つまり、地租改正は、百姓身分の人びとが所属していた「村」という集団の解体をも意味していたのである⁽⁸⁷⁾。こうした大変革期に地方統治の第一線を担つた地方官の役割は、重要なものだったと言えよう。そして、桐山の県令辞職については、先述の検討のように「罷免」とは言い難いものであつたことがわかつた。ちなみに、「県令」という官名は「代官」の漢語表現であり、同時代の教育を受けて育つた士族や豪農なら知らないはずがない名称で、まさに中央政府の代理人である印象が強かつたにちがいない。

しかしながら、この時期の府県は確かに中央政府の出先機関にすぎない側面もあつたが、中央との関係は、上意下達の一方通行的なものではない場合もあつたと指摘できる⁽⁸⁸⁾。桐山の県政が、明治初期における中央政府と地方政府の関係において、地方官は形式上あくまで「官」でありながら、地方の実情を鑑みたうえで「官」と「民」の接点として自らを位置づけ、中央政府の殖産興業政策の先取りを試みる（具体的には地方からの博覧会実施）などの双方向性を帶びていたと言えよう。初代石川県令の内田政風に比べて、その知名度が低い桐山ではあるが、まさに“埋もれたる明治石川の礎”と言つても過言で

はない地方官であった。

また、推論ということにはなるが、地方官を退いた後の教派神道の宗教者としての濃密な経歴は、桐山が特定の宗教に帰依したと判断するよりも、明治維新後の新しい社会の中で「國家」と「個人」の間をつなぐ自發的な中間集団の機能を果たし、社会秩序の安定に寄与することができる「宗教」の役割を重要視したためではないだろうか。とくに近代化途上の日本では、新宗教團に來世志向的な側面よりも、貧困、病気、紛争という日常的問題に対するケアや教団員どうしの相互扶助的な役割を果たす傾向が強かつたことが指摘されている点から考えても⁸⁹、大変革期の地方官を勤めた人物の意志をうかがい知ることができると言えよう。

最後は推論も交えたものとなつたが、桐山純孝という人物の全体像を可能な限り史料を通して検討してきた。明治初期の政治・経済・社会・文化・宗教という多方間にわたつた考察には、不十分な部分もあるかと思われる。大方のご叱正をいただきことができれば幸いである。

〔註〕
(1) 廃藩置県後の政府による地方官の任用と、府県域の変化を通じて中央集権化がすすめられた過程に迫った研究として、大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」(日本政治学会編『年報政治学』一九八四年度 近代日本政治における中央と地方)、岩波書店、一九八五年)がある。また、明治初期の地方官たちの動向と、政府の地方經營に関する施策などを

対応させながら地方制度確立上の問題点を洗い出した成果として、西川誠『明治零年代の地方經營に関する覚書』(伊藤隆編『日本近代史の再構築』、山川出版社、一九九三年)がある。そのなかで西川氏は、個別具体的な地方官の經營の検討が不可欠の課題であると指摘している。さらに、地方官個々の施策ではなく、人事行政の変遷を概観した基礎的な研究として國岡啓子「明治初期地方長官人事の変遷」(『日本歴史』第五二二号、一九九一年)、同「明治期地方長官人事の変遷」(前掲伊藤隆編『日本近代史の再構築』)がある。

(2) 代表的な研究として、田村貞雄「地方官としての中野梧一」(明治維新史学会編『明治維新の人物と思想』、吉川弘文館、一九九五年)、同校注『初代山口県令 中野梧一日記』(マツノ書店、一九九五年)や、奥田晴樹「内田政風と初期石川県」(加能地域史研究会編『地域社会の史料と人物』、北國新聞社、二〇〇九年。のち同『明治維新と府県制度の成立』、角川文化振興財団、二〇一八年所収)などがあげられるにとどまっていた。しかし、最近の傾向として幕末・維新时期の研究の進展により、とくに薩摩藩については西郷隆盛・大久保利通以外の人物の役割が注目されており、地方官を経験した薩摩出身の人物の実証的な研究成果が表れてきている。例えば、小正展也「高崎五六試論 幕末期から教部省御用掛兼勤期までの活動について」(『東京学芸大学大学史資料室報』第三巻、二〇一六年)、拙稿「初代石川県令内田政風 その事績の検討」(『石川県立歴史博物館紀要』第二八号、二〇一九年)、山本秀夫「高崎五六について」(『岡山県立記録資料館紀要』第一五号、二〇二〇年)、市村哲二「廃藩置県前後の鹿児島地方行政における桂久武の動向について」(『黎明館調査研究報告』第三三集、二〇二一年)があげられる。

(3) 平成一四年(二〇〇二)一二月二七日の閉庁まで金沢市広坂にあつた石川県庁舎の知事室で、長年掲示されていた歴代知事の肖像写真額(現在

当館で保管）を見ると、「第2代 就任明治8年4月 桐山純孝」と名前が誤って記されている。桐山の知名度の低さがうかがえよう。また、明治から大正期までの政治と産業を中心として詳細に描いた本県の通史である『石川百年史』では、桐山の人物像を以下のように紹介している。「桐山は岐阜の人、性温厚であるが抱擁力がなく、しよせん練達の事務屋に過ぎなかつたといわれている。」（石林文吉『石川百年史』、石川県公民館連合会、一九七二年、五三頁。）ちなみに、『石川百年史』は明治百年記念に際した新聞連載記事を再構成したもの。この時期をあつかつた通史としては詳細な労作であるが、史料出典の不明示や取材者としての関心から構成されているという問題点がある。

(4) 宮下和幸氏は、桐山の本県への赴任を明治八年と推定して、以下のよう記している。「一八七五（明治八）年八月には石川県権令桐山純孝が、元八家の前田直信、村井長在に対して県政発展についての書簡を送つている。（中略。この書簡については後述する）この書簡の背景には、桐山純孝ら県首脳部と、前任の内田政風を支えた政治結社忠告社の面々との対立構造がある。赴任間もない桐山にとっては、自身の基盤を強固なものにするためにも、元八家の協力を頼つたものと思われる」（宮下「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」（地方史研究協議会編『伝統』の基礎 加賀・能登・金沢の地域史』、雄山閣、二〇一四年、二二九頁。）のち同『加賀藩の明治維新 新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』有志舎、二〇一九年所収）。また、宮地正人氏は、政府と内務省による地方行政の中央集権化・画一化政策の側面から、地方長官の藩閥官僚化の一事例として本県と桐山を以下のように紹介している。「内務省人事は大久保主導型で押し進められていく。西郷・鹿児島士族と連携し、それをバックに中央政府と内務省の介入を許さなかつた酒田県に三島通庸（薩閥）を県令として赴任させるのが明治七年一二

月、〔中略〕廢藩置県以降、一貫して参事・権令・県令を勤めてきた島津久光派の中心人物内田政風に代り、桐山純孝（大垣士族）を石川県権令にするのが同八年三月」（宮地『幕末維新时期の社会的政治史研究』、岩波書店、一九九九年、八一頁）。

なお、引用文中の「」内は引用者による註記であり、以下同様である。

(5) 県令「罷免」と記した最近の文献として、例えば、隼田嘉彦ほか編『加賀・越前と美濃街道』（吉川弘文館、二〇〇四年、一四三頁）があげられる。

(6) 令和二年（二〇二〇）、桐山純孝の直筆履歴書類や辞令など一〇件の文書が、純孝から数えて五世（四代後、玄孫）の末裔にあたる個人から当館へ寄贈された。第二代の県令とはいえ、石川県内で桐山の史料は少なく、この史料寄贈に際して生没年や経歴など初めて判明したことが多い。ちなみに、桐山の履歴については、これまで二点（①『百官履歴下巻』（日本史籍協会、一九二八年）、②『石川県史料付録 官員履歴』『石川県史料 第四巻』石川県立図書館、一九七四年）が知られている。しかし、今回寄贈を受けた自筆履歴は、石川県令を退いた後の部分も丹念に記載されており大変貴重である。本稿中の桐山の履歴に関わる記述については、とくに断らないかぎりこの当館所蔵「桐山純孝自筆履歴書類」による。この履歴書類は二部構成となつており、前半は政治的な経歴を、後半は「神宮部」と項目立てがなされて宗教者としての経歴が記されている。また、桐山は晩年（明治二八年頃）、中風（脳梗塞などの疾患）を患つておらず、そのためか後半部分の文字が乱れているという特徴がある。なお、当館の広報紙『石川れきはく』一三三号（二〇二一年発行）にもごく簡単な紹介を掲載している。

(7) 桐山純孝の生没年については、『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九

八年（一八三四）の記載が、天保五年（一八三四）？～没年空欄となつていて。

そのため、当県の通史などで桐山についての記述はこれを踏襲している。

るので注意が必要である。なお、前掲『石川県史料 第四卷』（四三二頁）には、「天保三年壬辰十月生」と正しく記されている（勿論、翻刻原本の国立公文書館所蔵「石川県誌稿」も同じである）。また、没年月日は墓碑銘や、当館所蔵「桐山純孝消息解明に付書簡」（『加賀藩士小川家文書』、番号九〇二）から明治三二年（一八九八）二月三日と判明した。

（8）令和二年七月、大垣藩関係の古文書を所蔵する大垣市立図書館でも確認をしたが、判明しなかつた。

（9）『大垣市史 通史編自然・原始～近世』（同市、一〇一三年）五四八～五五〇頁。

（10）『大垣市史 通史編近現代』（同市、一〇一三年）一～九頁。徳田武「菱田海鷗と大垣詩壇」『明治大学教養論集』四四七号、一〇〇九年）五五～五九頁。

（11）水谷憲二『「朝敵」から見た戊辰戦争 桑名藩・会津藩の選択』（洋泉社、一二〇一二年）四二～五一頁。

（12）西脇康「東征軍の金銀座接收」『史觀』第一三六号、一九九七年）、同「東征軍の金銀座経営と二分判改鑄」『関東地域史研究』第一集、一九九八年）。

（13）前掲『大垣市史 通史編近現代』一八～一九頁。

（14）廃藩置県については、松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）、勝田政治『廃藩置県「明治國家」が生まれた日』（講談社、二〇〇〇年）を参照。なお、大垣県は明治四年一月二二日に廃止され、周辺の九県を合わせて美濃国ほぼ一円を管轄地とする岐阜県が同日に誕生した。岐阜県の県令以下官員の多くは、旧笠松県（明治初年、新

政府が美濃・飛騨両国の旧幕府領を統治するため設置した笠松裁判所が前身）の人員を主体に採用された。

（15）「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類（明治二〇年八月）」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「村松文庫」「拾塵雑録」所収）。『歴代顯官錄』（朝陽會、一九二五年）九四一頁などを参照。実は、『石川県史 第四編』（同県、一九三一年）や『石川県史料 第四卷』（石川県立図書館、一九七四年、四三二頁）などでは、明治四年八月一五日に任命された内田の官名が金沢県大参事となつていて。そのため、当県の通史をあつかった書籍なども、金沢県大参事と記されるのが通例である。しかし、内田自筆の履歴のような本県の編纂史料以外の史料を検討すると、金沢藩大参事が妥当である。ちなみに、ここで気になるのは、廃藩置県後いつの時点まで「金沢藩」が暫定的にしても存続したのかであるが、布達など諸史料の不足からはつきりした日付は分からない。なお、同四年九月五日付で大久保利通へ宛てた内田書簡の署名は「金沢県内田大参事」（立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』二）、吉川弘文館、一九六六年、九六頁）となつていてことから、九月初めまでには金沢藩の名称は無くなつていると言えよう。また、大参事、参事、権令など官名はたびたび変わつたが、内田は一貫して当県の長官を勤めた。

（16）内田については、前掲拙稿「初代石川県令内田政風 その事績の検討」を参照されたい。

（17）のちに石川県参事として桐山を支えた長州山口出身の熊野九郎も、同様の事情による人事と思われる。熊野は明治五年正月、大蔵省租税権大属から金沢県人等出仕に転じていて（『石川県史料 第四卷』、石川県立図書館、一九七四年、四三五頁）。つまり、熊野は石川県政の薩・長閥交代劇のキーマンとして語られることが多い人物であるが、彼も内田が辞任する以前から当県に赴任している。

- (19) ちなみに、内田が県令を辞任したとの県政の薩・長閥交代劇について『石川百年史』は、「武断的忠告社員とはソリが合うはずがなく、加えてこの時典事から権参事に昇格して桐山の補佐となつた熊野九郎は長州出身であった。熊野は四年前に行われた長閥追放のうらみをこの時とばかり、就任するやただちに忠告社員を県の吏員から次々と除き、間もなく、残るは後に初代金沢市長に選ばれた稻垣義方ただ一人という有様になつた」と記している（前掲石林文吉『石川百年史』五三頁）。
- (20) 当時の各府県長官在職期間の傾向を示せば、明治五年まででは任期一年以上に達する者は半数以下であり、翌六年に至つても在職三年未満の者が全体の七九%を占めている。廢藩後の府県草創期には統廃合も続いており、各府県長官の地位が不安定であった。その克服のため、明治九年に「県官任期例」が出され、以後は短期間の任用者が減っている（前掲國岡啓子「明治初期地方長官人事の変遷」）。
- (21) 「政治向の相談に付書状（明治五年八月二〇日付）」（前田土佐守家資料館所蔵「前田土佐守家文書補遺編（近代）番号三八」）。宮下和幸氏は、この桐山書簡の写しである「石川県発展の件につき協力依頼状」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「河地文庫」所収）を明治八年のものと推定して下記考の中紹介している（前掲宮下和幸「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」、のち同『加賀藩の明治維新 新しい藩研究の視座政治意思決定と「藩公議」に所収）。
- (22) 『美川町史』（同町役場、一九四一年）七五〇頁。
- (23) 尾山神社については、北村魚泡洞『尾山神社誌』（尾山神社々務所、一九七三年）を参照。ちなみに、この桐山の書簡は『尾山神社誌』に掲載されていない。
- (24) また、桐山は明治九年当時石川県管下であつた越前でも神社創建に関わっている。維新後、天皇を中心とする政治体制が整えられるとともに、これまで朝廷に尽くした「忠臣」の顕彰が国家的な事業として重視された。明治三年一二月、福井藩知事松平茂昭が新田義貞の戦没地「新田塚」の地に祠を建てたが、同九年に石川県が後押しをしたことで別格官幣社に列せられ、藤島神社の社号が定められた。その際、祭神新田義貞の神階も「正四位下」より「正三位」に昇叙し、當時石川県権令であつた桐山は、勅使として正三位の贈位記を神前に捧持した（福井市立郷土歴史博物館展示図録『平成二十一年春季特別展 藤島神社の宝物』二〇一〇年）。
- (25) 「内田政風石川県令依願辞任」（明治八年三月二十四日）（国立公文書館所蔵「諸官進退第三十二巻・明治八年三月」、請求番号任A〇〇〇三二一〇〇）。
- (26) 明治四年一月二七日、太政官達第六二三号「県治条例」に基づく石川県職制では、七等出仕は常置の官員ではなく、県令が欠官の場合や事務繁劇の際に参事の職務を助けるために置くと定められていた。なお、七等出仕は県令や参事などと同じく奏任官にあたるため、人事権は太政官に属していた（『石川県史料 第三巻』、石川県立図書館、一九七三年、四四五～四五二頁）。ちなみに、久島彦二郎は明治四年二月に金沢藩陸軍副官、同七月権大属軍事掛、その後も県官吏として勧業や租税に関する職務を歴任した。のちに同じく金沢藩の軍事掛を勤めた杉村寛正が中心となって組織した本県最初の士族結社「忠告社」の幹部の一人となつてている。
- (27) 「桐山石川県令大久保參議事変ニ付進退伺」（国立公文書館所蔵「公文録」第百四十八巻・明治十一年四月～五月・官員、請求番号公〇二三九五一〇〇）。
- (28) 江藤恭二ほか編『子どもの教育の歴史』（名古屋大学出版会、一九九二年）一三七～一三九頁。

- (26) 「石川県申立之事三条へ申入候所内田願之通り被聞食、御用滯在三而代り人躰吟味可然トノ事ニ候」とある（「大久保利通宛岩倉具視書簡（明治八年三月一九日付）」〔立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書一』吉川弘文館、一九六五年、三五二頁）。
- (27) 社員一〇〇〇名を超えたと言われているが、その正式な名簿は不詳である。忠告社については、森山誠一「加越能自由民権運動史料（四）加賀『忠告社』関係資料」（金沢経済大学論集）第二五卷第三号、一九九二年）を参照。
- (28) 松尾正人『木戸孝允』（吉川弘文館、一〇〇七年）一八六〇一八九頁。
- (29) 「地方官会議御下問答議ニ付建白」（牧原憲夫ほか編『明治建白書集成第四卷』筑摩書房、一九八八年、六六五～六八七頁）。後藤松吉郎「明治八年地方官会議の議案の実施、又其前後に於ける地方の状況に関する談話」（史談會編『史談會速記録』第三六三輯、一九二七年、のちに『史談會速記録 合本四二巻』原書房、一九七五年復刻）。角田茂「元老院の成立 石川県区長總代（忠告社）建白と元老院の機構編成を中心にして」（『中央史学』第九号、一九八六年）。石川県社会運動史刊行会編『石川県社会運動史』（能登印刷・出版部、一九八九年、四〇～四三頁）。
- (30) 大久保利通を中心に、政府の動向を時系列でまとめる以下のようになる。大久保は、八月三日付の書簡で伊藤に対して「兼而御咄申上候通、名東、石川等之県に何とか治定無之而は相濟不申候」とかけ合い（「伊藤博文宛大久保利通書簡（明治八年八月三日付）」〔伊藤博文関係文書三〕、塙書房、一九七五年、二三二頁）、同月十五日には「今朝石川縣令（權令の誤記）桐山入來、説諭ノ上歸縣ニ決定ス」と今後の県地での処置を桐山に指示している（日本史籍協会編『大久保利通日記』二二、東京大学出版会、一九六九年復刻版、四二三頁）。さらに大久保は、同月三〇日付の木戸宛書簡に「猶々再度之江藤ヲ生候而も此弊今日二鎮壓不仕間ハ、實ニ國家之一大事ト配念仕候」と記した（「木戸孝允宛大久保利通書簡（明治八年八月三〇日付）」〔日本史籍協会編『大久保利通文書』六〕、東京大学出版会、一九六八年復刻版、四一三～四一四頁）。大久保ら政府首脳の間で共有された強い危機感がうかがえよう。
- (31) 前掲牧原憲夫ほか編『明治建白書集成 第四卷』、六八六頁。
- (32) 前掲『石川県史 第四編』、一二五〇～一二五三頁。
- (33) 大久保利通は從来専制主義者のイメージで語られるが、大久保の明治六年一月の「立憲政体に関する意見書」を検討するかぎり専制主義者とは言えない（『日本近代思想大系3 官僚制／警察』、岩波書店、一九九〇年、七五～八七頁）。意見書では、理想の政治形態として「君民共治」（君主と人民の共議によって制定する確乎不拔の憲法に基づいて君主が国政を運営する形態）いわゆる立憲君主制を目標としている。ただし、我が国の國体を議するには順序をもつてし、民力が未熟な現状では早急に導入できない。そのため、当面は「一時適用の至治」として君主政治を採用すべきであるが、将来にわたって「固守」すべきではないと断言している。
- (34) 前掲牧原憲夫ほか編『明治建白書集成 第四卷』、六八七頁。
- (35) 前掲『石川県史 第四編』、一二〇〇～一二〇一頁。
- (36) 河上誠「地租改正により砺波騒動が起ころる」（『ふるさと富山歴史館』、富山新聞社、一〇〇一年）。
- (37) 『富山県史 史料編VI近代上』（同県、一九七八年）一二四二～一四三頁。
- (38) 「四ヶ条之偽文」については、全文が前掲『富山県史 史料編VI近代上』二四四頁に採録されているが、どのような用紙で製作されたのかは不詳である。全文は下記の通り。「一ツニ 旧高トノ称名ヲ廢シテ地価ヲ相立候事／二ツニ 旧貢米トノ称名ヲ廢シシ地価ノ百分三ヲ以テ地租ト被

定候事／三ツニ 請小作人トノ称名ヲ廢シテ向後地主ト被定候事／四ツニ 親作トノ称名ヲ廢シテ向後地代価持主ト被定候事／明治十年一月六日 石川県権令 桐山純孝印」。
 (39) 深井甚三編『越中・能登と北陸街道』(吉川弘文館、二〇〇二年) 一三六～一三七頁。

(40) 『石川県史料 第五卷』(石川県立図書館、一九七五年) 二四三頁。なお、第三代石川県令千坂高雅については、稿を改めて論じる予定である。

(41) 鹿児島私学校の動向は内務省へも報告されていたが、当初大久保は西郷隆盛が一緒に起つとは信じていなかつた。そのため、「いよいよ模様が危ないらしいのに、大久保は西郷は大丈夫だ大丈夫だと言つているので、すこぶる困つたものだ。〔中略〕すると、五、六日経つか経たぬに、西郷の出たことは定まつた。〔中略〕前島（密）の世話で船を廻さして〔大久保が〕西京へ行くことになつた。すると、石川県の方でも乱が起きたので、大久保は私〔千坂〕に行けといふので、私は宅へも帰らずと、すぐ石川県の方へ出発した。」(佐々木克監修『大久保利通』、講談社、二〇〇四年、七三～七五頁)。

(42) 越前の豪農民権家の「杉田定一関係文書」(大阪経済大学所蔵)を用いた研究が、大槻弘氏によつてまとめられ、その中で以下のように紹介された。「敦賀県が廃県となり、新しく石川県に「越前」七郡が編入されたのは九年八月である。地租改正に関する事務・調査が新県にひきつがれるや、旧県とはうつてかわる強行策がとられ、〔中略〕これまで渋滞がちであつた改租の促進がはかられたのである。〔中略〕それにもましで、権令桐山純孝の政治的配慮から出たものではあることは、その後実地測量だけにとどまらず、毎筆の等級調査、さらに収穫反米の調査が短期間のうちに強行されたこと、また区長・惣代によるはげしい説得活動など

から推察される。「〔中略〕強力な〔農民側の反対〕運動に直面し、越前の地租改正はいわば不成功のかたちで終わらざるをえなかつた。すなわち、内務省の处分書が実質的に拒否されたため、権令桐山純孝の罷免をまねくに至るのである。〔中略〕桐山権令は単に政府の忠実な代行者としての役割をはたしたにすぎず、後日には彼のあまりにも単純率直な忠実さが命取りにまで発展するのである。」(大槻弘『越前自由民権運動の研究』、法律文化社、一九八〇年、四～二七頁)。

こうした研究を受けた一般向けの通史でも、次のように記されている。

「明治十二年二月、〔石川〕県庁は、不服二八カ村をのぞいて、嶺北七郡に新税制の実施を布達する。不服の村々に対しても、内務省の处分書が下付され、県庁査定のとおり新税実施と地価帳の提出が厳命された。これに対し、不服の村々は県庁の査定する収穫米の不当を鳴らして騒ぎ立て、〔中略〕その一方で、安沢村の牧田直正など数人が土佐立志社との連携をもとめ、あわただしく大阪にむかう。この大混乱の最中に、石川県令桐山純孝は事態紛糾の責任を問われて罷免され、新県令には千坂高雅が任命された。不服村の二八カ村は、県令の更迭でおおいに氣勢をあげた。」(隼田嘉彦ほか『福井県の百年』、山川出版社、二〇〇〇年、六〇～六一頁)。

また、経済史の分野でも急速に生成した日本の資本主義社会が、軍事的・半封建的特徴をもつて確立したことを見出せる事例の一つとして、次のとく取り上げている。「しかし、こうして積み上げた各県の地価がそのまま政府によつて認められたわけではない。旧貢租を維持するため、政府の内示額に達するよう修正を強制されたのである（押付け反米）。『官の見据は少しも動かず、縦合富士山が崩るるとも見据は変せず、……之を受けざるものは朝敵なり、故に外国に赤裸にして追放すべし』[地租改正関係書類 矢尾八兵衛控]（大阪経済大学所蔵「杉田定一

- (43) 関係文書』からの引用】——石川県令桐山は政府査定額を村惣代につきつけてこう威嚇した。」（大石嘉一郎『日本資本主義百年の歩み 安政の開国から戦後改革まで』東京大学出版会、二〇〇五年、二五〇頁）。
- (44) 前掲「地租改正関係書類 矢尾八兵衛控」以外にもこの逸話を記した史料がある。福井県立歴史博物館所蔵「地租改正地価之儀ニ付願（明治一二年一一月三日）」であるが、これは越前の村々の代表が第三代県令千坂へ提出した地価見直し嘆願書の控で、改租事業の完了を急ぐ桐山ら県側が、地価を決める際に重要となる収穫量について政府の指令を受けて予定した額に見合うように見据て押し付けたと訴えている。その際「此見据ナル者ハ、仮令富士山ノ崩ル、事アルモ毛厘動クベキ者ニアラズ中略」此見据ヲ請サルハ朝敵ナリ「中略」西郷同様鎮台兵ヲ差向ケ擊払フ「中略」赤裸ニシテ外国ニ放逐スベシ」と農民を威嚇したという。
- (45) 「地租改正の趣意につき権令演説大意」（前掲『富山県史 史料編VI 近代上』二四七～二四九頁）。
- (46) 〔45〕『百官履歴 下巻』（日本史籍協会、一九二八年）三六八頁。佐々木寛司ほか『茨城県の歴史』（山川出版社、一九九七年）二七八～二八二頁。
- (47) 前掲『百官履歴 下巻』一八頁。
- (48) 落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、二〇〇一年）五七～五八頁。
- (49) 国立公文書館所蔵『岡山県史料』県治紀事 県治一（明治八一一五年）。有元正雄、太田健一「地租改正と地主豪農層 岡山県地租改正反対闘争を中心として」（『土地制度史学』第三巻第三号、一九六一年）。また、落合弘樹氏は岡山士族の家禄支給の問題に関わって、石部の辞職について次のように記している。「岡山県の石部誠中権令は公納の六割を米納とし、士族に正米で家禄を支給する措置を採つたため、他県士族はこれを羨望した。しかし、石部は翌明治八年一〇月に出張中の内務省五等出仕桜井勉から地租改正の進捗が遅いと叱責され、『左スレハ人民動搖スルモ難計ニ付、我輩ハ辞職スベシ』と言い残して官を離れる」（落合弘樹『明治国家と士族』、吉川弘文館、二〇〇一年、五八～五九頁）。なお、石部の辞職については、「進退伺」文書が一応現存している。但し、改租事業の停滞や病気を理由にしたものではなく、岡山旧城下の外堀埋立工事について専断で民費を使つたことに関するものである。権令辞職の日時をさかのぼつて作成された石部の進退伺書（明治九年三月二八日付）を添付して、岡山県令高崎五六が同年五月一九日に太政官へ提出したもの。決裁・処理についての文書は無く、詳細は不明である（前岡山県権令石部誠中外進退伺差出ニ付申進）（国立公文書館所蔵「諸雑公文書」、請求番号雜〇〇一八一一〇〇）。
- (50) 「桐山純孝石川県令依頼辞任」（明治一二年二月一三日）（国立公文書館所蔵「諸官進退第六十八巻・明治十二年二月」、請求番号任A〇〇〇六八一〇〇）。
- (51) 「石川県令桐山純孝除服出仕ノ件」（国立公文書館所蔵「公文録」第百八十四巻・明治十二年一月～十二月・忌服、請求番号公〇二六二二一〇〇）。明治一二年一月一五日に県令桐山の母が病氣で亡くなつた。忌中の間、ナンバー2の熊野が県政を差配する体制であつたが、熊野の上京もあつて喪の期間が明ける前に出仕を始める許可を求めた文書である。なお、先にも少しふれたが、桐山は県令に昇進した同日の明治一二年五月一五日の夜に「進退伺」を太政官宿直へ提出している。これは、同日の朝に石川県士族ら六名が参議兼内務卿大久保利通を紀尾井町で暗殺した事件に対する県令としての進退伺であつたが、同五月二〇日に「其儀に及ばず」と太政官から通知を受けた（前掲「桐山石川県令大久保利通議事変ニ付進退伺」）。桐山にとって明治一年から一二年初めという時期は、士族反乱事件や地租改正と農民闘争の処理も含めて公私共に多事多端であった。

- (51) 「〔元石川縣令桐山純孝位階昇級ノ儀〕（明治一二年二月二七日）」（前掲「諸官進退第六十八卷・明治十二年二月」）。
- (52) 「内務少書記官千坂高雅轉任之儀」（明治一二年二月一九日）（同右）。
- (53) 隼田嘉彦ほか『福井県の歴史』（山川出版社、二〇〇〇年）二六四～二七一頁。温媚「地租改正における中央政府と地方政府 越前七郡『不服村』の動向を中心として」（『社会経済史学』第六八卷第三号、二〇〇二年）を参照。ちなみに、温氏は桐山の石川県令辞任の原因について管下士族との折り合いの悪さによって、桐山が県庁の中で微妙な立場にいたことが県令辞任の根本的原因としている。これは、太政大臣三条実美的もとに届けられた桐山県政についての探偵報告書（内務大輔江上伸書写 石川県令桐山純孝秕政、国立国会図書館蔵政資料室所蔵「三条家文書（書類の部）」、資料番号五八一四七）の記述から推察したものである。
- (54) 「留守居諸君宛海内外果書簡（明治一二年三月日付欠）」（新田二郎ほか編『旧新川県誌稿・海内外果関係文書』桂書房、一九九九年、七一頁）。
- (55) 海内果（嘉永三年「二八五〇」～明治一四年「二八八二」）は、射水郡中老田村（現富山市）の村肝煎の家に生まれ、農業のかたわら漢学者の門下生として漢学を学んだ。明治九年に上京し、「東京日日新聞」の論説記者となる。翌年射水郡小杉町で結成された相益社にも加わり、民権思想の啓蒙に尽力した。
- (56) 前掲『大垣市史 通史編近現代』、二七一～二七三頁。
- (57) 同右、二一六～二二八頁。なお、この組織は明治二〇年四月に大垣商工会へと発展する。
- (58) 前掲『大垣市史 資料編近代』、二八一～二八三頁。
- (59) 日本工学会編『明治工業史 化学工業編』（日本工学会、一九二五年、

のちに原書房、一九九四年復刻）四一九～四二三頁。

- (60) 前掲『大垣市史 通史編近現代』、一二五頁。
- (61) 前掲『石川県史 第四編』、七二五頁。明治一八年四月から六月にかけて東京上野で開催された繭・生糸・織物・漆器・陶器の五品共進会（農商務省主管）で、石川県の技術の進歩が大きく取り上げられたことを桐山が喜び、扁額を制作・寄附した。

- (62) ただし、当県でも学制頒布以前から公教育の必要性を鑑みて、学校の設置が進められていた。明治五年六月に「石川県区学校」が発足して組織的な学校設置が図られ、県下で最初の設置は同年一〇月、加賀国第一区区学校の「美川区学校」である。これは郷校として設けられていた「数学義塾」を改称したもので、学生は男子だけであった（本吉港史編纂委員会編『本吉港の歴史』、石川県白山市、二〇〇五年、二四六～二四八頁）。

(63) 註58。

(64) 註55。

(65) 註59。

(66) 前掲『大垣市史 資料編近代』、二八四頁。

(67) 前掲『石川県史 第四編』、一二五五頁。

(68) 成田竜一「消費組合運動」（『国史大辞典』、吉川弘文館）の項を参照。

(69) 「現金店売広告（三益会社、明治一二年二月）」（石川県立歴史博物館所蔵『大鋸コレクション目録 刷物編』、整理番号五六一）。商品は、玄・白米、酒類、醤油、塩、菜種油、石炭油、味噌、木炭、砂糖、綿などあり、生活必需品ばかりである。広告には以下の文章が記されている。

「客歲世上の便宜を謀り歐米各國に行き、協力商店に摸準し三益會社と號し一社を創立し既に一周年を経過候處大に世上の御望に適ひ（中略）今般店先を手廣に致し前顯の品々一層精品を撰み来る一日より改て店売

を開き申候〔中略〕御來店御購求之程偏に願上候謹言／附來二日三日龜景物差上申候／石浦町拾七番邸／明治十二年十二月 三益會社／追て今般更に式百株入社増株致し候間有志之諸君は本年中弊社へ御引合可被下候也」。

(70) 前掲『石川県史 第四編』、七一七～七二〇頁。寺尾健一「石川県における美術館運動」(金沢学研究会編『金沢学6 マンタリテ・金沢』、前田印刷株式会社出版部、一九九五年)。

(71) 前掲『石川県史 第四編』、七一八～七二〇頁。

(72) 同右、七二〇～七二三頁。

(73) 瀧井一博「知識交換の明治 大久保政権再評価への試論」(同編著『「明治」という遺産 近代日本をめぐる比較文明史』、ミネルヴァ書房、二〇二〇年)。

(74) 前掲『大垣市史 通史編近現代』、一七一～八頁。神宮教については、

園田稔ほか編『神道史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇四年)を参照。

(75) 石川県立歴史博物館所蔵「桐山純孝自筆履歴書類」には、明治一九年八月一三日の条に「自今授五等給」とある。交際費については同年一二月二五日の条に「拝辨理宇治本院在勤之事／交際費毎月金五円支給候事」と記されている。また、手当金については明治二〇年一月二二日の条に「拝神宮教第二十三教区愛知本部長／但一ヶ月手当金貳拾円支給候事」とある。

(76) 朝彦親王については、以下の研究を参照した。浅見雅男『闕う皇族 ある宮家の三代』(角川書店、一〇〇五年)、友田昌宏『近代天皇制国家の形成と朝彦親王』(松尾正人編『近代日本成立期の研究 政治・外交編』、岩田書院、二〇一八年)。

(77) 御嶽教については、前掲園田稔ほか編『神道史大辞典』を参照。

山へ宛てた鴻雪爪の書簡二通が含まれている。いずれも桐山の大坂市内の住所が記された封筒に入っており、一通は明治二九年(丙申)一月一日付で、柴田金兵衛持參とある。もう一通は同年二月一六日の東京麻布の消印が捺されている。書簡の内容は、御嶽教役員の人事についてのものである。

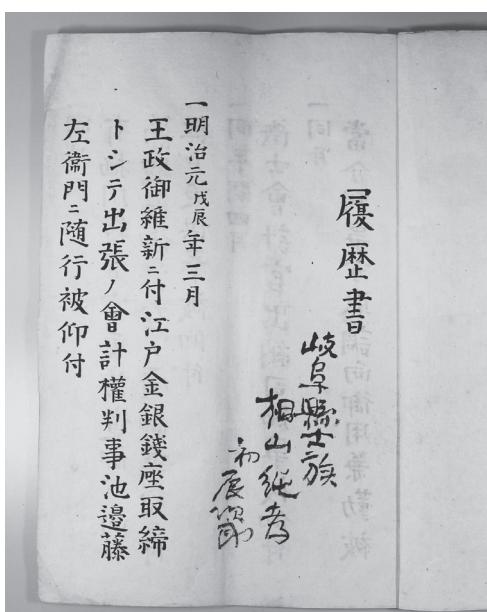
(79) 石川県立歴史博物館所蔵「桐山純孝大教正辞令(明治二八年五月五日付)」、同「桐山純孝大阪府下教師検定委員長辞令(明治二九年三月七日付)」、同「桐山純孝大阪府下教師監督長辞令(明治二九年三月八日付)」、同「桐山純孝御嶽教議員辞令(明治二九年五月一五日付)」以上四点。

(80) 例え、越中射水郡の豪農出身のジャーナリストで在京中の海内果宛ての故郷からの書簡には、次のごとく県地の報告がなされており、民権派からの桐山ら県トップの人物評が見られる(『海内宛折橋介三書簡(明治二年四月三日付)』)。新県令千坂高雅が本日、金沢尾張町石黒伝六方へ着いた。神武天皇祭と重なり、市中一同国旗を掲げて待った。人情としてはこれまでの旧官を快として新官を拒絶するのだが、今度は奇妙にも皆、新県令着任の日を届指して待っている。前任者桐山の人望が乏しいと言つてはいるわけではないが、敢えて人望が厚いとも言いがたい。ちなみに、県令の内田政風と桐山純孝を支えてきた熊野九郎(山口県士族。金沢県人等出仕から石川県参事や大書記官などを歴任)についても、自宅を新築したのは県令になる心積もりらしいが県庁内の人望はほとんどないらしいと報告している(前掲新田二郎ほか編『旧新川県誌稿・海内果関係文書』、七五六頁)。

(81) 小川清太については、亀田康範『解題』(『加賀藩士小川家文書目録』、石川県立歴史博物館、一九九〇年)を参照。

(82) 清水誠(弘化二年〔一八四六〕～明治三二年〔一八九九〕)は、旧加賀藩

- (83) 士で実業家。明治二年に金沢藩の留学生としてフランスに渡る。そこで理工学を習得、また帰国後のマツチ製造を決意した。明治八年、東京三田の吉井友実（宮内次官。留学中に知遇を得た）邸でマツチ工場を操業。内務卿大久保利通の支援を得て、翌年新榎社を創立した。そのマツチは好評を博し、明治二三年には輸入マツチがほぼなくなった。その間清水はマツチの製法を公開して広く事業の普及を図ったため、士族授産事業として各地に製造工場ができた。その後、大阪に移つてマツチ製造機械の開発にも従事した（徳田寿秋『海を渡つたサムライたち』加賀藩海外渡航者群像、北國新聞社、二〇一一年）。
- (84) 「桐山純孝消息不明に付書簡（明治三一年二月一日付）」（石川県立歴史博物館所蔵「加賀藩士小川家文書」、番号九〇四）。
- (85) 「桐山純孝消息解明に付書簡（明治三一年二月一三日付）」（同右、番号九〇二）。
- (86) 「桐山純孝遺族の動静に付書簡（明治三一年二月一九日付）」（同右、番号九〇三）。
- (87) 以下に記す桐山家の動静は、純孝の五世の末裔にあたる方からの聞き取りによる。純孝には子どもがいなかつたと思われるため、他家に嫁いだ純孝の妹の次男・延二を養子にむかえた。純孝の孫は、女子二名いたが（男子一名死亡）、長女エツと妹も他家に嫁いだ。そのため、エツの代で桐山家二五代が絶えたと、エツさんから聞いたという。
- (88) 松澤裕作『自由民権運動 デモクラシーの夢と挫折』（岩波書店、二〇一六年）二四二二八頁。
- (89) 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」（井上光貞ほか編『日本歴史大系 第四巻近代I』、山川出版社、一九八七年）四九七～四九九頁。
- (90) 中村圭志『教養としての宗教入門 基礎から学べる信仰と文化』（中央公論新社、二〇一四年）二四四頁。



「桐山純孝自筆履歴書類」
(石川県立歴史博物館所蔵)



桐山純孝肖像
(『石川県史 第四編』より転載)

大神宮の香林坊

— 厳肅と猥雑をめぐる金沢盛り場史 —

大門哲

一 課題

かつて香林坊は大阪の千日前、東京の浅草にたとえられた。単に劇

場や寄席が櫛比する盛り場として賑わったからではない。「大神宮さん」と愛称された宗教施設をとりまく門前町のような様相をみせていたからである。実際、大神宮が浅草寺や千日寺のような存在として位置していたことは、金沢の殷賑を紹介した大正一一年（一九二二）の記事「金澤繁盛記」の以下の記載から納得できよう。

「どんな田舎の子供でも金澤と云へば先づ香林坊の殷盛を想ふ。金澤に出れば何を措ぬても眞先に香林坊見物をする。別段これぞと云つて特色がある譯ではないが兎に角香林坊は金澤の人氣を獨りで背負ひ立つてゐると云つて好い位である。香林坊の中心は何と云つても大神

宮である。整々たる神楽太鼓が金澤の人氣を香林坊へ香林坊へと吸引させる」（六月二十五日「北國新聞」／以下中越・北國・北陸・北陸毎日・北國毎日各紙「新聞」を省略）

人々にとって香林坊とは繁華の中心に神がまします「大神宮の香林坊」というべき場所であつた。俗と聖、猥雑と厳肅が織りなす、ほかにない雰囲気をもつた場所ながら、香林坊への関心は、劇場・映画館やカフェーといった、大神宮をとり囲む大型娯楽施設に向けられるだけである。香林坊のシンボルたる大神宮の歴史や境内利用の変遷、さらには盛り場最大の魅力といえる、さまざまな商売が織りなす猥雑・

雜然さの形成過程が検証されたことは一度もない。

そこで、本稿では、冒頭の記事を引用すれば、神楽太鼓が鳴り響いた時代、つまり大神宮の誘致から移転にいたる間を対象にし、大神宮

と香林坊界隈の歴史を相関させながら記述する。

なお、タイトルに掲げた「大神宮」は創立時からの通称であり、市民からは親しみをもつて「さん」付けで呼ばれたが、正式名は、創立時が神宮教金沢本部、明治三二年（一八九九）に財団法人神宮奉斎会金沢本部、昭和二〇年（一九四五）に神宮奉斎会石川地方本部、二二一年（一九四七）に宗教法人金沢大神宮に改称している。本論の記述にあたっては通称の大神宮を一貫して用いる。

二 大神宮以前

（一）「漠然」たる香林坊

大神宮があつた場所は、現在、行政区域上、香林坊二丁目となる（地図一）。この区域となつたのは、昭和四〇年（一九六五）から同四年（一九六六）にかけての市内の住居表示変更による。

それ以前、香林坊二丁目区域は、大通り側が石浦町、用水側は高岡町上敷ノ内に属した。敷ノ内の名は金沢城の防御や護岸の目的から用水沿いが敷で覆われていたことによるが、維新以降、多くが畠地に開拓されたのだろう。明治二〇年（一八八七）頃の地籍図「石川縣金澤市石浦町外八十九ヶ町地図」（金澤市立玉川図書館蔵）には用水沿いに畠地が点在する様子を認められる。

自治組織は戦前、「上敷ノ内町友会」に属した。昭和一五年（一九四〇）の連載記事「町内評判」によれば、町友会の範囲は「一番の歡

樂街香林坊からうねりくねつて建ち並ぶ住宅街が柔道々場高島向上館に最近名所となつた尾山橋まで」で、構成は「戸數四十戸、所帶數五百」からなつたという。町会は「三部」にわかれ、香林坊の境内地は「第一部」に属した（四月一八日「北國」）。戦後は大神宮境内の店舗で共栄会を組織した⁽²⁾。

香林坊と呼ばれる場所は、香林坊橋を中心とし、その周辺一帯をさし、具体的に区域を限定できるわけではない。たとえば、『加賀國金澤區地誌』の「字地」のなかに香林坊がみえ、その位置について「片



地図1 大神宮と周辺施設
昭和32年「金澤市住宅明細図」

町ノ北東ヲ「云フ」と記し、かつ「字地」について「土地ノ區域ヲ限り
稱スルモノニアラス」と注記している⁽³⁾。つまり、片町の北東あたり
としかいえないというわけである。

また金沢の繁華街の歴史を紹介した昭和一一年（一九三六）の記事
「今と昔 香林坊」には香林坊について「石浦町、廣坂通り、片町、
高岡町上藪ノ内、大藪小路、長町川岸のそれぞれ一部を漠然と名付け
て」呼んだとある（一月一日「北陸毎日」）。

なお、明治三三年（一九〇〇）山田信景編『訂正實測金澤市明細
図』（金澤市立玉川図書館蔵）や明治四年（一九〇八）『最近實測
金澤市街地図』（石川県立歴史博物館蔵）には地図道路上に「字 香
林坊」の表記がみえる（地図2）。このような表記は市内ではほかに
浅野川大橋手前の「字 掛作り」のみであり、金沢の人々にとってこ
の二つの「字」は、市街地を対峙する二大ランドマークであつたと理
解できる。

「漠然」とした空間である香林坊は香林坊橋から下流の用水をはさ
み高と下とに呼び分けた。下の範囲については昭和三二年（一九五
七）の記事に「長町川岸十一番地の四、五、六、同十三番地の七より
同十六番地まで、大藪小路四番地の一、四、五以上の土地」をさすと
かなり限定期な説明もみえる（九月一四日「北國」）。

香林坊下には別の言い方もあった。森田平次編『金澤古蹟志』には
「踏分の芝」とあり、その由来について「往年犀川が二瀬に流れ、そ
の一が香林坊小橋の下を通った時の河原」と説明がみえる。また、巖

如春は後述のとおり「扇の地紙」と呼んだと説き、さらに小松砂丘は
「扇の芝（香林坊下）」の空地は、いつも牛がつながれて中田天狗の
先々代が牛の値をしていた」と回顧しており⁽⁴⁾、古くは「踏分の
芝」、その後「扇の地紙」、「扇の芝」に変化していくといえる。

香林坊下という通称は今も付近の住人が使っているものの、香林坊
高に関しては、昭和三二年（一九五七）の記事に「香林坊下」に対し
「電車通りを香林坊という」とあり、このころには香林坊高という呼
称は馴染みがなくなつたと理解できる（九月一四日「北國」）。



地図2 「字 香林坊」 明治41年「最新實測
金澤市街地図」
※「新広見」「香林坊高」「香林坊下」加筆

外からみれば同じ香林坊に属するものの、高と下の土地の高低差の意識は今以上に大きく、また用水が間を流れていたことから、双方の住人は異なる区域として認識し、それゆえ、競合かつ連携の関係をとりながら香林坊界隈の発展に努めてきた。そこで以下、高と下の双方に視点をおきつつ叙述をすすめる。

(二) 明治二十年の香林坊

香林坊高の明治以降の開発経緯に関して基本資料としてたびたび引用されるのが堅町住の浮世絵師巖如春（明治元年～昭和一五年）が北國新聞紙上で語った追想談話である。最初にひろく紹介されるのは昭和六年（一九三一）「あの頃のはなし」（九月三〇日「北國」）の以下の内容である。

「明治廿年頃でせう、片町のものが境内を遊園地にして花火を打ち上げて人を寄せたことがあつたが、しばらくしてから馬場の恵比須座に茶屋をかけてゐた太田七兵衛（梅若）が芝居の小屋をはじめて建てた。小屋とは名ばかりの掘立小屋で藁縄でくくりつけ菰で包んで雨露を防いでゐた。福助座と呼んでゐて嵐寛十郎、嵐和歌太夫などが稻妻双紙をやり大變な人氣でした。後で安達といふ神主がそこへ今の大神宮を建てたので現在の立花座のところへ移つた。二三年後に立派な小屋（今の松竹座のところ）を建ててやはり福助座と稱したので、前に建てた福助座を小福座と改めたものです。その頃に較べると跡方もなくすつかり變りました。今の交番所横の入口も無論なくあそこに米屋

といふ菓子屋がありました」

つぎに昭和一一年（一九三六）の特集記事「今と昔 香林坊」に如春のさらに詳しい談話がみえる（一月一日「北陸毎日」）。

「明治維新までは明治銀行支店のあそこに木戸の柵門があつて夜になると大門をぴたりと閉めたものだ。明治製菓のあこと石浦町の一部には町家があつたがその向ひ側の福田香林堂あたりは鬱蒼たる雜木林、明治初年に伐り開いたときは貉が五匹も獲れたと云はれ、凡そ今から考へられぬ状態であつた。大神宮境内は知行千石餘の中村と云ふ侍屋敷跡で白椿、トキワパーラから長町川岸の市場へかけて用水のぐるりは石垣になつてゐて其屋敷跡は廣い胡瓜畑であつた。この中村と云ふ侍は悪戯好きで盛んに大刀を振りかざし肥桶のたがを片づばしから叩き斬つて歩いた爲め知行を減らされ『肥桶の中村』と呼ばれて居たものである。その中村屋敷跡は明治一七、八年頃地元の發展策として春から秋へかけ夜店や煙火を打揚げてゐたので之に目をつけた梅若こと太田七兵衛さんが今立花座の土地へ藁葺きの芝居小屋福助座を建た。これが興行街の濫觴である。太神宮は明治廿四、五年ごろ北山と云ふ人が建たるもので昔からあつたものでなかつた」

この巖如春の追想に地元住人の記憶を組み合わせた記録として昭和四二年（一九六七）『金沢メインストリート片町・香林坊』（以下『金沢』）がある。以下、開発の経過を要約して紹介しよう。

明治二〇年（一八八七）頃に石浦町清水敬次郎・英安吉、片町の永山貞秀・赤丸雪山が町内繁栄のために空地を活かしたいと太田七兵衛

に相談して、藁屋根づくりの芝居小屋を造つて興行を開始し、その後、影燈籠や水花火などをやりいざれも大当たりであった⁽⁵⁾。明治二三年（一八八九）に安達弘通が大神宮を奉戴することになり、芝居小屋を壊し二三年（一八九〇）六月に大神宮を造成した。

ほかに香林坊開発に関する記録として明治一七年（一八八四）生まれの吉田源太郎「過去ノ郷里ヲ追想シテ」があり、以下のようにみえる⁽⁶⁾。

「明治二十年頃ノ香林坊ハ市川愛二郎氏ノ菓樹園デアツタト思フ、大神宮ノ社殿ガ新建ニナツタノモ二十年頃^デ、梅若ガ福助座ヲ新建シタノハ二十五六年頃^デ（中略）福助座ノ後ニ空地ガアリ興行地トナリ相撲ナドアツタ時モアル」

これらの幾人かの追想を整理すれば、香林坊高はもともと知行二〇〇〇石の中村家の屋敷で、維新以後、市川愛二郎（愛次郎）所有の畠となり、明治の半ばに地元振興のために付近住人が花火などの興行を始めたところ、それに目をつけた太田七兵衛が芝居小屋経営を始め、さらに大神宮が建立されたとまとめられる。

年代について巖如春は芝居小屋の建設を明治一二、三（一八八九、一九〇〇）年頃、大神宮建設を明治二四、五年（一八九一、九二）頃とし、また開発のきっかけとなる花火の興行開始年については明治一七、八年頃と明治二〇年（一八八七）と記事により異なる。また吉田源太郎は右掲書で明治二〇年頃に大神宮社殿が建立されたとする⁽⁷⁾。

開発に関する記憶は微妙に異なるわけであるが、いずれが確かなもの

だろうか。空地利用の発端となつた花火興行について見てみよう。該当する期間である明治一九年（一八八六）から二一年（一八八八）にかけての金沢の主要な出来事を把握できる資料に「中越新聞」がある。これから香林坊高に関する記載が頻出する明治二〇年（一八八七）の記事を抜き出すと、その内容は新広見に関するものと空地に関するものに整理できる。

まずは新広見に関する記事をみてみよう。なお、当時は発信と掲載の時期に数日間の時間差があるため、発信日を「発」、掲載日を「付」で記した。

- ・「昨五日午后七時四十分頃本區石浦町十一番地硝子並に石炭油商清水敬次郎方より出火し一戸全焼ニ戸半焼二戸半潰同八時三十分頃鎮火したり」（三月六日発／九日付）
- ・「本區石浦町此程焼失せし地所並に其他の家屋を或人が買受け廣坂通縣廳前見通しになす爲廣見を設くる由」（三月一日発／一四日付）

（付）

- ・「香林坊高石浦町に廣見を設け縣廳前へ直線の道を作る爲め買揚ぐる家屋並に地所は八百圓なりと云ふ。又一ヶ月の猶豫を與へ立去らしむると云ふ」（三月一六日金沢発／一九日付）
- ・「石浦町の家屋地所等を買上げ廣坂通一みへになすことにして決し頃日既に家屋を取毀ちたり」（四月二三日発／二五日付）

・「青草市とて毎日才川橋上に於て青物の市を開くとなるが今度全橋

の架替あるにつき當分の内は香林坊高新廣見に於て開市することにせり」（六月二六日発／七月二一日付）

- ・「香林坊高新廣見へ昨今、柳、楓等の樹木を植付け更に一偉觀を添へたり」（七月四日発／八日付）

新広見とは香林坊から広坂通りに通じるやや広まつた通りをさす（地図二）。一連の記事から三月五日の火災をきっかけに一週間もしないうちに広見の造成計画がたちあがり四月には八〇〇円で土地・家屋が買い上げられ、さらに景観整備から植樹がされたとわかる。

なお、市街地図で道路拡張が認められるのは明治二〇年（一八八七）六月の千羽傳三著・山田信景刊「加賀金沢細見図」（石川県立歴史博物館蔵）からで、また撤去地域については前掲の地籍図「石川縣金澤市石浦町外八十九ヶ町地図」（金沢市立玉川図書館蔵）にみえる「取毀」区域四筆分が該当しよう。

拡張後の様子がうかがえる貴重な資料として広坂から香林坊三叉路を撮影した絵葉書「香林坊広見」（発行年不明）がある（写真一）。後年の風景と異なり、道の中央に植えられた柳・楓を確認できる。

年配者には柳の姿がとりわけ強く印象が残っていたようで、『金沢』掲載の昭和四一年（一九六六）の住民座談会で、年配者が「街の中央に数本の大きな柳があつて、風情を添えていたことも忘れ得ぬ」と語っている⁽⁸⁾。

ほかに記事で気になるのは新広見を青物市場として一時利用したこ

とである。このあと香林坊下が青物市場として長年親しまれてきたことを紹介するが、この臨時開業がその発端と位置付けられる。

明治二〇年（一八八七）の道路拡張により香林坊は金沢のランド



写真1 絵葉書「香林坊広見」（金沢市立玉川図書館蔵）
広坂から大神宮方面を望む

マーク的な地理的価値をさらに高めていったのだろう。二四年（一八九一）一月には石浦町の清水敬次郎ほか五名が駐在所後の広見に火の見櫓設置を申請し（一月一二日「北陸新報」）、三月に竣工した（三月二十五日「北陸新報」）。つぎに空地の利用に関する記事をみてみよう。

- ・「石浦町半より片町半まで一同申合せ夜見世を近くより開くに付其余興として香林坊高明地に於て水花火を打上くると云ふ」（六月一五日発／二九日付）
- ・「香林坊高に實際ハ如何か知らされども毎夜の夜店見物をあて込み女相撲との繪看板を掲げ興行を始めしも間もなく休業せり。或は警察より停止を命ぜられしものにハあらざるかと推しての評判あり」（七月一一日発／一四日付）
- ・「香林坊高に於て見切に供する海漫龍ハ非常の評判にて見物人曰く山の如し」（八月二十四日発／二六日付）
- ・「香林坊高に見せ物に供する海漫龍は雌雄共三頭居るが頃日其第一番の雄龍が氣候にでも當てられしものか氣分の悪しき様に見ゆる」（八月二二六日発／二八日付）

これから、まず、夜店の開始にあわせ、七月頃に水花火と女相撲の興行が企画されたとわかる。夜店とは夕涼みに出る露店および夕涼み 자체をさす金沢の通称である。

以前夕涼みの歴史について報告したように⁽⁹⁾、夏の金沢では、夕食後、市街地や河畔に遊歩する風習が江戸時代より昭和五〇年頃まで続き、とくに集客の面で浅野川口と犀川口がライバル関係にあり、また犀川口の場合、大橋側の川南町と香林坊側の片町・石浦町との間でも競合関係にあつた⁽¹⁰⁾。

つまり、片町・石浦町の有志が納涼客を呼び込むために興行を行なつたことが香林坊の発展のきっかけとなつたわけである。結局、女相撲の方は警察の指示により取りやめとなつたようだが、水花火はそのまま実施されたのだろう。花火が催されたのが開発のきっかけという如春の記憶が照らせば、香林坊高が盛り場へ発展した画期となつた年は明治二〇年（一八八七）と判断できる。

ちなみに水花火はそのころ祭礼などさまざまな機会に催された人気興行であった。例えば、明治二〇年（一八八七）八月初めには非公認の廓「犀川河原」が夕涼みの客寄せ用で（八月一〇日「中越」）、九月中旬の尾山神社招魂祭でそれぞれ水花火を催している（一九日「中越」）。

では当時、香林坊で興行したのはどんな一座か。明治二一年（一八八八）七月には富山・清水座構内で金沢の「矢車一座の水花火の興行が催されており（七月二〇日「中越」）、金沢の花火師・矢車多吉の可能性があるが、香林坊での興行直後の二〇年（一八八七）八月二四日付「中越」に、富山・清水座前で東京雲盛組が五色水花火を行なつたとある。当時は金沢と富山は巡業ルートとなつていた点、同組が興行

したと想定できる。

三 大神宮の誘致と境内整備

(一) 教化活動の濫觴

如春は香林坊高での花火興行のあと、芝居小屋の福助座が建つたとするが、ではその建築年はいつだろうか。明治二〇年（一八八七）の「中越新聞」を通覧すると、金沢の芝居に関する記事は「卯辰、馬場の兩芝居ハ暑さにも關せず極人氣あり。役者の人望以て思ふべし」（七月一五日発、同月二〇日掲載）などと、卯辰・末吉座と東馬場・戎座の話題でしめられ、香林坊高での興行は一切確認できない。

管見のかぎり福助座の名を確認できる初見資料は明治二三年（一八八九）四月（石川県立歴史博物館蔵）と同年一一月（金沢市立玉川図書館蔵）の芝居興行番付である。この番付の発行月からすると、雪解けを待つての同二三年（一八八九）春に芝居小屋が建てられたと想定できる。

注目すべきは番付の隅に「香林坊神宮社内」とみえることである。つまり、福助座が小屋掛けした時点ではすでに香林坊高は大神宮の所有地として登記させていたことになる。では、大神宮はいつどのような経過を経て香林坊に誘致されたのだろうか。

大神宮の歴史は、明治五年（一八七二）に伊勢神宮の教化活動を目的とし創立された神宮教院に始まる。翌六年（一八七三）、全国への

布教のために伊勢講を発展させた神風講社が各地で結成され、教区（地方）ごとに本部・教会などをおき組織化がすすめられていく⁽¹⁾。その組織は明治二八年（一八九五）時点では各教区本部二九、教会四五、分教会一一九、所属教会一九、講社事務所三一五からなり、信徒は二六四万人あまりを数えた。

では、石川県に神宮教の布教が始まるのはいつか。『石川県史』にはその濫觴についてこうみえる⁽²⁾。明治六年（一八七三）、神宮大宮司兼中教正・本荘宗秀等が来県し、大谷派本願寺別院で一〇月一日に神宮発会式を挙げ、その後五日間にわたり説教を試みた。

このとき僧侶も列して協和して説教を行なった。教部省に出土して少教正だった旧大聖寺藩主の前田利鬯も、布教を命ぜられて出張し、本派本願寺金沢別院を宿所として二六日から三〇日まで尾山神社の拝殿で説教を行なった。なお、発会式後、最初に説教を務めたのは、神宮禰宜大講義・高橋守雄等で、その後高橋は能登に赴いている。

発会式の翌年、信者の拡大と組織化のために神風講社の結成と支援がすすめられたことは、祭主大教正・三條西李知（神宮教院教長）から、金沢の名望家・石黒伝六への「二〇〇番講社副取締任命状」が、また下狹野神社・安江神社・椿原神社・尾山神社の祠官へ「二〇一番講社世話係任命状」などがそれぞれ出されたことからうがえる（金沢市立玉川図書館公開）。

下つて、明治二年（一八七九）には上野八幡神社の神官大井友男が「神宮第八教区金沢教会五等講師」に任命されており（金沢市立玉

川図書館公開）、地元の神職が教化役を務めていたことが想像できる。

明治一五年（一八八二）に宗教分離の方針から、祭祀を専門とする神官と布教を中心とする教導家へ分離されたことにより、神宮教院は神宮との関係を絶ち、神宮教（神道神宮派）として独立する。

石川・富山両県は京都に本部を置く八教区に属することとなる。いちはやすく教化施設が設置されたのは富山県であった。一五年（一八八二）に富山市餌差町に殿堂を設け伊勢の分靈を祀り、中教院分教会所として活動を始める。¹³⁾

また経過の詳細は不明だが、明治一九年（一八八六）六月の記事には伊勢派権中講義の森藤園が富山中教院のような施設を神風講社員三〇〇一の賛成を得たことから高岡袋町に建てようとしているとみえ（六月一六日「中越」）、富山県内各所で教化運動が展開したとわかる。餌差町の教会所は周辺の町への経済的効果が大きく、参詣者の増大により東四十物町・袋町・堤町・砂町など大いに繁華したという。実質、その境内は富山市有数の興行地となっていたことは、当時人気を博した今様能狂言の泉祐三郎一座が明治二〇年（一八八七）四月に「中教院に於て興行」したことや（四月九日「中越」）、また同年六月、「皇太神宮の大祭」にあわせ、「境内の共樂座へ櫻町の藝娼妓が出張し手踊を奉納」したことからうかがえる（六月一五日「中越」）。香林坊への大神宮誘致にあたり、関係者が富山での繁華の様子を成功例として説いたことは容易に察せられる。

神宮教再編以降、金沢に関連施設が設置される経過については『金

澤市史 現代編下』に概略がみえる。同書によれば、明治二二年（一八八八）八月二八日にこれまでの全国の教区を分割し、一二七教区にしたことで、その本部をまずは金沢市鱗町八四番地に設け、その後、二三年（一八九〇）に香林坊に移転したという。¹⁴⁾

自治体史という性格上、根拠が示されておらず再検証できないが、この記載は確かだろうか。鱗町との関係は不明であるが、明治二一年（一八八八）八月が布教の画期となつたことは別の資料からも認められる。明治三七年（一九〇四）『金澤明覽』（北光社）に大神宮の成立経緯がこうみえる。

「金澤に在りては明治二十一年八月之を設置し神宮奉齋殿及講堂事務所を新築す。越ゑて二十三年六月伊勢より天照皇大神の御靈代を奉迎し鎮座の大典を舉く。初め神宮教金澤本部と稱し權大教正北山重正本部長たり」

この記載からすれば、明治二一年（一八八八）八月に神宮奉齋殿・講堂・事務所が建設され、二三年（一八九〇）六月に天照大神の分靈を祀つたと読み取れる。ただし、この記述は正確とはいがたい。

さらに詳しく経過を記すのが右書に初代本部長としてみえた北山重正の履歴を紹介した明治三六年（一九〇三）『現今北國人物志』（北光社）である。北山が就任するまでの経過から金沢本部成立の様子が看取できる。以下、要約して紹介する。

北山の出身は伊勢国渡会郡宇治山田町。生年月は万延元年（一八六〇）五月。幼名万次郎。父の重美が本居宣長・平田篤胤の学風を慕

い、神道の衰えを憂える父重美の思いを受け、明治七年（一八七四）に神宮付属学校本教館入学、同一一年（一八七八）一月に卒業し神宮本官を拝命する。

明治一六年（一八八三）神宮院庶務兼祭典課、一七年（一八八四）祭典課長兼庶務講社係、一九年（一八八六）神宮教第八教区福井教会長を経て、二一年（一八八八）第二教区金沢本部長に就任する。職位は二三年（一八八九）少教正、二四年（一八九一）権中教正、二一年（一八九八）権大教正にあり、また二六年（一八九三）神苑会石川富山二県委員、二七年（一八九四）神宮教七尾教會長を併任した。なお没年は大正三年（一九一四）七月である。¹⁵⁾

北山がかかる経歴を歩んだ前提には明治一五年（一八八二）における神官と教導との兼務廃止があつた。父の教えを受け、北山は無給の教導職の専任にならうと希望する。このとき、神宮司庁の長官らは北山に思いとどまるよう忠告したが、「神官は殆ど宮の番人同様なり、老人の務むべき職なり。苟も國家の爲めに山河を跋渉して廣く世に力を致さんとするものは教導職に從事するに如す」と、伊勢を去り東京に移り教導部の組織化に奔走する。

その後、金沢に本部を誘致した理由を北山は以下のとおり語る。

「予の足を北陸地方に容るるや實に明治十八年に在り。當時福井と富山とは神宮教會所の設あるも特リ金澤には其設なし。而て地理を考ふるに金澤は殆ど富山七尾福井の中央なり。北陸地方に大教を宣布せんと欲せば宜く金澤に本部を置き以て各地不況の事務を総括すべきな

り。然るに未だ一の分教会だなきは實に本會の一大欠點なりとの感を惹起せり。故に之を管長に訴へ本部設置の件を建議せり。管長は之を採用して其計畫の任を予に命したり。依て予は先づ福井教會長となりて同地に暫く足を留め屢々金澤に出張して本部を設くべき適當の地所を探り且つ着手の順序方法等を講したりき、明治二十一年遂に家族を率ゐて金澤に移住し苦心經營漸く香林坊に地をトして新築をなすに至れり」¹⁶⁾

北陸における布教の拠点として金澤に眼をつけ、そこでの本部設置に向け、まず「福井教會長」となり、明治二一年（一八八八）に金澤に移住し、その後、苦労の末、香林坊に本拠を定めたというわけである。この記述からも明治二一年（一八八八）が金澤における神宮教の活動の画期となつたとわかる。

北山一家の金澤移住や香林坊選定を支えた人物として注目すべきが如春の懷古にみえた安達通弘である。明治三五年（一九〇二）『新金澤繁昌記』（宇都宮書店）は安達を茶人として紹介するように、茶道の世界で金森宗和流一代として知られる人物であるが、大神宮の成立に関わる中心人物としても有名だつた。安達が大神宮にかかる縁緒は『現今北國人物志』掲載の履歴からうかがえる。以下要約紹介する。

越中国砺波郡山見村金屋岩黒の豪農出身で安政元年（一八五四）生まれ。敬神の道を重んじ国体の衰微するのを嘆き、明治一七年（一八八四）に金澤へ出奔する。金澤を活動の地として選んだ理由を安達は

こう語る。

「金沢は鉅都なり。北陸将来の繁榮亦た之に薈萃すべしと而して大神の殿宇を建設せんことを企て東西に奔走し二十二年遂に香林坊の地を擇みて神宮教金澤本部を創立し本院より北山重正を本部長に聘し君其幹事の職を勤め拮据勵精して共に新築の大工事を落成す。君既にして權少教正に進み三十二年十月神宮教解散して神宮奉賛會を設立せらるや君即ち更に神宮奉賛會金澤本部幹事及富山支部長の職を兼ぬ」

香林坊の選定を含め大神宮の誘致にあたつて金沢の関係者と交渉を行なつていたのが安達であり、それゆえ地元の人々には北山よりも目立つ存在だったのだろう。

安達の記憶をみると、やはり香林坊選定を明治二二二年（一八八九）としている。ちなみに同様の見解は昭和三四年（一九五九）に大神宮が移転した際の新聞報道にも「明治二二二年建造」とみえ（昭和三四年六月一六日「北國」）、大神宮関係者の間では同年を本格的な活動の開始時期として認識していたとわかる。

では北山・安達が香林坊を選んだ理由はなにか。戦後、大神宮の宮司を務めた太田眞弓さん（昭和八年）はこう伝え聞く。

香林坊を選んだのは、当時、繁華街が浅野川一帯から香林坊方面へ移る流れにあつたことや、県庁所在地の近くという理由からで、片町の有志たちが積極的に呼んだともいった。

明治以降、付近には官公庁や学校が集中し、都市の中心部としての発展が期待されたことや、後述するように、香林坊一帯を興行地として発展させようとする機運がすでに維新以降にあり、神社経営という点から将来性を見込める場所と判断したことあげられる。

（二）天主公教講義所の設置

香林坊選定のもうひとつの一要因として注目したいのは大神宮誘致以前に、すでに布教拠点としての他宗教の利用がみられたことである。その立地に最初に目をつけたのが天主公教である。

連載記事「金沢と紅毛人往来記」によれば石川県における天主公教の布教は明治一二年（一八七九）にフランス人のドロワアールが能登方面で、さらに明治一七年（一八八四）にビーグルスが金沢で従事したのが始まりだったが、いずれも地元からの迫害を受け数日で退去したという（大正一五年三月一六日「北陸毎日」）。

金沢での普及が本格化するのは明治二二年（一八八八）四月に水田若吉が講義所を創設してからとされる。金沢カトリック教会史『みこころひとすじ 九十年のあゆみ』によれば、二二年（一八八八）に講義所が設置されたのはそのころ信者が一万人を越え、勢いがあつたことによるという⁽¹⁶⁾。ただし、世間の反応は歓迎ムード一色であつたことはいいがたい。

たとえば、明治二七年（一八九四）五月には香林坊高の福助座で耶穌退治を掲げ小鳥良足が仏教活演説会を催しており（五月六日「北

國」)、また二九年(一八九六)には大聖寺町で「耶蘇教」の教徒が入りさまざまな妨害にあいつつも布教につとめ、ようやく中新道に会堂を建設する段階にいたったところ、地元住人は隣町の廃寺を再興し観世音を安置し勢いをそぞろとしたという(七月十四日「北國」)。

在來の宗教をもつてキリスト教に対抗する、このような姿勢が石浦町・片町の住人の間になかつたといえず、大神宮の誘致の一因となつた可能性を想定できる。

講義所があつた場所については、先行業績は異なる説明がされてい
るが⁽¹⁷⁾、明治二七年(一八九四)の雲田平太郎『金沢市街独案内』(棚田岩次郎)に「藪内教會堂」とあり、同年九月三〇日に催された「天主公教会」開堂式の新聞廣告に教会の住所を「金沢市廣坂通四十七番地(元當市高岡町藪之内)」と案内しており、「高岡町上藪ノ内」だつたと明確に判断できる。

上藪ノ内の中のさらに具体的な場所については明治二九年(一八九六)三月の記事に金沢の「中口方面」(片町・石浦町等)の諸氏が福助座横の「元天主教跡地」に芝居小屋を新築しようと奔走しているとみえ(三月三一日「北國」)、福助座横にあつたと認められる。つまり、二九年(一八九六)頃まで香林坊高は神道とカトリックの布教施設と劇場・寄席が隣り合う、後年以上に、聖俗混淆の地であった。

なお、明治二九年(一八九六)に広坂通りに天主教会は移転することになるが、その原因是二五年(一八九二)の福助座の劇場認可にあつた。同教会史書によれば、二六年(一八九三)のクレマン神父の

報告書に「教会の真向かいに劇場が出来ました。風紀上にも好ましくない状態です。この先き教会の移転を考えざるを得ません」とみえるという⁽¹⁸⁾。

(三) 施設と境内の整備

大神宮誘致にいたる経過をみてきたが、では関連建物はどのように整備されたのだろうか。あらためて『現今北國人物志』から北山の述懐を引用しよう。

「明治二十一年事務所一宇を新築し翌二十三年神殿並に講堂を新築し今日の觀あるを致したるなり」。『金澤明覽』の記述からは明治二一年(一八八八)に一挙に事務所・神殿・講堂が設置されたかに読み取れるが、実際には段階的に整備が進んだとわかる。

つまり、諸書の記載を踏まえれば、本部の誘致にかかわる初期の状況はこう整理できる。明治二一年(一八八八)八月、北山一家が鱗町に移住し本部を設置し、遅くとも二三年(一八八九)春には香林坊高の土地を購入し事務所を建造し、二三年(一八九〇)に神殿・講堂を新築し、伊勢の分靈を祀った、と(写真一・図一)。

各建物の規模については明治二九年(一八九六)九月に本部より金沢へ派遣された布教師の記録「巡教布教使日記」にこうみえる⁽¹⁹⁾。「午後先本部神殿に詣し來教の旨を奉告す。本部は近年の新築にして壯大清潔なり。神殿二間半二間、教殿八間に七間、又三間の祖靈殿を建けり。又事務所を建並たり。五十坪以上と覺えたり。境内凡二千



写真2 明治42年頃の大神宮 『金沢写真案内』(石川県立歴史博物館蔵)

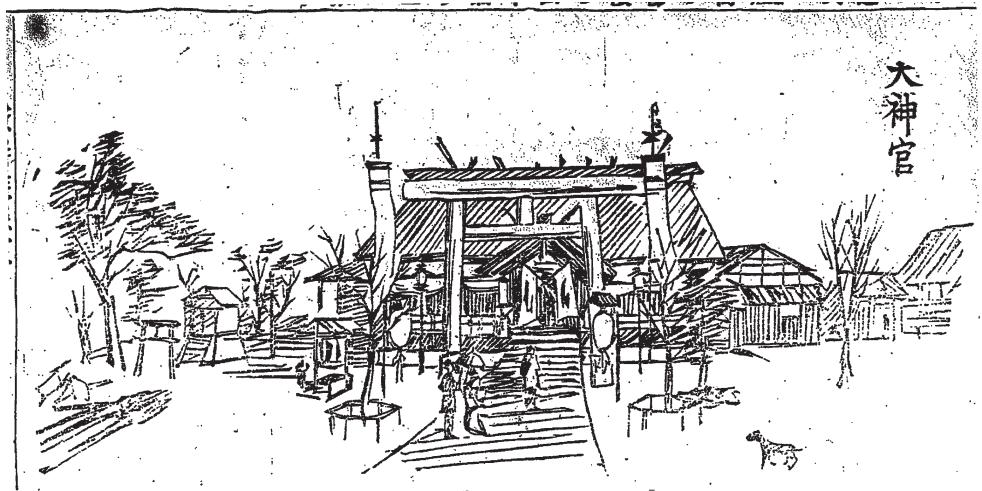


図1 明治31年の境内風景 明治31年6月12日「北國」

坪中に職員の邸宅劇場商店
茶店等ありて追日繁榮に趣
の景況なり」

これから当時の規模と神
殿・教殿・祖靈殿・事務所
の四棟からなつたとわか
る。明治二三年（一八九
〇）時点と比べると、あら
たに祖靈殿が加わったこと
がわかるが、この建物につ
いては後述する。

社殿などの建築にあたつ
た大工はだれか。香林坊大
神宮を称える金森晚楓作の
長歌に「井波の工 角平が
つくりなしたる」とみえ、
瑞泉寺などの寺社建築で知
られる井波大工の松井角平
が棟梁としてかかわったと
わかる。⁽²⁰⁾

施設に関する記事で注記
しておきたいのは以下の明

治二六年（一八九三）の記載である。「太神宮にては前年社殿建築の際市内融資者の儀損を募りし」（一〇月二八日「北國」）。

「儀損」は明治二六年（一八九三）の伊勢本院改築決議に伴う給金を意味するかにみえるが⁽²¹⁾、明治二五年（一八九二）という年からすれば「社殿」は金沢本部の神殿か教殿（講堂）をさすように読める。建設費の支払いが竣工後も続いたのかもしれない。

境内地の整備は二五年（一八九二）以降徐々に進んだ（図一）。同年の新聞には百度石が奉納されたとあり（一月五日「北陸新報」）、また二七年（一八九四）四月には石浦町入口に大鳥居を建てるために木材の搜索が行なわれ（四月一二日「北國」）、さらに同年六月には二俣地方の材木をとりよせ建設したとある（六月三〇日「北國」）。

大神宮の景観に関して定かでないのが拝殿後ろの森である。昭和二〇年（一九四五）の米軍航空写真からは鎮守の森が茂っていたとわかる。明治四〇年（一九〇七）生まれの高村隆一は金沢の追憶記で「わしらの子供の時は皇太神宮さんの森や」というて、木がウツソウとしげって昼も暗い数やつたがやぞ。（中略）高岡町敷の内という町名の通りに、このへんまでズーンと藪続きやつた」と⁽²²⁾、藩政期の藪地の残りと説明するが、大神宮誘致以降、境内景観を整備するなかで植栽された可能性も想定すべきであろう。

四 大神宮の組織と活動

（一）神宮教時代の概況

明治二〇年（一八八七）代の大神宮の誘致にいたる経過をみてきたが、では大神宮は都市社会とどのような関係にあつたのだろうか。

大神宮と都市社会との関係をみつめる上でまず留意すべきは氏子の不在である。香林坊界隈の氏子関係について香林坊で生まれ育った小泉榮子さん（昭和一九年生）はこう説明する。

香林坊界隈の氏子はわたしらの香林坊一番丁から三番丁は神明宮で、大通りの方は石浦神社さんやつた。大藪小路あたりが菅原神社で、いまは向こうのほうへ移つたが、もともと大和の裏にあつた。移したためかその責任者が死んだと噂されたこともあつた。大神宮さんは氏子がいなかつたが、伊勢神宮の関係でうまくいっていると思つていた。

氏子にかわつて運営を支えたのが神風講社の社員である。明治初期にその組織化がすすめられたことを既述したが、ただし、それ以降については、明治二七年（一八九四）四月に神風講社と加賀能楽会が六番組を大神宮に奉納した程度しかその活動が認められない（四月二一日「北國」）。

講社の動向は不明だが、神宮教時代の大神宮（金沢本部）の信者数

や活動状況は神宮教の機關紙「教林」掲載の事務報告から概況をうかがえる。まず教徒・信者数をみてみよう（表一）。教徒とは信者のうち「葬儀ヲ託スル」ものをさす。

同時期の全国の信者数をみると、二九府県が一万人を越えているのに対し、北陸方面は福井が六六〇〇人余、富山が四四〇〇人余で、石川は両県の間ぐらいであり、活発であつたといいがたい⁽²³⁾。

事務所所員の構成は、明治三二年（一八九九）三月付の任命辞令が参考にある⁽²⁴⁾。このとき、奉斎会への再編を前に金沢本部で大規模な人事昇格が行なわれており、実質、このメンバーが運営の中心であつたと想定できる。その名前をあげたのが表二である。

北山の次に位置する大講義には能本和彦・安達通弘・荒木岡三郎が就く。能本和彦の経歴は『金澤墓誌』に「幼より國語及び神典を修め

表1 教徒・信者数

※『教林』33・40・55・62号より作成

	教徒		信者	
	男	女	男	女
明治28年後半期	68	54	3,586	1,528
明治29年前半期	75	52	3,689	1,540
明治30年後半期	90	51	3,679	1,559
明治31年前半期	80	50	3,625	1,530

表2 大神宮職員 職・氏名

※『教林』70号より作成。昇格人事のみ記載。

大講義	能本和彦 安達弘通 荒木岡三郎
中講義	谷眞澄 青山政枝 嵯峨慶賢 長岡伊都喜 秦恭近
権中講義	石森庄太郎
権小講義	西浦新太郎 楠茂 水島茂 登馬 葛原秀忠 亀田主玉
訓導	吉井保次郎 國府賤六郎 櫻井東 原田孝久
三等輔教	長岡正夫
五等輔教	三浦輔雄
六等輔教	西浦與治 吉川重

和歌を善くす。從遊する者頗る多く嘗て金澤女學校に教鞭を執る」とみえる⁽²⁵⁾。「從遊する者頗る多く」という人柄を物語るように、明治六年（一八九三）一一月、享年五六歳で没した翌年七月には大神宮で能本和彦門人による追悼会が催された（七月二八日「北國」）。

もう一人の荒木岡三郎は、藩政期に代々十村役を務めた旧家であり、明治以降は売薬などを商いながら下牧野村長を務め、また明治七年（一八七四）には歌人の宗良親王をまつる神璽社を建立し、その守護方についた⁽²⁶⁾。つまり、能本・荒木とともに和歌に深く関わる人物であつたとわかる。

とくに安達・荒木の功績は大きく、明治三二年（一八九九）三月末に天照坐皇大神鎮座一〇年を記念し、神宮教管長・藤岡好古より表彰状が授与されている⁽²⁷⁾。

表彰文は安達に対しては「神宮教金澤本部創立の際本部長を佐け斡旋尽力新築の功を奏し」云々、荒木にたいしては「金澤本部創立の舉を助け且神宮教富山教會の爲め私財を抛ち」云々とみえる。

つぎに活動内容をみると、説教講演・布教派出巡教・祭事・葬儀靈祭などがある。第一に布教派出状況をみると、明治二九年（一八九六）前半期で、神社六回、その他一二回の回数を認められる⁽²⁸⁾。

布教使の来県時の行動については明治二九年（一八九六）三月の「巡回布教使日記」からうかがえる⁽²⁹⁾。このときは新聞広告で講演を案内しており、布教使の来県は迎える側には一大事業であつたとわかる（三月一日）。以下、布教使が岐阜・福井を経て石川県入りし

たあの様子をかいづまんと紹介する。

【3月8日】大乗寺町に入り、昼食後小松の宿に入る。小松は金沢教区に属するため、北山本部長のほか小松出張所員二名が出迎え、夜は日吉神社社司と会食。

【3月9日】小松天満宮を訪れ宝物を見学し、午後七時より菟橋神社で北山中教正の講演を聞く。聴衆は二五〇人で、午後一〇時に閉会。

【3月10日】午後七時からは日吉神社で北山中教正の講演があり、三〇〇人の聴衆が参加。

【3月11日】松任町に止宿。午後三時より金劍神社で一八〇人を前に北山が講演し、閉会後、氏子総代らと宴会。

【3月12日】金沢に入り、高畠作平方に止宿。午後七時、本部で二八〇人を相手に北山が講演し、閉会後、直会。

【3月13日】北山とともに石川県知事私邸を訪ね歓談し、そのあと六園を遊覧し、午後七時より北山が三〇〇人を相手に講演を行ない、閉会後、有志で直会。

【3月14日】県書記官私邸を訪ね、午後七時より久保乙劍神社で一五〇人を相手に北山が講演し、閉会後、直会。

【3月15日】金沢を出立。見送りには大講義安達弘通・中講義青山政枝他多くの所員や旅館主で宴を催し見送り。

明治二九年（一八九六）の神宮教規改正版には、布教使による巡

教の目的は、教会神坐教場の体裁や祭儀の整合、布教の成績、大麻曆頒布の実況、職員教師の勤務などの監督と示されており³⁰⁾、各地方本部職員にとつては監査委員を迎えるような気分だったとわかる。

注目したいのは、一四日の乙劍神社の講演会実施について、布教使が「氏子総代森下森八・紫山重明・藤谷外茂吉・大久保茂右衛門・友田儀兵衛」など諸氏の「盡力より成立」つていたと感謝していることである。神宮教の信者拡大と組織化は各地の有力者からなる氏子連中をとりこみながらすすめられたことを示唆していよう。

第二に講演活動をみよう（表3）。布教使来県中は北山本部長が連日講演を行なつたが、普段は職員が分担して務めた。開催数は本部で毎月二回、神社で六回程度、講師は明治二八年（一八九五）の場合、四五席を北山のほか四一名であった。聴衆の数は回数で割ると一回あたり一〇〇人以上だった。ただし、二八年（一八九五）九月の記事には一〇月の招魂祭典終了後に北山が部内を布教巡回するとみえ、本部以外では北山が主に活動したと想定できる（九月二三日「北國」）。

本部での講演数に含まれているかどうか不明だが、北山は歌人としての知識を活かし古典の講義も行なっていたようで、明治二六、七年（一八九三、四）の記事から源氏物語・伊勢物語・住吉物語・徒然草などを素材に

表3 説教講演数（出典：表1同）

	教院 本部	教会 祠宇	その 他	聴衆
明治28年後半	12	6	3	2,500
明治29年前半	12	6	0	1,980
明治30年前半	12	6		2,230
明治31年前半	6	6		2,060

「国語講習会」を毎土曜に催している様子を確認できる（明治二六年八月五日、同二七年四月七日）。

第三に祭事をみると（表四）、明治二九年（一八九六）前半期で例祭一回・月次祭五回・祝祭八回を数える⁽³¹⁾。例祭は春季大祭をさすのだろうか。実施回数は支部の裁量にまかせていたのか、全国の状況をみると、三桁代を数えた京都・長崎・三重・大分・佐賀から一桁台の熊本までばらつきがあり、金沢は活発な地域であつたとはいがたい。

最後に葬儀・靈祭の状況をみよう（表五）。神職や日清戦争の戦没

兵士を対象としたものと想像できるが、とりわけ戦没者の慰靈を重視したことは、明治二七年（一八九

四）一〇月及び二八年（一八九五）三月に、征清戦死の神靈鎮祭を執行し（三月二〇日）、また同年八月には「制清忠死者の靈祭につきて」との兼題で、同宮主催で詠歌を募集したことからも認められる（八月六日）。

さらに明治二八年（一八九五）三月の神靈鎮祭以降の「忠死者」を合祀する一大祭典を実施する目的から、同年（一八九五）八月中旬には戦死者慰靈のための「靈社」が増築された（八月一日「北

表4 祭事数（出典：表1同）

	例祭	月次祭	祝祭	臨時祭	
明治29年前半	1	5	8	0	
明治30年前半	1	11	14		七尾教会含
明治31年前半	1	11	14		七尾教会含

表5 葬儀・靈祭数（出典：表1同）

	葬儀	靈祭	改祭
明治29年前半	4	18	
明治30年后半	4	16	1
明治31年前半	5	18	2

國」。既述の追加建物の「祖靈舍」はこれに該当しよう。

この靈社完成後の九月二二日、神宮教金沢本部有志者の発起で、有栖川宮殿下及び戦病死者の鎮魂を目的とし「故有栖川宮殿下並ニ征清忠死者靈祭」が催され、翌日には靈舍秋季大祭が行なわれ、北山重正中教正が祝詞奏上をしたあと連隊長や各尉官、将校遺族らが参拝した（九月一九・二三日「北國」）。

なお、ほかに定期的に伊勢参拝の斡旋をしていたのだろう。明治三年（一八九八）一一月には金沢本部による伊勢神宮代参人の抽籤の開催広告が新聞にみえ、このような機会に信者がこぞつて参加したと想像できる（一月一九日「北國」）。

（二）神宮奉斎会時代の概況

神宮教時代の活動をみてきたが、つぎに明治三二年（一八九九）九月以降民法の施行により、神宮教は宗教以外の目的から神宮崇敬を目的とした財団法人神宮奉斎会に再編される。以下、戦後、解散されるまでの様子をみてみよう。

再編後、金沢本部は石川・富山両県を管轄とし、その傘下には七尾支部（七尾町字府中町川縁官有地）、富山支部（富山市飼指町一番地ノ一）、高岡支部（高岡市袋町大字大坪地子五七四番地）、芦川支部（西砺波郡荒川村芹川四三番地）、氷見支部（氷見郡氷見町字中町一三番地ノ二）がおかれた⁽³²⁾。

金沢本部長兼七尾・芹川各支部長は北山重正が、富山支部長は安達

通弘、高岡支部長を荒木岡三郎がそれぞれ務めた⁽³³⁾。北山は全国の神宮奉斎会の理事を明治三八年（一九〇五）七月から明治四年（一九〇八）九月まで務めており、会の中でも有力者であったとわかる⁽³⁴⁾。

地方の職員構成は、本部に本部長・幹事・録事、支部に支部長・支部幹事・支部書記、このほか国典考究をすすめる講師・講書・講書補、国礼修業を担当する主礼・礼部・礼部補がおかれた。

金沢本部の職員構成の詳しきは不明だが、当時の顔ぶれをうかがえる資料に会の機關紙「祖国」に掲載された賛成員名簿がある。奉斎会員は、高額寄付の会員と、低額寄付の賛成員に、また賛成員は東京本院参拝の際に特別優遇を受けられる特別賛成員と優遇を受けられる通常賛成員にわかれていった。賛成員と同名人物に会の職務辞令が出されており、実質、賛成員が職員に該当したと思われる。

明治三三年（一九〇〇）の金沢本部の助成員をみると、特別賛成員が安達弘通・吉川重の二名で、通常賛成員は二三名である。賛成員の素性はほとんど不明であるが、かるうじて経歴がわかるのが三三年（一九〇〇）九月三日付けで礼部補に就任した秦恭近である⁽³⁵⁾。

明治四二年（一九〇九）に福井へ皇太子が行啓した際に刊行された福井県関係人物の肖像写真集『福井の花』の「募集主幹」に秦の名がみえ、福井出身者であり、広い人脈をもつ人物だったと想像できる⁽³⁶⁾。奉斎会の運営を見つめる上で看過できないのが神部署との関係である。神部署とは伊勢神宮司庁に属し、大麻及び暦の製造颁布と神宮奉賽に関する用務を取り扱った機関で、明治三三年（一九〇〇）一〇月

に創立した。業務上、奉斎会の活動と分離できないことから、事務所は会の各本部におかれた。金沢本部の場合、大正四年（一九一五）に四二坪を年間三八〇円の使用料で支署と賃貸契約を結んでいる⁽³⁷⁾。

支署との関係について太田眞弓さんは「宮の運営は、当初は、神宮神部署からの派遣職員であったが、後に神宮奉斎会の職員が行なつた」と伝え聞く。各支署の業務は会の職員が兼務したため、支署の影響が会の運営に及んだ。太田さんの話は、当初、神部署が会の人事に影響をもつていたことを伝え聞いたものであろう。

神部署との関係が消えるのは大正一三年（一九二四）である。事務の兼務の混亂により、支署の整理統合がすすめられ、金沢は新潟支署に統合されることとなつた。

この事態について金沢の関係者は「奉斎会の基礎が強固である爲に假令神部支署が他に移されても何等の影響もなく却て奉斎会の事業發展上に充分な行動が出来るようになつた」とコメントしており、むしろ統合を歓迎する空気が本部側にあつたとわかる（大正一三年一二月二日「北陸毎日」）。

金沢本部は、支署の撤退について影響がないと判断した理由について「基礎が強固である」と答えているが、基礎とは会による収益活動をさす。では、本部ではどのような活動をしていたのだろうか。

奉斎会の活動は、全国的には、婚礼・葬礼・慰靈などの国礼の介助、神前結婚式の創設、教育勅語棒読式と棒読会の開催、国学者奉斎の神社維持と墓所保存、日露戦争への取り組み、神宮大麻・暦の颁布

などがあつた⁽³⁸⁾。

金沢の状況を概観できる資料は確認できないため、新聞紙上で目立つた動きをあげると、まず日露戦争関係があげられる。明治三七年（一九〇四）には毎朝、神宮での戦勝祈願、軍隊への本部長の慰問、恤兵金募集をすすめており、また会員および軍人家族が毎朝夕神拝の際に唱えられるように戦勝祈願詞を颁布した（四月二十四日「北國」）。

このような戦争祈願の流れを受けてだろうか。明治三八年（一九〇五）には北國新聞社が境内に一二〇〇燭の旅順陥落記念灯を建立している。この事業については片町通りの景気が引き立つと賞賛された（一月六日「北國」）。

大正に入つても兵士の崇敬を集め、大正三年（一九一四）三月の記事に、朝鮮守備隊派遣前の九師団閱兵分列式の際に境内で武運長久を祈る兵士の姿がみられたとある（三月十六日「北陸」）。また昭和一三年（一九三八）一二月には金澤産婆会が大神宮で皇后の安産と将兵の武運長久の祈願祭を行ない、その後、招魂社を参拝しており（一二月二七日「北國」）、戦争祈願に効験ある宮として存在していたとわかる。

会主催の祭事は、昭和一七年（一九四二）『金澤市神社大観』から、二月一七日の祈年祭、五月一六、七日の春祭り、一月二三日の新嘗祭、一〇月一六、七日の秋祭りがあつたとわかる⁽³⁹⁾。

定例ではないが、昭和初期に注力した行事が昭和初期の式年遷宮關係だったと思われる。式年遷宮が現在のように大衆的なレベルで関心

を集めるようになったのは昭和四年（一九二九）とされる⁽⁴⁰⁾。

大神宮でもこの年には同年一〇月には遷宮遙拝式を挙行し、また伊勢への参拝者のために参列証招待券を贈呈した（一〇月一日「北國」）。『石川県神社名玉展解説目録』（一九六六・石川県神社庁）によれば、このとき、伊勢より銅黒造御太刀・御鏡・御櫛笥が金沢へ撤下されており、大神宮にとつての初の神宝となつたという⁽⁴¹⁾。

このほか、奉斎会の主催事業ではないが、場所の利便性や、氏子関係をもたない非地縁性から、様々なイベント時に活用されていたのも大神宮の特質といえる。いうまでもなくイベントの要となる参拝・祈願が収入源となつたのであろう。

目に留まつた例を列举しよう。大正一一年（一九二三）二月の普選デーに各団体約一万人が市内を練り歩き示威運動をしめし、最後に大神宮で祈祷文を朗読している（二月六日「北國」）。一四年（一九二五）六月には政治研究会金澤市部結成会が催され（六月二十五日「北陸毎日」）、一五年（一九二六）には国粹会石川県本部創設の宣誓式が本支部会員一〇〇名余りを集め行なわれた（五月一三日「北國」）。

また大正一五年（一九二六）一二月には還暦の祝賀が軽視される傾向にあることから、還暦合同慶賀会と称し、還暦を迎えた連中を集め大神宮で参拝し、親睦会を開いた（一二月二日「北國」）。昭和一二年（一九三七）二月には林銑十郎が高岡町上敷ノ内町友会出身であることから、町内の三〇人が内閣総理大臣就任祝賀と組閣祈願を行なつた（二月一日「北國」）。

五 結婚式場と文化サロン

(一) 金沢における神前結婚の始まり

奉斎会再編後の活動状況をみてきたが、各種活動のなかで奉斎会が全国的にとくに実行普及に力を入れたのが神前結婚式であった⁴²。以下、金沢における神前結婚事業の動向をみてみよう。

日本における神前結婚は、江戸中期にさかのぼるともいいうが、ひろく普及するのは明治三年（一九〇一）七月に日比谷大神宮（東京大神宮）で始めてからとされる。

石川県でも会の意向を受け後年に普及するが、藤本頼生がすでに報告しているように⁴³、明治二五年（一八九二）二月に、石川県の神職が神前結婚の実施を帝国議会へ提唱したことは注目できる。実はその発端は「北陸新報」の記者の提案だつたことが、当該新聞にみえる一ヶ月後の以下のコメント記事からわかる（三月二日「北陸新報」）。

「吾輩が當初、結婚式を神社に舉ぐるの議を立つるや、勿々の際、急々の筆を以てせしと雖も、是れ實に世間、出世間の大問題なり、則ち大問題なるが故に、大に是非を研究せんことを欲せしなり。爾來、石川縣神官諸氏が之れに賛同せる外は、識者唯だ奇の一語を以て之れを冷遇せるのみ、アゝ吾輩何の暇ありて特さら奇を吐かんや（中略）北陸新報記者識」

このときの提唱が各神職の記憶に残ったことは確かだろうが、実際に実施されるのはやや下る。石川県の神前結婚について大神宮録事の

吉野政男は明治四二年（一九〇九）に鳳至郡の大杉津太郎と大間いよが同宮で行なつたのが最初と語り（昭和四年一〇月二一日「北國」）、また別の記事で、吉野は、明治三四年（一九〇二）に「能登の馬場といふ人が仲人結婚した人は二人とも金澤の人でしたが、何分この地方としては初めてのことであつたので、随分世間から珍しがられた」（昭和六年一月一四日「北國」）と違う説明をしている。

後者の明治三四年（一九〇二）実施が確かにすれば全国的にも早い例となるが、三六年（一九〇三）の地元新聞は京都の平安神宮で行なわれた神前結婚の式次第について「基督教の結婚式を神前に舉ぐるに倣ひしもの」と伝えており（七月一三日「北國」）、当地ではいまだ馴染みがなかつたと判断できる。

石川県での挙式が明確に認められるのは明治四〇年（一九〇七）である。同年一月の記事は「近來神前に於て崇嚴なる結婚式を舉行すること一の流行となれる」とし、金沢病院の聟と医師の妹との石浦神社での挙式を報じた（一月四日「北國」）。石浦神社が先駆けではなく、この頃には大神宮以外へもひろがりつつあったと理解すべきだろう。実際に普及がうかがえるのは大正六年（一九一七）以降である。同六年の記事は、大神宮で神前結婚式をあげる人が「近來非常に増加」したとし、また、申し込むと、神饌品の買い整え、伶人の招聘その他一切の準備を引き受け、多額の費用を要せずとも極めて莊厳な式を挙げられるという本部の宣伝を紹介している（一二月一五日「北國」）。

また大正八年（一九一九）の記事は「金沢でも「一昨年に比し昨年

の神前結婚が著しく増加」したと報じた。記事によれば、挙式数は一〇組で、当地出身で他県に居住している人が八割、地元が二割で、職業・地位は、男性は弁護士・工学士・商学士、女性は工学博士・歩兵中佐の令嬢で、中流以上の知識階級が中心だったという。また式次第は日比谷大神宮と同じだったとある（一月一五日「北陸毎日」）。

その後、挙式数は漸次増加していく。大正一〇年（一九二二）の新聞取材に対し大神宮の職員はこう説明している（一月一七日「北國」）。

「神前結婚式は當地では大正七年頃から始めて流行したものであつて同年内には二回、八年には五回と漸次殖えて来てゐます。然し昨年は思つたより非常に少なかつたのですが本年は之に反して激増するでせう。等級は一等三十圓、二等二十五圓、三等十圓という風になつています」

昨九年（一九二〇）は想像より申し込みが少なかつたとあるが、実

際の挙式数は八件であった。申し込みが減ったのは「去る（猿）」年の縁起を担いだためで、その分、翌一〇年（一九二二）は縁起のよい酉年であることから一月だけで八回もあつたという（一月一日「北國」）。

その後の大神宮の年間挙式数をみると、大正一〇年（一九二二）は二七組（大正一一年一月一七日「北國」）、一年（一九二三）が二組（大正一二年一二月二一日「北國」）、二一年（一九二三）が二〇組、二三年（一九二四）が五、六〇組（大正一四年一月二四日「北陸

毎日」）、一四年（一九二五）が二六組であり（大正一五年一月六日「北國」）、大体、大正八年（一九一九）時点の三倍以上に増加している。なお、一三年（一九二四）が激増しているのはネズミの忌み語となる嫁が君にちなみ子の年に挙式をすませようとしたためだったという（大正一四年一月二十四日「北陸毎日」）。

このころの申し込み者の経済階層・職業をみると、大正一〇年（一九二二）の記事は中流以下を指摘し（二月二一日「北國」）、二二年（一九二三）の記事は他地方の在住者が帰郷して行なう例が多く、職業は官吏・軍人・銀行員など比較的中産階級が多いとし（大正一三年一月二九日「北國」）、一四年（一九二五）の記事は、半数が軍人、小学校教員などの官吏、ついで会社員がしめたとし（大正一五年一月六日「北陸毎日」）、昭和三年（一九二八）の記事は富山福井から来て挙式する例があつたと伝えており（昭和三年九月二八日「北國」）、都市中間層に普及をみせたとわかる。

ちなみに神前結婚が定着をみせた大正一〇年（一九二二）代は結婚にかかる商売が発展した時代でもあつた。新たな動きとして注目できるのは斡旋所の開設である。一四年（一九二五）九月の記事によれば、東京大阪で結婚媒介所という職業が生れて一、三年経つが、金沢でもその計画があると報じられている。

企画者は里見町の村田信卿という表具屋あがりの六六歳の男性で、事務所は長町二番丁の個人宅におき、社名を玄々社と名乗り、営業許可を警察へ出願した。会社設立の動機は、人の世話好きで一三組の結

婚を導いた経験をもつことから、社会奉仕的にしたいということであつた。しかし、警察は東京大阪の媒介所が娼婦・淫売業の斡旋を実質の業務とするため、許可是認めず、雇人受宿業として監督する方針とした（九月一八日「北國」）。

（二）神前結婚普及の背景

では、なぜ大正六年（一九一七）頃から、神前結婚が普及したのだろうか。ひとつは神部署支署の影響が想定できる。つまり、明治四五年（一九一二）に支署が各地の奉斎会本部内などに設けられたことで、それまで奉斎会に委任されていた大麻の頒布業務などから手をひくことになり、かわりに他の事業に力をそそがざるをえない事情があつた^{〔4〕}。

大神宮も早くに神前結婚に事業主体をおいていたことは大正一三年（一九一四）の神部署支署統合の際の状況からわかる。支署の經營に依存していた他の本部にとって整理は打撃となつたが、大神宮に関しては「日々の参詣人の賽錢又は神前結婚等の収入」で運営できていたので問題なかつたという（一二月二日「北陸毎日」）。

神前結婚式が普及したもうひとつの背景として想定できるのが世間ににおける節約志向の高まりである。大正七年（一九一八）には、北陸新聞が「改む可き金澤の結婚と葬儀」なる五回の記事を連載した（大正七年三月三〇日～四月三日「北陸」）。

内容は時間と経費を要するばかりの旧来の式の改善を訴えたもので

ある。そのなかで「神前結婚にせよ、基督教の結婚にせよ、精神的であつて時間を要しない」と神前結婚を評価した。

世界大戦後の不況はさらに節約の機運を高めることとなる。大正一〇年（一九二一）に「北陸毎日新聞」は「結婚物語」と題した連載をし、無駄が多いと今の結婚を批判し、彦三町の医師が娘婿を迎えた際に、一人前六〇円の費用を擁したことを見例として示した（二月一日～四日「北陸毎日」）。

このような志向は披露宴の様式も変えていく。大正一一年（一九二二）の記事は、市内にある洋食専門店として金谷館・八洲亭・弥生・太陽軒の四か所やバー式の小店での洋食宴会が著しく増加し、結婚の祝いにも利用されるようになつたといい、その理由は普通の料理店に比べ経費を節減できるためと報じている（二月八日「北陸」）。

市内の年配者が大神宮での挙式後の披露宴会場として利用したと回想するのが仙宝閣である。太田眞弓さんも「戦中戦後にかけて大神宮で結婚式をあげて戦法核で披露宴をあへることがステータスだった」とぶりかえる。

同店が披露宴開場として利用をみたきっかけは、昭和六年（一九三二）に前身のカフエーブラジルを大規模改装したことによる。総工費は七万円で、内部の構成は地下室の一般家族連れ用和洋食堂、一・二階のグリル食堂、一・三階の宴会室からなり、三階の大宴会場は三〇〇人が収容可能で、また二階ホールは結婚披露宴会場としての設備を整えていたという（昭和六年一二月二二日「北國」）。改装の目的は翌

年の産業と観光の大博覧会での集客を期してが第一だが、間取りみると結婚披露での利用を重視していたことがわかる。

節約志向が神前結婚式の普及の前提にあることを察知し、各神社はさらなる簡略化をすすめた。大神宮では、申し込み数が景気の影響で増減するのは別会場での宴会費用がかさばるためと判断し、式直後に親族盃儀式でとどめる次第に改変した（大正一三年一月二九日「北國」）。

この結果、大正一五年（一九二六）になると、儀式後、自動車や人力車で料理屋へ繰り込むことをやめ、神殿で簡素な祝杯をあげるだけの様式が好まれ、以前のように見栄をはることがなくなり、式の等級も中以下が多くなったという（一月六日「北陸毎日」）。また昭和四年（一九二九）には大神宮で一二回の式をあげたが、いずれも簡素な祝杯のみですませたという（一〇月四日「北陸毎日」）。

ちなみに昭和四年（一九二九）時点の式の費用・内容をみると、費用は、三〇、四〇、五〇円の三等級を基準とし、そこから祭員や楽員の多少で五円単位で減額し最低で一五円、一般的には二〇円から二五円程度におさまった。

式の所要時間は一時間で、人気の時間帯は午後一時から三時だった。式の流れは、最初神前に向かい右側に婿方、左側に嫁方がすわり、修祓獻膳、仲媒人の詞を経て、神前に進み出て婿嫁の結婚盃をする。その後、嫁は婿方に並んで親族盃が行なわれる。なお結婚盃のあとに大都市では指輪の交換があつたが、金沢ではまだ一般的でなかつ

たという（一〇月二二日「北國」）。

神前結婚の普及の背景として、当初は経済的な理由が大きかったが、大正の終わり以降になると別の理由が志向される。大正一二年（一九二三）の記事は「式は莊厳で経費が嵩ばらぬ」（一月二四日「北國」）、一五年（一九二六）の記事は「神聖であり簡単である」（一月八日「北國」とし、また昭和四年（一九二九）の記事は神前結婚の印象については従来、金持ちか高位の人がするものと考えられていたが、最近は非常に「清淨」で、また最善の結婚式と思われるようになつたと伝える（四月五日「北國」）。つまり、莊厳・神聖・清淨に意義を見出すようになつたのである。

厳肅さへの要求の影響は、人前結婚が一般的だった郡部にもひろがる。金沢近郊の石川郡戸板村では昭和一五年（一九四〇）一二月に「冠婚葬祭其の他の秦様式実践事項」を普及するなかで、結婚については「神社佛閣家庭を選び神聖厳肅を旨とする」とすすめ、式次第に「神仏礼拝」を組み込ませた⁴⁵⁾。石井研士は高度経済成長期に神前結婚が普及した大きな理由として厳肅な儀礼への欲求をあげたが⁴⁶⁾、その発露はすでに大正一〇年（一九二二）代にみられたといえる。

ただし高度経済成長期と異なる、大正期の厳肅さへの欲求の背景として視野に入れておくべきは皇室とのつながりである。大正後半から神前結婚式に皇室のイメージを重ねるようになったことは挙式時期からうかがえる。

本来、挙式のシーズンは、都市でも、農閑期にあたる晩秋から冬季が一般的であった。たとえば、大神宮の挙式状況をみると、大正一〇年（一九二二）の記事では一二月から二月が多いとし（一二月二一日「北國」）、また一年（一九二三）の場合も、年間二七組中、一二月だけで五組がしめたという（一一月一七日「北國」）。

しかし、例年、九月と一月は申し込みがないが、昭和三年（一九二八）には、九月に四組の申込みがあった。その背景には成婚記念の思いがあつたといい（九月二八日「北國」）、また御大典があつた四年（一九二九）一一月には六件も挙式が行なわれたという（四月五日「北國」）。

大正一〇年（一九二二）代における大神宮での挙式の増加はほかの

神社にも影響をもたらす。一年（一九二三）には、市の社寺係が大神宮での式の流行をみて、もつと手軽にかつ安価であげられる結婚式の事業化を各神社にすすめた（一〇月六日「北陸毎日」）。

この提案を受け、県の神職会は講習を実施し、また尾山神社は京都・平安神宮へ式の視察に出向いた（一一月二十四日「北國」）。大正一年（一九二三）一二月には神職会金沢支部が神社結婚を正式に奨励する。この動きを受け、市役所教育課長は披露宴を神社で直会式に執り行なうなど改善の徹底を期待すると意見した（一二月五日「北國」）。

神前結婚の奨励の成果は一年後に出る。大正一三年（一九二四）四月の記事は、前年に大聖寺町で二組、小松で三町が行なわれたことを

受け、本年は郡部でも増加すると予想した（四月一一日「北國」）。

その後、神前結婚はさらに普及する。昭和五年（一九三〇）の記事は、市内で神前結婚が「大ばやり」と見出しに掲げ、式を取り扱う代表的な神社に大神宮と尾山神社があり、両社あわせ一か月一〇組が平均で、一一月や三・四月は二〇組ほどになるとし、そのほか鍛冶八幡・石浦神社・尾崎神社・神明神社でも行なわれ、人気月は合計三〇組となると伝えた（五月一三日「北國」）。

昭和以降、神前結婚は市内各社に拡大するほか、永島流の移動式神前結婚の影響もあり、神社以外でも行なわれるようになる。六年（一九三一）には大神宮職員を家に招き家庭の神棚の前で挙式する例も出てきたという（一一月一四日「北國」）。

またデパートでの挙式も普及する。昭和五年（一九三〇）に金沢の武蔵が辻に進出した三越デパートは「お手軽なスピード時代の結婚」をうたい事業を展開した。費用は五〇〇円・一〇〇〇円・三〇〇〇円の三段階からなり、式服・調度の選別、化粧、儀式、披露にいたる流れをすべて引き受けた（一一月二一日「北國」）。

（三）戦時下の神前結婚

戦時下、神前結婚は昭和一六年（一九四一）に国が決定した「人口政策確立要綱」の結婚費用の徹底的軽減という方針にも合致し⁴⁷、さらに歓迎されるようになる。

昭和一七年（一九四二）の記事は尾山神社で一〇月より一一月半ば

にかけ五〇組が挙式し、また式次第は儀式だけにとどめる傾向にあり、また衣裳は女性が衣料切符を三〇〇点程度におさえ、華やかな裾模様はなく白桃色の清楚な服装が多く、また男子は国民服、つぎに背広・紋付がしめ、モーニングは皆無だつたと節約ぶりを報じた（一月一八日「北國」）。

昭和一八年（一九四三）二月には国が結婚奨励を施策とした影響から⁴⁸、県は結婚奨励要項を決定し、晩婚傾向の根底にある個人主義思想の是正や、結婚年齢の切り下げ、遺伝病・性病患者との婚姻を避ける健全結婚の普及、結婚に関する迷信打破の方針を、翼賛支部・部落会・町内会隣保組・県下学校などを通し普及させ、また要綱にもとづき各自治体に結婚相談所を設置した。相談所では未婚調査や未婚者に対する指導をすすめた（二月三日「北國」）。

相談所の開設後まもなくの四月に、男子二人、女性三人の斡旋申込があつた（四月二十四日「北國」）。九月には町会長と方面委員をかねている四九町会を対象に未婚者調査をすすめたところ、二五歳から三〇歳までの年齢層の未婚女子が一割強をしめることがわかり、一層の啓発運動をすすめることになった（九月一七日「北國」）。

結婚奨励にともない重視されたのが神前結婚式であった。厚生省優生結婚相談所所長の安井洋は昭和一八年（一九四三）刊行の戦時下結婚の啓蒙書『戦時結婚教程』（長尾出版報国会）で儀式の改善をこう指摘する⁴⁹。

「挙式は原則として神社又は公営の式場において厳粛なる神前結婚

式を挙げ、または宗教関係によりては寺院教會等において式を挙げ、料理店における挙式を避けること。自宅において挙式するときは簡素を旨とする」と

人前結婚を否定し宗教的な儀式を奨励し、その筆頭に神前結婚式をかかげたのである。この意向は各自治体の政策にも反映される。一八年（一九四三）に金沢各戸に配布された「石川県戦時結婚強化事項」をみると、「挙式は神社佛閣、家庭、公共の場所を選び神聖嚴肅に行ふ」という指示を看取できる（二月二四日「北國」）。

参考までに能登北部では結婚奨励の意向が独自の展開をみせる。一八年（一九四三）の記事によれば、輪島の重蔵神社は、氏子に対し、自宅床の間に神座をもうけ、一時間一五円で式をすませる様式をすすめたという（三月三〇日「北國」）。当地方は当屋と呼ぶ祭事当番宅に神を招く慣行がいまに続くが、その伝統が結婚奨励に活用されたと解釈できる。

なお、同年八月になると、結婚衣裳の利用がはばかられるようになる。安江神社で行なわれた神前結婚では新郎は国民服、新婦はモンヘをはき胸に大日本婦人会石川県支部から贈られた蓬花の儀礼章をつけた式にのぞんだ。新聞はこの様子を「モンペ結婚」と報じた（八月一五日「北國」）。

このような自治体の強い指導もあり、戦中の神前結婚は大正期の数倍に増加した。昭和一八年（一九四三）二月の新聞は昨年の尾山神社での挙式数が、二月一六件、三月一一件、四月一八件、五月一三件、

六月六件、七月七件、八月二件。九月四件、一〇月一〇件、一一月二四件、一二月一六件と伝える。ただし、新聞は、実際の役場への婚姻届数に比べ挙式数があまりに少ないことを問題視し、決戦下、利用拡大のためにさらに「簡素化」が必要と報じた（二月二六日「北國」）。

（四）文化サロンとしての大神宮

神への崇敬を基盤とした活動を見てきたが、大神宮が都市社会のかでもつた役割として注目すべきが文化を介した人的交流である。大神宮が文化サロンとして市民に親しまれていたことを端的に物語るのが以下の金森晚楓作詞の大神宮を主題とする長歌である。

「月次の 祭りはもとより 春秋の 神事の折は 吹きならす 簫のひちりきの 音につれて 祝詞の声も 高らかに かざる生花　歌の会 抹茶の席の 賑かさ」

生花会・歌会・茶会などに盛んに利用をみたとわかる。披露や集会に適した施設がなかつた往時、交通の便がよく、屋内が広い大神宮はとくに人気があった。郷土史家・日置謙も、大神宮創建後、「市内の中央であつたから、公衆の集會場として、屡々其社務所が利用せられた。會費を要すること多からずして、座席の廣闊を希望する謡仲間は、此利便なる建物を決して見遁さなかつた」と説く⁽⁵⁰⁾。

利用度が高かつたさらなる要因としてあげられるのが大神宮役員の北山・安達が学芸に通曉した人物であつたことをあげられる。太田眞弓さんは二人の影響をこう伝え聞く。

職員には北山氏や安達氏がいた。安達氏は、お茶やお花の先生もしていたので、それにかかる各種会合も行なつた。

学芸に関する功績をみると、北山については明治三五年（一九〇二）『新金澤繁昌記』に金沢を代表する歌人として掲載され、また大正八年（一九一九）『金沢墓誌』に「國學を修め和歌を能くす。北陸人類學會、北陸史談會の創設に與りり其功最多し」と紹介されている⁽⁵¹⁾。

北陸人類學會と北山の関係に関しては明治二九年（一八九六）から三四年（一九〇一）にかけて発行された學會誌『北陸人類學會志』で具体的な関わりを認められる。

同誌の奥付には事務所が大神宮、發行人が北山とあり、大神宮が人類學會の運営を支えていたとわかる。また北山自身の研究活動も旺盛で「金澤地方風俗一班」「追讙の考」「方言取調に就き」「能登地方の石棒に就き」など多数の成果を発表した。

もうひとつの北陸史談會との関係は明治二九年（一八九六）の創立時の会員名簿に北山の名がみえ、また会誌二号の会務報告に「神宮教金沢本部」で役員会が行なわれたことが確認できる。ただし、北山は役員会に出席しておらず、また事務所は仙石町の私立石川県教育俱楽部においており、史談會は北山への負担を配慮したと理解できる。

また安達は、明治三六年（一九〇三）『現今北國人物志』に「餘暇に茶法を金森宗和流家之止小庵九里歩に學びて其蘊奥を極め翁死後は

宗匠となりて諸流を咀嚼し數流を涉獵し宗和流をして益々光輝を放つたしめ其傳を受くるもの幾百人に上れり」とあるように、茶道の世界では名を知らぬものはいない人物であった。

二人を慕う人々も多かつたことからも大神宮は芸道にかかわる交流・披露の場として盛んに活用されるようになる。当初、披露の機会は祭りにあわせて催されたのだろうか。

明治二七年（一八九四）四月一五日から三日間にかけて催された春季大祭では、余興として藤井松藤斎門人の生花会があり、又事務所では抹茶席を設け参詣者に接待し、最終日には歌会が催された（四月二日「北國」）。

その後も歌会や茶会が頻繁に催されたと想像できるが、あまりに日常的であつたためか、新聞紙上では明治二八年（一八九五）五月に境内の安達方でその夫人が主人となり茶会を行なつたとみえる程度である（五月一二日「北國」）。

かわりに新聞でしばしば目にとまるのが生花や能・謡の披露である。生花に関してまず世間の関心を集めたのが朝顔である（図2）。明治二九年（一八九六）八月には「例年ノ通」開催しており（八月一日「北國」）、三〇〇年（一八九七）八月には市内有名植木屋が二〇〇余の朝顔の鉢を陳列している（八月二日「北國」）。以降、三四四年（一九〇一）までの開催を看取できる（明治三一年七月二三日「北國」、三四四年八月七日「北國」）。

明治三三年（一九〇〇）以降になると、花道の発表が盛んとなる。

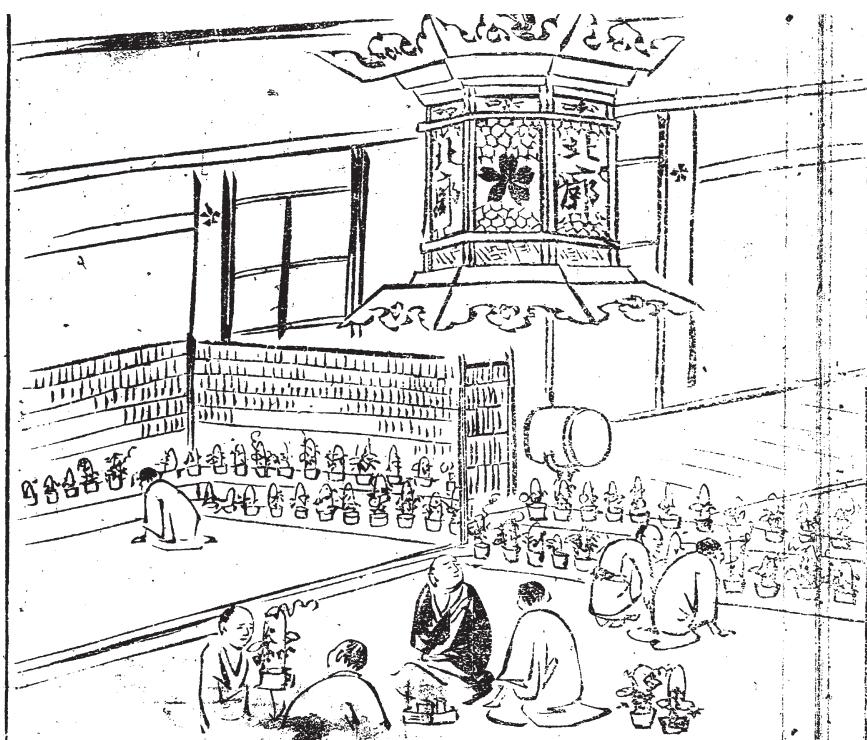


図2 大神宮の朝顔会 明治29年8月4日「北國」「北廊」と桜紋を表わす神前灯籠が見える。

目にとまつた会を列挙すると、三三三年（一九〇〇）の古流生花大会（一月一日「北國」）、三五年（一九〇一）・三六年（一九〇三）の青山流生花会（一月五日「北國」）、四一年（一九〇八）の生花月並会（九月一四日「北國」）、四四年（一九一二）の生花会（四月四日「北國」）が認められ、また下つて大正七年（一八七四）には天長節奉祝のため古流家元川木社中が生花大会を催している（一〇月二九日「北國」）。

奉納という名目で催されたのが芸能である。加賀能楽会は舞囃子を、明治二七年（一八九四）から三〇年（一八九七）代にかけ、数か月に一度程度の間隔で、四番組から六番組の舞囃子を奉納している（明治二七年四月一日、同年七月二一日、二八年三月八日、同年四月一二日、同年五月七日、三〇年六月一九日各「北國」）。

また明治三三年（一九〇〇）九月には奉斎会賛成員の「金沢組」が狂言を奉納し（九月一四日「北國」）、大正二年（一九一三）四月には松木社中が創立四〇年記念の謡会を大神宮で実施している（四月五日「北國」）。各種樂器の演奏会も行なわれたようだ、三四四年（一九〇一）八月には大神宮広書院で県庁や警察の官吏を聴衆に山岡英教の薩摩琵琶弾奏が行なわれた（八月一日「北國」）。

このほか大神宮は芸能以外の会合に用いられたのだろう。三一年（一八九八）一〇月には「九州一島人士」が集まり境内で鎮西会の秋季懇親会が実施された（一〇月二七日「北國」）。

六 興行空間としての大神宮境内

（一）劇場・寄席・茶屋

ここまで教化活動を軸とする、いわば大神宮の厳肅なる活動を見たが、都市社会と同宮との関係を見つめる上でもつとも注目すべきは人々の心を浮き立たせた境内の娯楽空間性・猥雑性にある。

どこの寺社境内も子供たちにとつて格好の遊び場となつたが、それは大神宮でも同じである。片町出身の女性は「カクレンボウやかけっこをして遊んだ」と懐かしむ。冬場は香林坊高と下との落差を活かし坂道が即興のスキー場となつた。香林坊下で生まれ育つた小泉栄子さんはこうふりかえる。

大神宮の境内はこちら（香林坊下）からみるとだいぶ、上になる。松竹座の横の道は急な階段になつていて、私たちが大神宮さんへ行くときはこれを近道につかってね。立花座の横の坂も急で冬になると竹スキーをよくした。日銀の横の坂は急すぎて怖かつた。

一般的に寺社境内で普段遊ぶのは子供に限られるが、大神宮の最大の特徴は大人の遊び場、つまり盛り場として発展をみた点に見出せる。

発展の最大のきっかけは明治二六年（一八九三）四月における福助座の改築である。藩政期以来、芝居小屋興行が許されたのは河畔や郊

外といった周縁の地であった。興行地を悪所とみる意識が残るなか、官庁や学校が集中する市街地中心での大規模な興行施設の設置に強い抵抗感があつたことは想像に難くない。当初、福助座が小屋掛けの興行から始まつたのもこのような社会批判を配慮したからであろう。この点、香林坊での劇場認可は金沢の興行史において画期的な出来事であつた。

明治二六年（一八九三）に福助座が公認されて以後、境内地は一挙に興行施設の集積が進んでいく。同年一月に寄席寿座が開場し、人氣義太夫の合併一座の淨瑠璃を興行し（一月一日「北國」）、さらには一二月には早くも舞台・桟敷を修繕している（二月三日「北國」）。翌二七年（一八九四）には堅町の阿部重が同座を買い取り宮比座に改称し興行を引き継いだ。四月一五日の春季大祭にあわせ席開きし若連中の芝居手踊りを興行した（四月八日「北國」）。二九年（一八九六）には福助座の梅若は宮比座を譲り受け小福座に改称する（一月一六日「北國」）。

なお、従来、報告がないが、小福座に改称される以前、一時、宮比座は小多福座と名乗っていた。二七年（一八九四）一二月の記事によれば、宮比座は三平二満座（おたふくざ）に改称し、翌年一月に錦人形芝居の初興行を催し（明治二七年一二月二十五日「北國」）、以降、お多福座の名で京極異太夫一座の面芝居淨瑠璃（二月一七日）、太夫大寄人形淨瑠璃（三月五日「北國」）、東谷岩丸一座の改良浮世節（明治

二九年一月三日「北國」）などを興行した。名称からして福助座座主の梅若が実質、經營に関与していたと想像できる。

芝居見物とあわせ楽しみとなつたのが茶屋による飲食サービスである。つとに福助座がまだ小屋掛けだった明治二二年（一八八九）には「中綱支店」の営業が認められ、さらに改築後には茶屋梅若・あずまや・大福楼（三階樓）が明治後半まで並んでいたことを確認できるが⁵²、それ以外にも盛り場への発展を見越し、さまざまな食にかかる店が進出するようになる。

管見のかぎり早い例として肉料理店がある。明治二〇年（一八八七）九月の記事に「牛店香林坊下吉川方にハ今両日は豚肉の販賣をなす。豚肉販賣ハ全店に限る」とあり（九月一五日「中越」）、二四年（一八九二）の新聞広告には「吉川本店」が「香林坊大神宮角」で「牛・鶏・あひる」を商うとみえる（二月三日「北陸新報」）。

老舗すき焼き店長谷川亭女将の昭和二一年（一九三六）の回顧によれば、金沢で牛肉店が開業したのは明治四年（一八七一）頃で、当時、橋場町・並木樓と五寶町・長谷川店と香林坊・吉川などの店があつたという（一月一六日「北國」）。また『過去ノ郷里ヲ追憶シテ』に「大神宮ノ入口ニ」あつた「牛肉屋ハ金澤デノ牛肉最初ノ店」だつたあるのも吉川本店をさそう⁵³。

この吉川を引き継ぐ店であろうか。明治二七年（一八九四）五月には香林坊高のいろは樓はこれまで牛鶏肉を専門としていたが、客の需めに応じ、うなぎめし・おだまき・茶碗蒸し・親子丢・柳川など「よ

ろづの料理」を調理すると宣伝した（五月一八、二〇日「北國」）。

さらに明治二七年（一八九四）一二月には「香林坊上ル」に位置する今井半四郎商店が商品をこれまでの馬肉から牛肉にあらためると宣伝し（一二月一八日「北國」）、二八年（一八九五）一二月には十間町の料理店「金花樓」が香林坊下にあつた松吉楼を買いもとめ新たに移転開業している（一二月一六日「北國」）。

明治二〇年（一八八七）代に盛り場として発展するなか、一攫千金を夢みて香林坊への進出をめざす人が多くいたのだろう。三三二年（一八九九）には西廓の有力妓楼・呉座屋の主人と香林坊高（石浦町）の酒屋・祐泉が发起人となり福助座横空地の中央に劇場を新築し、その周囲には長屋のようなものを建て、八百物・魚類・干物類など勧工場と異なる物品をならべる計画を立てていたという（一月一一日「北國」）。

（二）境内地の夕涼み興行

従来、香林坊が大衆の人気を集めた要因として福助座やその後裔といえる映画館といった大型施設しか注目されてこなかったが、香林坊境内に人々が惹きつけられたのはこれらの魅力だけではない。人々の目にそもそも境内の風景がどのように映つたのかを、生き生きと描くのが室生犀星の大正一〇年（一九二二）の小説「古き毒草園」である。以下、関連する部分を引用する。なお、文中の「中央座」とは福助座を、また画家「常信」は地元の浮世絵師宮嶋恒信をそ

れぞれモデルとする。

「中央座は、香林坊といふ市街の眞なかの、やや高臺になつて大神宮と隣り合つて建てられた古い劇場で、そこの境内には四季とりどりな見世物小屋がかゝつてゐた。ろくろ首が水壺から首を出したり大蛇の小屋掛けがあつたり、また、うす暗い陰つたやうなところに、冷たい魚釣りの水盤をかこむ春寒い田舎者の幾人かの群があつたり、さうかと思ふと、藤棚の房房したのを抱き込んだ美しい紅梅壽しの店があつたりした。ことに中央座の繪看板はこの町の古い畫家の手になつた極めて美しい、極彩色の、たとへば、女の顔にしろ袴姿のさむらひや坊主にいたるまで、細緻をきわめた精巧なもので他國には殆見られないほど正確なものであつた。常信とかいふ代代の畫かきが、いつもこの繪看板にその綺麗な刷毛を執つてゐたのである。私などが子供の時などに、よく学校がへりには茫乎としてその悩ましい夜叉姫のみだれや、あをあをした御殿坊主のあたまを眺め入つたものである」

奇怪さを売り物にする見世物、極彩色の繪看板、薄暗い一角での魚釣り場、見た目の美しい寿司の店などが織りなす境内は刺激に満ち溢れた世界だったとわかる。

このような雰囲気を普段から満たす場は金沢では香林坊が唯一であつたため、明治三一年（一八九八）以降には金沢のガイドブックにも市内の名所として紹介されるようになる。

明治三一年（一八九八）『金澤繁昌記』に「今は犀川口唯一の繁華地なり。（中略）社殿宏壯にして境内廣闊なり劇場あり寄席あり青物

市場あり殊に夏季に至れば種々の興行物は境内に満ち頗る雜沓を極む」とあり、これと同じ記載が三五年（一九〇二）『新金沢繁昌記』、四三年（一九一六）『金沢見物』に踏襲されている。

具体的に明治三〇年（一八九七）代以降の境内地の喧騒をみてみよう。新聞は行楽の季節や祝賀イベント開催時には市内各地の賑わいを伝えたが、香林坊はその定番の紹介地となっていた。

たとえば、明治三二年（一八九九）の金沢開市三百年祭には「女力士、活動寫真、芝居、パノラマなどの興行物あるより客足最も繁く午後の四時と云ふ頃には爪も立たぬほどの雜踏を見たり」（五月一日「北國」）、また三五年（一九〇二）「尾山神社昇格慶賀祭」にも「福助座前の人形は利家公敵首を獲て還るの躰なるが却々の上出来にして大橋一座の曲藝、竹澤一座の手品種明しなどあり。駄菓子、ラムネ、翫具、雪氷其他の露店所狭きまで散在して雜踏を極めたり」（七月四日「北國」）とみえる。

毎年、年間を通しもつとも賑わったのが夕涼みであった。夕涼みとは納涼のために暑気がこもった町家から抜けだし夜の市街地を遊歩した金沢市民の生活習慣である。遊歩者の数は近世後期より増加し、しだいにその目的は納涼をかねての衝動買いや興行見物になつていった。境内地が夕涼み客でにぎわう様子を具体的に認められるのは明治三二年（一八九九）の記事からである。以下、目に留まつた記載を抜き出してみよう。

「昨今の夜見世」（明治三〇年八月一四日「北國」）
「香林坊大神宮境内には、大橋一座の女大力の囃し方に惚れて入るもの多くギッヂリ小屋に満ち通し、二錢で世界を週遊出來得るジオラマ是れ亦た値ひはタングリ、山荒しの怪獸其他八百屋お七の覗き眼鏡等境内に溢るる人氣、先づは本年夜見世の人氣の脚を此の囲ひに集め居るもの如し」

「香林坊の夕納涼」（明治三一年七月八日「北國」）

「晩景頃より團扇を携へて香林坊に歩を運べば氷店の玉簾角燈の色硝子に映じて赤帯の女「お休みなさお掛けなさい」の愛嬌を振り薄く。これは六合堂の茶碗接合せの薬硝子でも一度接いだら又と離れつかなし。外に重寶なのは印紋染で御座い、此方お染馴の卵子に太白帽子焼ぢやこと一元氣往日に譲らざるはお腹の強なる帽子焼の効にやと最も可笑し。蓄音器の先生無口にして客を呼ぶに巧者ならざれど聴いて損のたたぬ。影芝居、耳の底で眼を剥く成田屋の假聲を喜ぶ渋ツ面の子供もあり。「桃いらんか／＼」と音に木々津の甘い桃、其外飴屋一文菓子屋氷賣お婢にお婆にお爺に小僧、薄い儲けに腹を減して客に愛相を振時くも商賣の道なら之れも已むなし」

「夜の香林坊」（明治三七年七月七日「北國」）

「入口には例に依つて賣張の氷店、菓子店、翫弄物店などが兩側にズラリと並んで居る。赤櫻の姫さんがコツツの氷と共に愛嬌をふり溢せば鉢巻の若者は元氣好く喚き立てて聲を嗄して居る。空氣銃の射的場は何時も五六の人が固まつてポン／＼やつて居る中に控へて居る爺

は喰へ煙草で知らーん顔だ。丁度夫のがナーニお前達にポン／＼中で
られて堪もんけえと云つたやうな風だ。御手洗の傍には箸の相撲や剣
舞をやらして客を呼ぶ不思議な男が居るかと思へばコレは衛生上欠く
べからざる化學應用の歯磨で御座ると懸命に説明して居る書生風の男
も居る。その日／＼の風次第と云つた奴か。小福座は例の源氏節で
「さア入らツしやい／＼」と木戸札を叩いて居るが所作事の繪看板に
吊込まれて浮き足になる職人らしい男もある。今年は其の前に氷店が
ないので聊か物足らぬ感じがする。(中略) 社前の左側には屋臺の菓
子店などが二ツ三ツ好い所へ陣取つて居るが餘り客もなさそうだ。小
屋掛の小雪一座は毎晩却々景氣が好きそうだ。併し見える方のさ棧敷
でお化粧して居る所謂女優連を見つては愛想が尽きる。向ひ合つて二重
三重の見物に取巻かれながら聲を嗄して喚いて居るのは例の空竹割の
法などを得意にやつてる書生あがりらしい男だ。講釋は下手の長談義
で各地方の言葉遣ひなどから始めて愈々やり出すまでには大丈夫二三
十分の間がある。是れをしも辛棒して聞いて居る見物の根氣能さには
恐れ居るの外ない。併しやる事には面白い事もある。自分の咽喉へ青
竹を當てて二三人の小供と押合をやつたり小供の手に青竹を當てて取
れなくしたり中には飛入をやる若者などもある。先づ人氣は第一位に
ある様だ。あづま屋の前には洋服にインバチスといふ扮装の男が一冊
子を手にし乍ら何でも萬病に手當をする方法を詳細に書いてある。本
は此の本代價は僅かに廿錢。入用の方は東京の本院から取寄せ貰ひ
度い。之れは内務省の牡丹餅判がチャーンと押してある。此の前には

交番所もあるから内務省の判を偽る事は出来ない、本物に相違ないな
どと喋舌る事立板に水だ」

「片町の三十分間」(明治四二年七月二三日「北陸」)

「香林坊に向ふ。電氣館、マンマルの奇術、ドン／＼、ブウ／＼、
但しこの喧がしき音樂の中には大神宮の太鼓の音も交つて居ること無
論である」

「金沢の夜涼み」(大正二年八月二八日「北國」)

「桃いらんき、奥さん買うて下され、と香林坊の橋の袂から、大神
宮へかけて又木津の女が叫てる。ドン／＼と神樂が鳴る笛の音、ブカ
／＼ドンの活動浪花節、関東名物ひやし飴人の山を築く。女の歯みが
き賣、己が罪ののぞき畸形児の見世物、電燈瓦斯ランプカンテラとい
ふ書を欺く明るい中に、そのドヤドヤとした混雜の世界は納涼どころ
か、雜踏の爲に、人込の汗臭き女の髪の匂ひに混じて、暑さは更に倍
するのであるが、それでも多くの人は矢張りこうした俗惡の巷へ／＼
と集まつて埒もない刺激を喜ぶのである」

明治から大正初期の風景をみると、境内には、大道芸人の口上、露
店の売り声、劇場・寄席から漏れる伴奏、大神宮の神樂太鼓など、さ
まざま音が響きあい、そして露店から漂う食べ物の香りと人々から發
せられる汗や髪の強烈な匂いが充満していたとわかる。

具体的に商売の種類を抜き出すと、明治三〇年(一八九七)が大橋
一座の女大力・ジオラマ・山荒しの怪獣・八百屋お七の覗き眼鏡、三

二年（一八九九）が氷店・茶碗接合せの薬・太白帽子焼・影芝居、木津桃壳り・飴屋・一文菓子屋、三七年（一九〇四）が氷店・菓子店・玩弄物店・空氣銃の射的場・箸の相撲・剣舞・歯磨壳り・小屋掛の小雪一座・空竹割の法・万病法の本壳り、四一年（一九〇九）が電気館・マンマルの奇術、大正二年（一九一三）が活動浪花節・関東名物ひやし飴・歯みがき壳・畸形児見世物をあげられる。

（三）境内地の大型興行

基本的にはこれらの商売は、夕涼みがてらや芝居の見物のついでに素見で楽しむものだったと想像できるが、なかには日々、新聞で動向が報じられる大掛かりな興行があった。目にとまつたものをあげると、以下の五種類をあげられる。

①相撲

早くから確認される境内興行が相撲である。明治二〇年（一八八七）代の例を列挙すると、明治二三年（一八九〇）九月の東京大相撲⁵⁴、二四年（一八九一）一一月の西ノ海一行大相撲（一〇月一〇日「自由の警鐘」）、二六年（一八九三）八月の加越能力士花相撲（八月二三日「北國」）、同月の子供相撲（八月二二日「北國」）、二八年（一八九五）四月の旧碇組小頭中村徳次郎催主興行が確認できる（四月一・五日「北國」）。

明治三、四〇年代では、三一年（一八九八）九月の横雲八五郎勧進元による福助座横の東京大角力（九月七・一一・一四日「北國」／金

沢市玉川図書館蔵「東京大相撲番付」）、三三年（一九〇〇）八月の横雲八五郎・矢車多吉勧進元による相撲興行（金沢市玉川図書館蔵「香林坊大神宮横地大相撲番付」）、三六年（一九〇三）一一月の一市四郡出世相撲（一一月一六日「北國」）、三九年（一九〇六）一〇月の東京相撲（一〇月二五日「北國」）、四一年（一九〇八）一〇月の金沢出世相撲などが目にとまる（一〇月七日「北國」）。

土俵の形状については三六年（一九〇三）の出世相撲の際、見世物小屋の閉業後に跡地に土俵を築き筵囲いとした様子からうかがえる（一一月一六日「北國」）。もともと相撲は藩政期より河原で催されてきたため⁵⁵、市街地での興行はきわめて新鮮にみえたと想像できる。

②遊技場・魚釣り場

遊戯場の設置は明治二六年（一八九三）九月における室内射的場と矢場の開業を初期の例とする（八月三〇日「北國」）。明治三〇年（一八九七）代になると、大神宮境内や浅野川大橋下河原への「空氣銃の射的」「魚釣り」の出店記事が目立つようになる（明治三〇年七月二八日・八月一日「北國」、三二年七月一七日「北國」、三五年八月一日「北國」、三七年七月七日「北國」）。

室生犀星が小説でとりあげた魚釣り場が認められるのは明治三〇年（一八九七）である。同年七月の記事は境内の魚釣りが「随分人気」で、一昨日は釣り糸が解けて落ちた魚を拾い上げようとした客とそれをとめようとした場主が二間四方の囲いのなかで取つ組み合いをしていたと伝えている（七月二八日「北國」）。

③パノラマ館

大掛かりな造作を要した見世物がパノラマ館である。明治二七年（一八九四）六月には福助座の梅若が境内地に同館を開業する。演目はグラント将軍などアメリカを舞台にしたものであった（四月二三日「北陸新報」）。一八年（一八九五）八月には日清戦争パノラマを興行する。平壌激戦図はまずまずの実写ぶりと評された（八月一五日「北國」）。

明治三二年（一八九九）四月には再び大神宮横に「金沢大パノラマ館」が開業する。営業期間は同月二六日から五〇日間で、建物は周囲六〇間、高さ二二間で、日清戦争の旅順口陥落を描いた。興行の目的は「今や奮藩祖三百年祭舉行に際し一層軍事志想を吹鼓せんが爲」で、絵は「佛國有名の畫家」によるものだった（四月二一・二七日「北國」）。

④見世物

見世物は身体障害者と動物が多く、福助座舞台や境内で行なわれた。境内での実施例をあげると、明治三六年（一九〇三）八月には「不具の小娘」を集め相撲・手踊などを披露した（八月一一日「北國」）。

大正六年（一九一七）四月には「教育参考」として岐阜県高山市生まれで持病により手足を失った一一歳の女性が「達磨娘」として見世物にされた。女性は口で書画・裁縫・紙細工・麻糸結びなどを行なつた（四月二五日「北國」）。

動物見世物は明治二七年（一八九四）九月には日清戦争のパノラマの興行跡地に淨瑠璃付きの猿芝居を興行したのが先駆けである（九月一八日「北國」）。活発化するのは明治三〇年（一八九七）代以降で、三六年（一九〇三）七月に「乳を出す妙薬として薬種商には知られるが生きたまま希れ」という売り文句でセンザンコウが見世物にされた（七月三一日「北國」）。センザンコウは八月には入りまもなくして死んでしまったが、そのまま引き続き見世物にし、ほかに生きた両頭の鳩を加えた（八月一一日「北國」）。

明治三八年（一九〇五）七月には福助座横の空地で大亀が見世物となつた。亀はその後、片町の菓子商が買い取り、供養のため金石沖へ放つた（七月二十四日「北陸」）。四〇年（一九〇七）七月には福助座横空地で海亀が見世物にされ、その後、大野の浜へ放たれた（七月三〇日「北國」）。

同年八月には福助座横の空地で教育参考万国大動物館が催された。実質金沢における最初の大規模動物見世物であつたことから、大きな評判を呼んだ（八月二日「北國」）。四四年（一九一一）夏には羽咋郡西海村沖合で網にかかつたチヨウザメを金沢の魚商が買い取り、境内で見世物にした（七月二八・三〇日「北國」）。

大正二年（一九一三）一〇月にはロシア・サガレン島の山中で捕獲したレツクが境内で披露された。当初雄雌二頭だったが、移送中に津幡で雌が死に、一頭のみとなつた。見物料は大人五錢、子供三錢だった（一〇月一四日「北國」）。

四年（一九一五）六月にはインド産の大蛇が（六月一九日「北國」）、五年（一九二〇）七月にはスメル館の横で狼などが（七月三日「北陸」）、同年（一九一六）秋には「教育参考」のために七尾湾で捕獲したチヨウザメが（一月三日「北國」）、七年（一九一八）六月には教育参考会の名目で二匹の大蛇が見世物になつた（六月四日「北國」）。

⑤自転車練習場

明治三〇年（一八九七）代は自転車練習場として利用された。當業したのは明治二六年（一八九三）開業の長町川岸の石野自転車商会である。

最初、日本銀行金沢支店裏の「莫蘆地」とよばれる空地を自転車練習場に用いた⁵⁶。その後、三二年（一八九九）七月一二日から一四日にかけ香林坊旧パノラマ館横で「香林坊自転車練習場」を（七月一三日「北國」）、また翌年、香林坊福助座横空地で三月末より「石野自転車練習場」を（三月三〇日「北國」）、さらに三七年（一九〇四）八月には練習所を昼夜にわたり開場した（八月一日「北國」）。

以上、境内地での大型興行を紹介したが、これらに共通するのは明治三〇年（一八九七）が開催の画期となつてることである。いずれも夕涼みシーズンにあわせ開催しており、香林坊境内地はこのころから猥雑さを増大させていったといえる。

問題はこれらさまざまな小屋掛け興行や露天商売をだれが差配していたかである。以前、夕涼みで浅野川河原での興行を金沢の神農組が

仕切つていたことを報告した。香林坊高については詳細を確認できないうが、後述の香林坊下の興行の実態をかんがみると、当時は研谷を親分とする同組の関与を想定できる。

（四）徘徊・潜伏する人々

明治三〇年（一八九七）代以降、境内地の賑わい拡大と比例し増大したのが人的トラブルである。近くに交番があつた影響もあり境内での検挙の様子が頻繁に新聞に報じられた。トラブルの内容は劇場・寄席での盜難が目立つが、ここではそれ以外の検挙例を紹介する。まずは喧嘩である。

明治三四年（一九〇一）六月には東京浅草の呉服商田中久太郎の先祖が恵比須大黒を新興した利益により家運が上昇したという由来を説きながら金の恵比須大黒を三錢で売る男がいた。客から詐欺と罵られケンカになった（六月一五日「北國」）。

大正一一年（一九二二）一〇月には酩酊している上等兵に対し巡視中の憲兵が帰營をすすめたところ喧嘩となり、上等兵は抜刀して憲兵の喉を突こうとする騒動がおき、黒山の人だかりができた（一〇月二五日「北陸毎日」）。

境内でとくに検挙対象として多かつたのが徘徊・野宿者である。以下、事例をあげよう。

- 明治二八年（一八九五）八月、洋傘を窃取したことが露見した市内

一九歳男性が大神宮境内でぶらついているところを逮捕された（八月一〇日「北國」）。

- 明治三三年（一九〇〇）九月、福助座横に肘を枕にして伏している、福井市出身一六歳の少年を警察がみとめた。ゆりうごかすと、懷に紙入れ・ゴム玉・絹ハンカチが入っているとわかり、詰問すると、片町の三階勧工場で万引きしたものとわかつた（九月二五日「北國」）。

- 明治三五年（一九〇二）四月、富山市の元士族で無職の男性が能美郡にある実家に四歳の養女の世話を頼もうと、七つの長男と養女を連れて金沢まで来て、大神宮の拝殿の縁先で休憩していたところ、養女が餓死していたことがわかり、警察に申し出た（四月一四日「北國」）。

- 明治三六年（一九〇三）九月、市内の小僧が金粉一匁を買い求め帽子の中に入れてかぶり境内に入つて遊んでいるうちに紛失し、警察署に届け出た（九月五日「北國」）。

- 明治三八年（一九〇五）一二月、大神宮の床下に石鹼そのほかが放置してあつたので神社が警察に届け出た。警察が捜索をすすめるところ、武生町の前科四犯の男が三回、勧工場で万引きしたものとわかつた（一二月八日「北國」）。

- 明治四〇年（一九〇七）九月、拝殿床下に子供を背負つて熟睡する女を警察が発見した。取り調べたところ、姑と折り合いがあわないことから離婚することとなり、工女になるつもりで宛所をさがして

徘徊しているうちに夜になつてしまつたので、仮寝していたところだつた（九月一日「北陸」）。

- 大正五年（一九一六）九月、境内を巡邏中の巡査が少年二人を見つけ取り調べたところ、頬母子講の掛け金を偽つて集め、その金で野宿をしながら毎日活動写真を見て遊んでいたとわかつた（九月七日「北陸」）。

- 大正八年（一九一九）八月、警邏中の巡査が香林坊下で怪しげな女性をみつけ取り調べたところ、女性は、一八歳で、両親から激しく折檻されることにいたたまれず家出し、境内で野宿しながら香林坊下の興行中の曲馬一座の宿へ忍び込み窃盗し、その金で興行見物していると自白した（八月二十四日「北陸」）。

- 大正一一年（一九二二）六月、市内天神町の一三歳の少年が奉公先を追い出され、大神宮の縁の下を宿泊所にして市内商店で商品を盗難していたところ、縁の下で熟睡中に巡査に捕まつた（六月六日「北國」）。

- 大正一二年（一九二三）七月、二人の子供を残し妻に先立たれた男が貧困のあまり長女を砺波郡の出町遊廓に売つたあとに、金沢へ帰る途中に契約金を廓遊びで使い果たし、夜、大神宮の縁の下で寝ているところを取りおさえられた（七月二一日「北國」）。

- 同年（一九二三）一二月、駅前に捨てられ、その後小野慈善院に引き取られていた一四歳の孤児が、院から逃げ出した。大神宮境内を警邏中、スメル館で怪しげな少年を発見し、取り調べると、例の孤

児で、大神宮を根城にして各所で盜難をはたらいていたとわかったた

(一二月二六日「北陸毎日」)。

● 大正一三年(一九一四)四月、大神宮床下に寝ている市内の二少年を警察が発見した。家出して師範学校校庭で屑を拾つて売った金で蕎麦や活動写真に費やしたり、また万引きをしたりして過ぎ”しているとわかったた(四月九日「北陸毎日」)。

● 同年(一九一四)五月、深夜に大神宮床下で眠る一三歳の少年を警察が発見した。取り調べたところ、親の金を持ち出して、スメル館や大活俱楽部で活動写真を見ていたが、金をつかいはたし帰るに帰れず一夜を明かそうとしていたとわかった(五月二日「北國」)

● 同年(一九一四)九月、富樫村円光寺在住の男性二三歳が大神宮の縁の下に自転車を隠し、縁の上で寝ているのを警察が発見し取り調べたところ、身持ちを崩して各所で盗みを働きながら市中を徘徊し、途中、自転車を盗み舞い戻っていたところだつたとわかった(九月二五日「北國」)。

● 昭和二年(一九二七)五月、付近の人たちが大神宮床下やカフエーオリエントや旧浪花座の空き家に潜む怪しい人影をみつけ警察に通報した。引きとらえると、一人は珠洲群小木町の三九才の男性、もう一人は親も家も失つたという一三歳の少年だつた。少年は山科の親戚へ預けられた(五月八日「北國」)。

● 同年(一九二七)六月、養父に叱られ飛び出した少年が大神宮境内で寝ているのを警察が発見し、実母に引き渡した(六月四日「北陸

毎日」)。

● 同年(一九二七)七月、境内で寝ている一二歳と一三歳の男児二人を警察が連行した。取り調べると活動常設館で掏摸をはたらき、また魚屋の金庫を狙い押し入ろうとしていたところとわかった。少年は四人の子分をもつていると豪語していた(七月三日「北陸毎日」)。

● 昭和四年(一九二九)一月、深夜に境内でたたずむ一〇歳の児童と境内の木下にうづくまり泣きじやくる一三歳の児童を警察が発見した。聞くと夜、家をこつそり抜け出し活動見物に夢中になっていたが、家に帰れば親から怒られるのでそのまま夜を明かそうとしていたとわかった。警察はその後、保護者に渡した(一月一六日「北國」)。

● 昭和八年(一九三三)五月、午後一時に刑事が境内を密偵中に徘徊する怪しい男を認め尋問すると、長町川岸方面へ逃げ出した。逮捕したところ、最近出所したばかりでありながら、市内各所で窃盜を働いていたとわかった(五月二三日「北國」)。

● 昭和九年(一九三四)一一月、境内で飲食店主が飼育している猿を眺めている拳動不審の青年を警察が発見し尋問しようとすると、香林坊下の共同便所へ逃げ込んだのをとらえ、取り調べたところ、市内店舗で盗みを働いていたことや、カフエー女給などの手紙数十通を所持していたことがわかった(一一月一六日「北國」)。

● 昭和一〇年(一九三五)一月、境内をトランクと大風呂敷を抱えた

不審な三〇男が徘徊しているのを認めた。取り調べようとすると、逃走したので、取り押さえたところ、富山県新川郡でベンキ職を務む茨城県出身の男で、片町ねずやなどでスキー・スキーブーツを窃取していたとわかつた（一月三一日「北國」）。

以上の例を整理しよう。取り調べの対象者は一〇代の少年が多い。素行・事情を調べると、大半をしめるのは、窃取・万引き後であつたり、新たな窃取のために休憩中だつたり、また窃取金で境内の興行を楽しんでいたりしたという窃盗関係である。

つぎに多いのは家出や施設からの逃走・放逐にからむものである。ほかに長旅の途中の親子が境内で休憩中に幼児がすでに死亡していたことが発覚したという悲惨な例もみられる。

興味深いのは検挙者の多くが大神宮の縁先・縁の下・床下を休憩場所としていたり、また床下を盜難品の隠匿場所としていたことである。床下というと狭い印象をもつが、大神宮に関しては後述のとおり、のちに駐輪場として利用されるほどの天井高をもつていたために、格好の安息・隠匿場所となつたのである。

かくも大神宮境内が身を潜め、一息つく場所として活用をみたのはなぜか。境内地が喧噪に満ちた場所であるがゆえに寂寥感をおぼえず、また視線を引くさまざまな刺激にあふれているがゆえに人への関心・注意を散漫化させてくれたからであろう。

七 盛り場としての香林坊下

（一）維新以降の開発

香林坊の盛り場化が進んだ背景として香林坊高と香林坊下とが競合関係にあつた事情を既述した。大神宮境内の盛り場発展の背景をさぐるためにいつたん香林坊下の脈わいの形成過程をみてみよう。

香林坊下とは鞍馬用水をはさみ長町川岸や長町の方面をさす。武家屋敷が並んでいたが、ここもまた維新以後、空き地となつた。明治初め頃の様子について巖如春はこう回想する。

「帝国座のある處は富永と云ふ侍屋敷の跡で竹藪と草原であった。この侍の妻女が嫉妬心が強く遂に自殺したが、その幽霊が出ると云ふのでみんな怖がつたものである。いま帝國座の前に小さな堂宇のあるのはそれを封じたものだと云はれてゐる。その頃は長町の方と古寺町の方へしか道がなく富永屋敷跡の前は扇形に草原が残つてゐたので『扇の地紙』と云つてゐた」（昭和一一年一月一日「北國」）。

香林坊下といえば、戦前の市民がまず想起したのは富永家であつたとわかる。同家が明治以降も市民の記憶に長く残つたのは世間の関心を呼ぶ伝承が二つあつたためである。

伝承の一つは、「鬼は内」と唱える節分豆まきである。大正・昭和初期の郷土史書にも定番のように紹介された。なお、同家の由来や鬼を尊ぶ理由について小倉学は種々の伝承を紹介しているが⁽⁵⁷⁾、香林坊（大蔵小路）に住んでいた太田南圃の場合、以下のように伝え聞

く。小倉の報告にないので紹介しておこう。「現在、共同便所がある所を御荷物島といつたのを當時の人々が之を變じて鬼ヶ島といつてゐたので富永氏は鬼をないがしろにするのはいけない、鬼も鬼神だとからといって」大事にしたという。

そして、もう一つの伝承が、如春も想起する幽靈譚である。この話は「皿屋敷」の一種で藩政期には類似の事例が市内各所にみられた。

ほかの伝承が明治以降には忘れられてしまつたのに対し、富永家に関しては少なくとも戦前期まで世間の話題にあがつていて昭和二年（一九二七）の記事からわかる。記事は夜な夜な香林坊公設市場付近に幽靈が出るという噂がひろがり野次馬が集まつている状況を報じたもので、その中で幽靈出現の系譜をこう記す。

「香林坊下豊洲館前の地蔵尊のある箇所に昔立派な武家屋敷があつて、その腰元があるじの意に従はなかつたので、今の地蔵尊の下にある井戸へばつさり斬り込み、それから後は時折其腰元の幽靈が姿を現はしことがある」（八月一日「北陸毎日」）

幽靈出現の背景を住人は香林坊下に祀られていた地蔵に結びつけて理解していたわけである。この地蔵尊については小倉学も富永家由来のものと紹介し⁵⁵、昭和六三年（一九七八）に金沢市宝円寺へ移転した後も、同じ由来が案内されている。小倉の記述の根拠は住人への聞き取りにもとづくのだろうが、この由来を鵜呑みにできない。明治四二年（一九〇九）に地蔵堂を新築した際の報道記事に実際の経緯がこうみえる。

「地蔵堂新築の因縁を聞くに、元來此市場の地所は元前田家の家臣富永某と云ふ人の邸宅地にして、其頃全家に信仰厚き地蔵堂がありが、明治維新の際此邸地は他人の手に移り其時より地蔵尊も如何なりしか不明となり、誰れ云ふとなく此地は不淨地なりと云ひ傳へ久しう放置しありしを、今の問屋連中始め近隣其他の有志者が盡力により明治三十七年市場を開設するに至れり（中略）。涼み興行として種々新規の物を撰み冬期まで興行を續けて土地を賑はすに就き因縁深き地蔵を祀れるなりといふ」（六月二三日「北國」）

つまり、維新以降、もとの屋敷にあつた地蔵が行方知れずとなり、だれいうとなく不淨な地と噂されていたことから、市場の活性化に向け、新たに地蔵を安置したというわけである。つまり、富永家に由来しない地蔵がいつしか藩政期伝来と周知されてしまつたのである。

留意すべきは香林坊高の盛り場としての成長の背景にはつねに香林坊下の影響があつたことである。ふたたび昭和一四年（一九三九）「町内評判」にみえる太田南園の語りを紹介する（七月四日「北國」）。

「維新當時にはこの邊一帯を興行地帶となすのが當時の縣の方策であつたので、現在の帝國座、豊洲館の様なものが出来るのを見こして片町裏通の長町川岸邊一帯に芝居茶屋の様な二階續きの家が立ならんであるのもその當時の遺物で、當時淺の川邊の繁華な盛り場に押されその策も成功しなかつたが、時代は三變して現在の香林坊の様な繁華街を呈してゐるのも素地があつたのです。當時の大藪小路方策が香林坊邊で再現されたのです」

香林坊高が發展した基盤には維新以降の香林坊下の興行地化計画があつたというわけである。發展を見越して建てたという芝居茶屋風の建物は現存していないが、実際に明治二〇年（一八八七）頃までは香林坊高より賑わいをみせていたことが「中越新聞」などの記事からわかる。以下、関連記事を抜き出してみよう。

- ・「祭教節 山崎一口齋ハ久しく影を潜くし居りしが頃日又／＼面を出し近々より香林坊下定席に於て興行するとのチラシを出したり」（明治二〇年四月二六日発／二九日付掲載）
 - ・「今度大阪表より伯樂と云へる落語家の來りしを以て當地に有名なる仙太郎と共に本夜より香林坊下定席に於て興行すること」（明治二〇年六月二五日発／二九日付）
 - ・「久しく當地にあらざりし例の祭教節山口一口齋は明後日より香林坊下定席に於て興行するよし」（明治二〇年七月三日発（同月六日掲載））
 - ・「一口齊ハ此頃より香林坊下に於て興行を始めしか妙に大入の人氣なり」（明治二〇年七月一七日発／二一日付）
 - ・「昨夜より香林坊下に於て大女手踊興行を始めしが其女ハ十二三才なれども餘程の大女なり。それゆへ見物人の多きこと實に驚く程なり」（明治二〇年八月八日発／一〇日付）
 - ・「香林坊下に於て此程より手踊をなす大女の大人氣にて毎夜數千人の見物堪へず」（明治二〇年八月一五日発／一八日付）
- (二) 「犀川市場及び諸興行場」の開業
- 明治二〇年頃の興行の様子をみてきたが、その後の香林坊下の發展を促した契機として注目すべきは青物市場の設置である。
- 既述のとおり香林坊界隈における市場の開業は明治二〇年（一八八七）の臨時開設を先駆けとする。それまでは吉田鋼太郎の追想に「明治二十年頃ハ犀川大橋ヲ渡ルト橋場ト云フ青物市場ガアツタ」とある
- ・「越中水見浦に於て捕獲せし飛龍魚を昨日より當香林坊下に於て見世物とせり」（明治二〇年二月九日発／一三日付）
 - ・「當地の落語家にて有名なる桂仙太郎乃一座にハ香林坊下定席に於て此程より興行を始めしに近年になき人氣にて頃日は毎夜大入乃よし」（明治二一年二月一二日発／一五日）
 - ・「昨十八日夜より當地香林坊下定席に於て身振淨瑠璃の興行を始めしに初日より榮富々々の大入なり尤も放樂にして下足賃毫錢なればなり」（明治二一年二月一九日発／三二日付）
 - ・「明晚より香林坊下風呂屋の席に於て乙松一座の万歳を興行す」（明治二四年一月二三日「北陸新報」）
- これらの記事から、明治二〇年（一八八七）頃には寄席があり、落語・祭教節・身振り淨瑠璃、ほか大女の手踊りや動物見世物が催されたとわかる。手踊りの際は観客が「数千人」を数えたとあり、この規模となると、旧富永屋敷跡たる空地で催されたのかもしれない。

ように市場は犀川大橋そばに限られていた。

吉田によれば、その後、明治二・六、七（一八九三、四）年頃に香林坊に市場が出来たというが⁽⁵⁹⁾、設置を具体的にうかがえる資料は確認できていない。

管見の限り、香林坊界隈で市場が認められるのは明治三二年（一八九九）の香林坊高での営業である。記事は住吉市場が火災にあつた際の臨時市場としておかれたとし、このときの賑わいについてもとの住吉市場の繁昌には到底及ばないと伝えている（四月一三日）。

常設の市場が確認できるのは、明治三七年（一九〇四）年である。同年三月刊『金澤明覽』に、高岡町下藪ノ内に魚・青物市場の「谷廣市場あり毎日開市す」とみえる。

この「谷廣市場」の紹介から数か月後、香林坊下の盛り場化を促す大きな変化が訪れる。明治三七年（一九〇四）七月一五日、株式会社「犀川市場及び諸興行場」が設置されたのである（地図二）。

場所は長町川岸一二番地の「屋敷跡」（旧富永家）で、八百物・魚鳥・干物・果実・四十物類の売買取引と諸興行見世物を目的とした。一株五〇円で、資本総額は二万円であった（明治三七年五月二七日「北國」）。

開業をすすめたのは「問屋連中や近隣其他の有志」だった（明治四年六月二三日「北國」）。市場の開設について新聞は「太神宮にも増した好況を見るなるべし」と期待した（明治三七年五月二七日「北國」）。

興味深いのは「犀川市場及び諸興行場」という名称から明らかなように犀川市場は興行地としての役割を当初から担っていたことである。

開業式では相撲・手踊り・芝居・万歳・淨瑠璃・浮れ節・餅投げ・花火などの催しが行なわれた（明治三七年七月一五日「北國」）。このような開業祝いの余興は概して一時的なものだが、市場での興行は恒常化した。

開業から五日目の市場の風景が記事にこうみえる。市場の入口は長町川岸、長町一番丁、大藪小藪の三方がある。長町川岸からの入口両側にはずらりと氷屋が並び、その間をまっすぐ通ると正面に二階建ての小屋があり、喜久松一座が地万歳を興行している。左の方をみると、群衆が立つて掛け小屋の浪花節を聞いている。右側には淨瑠璃が行なわれ、また中央には四本柱の相撲場があり、昼間の第一の人気を得ている（七月二〇日「北國」）。

さらにそれから約二週間後の八月三日には、「種々の余興を續け居るより毎夜却々の人出」があり、同月八日からは「市場興行場」で前月二十五日頃から突貫工事で建設されたパノラマ館で、大江兼政筆による旅順港占領、南山金州得利寺の激戦図が公開された（七月二十五日、八月三・七日「北國」）。

つまり、香林坊下からまつすぐに向かう通りに露店がならび、奥に地万歳・浪花節・淨瑠璃のそれぞれの小屋が建ち、また相撲場があつたというわけである。八月に開業したパノラマ館は相撲興行後の空地

に建てられたと想像できる。

大掛かりな興行は翌年も続く。三八年（一九〇五）七月には鉄割一座の大輕業が市姫通りから同市場へ場所を移し興行を行ない、大好評を博した（七月一二・二五日「北國」）。

市場が興行地としての人気を維持させようとしていたことは芸人と契約関係からも読みとれる。地方歳は「人寄せの隨一」であつたことから開場式余興で出演した地方歳の喜久松一座と来春興行の約束をしたところ、番頭役の梅太夫は出演を了解したものの、あとから一座は来春に別の約束をすでにしていたとわかり、頭にきた市場関係の若連中が喜久松に暴行をはたらく騒動が起きている（八月三一日「北國」）。

開業から五年後、犀川市場は経営体制を一新する（地図3）。四一



地図3 地図に見える犀川市場
明治41年「最新実測 金澤市街地図」

年（一九〇八）四月に越田栄太郎・浅田初三郎・掛野佐一郎が発起人となり、株式会社犀川八百物市場をたちあげる。営業時間は毎日午前八時より正午までだつた⁽⁶⁰⁾。

その後の様子は、四一年（一九〇八）九月の記事に、市内の青物市場について住吉市場・青草市場・犀川市場の三か所があり、住吉・青草で市中のほとんどの需要を満たしているとみえ（九月八日「北陸」）、また大正八年（一九一九）『石川県園芸要鑑』によれば、業績はあるわなかつたとあり⁽⁶¹⁾、順調とはいがたいものだった。ただし、付近の住人には欠かせない場所となっていたのだろう。大正五年（一九一六）の記事には早朝の市場に商品が運び込まれる様子がこうみえる。

「香林坊下の犀川野菜市場には開市前に二三十輛の荷車が處狭く詰掛け居るが、野菜は多く時節柄の胡瓜や茄子が其大部分を占めて甘藍なども見えた。處が荷車の中に褓母車が二ツ胡瓜と甘藍を満載して其内に加はつて居る。石川県の褓母車は近頃荷車代用に澤山使つて居るので往々見受けられる。餘り他所に類のない奇觀である。之等は褓母車に限り無税だから其弊も幾分加味して居やう」（七月三日「北陸」）

ちなみに、市場の存在を確認できるのは、管見のかぎり、昭和一四年（一九三九）の『金沢商工人名録』の市場一覧のなかにみえるのが最後である。

注目すべきは、犀川八百屋市場は、前身の「犀川市場及び諸興行

場」と同様に、興行に力を注いだことである。開業の翌年、明治四一年（一九〇九）六月には、以下のとおり興行地発展に向けテコ入れが行なわれる。

「富永邸も市場に併せて興行地となすべく福井三國の益井、金澤の研谷等大に盡力する所あり。定興行地として爲すことに決定し、今回の動物館を開き續いて自動人形來り、大人氣の中に動物は二十五日限りにて打上げ、其跡へは新來の西洋輕業及西洋曲馬其他引續き涼み興行として種々新規の物を選み冬期まで興行を續けて土地を賑はす」（六月二三日「北國」）。

「益井」とは、国内におけるサーカス巡業の先駆けとなつた福井県三国町の益井商会を⁽⁶²⁾、「研谷」とは金沢の香具師の総元締めであつた研谷彌三郎をさす⁽⁶³⁾。北陸を代表する有力興行師の支援を得たのである。

興行の第一回目となつたのは矢野巡回動物園で六月五日から約一か月間開催された（明治四二年六月一日「北國」）⁽⁶⁴⁾。香林坊下はその後、大規模な興行を楽しめる場として人気を集めた。明治四三年（一九〇九）以降の興行の様子を以下、列挙しよう。

- 明治四三年（一九一〇）一〇月、菊人形を飾った金沢菊花園が開業（一〇月一四日「北國」）。
- 明治四四年（一九一二）四月、益井商会の大曲馬・自転車曲乗り・大曲芸の一座が興行（四月六日「北國」）。曲芸は人気を集め連日満

員だつたため棧敷を増築し、また軍事遺族や傷兵は無料招待し、また小学校児童の団体見物は半額割りとした（四月九日「北國」）。同月一四日には歩兵連隊の千名余が見物した（一四日「北國」）。

- 明治四五五年（一九一二）四月、花屋敷が開業し霧島人形を展示（明治四五年四月二四日「北國」）。

- 大正元年（一九一二）一〇月、花屋敷が開業し菊人形を展示（大正元年一〇月二三日「北國」）。

- 大正元年（一九一二）一一月、白山山麓で捕獲された雌雄のムササビを菊花園前で見世物に（一月十日「北陸」）。

- 大正二年（一九一三）五月、花屋敷前に一時間器具使用料五銭でローラスケートを楽しめる大正館が開館（五月一一日「北陸」）。

- 大正二年（一九一三）六月、花屋敷で明治天皇御大葬行列模型を展示（大正二年六月一四日「北陸」）。

- 大正二年（一九一三）八月、ローラスケート練習場で競技会を実施。五人貫勝者に反物一反が贈られた（八月七日「北國」）。

- 大正二年（一九一三）一一月、花屋敷で菊人形を展示（一一月六日「北國」）。

- 大正三年（一九一四）四月、花屋敷跡で加越能三州の相撲と柔術試合を興行。柔術は市内で道場を営む村田師範の門下生によるもので、観客の飛び入りも勝手次第とした（四月二七日「北國」）。

- 同年（一九一四）七月、花屋敷跡で、研屋が興行視察のため清國に赴いた際契約した大曲芸師李有来一行と関西の演舞喜劇一行の豊正

武団との合体による一座五〇名による曲芸・演舞を興行（七月二七日「北國」）。

- 同年（一九一四）一一月、市場内に寄席の喜久席が開業（一一月一日「北國」）。開場初日の出演は落語の江田太郎、独楽の源水一座（一一月三日「北國」）。

大正六年（一九一七）七月、「動物各種、ライオン、大虎、黒豹、大豹等猛獸の技芸、土佐犬の格闘」などを見せる矢野動物園が開業（七月五日「北國」）。このとき、動物園は本隊と分隊の二会場にわかれ、本隊は香林坊下、分隊が大神宮境内で催された（六月一五日「北國」）。

- 大正八年（一九一九）四月、柿岡商会による世界的曲芸を興行（四月一八日「北國」）。

同年（一九一九）八月、花房商会による世界一猛獸使大曲馬を興行（八月二十四日「北陸」、同月二九日「北國」）。

明治四三年（一九一〇）より大正二年（一九一三）まで、菊花園、その後継の花屋敷といったテーマパークが人気を集め、それ以降はローラスケートや巡回動物園、曲芸・曲馬で話題を呼んだとわかる。

大正六年（一九一七）以後、来沢した興行会社について補説しておこう。矢野動物園は香川県丸亀市の矢野岩太が日露戦争中に山猫を入手したのが興行の始まりである。曲馬などを専門とする柿岡商会は益井の弟分柿岡俊太郎が明治三九年（一九〇六）に創立し、また花房商

会は益井商会の支援を受け大正二年（一九一三）に神戸で発足しており、いざれも益井商会の流れに位置する。なお、明治後期より日本の曲芸を牽引してきた益井商会は大正三年（一九一四）末に消滅した。ちなみに大正八年（一九一九）の花房商会の興行の際、「曲馬の花」とうたわれた、バイオリン伴奏の女性が片町を代表した商家・亀田家の愛娘であった。亀田家没落後、一六歳の時に売られ最終的に花房商会に流れ着いたという。市内十三間町の医師小倉嘉一郎は亡父が亀田家の店員として恩を受けたことから、その座元に頼み五〇〇円で引き取つたという（九月五日「北國」）。

（三）映画館の林立

大正六年（一九一七）頃になると、動物園や曲馬といった大型興行が年に数度催されるだけになつていくのは娯楽の中心が大正二年（一九一三）以降、映画に移つた影響があろう。金沢で映画を日常的に楽しめるようになるのは大正二年（一九一三）の夏以降である。

同年七月、香林坊高の寄席小福座が興行を映画中心とするため、外装を洋風館とするなど建物の改造をすすめ、施設名を一時、電気館に改めた（七月二七日「北國」）。

また、犀川大橋を渡つた先にある野町の神明宮境内では野町口の振興のために神明館が設置される。建物はもと松任にあつた寄席を再利用したもので、興行の中心は映画であつた（八月八日「北國」）。このほか並木町の劇場・尾山座も映画を始め、これら三施設が人気を競つ

た（大正二年八月八日「北國」）。

右の施設での映画は、あくまで各種興行の一つにすぎなかつたが、まもなくして同年一〇月三一日に金沢で始めて本格的な常設館「菊水俱楽部」が犀川市場ローラスケット場の跡地に開業する。「金澤映画館變遷史」によれば、館名は「菊人形の小屋」（花屋敷）があつたことと、近くの犀川の雅名が「菊水川」だったことにちなんだという⁶⁵。

市民は完成した館の姿に驚いた。規模は間口七間奥行き一一間、形状は大坂新世界の浪速俱楽部式、収容人数は約七〇〇名で、高さ六間の正面には数百個の電灯をとりつけ夜間は電光装飾をほどこし、また座席は階上の両棟敷前方のみ畳敷きとし他はすべて椅子とし、洋風の少女が館内を案内する、今までにないハイカラなものだつた（八月八日・一〇月二九日「北國」）。

金沢の芸能批評家夢翁生は「金澤の映画界」で菊水俱楽部の興行の様子をこうふりかえる。「開館當時は東京から關楓葉を主任辨士に呼んだが、高い月給の辨士商賣、世にも羨ましいものの一つであつた。然もその辨士ぶりたるや、齒の浮くやうな美辞麗句の形容詞澤山はまだいいとして「ジヤンバルジヤン」で法律の権化（こんげ）を権化（こんくわ）々々と繰返して平氣だつたのだから、その低級な附焼刃さ加減も思はれやう」（昭和八年七月一二日「北國」）。当時の辨士の力量がうかがえよう。

その後、つぎつぎと常設館が出現する。大正三年（一九一四）六月には尾張町に第二菊水俱楽部、同年七月に大神宮境内にスマル館、同

年一〇月に尾張町に大手館、四年（一九一五）五月に白菊町にキンシ館が開業し⁶⁶、八年（一九一九）一月に福助座が常設映画館・中央館として生まれ変わる。香林坊界隈は一挙に市内最多の映画館集積地となつていつたのである。なお、「金澤映画館變遷史」によれば、スマル館の由来は香林坊の「香」にちなみ、當時としては全国的にも例のないハイカラな名称と評されたという（写真三）⁶⁷。

映画館の林立を受け、はやくに他との差別化をはかつたのが香林坊下の第一菊水俱楽部であつた。八年（一九一九）九月に改築し、当地で初めて米国ユニバーサル社と契約し、音楽は浅草公園・帝国などより名手を引き抜きオーケストラ団とし、人気のあつた水書未狂を主任弁士とした（八月三一日「北國」）。開業から数年後には弁士が映画館の人気を牽引する時代となつたのである。

映画人気で活気をみせる香林坊は周囲から商機に富む場所として目に映つたのだろう。九年（一九二〇）一一月、白菊町の北國劇場が香林坊下（花屋敷跡）に移転し（八月一四日「北陸」）、香林坊一帯は映画館街の様相をみせるようになった。

映画館の進出はこれまで香林坊の賑わいを生んだ大がかりな興行の移動をもたらす。香林坊下の代替地として活用されたのが、大正二年（一九一三）一一月に長町川岸に移転した金沢専売局前の空地（現金沢市立玉川図書館付近）だつた。四年（一九一五）には東京浅草公園曲馬館の柿岡氏会主の東京体育奨励並びに動物学研究曲技大会が同地で実施された（七月二三日「北國」）。



写真3 絵葉書「香林坊大神宮境内」(個人蔵) 中央にスメル館、右端に横山食堂看板、左奥に松竹座、左手前に食堂がみえる。「松竹キネマ」の文字が左奥にみえ大正10年頃の風景と推定できる。

ちなみに金沢専売局のあたりは、明治四二年（一九〇九）四月に北國三県連合自転車大競争（四月一二日「北國」）、四三年（一九一〇）六月に全国連合自転車選手会（六月二八日「北國」）、四四年（一九一二）四月に自転車競争会などが実施されており（四月一六日「北國」）、市民には明治四〇年（一九〇七）代には興行地として親しまれていた場所であった。

小屋掛けの興行の減少は香林坊下だけではなく香林坊高でも進む。夕涼みシーズンには香林坊高が各種興行でにぎわったことをさきに紹介したが、大正六年（一九一七）頃になると、以前とは大きく風景が変わっていく。以下、夕涼みの賑わいを伝える記事から香林坊を舞台とする記載を抜き出してみよう。

「片町から香林坊」（大正六年八月一日「北國」）

「香林坊へ上ると、査公が福助座のマネギと根競べと云つた風に道路の真中に突立つてゐる。（中略）太神宮の方へ廻ると活動寫眞の前に金澤は掏摸のゐない處だと想つてゐるらしい人達が立つてゐる。ノゾキの女が薄い唇で小鳥の様に喋べつてゐるのに、髪の手入れを怠つた不衛生なのが群れてゐる。更に第一菊水の前でしびれを切らした、辨士や女給にお百度を踏む惚いのが出口の氷店で甦つた様に水をすつてゐる。アゝ世の中は泰平である」

「金沢繁昌記 香林坊」（大正一一年六月二五日「北國」）

「狭い境内に活動写真館が二つ。寄席が一つ、それに飲食店や小料理屋、玉突、射的なんぞが庇を突合せて居るので殆ど身動きがならぬ。殊に第一第二の休日には古い文句だが肩と肩とが擦れ合つて進む事も退く時も出来ない。都市計画実施の暁は是非此邊一帯の家屋を取毀つて大々的に擴張をやるひつようがあらう」

露天商や大道芸人にかわり、映画館とその周囲を取り囲む飲食店や遊技場が賑わいを構成するようになったとわかる。この景観の変化は、神農組が差配した旧来の賑わいの世界にかわり、大手の芸能会社とともにをもつ興行主や資本家が賑わいを創出する時代へ変化していったことをしめす。

境内や香林坊下の空地から追われた香具師はその後どうなったのだろうか。関係記録をつなぎあわせるとその行方は二つに整理できる。

ひとつは街中への進出である。別途、検討したように大正後半には夕涼みはかつてない喧噪をきわめ、さらに昭和に入ると、彦三通りが片町とならび夜店の集積地として発展していく。長期にわたり需要が続く夕涼みの夜店は香具師にとって春秋の祭礼以上の収入源となっていたと想像できる。

もうひとつは街中への潜行である。昭和に入ると、暴力と恫喝をもつて収入を得ようとする「不良香具師」が増加し、徐々に暴力団組織化していく。この組織性を持った暴力が敗戦直後の混乱を統御する上で大きな影響力をもつたことは後述する。

(四) 公設市場の設置と外食の普及

大正三年（一九一四）以降、香林坊下は青物市場・見世物興行地から映画館街へと賑わいの魅力が変わっていったことを指摘したが、もうひとつ香林坊下の大きな変化として公設市場が長町川岸に設置されたことをあげられる^{⑥8)}。

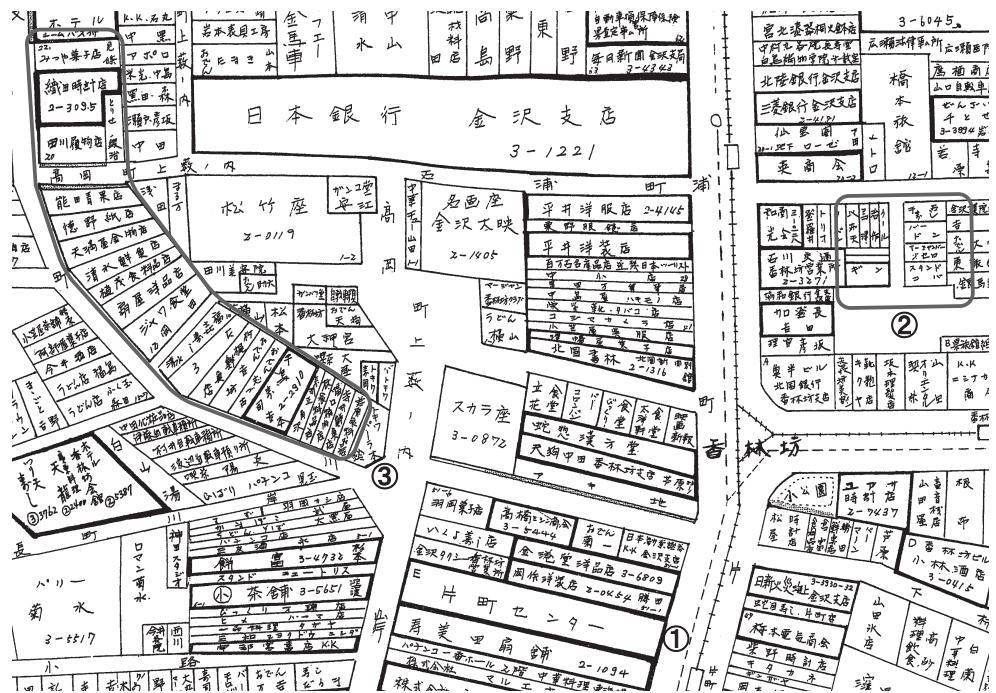
公設市場は第一次大戦をきっかけとする物価騰貴や戦後不況による生活救援のために大正七年（一九一八）四月に大阪に開設されたのをさきがけに全国に置かれた日用品・食料品市場である。

金沢でも大正七年（一九一八）に設置の必要が叫ばれた（大正一二年七月九日「北國」）。九年（一九二〇）の金沢市編『勧業報告 公設市場調査報告』から実現に向け全国の公設市場の視察が行なわれたとわかるものの、竣工をみたのは最初の声から五年後であった。

大正一二年（一九二〇）四月に、並木町（店舗一四軒）、長町川岸（二三二軒）、巴町（一七軒）、同年八月に六斗林広（八軒）、白山町（一四軒）の五か所に市場が設けられた。このときの開業挨拶には設置の目的は当初の社会政策的な意義よりも商工業の改良発達へ移つたとみえる（七月一〇日「北國」）。

昭和二年（一九二七）『金澤市市政概要』には、市場の敷地面積は二六坪で、店舗数は三四店とある。香林坊下市場の場所は右書に「鞍月用水水面」となつており、用水上に商店が並んでいたとわかる。

この造成方法は浅野川の川岸に商店が並んだ並木町と近似しており、河畔の有効活用を金沢市が戦略的にとつたと理解できる。この公



地図4 香林坊界隈 昭和34年「金沢市住宅詳細図」

①片町市民市場（片町センター） ②香林坊横丁 ③公設市場（香林坊下商店街）

設市場の後継にあたる商業区域が、香林坊下商店街である（地図4）。この商店街については昭和二七年（一九五二）の記事に「長町川岸市場」として紹介され、その歴史について「市営市場として二十戸の店舗が建てられ、その後昭和十六年に民間へ払い下げられになり、現在は飲食店七、食料品店三、八百屋三、魚屋一、雑貨、くつ、時計、洋裁店などが経営されている」とみえる。

また最終的に香林坊再開発事業により立ち退きとなつた際の昭和五九年（一九八四）の記事には、大正二二年（一九三三）の公設市場として始まり、鞍月用水を覆う水上商店街」として親しまれてきたとみえる（五月二一日「北國」）。公設市場の名は戦後も通称として使われ続けたのだろう。昭和四一年（一九六六）八月『地番入 金沢市街圖』（石川県立歴史博物館蔵）には「公設市場」のままで表記されている。

各商店はどのような経営の様子だったのだろうか。付近に暮らす元住人に話を聞いてみよう。実家が市場の向いで金魚屋を、自身は昭和二八年より市場の一角で菓子店を営んでいた見城喜久子さん（昭和六年）は当時の思い出をこう語る。

用水の上に二〇軒店があつて、香林坊下商店街と言つた。八百屋が二軒、魚屋が三軒あつて、そのころ買物する場所は近くではここしかなく、変えなかつたから近江町まで行かないといけなかつたので、すごい流行つた。二〇軒のうち住んでいるのではわたしのところのほか

三軒ほどで、ほかは近くに別の家をもっていた。川の上だから湿気があるだろと言われたが、水が流れていると、風が通つて、湿気なんかなかった。トイレは用水に流せないので、三、四軒ごとに共同のトイレがあつた。

昭和二〇年ぐらいから立ち退きの話ばかりになつて、それであつちこつち移転先を探してまわつていた。町内の新年会に行つて、今のが開いていると聞いて、昭和三四四年に移つて菓子屋をした。

立ち退きのときは用水の上の部分は保障にならなかつた。大通り側は階数分だけ保障が出たので、保証金で別のところでビルを建てたりできた。東急ができてから、魚屋や八百屋がテナントに入つたが、前を通つて商品を見て買えないでの、みんな長続きしなかつた。

大正一二年（一九二四）九月、この公設市場の設置と連動してより安価に外食を楽しめることを目的とする公設食堂（簡易食堂）が市場内に開業する（写真四）。具体的な場所は松竹座の横から長町へ坂を下り、橋をわたつた右手にあつた（九月一九日「北國」）。

建物は大正一二年（一九二四）に不振から閉鎖となつた六斗・白山町の市場施設を移築したもので、間口は八間あつた（大正一二年八月二十四日「北陸毎日」）。料理は、一年を通し、香の物と二品付きで一二銭で提供した（九月一九日「北國」）。

この食堂の後裔と推定されるのが、現在、通りを挟んで麺類の飲食店を営む福島屋である。その根拠は、往時の商売人を列挙した昭和二

年（一九二八）『金沢市商工人名録』に、「香林坊市場・大正一二年七月創業・簡易食堂・福島喜太郎」とみえ、公設市場の一角で商売を始めているからである。喜太郎の孫にあたる小泉榮子さんは家の歴史をこう語る。

店ができる一百年くらい経つかね。その前は本町に世界館という肉屋さんがあつてそこで喜太郎は料理屋をしていたが、そのあと鞍月用水の上に飯屋を出して。四高生がよく食べに来ていたらしい。場所は福島寿司から村梶さんまでの三軒分ぐらいあつた。戦時中は片町の加登長に飲食店の女将さんが集まつて雑炊の焚きだしをしたが、その



写真4-1 公設食堂外観 大正15年12月24日「北國」



写真4-2 食堂内部 大正13年9月19日「北國」

ときうちは多くの飯を出したので、歩合制でお金がたくさんあたつたと聞いた。私が三、四才ころかね、そのあと、通りを挟んで向かいの今井さんが親戚で、横の土地が開いたということで前に引っ越したらしい。戦後、父親が戦争から帰ってきてうどん屋を自分で始めた。こつちでも四高の学生がよく食べにきていた。住まいは長町一番丁にあつて、そこ二階を学生の寮みたいにして貸し出していたこともあつた。

用水上に店があつたときは三店分の敷地があつたという述懐は、公設食堂の間口が八間だったという点とも合致していると思われる（大正三年八月二四日「北陸毎日」）。

香林坊に食堂が置かれた前提には、香林坊界隈が外食の需要を満たす飲食店街へ発展をみせた事情がある。その背景には官公庁や学校が近くに集まる地理環境にあつたこと、学生に加えて一人暮らしの工員や勤め人が増大したこと、また映画鑑賞と外食を組合せ歓楽街での時間を楽しむようになつたことを想定できる。

新聞広告から発展の経過をみると、大正四年（一九一五）頃から広告が目立つようになる。香林坊下をみると、四年（一九一五）九月に菊水料理店が大幅に割安で食べられる回数割引券を発行したのが早い例である（大正四年九月二八日「北陸」）。

その後、九年（一九二〇）七月の「北陸一の洋食店」と銘打つ香林軒（七月三日「北國」）、同年九月に第一菊水入り口に「牛鶏すき焼

き」の大正亭（九月一九日「北國」）、一〇年（一九二二）八月の鳥すきの音羽の開業が認められる（大正一〇年八月三日「北國」）。香林軒の後継であろうか、一年（一九二三）三月には東京上野精養軒の料理人を招き仏国式西洋料理店「精養軒」が（三月一五日「北國」）、一三年（一九二四）には食堂のカフェーグリンホールが出店する（八月二七日「北國」）⁽⁶⁹⁾。

香林坊高（境内地）に目を移すと、大正七年（一九一八）にはスメル館前で人気のあつた寿司の横山屋が旧稻荷屋跡を引き受け本店とし、旧来の店を支店とし、寿司以外の料理もだすようにし、また他店より一割安で酒が楽しめるようサービス向上したと宣伝している（一月七日「北陸」／写真三）。

また一〇年（一九二二）八月に天ぷら・寿司・親子丼・天丼の天金（八月八日「北國」）、一二年（一九二三）一一月に支那料理・西洋料理の來々軒（一月七日「北國」）が開業宣伝している。ちなみに横山屋は昭和三年（一九二八）『金澤商工人名録』から大正二年（一九一三）八月開業とわかるが⁽⁷⁰⁾、現在も別の場所で麺類店として営業を続けている。

さらに香林坊三叉路方面では、西洋料理と牛鶏すき焼きのカフェーチンヤ、西洋料理とコーヒーのカフェーブラジル食堂（大正一二年一〇月三〇日「北國」）、日本料理・西洋料理・喫茶の万年館（昭和二年七月一三日「北國」）、うなぎ・天ぷら・鍋類の銀つぼ（昭和四年九月三〇日「北國」）などの広告が認められ、香林坊界隈はフランス料理

から支那料理まで多様な飲食が楽しめる場となつたことがわかる。

むろん新聞広告にみえるのは一部の店舗にすぎず、実際にはそのほか小規模の飲食店もつぎつぎと営業を始めた。大正二年（一九一二）の記事は「近來市中に於ける飲食店が漸次増加し玉川署管内でも日によつては一日二三件の営業願が提出され（中略）本月中に営業許可をしたもののが十二件、之に既往の百五十六件と合して同署管内だけでも實に甚だしい數になる」（一〇月二十五日「北國」と伝える。

また大正一五年（一九二六）三月の記事には行楽シーズンを迎えるため「香林坊内の飲食店その他飲み喰ひ店の新設出願も所轄署へ續々と提出される有様」にあり、既存の営業者は商売の脅威となることを恐れ、代表が広坂署へ新設許可を与えないよう懇願したとあり（三月二十五日「北國」）、大正一〇年（一九二二）頃に香林坊を中心に飲食店が急増していく様子を見て取れる。

八 境内地の買収と改造運動

（一）転売された境内地

明治後期から大正期にかけて香林坊は興行施設と飲食店が集積する、盛り場ならではの雑然とした空間へと発展していったわけだが、どうせん、その発展の背景には土地や施設のめまぐるしい売買があった。明治期の売買の動向は把握できないが、映画館の進出がすすむ大正五年（一九一六）以降になると、香林坊界隈での権利関係の係争が

新聞紙上をにぎわすようになり、所有者の変化の一端をうかがえる。

最初に耳目を集めたのが大神宮境内にあつたスメル館の買収である。大正三年（一九一四）以降、常設映画館が市内に急増し競争過多となつた影響から、五年（一九一六）七月より休館に入つて香林坊下の第一菊水倶楽部経営者は、経営の効率化をすすめるためにスメル館の買収を企てた。しかし、スメル館の権利関係が錯綜していたため、買収はすすまなかつた。

もともとスメル館は開業当時から内輪もめが絶えず権利関係が乱れていた。館の敷地は富山県の人、建物は清水伊三郎、興行は若宮正太郎がそれぞれ権利をもつた。その後、清水の不始末により、建物は小立野の吉岡某にわたる。さらに以前から目をつけていた富山県の牧野某が第一菊水の小西ほかと相談し、新町の石谷金貸業から四〇〇〇円を借り受け、建物の所有権を吉岡から三〇〇〇円で買いつつた。

スメル館の建物は、壁は落ちて骨を現わし館内は雨漏れをするほど老朽化していたものの、だれも修繕の責任をひきうけなかつたのは、かかる権利関係の錯綜から責任の所在があいまいとなつていたからであつた。

第一菊水の経営者はスメル館の興行権をもつ若宮に対し買収を相談したが、若宮は来年の七月まで日活会社の共同経営の契約を締結し、それを破つた場合、二〇〇〇円の違約金を支払わなければならないので、交渉に応じなかつた。この状況を打開するために第一、第二、第六各蒸気消防組頭の三名が仲裁に入り、ようやく若宮は牧野に権利を

明け渡した（大正五年六月三〇日「北國」）。

（二）興行師・坂下栄太郎の香林坊開発計画

大正八年（一九一九）以降になると、当時、北國劇場・尾山座の経営にあたっていた有力興行師の坂下栄太郎が香林坊一帯の大掛かりな再開発をすすめようとした。

坂下がまず目をつけたのは香林坊下で、そこに一大娯楽空間「娯楽園」を造成しようとした（大正八年三月一八日「北國」）。当地に注目したのは、市街電鉄が大正九年（一九二〇）に完成することにより、夕涼み客の動きがかわり、かつてのよう橋場町や片町に客が流れなくなる思いがあつた。計画は以下の四項目からなつた。

第一に香林坊下の道路拡張を契機に菊花園跡を一手に引き受け、入口の八百屋などを取り払い一直線に石を敷き詰め雨天でも下駄履きでも歩ける道路とする。第二に道路の両側に仲見世の軒を連ね、突き当たりの正面に伏見稻荷の遙拝所となる大堂宇を建立し、付近の空地には大噴水、運動器をすえ、四季の草花を栽培し、遊園地とする。

第三に将来的には動物園を設備し、園内には一定の入場料を支払えば、一日、自由に入り出して遊べる仕組みとする。第四に第一菊水俱

楽部は栄館と改め東京の帝国座と連絡して封切り映画のみの上映とし、また喜久席は栄座に改称して、色物や女義太夫を興行する。

結果的にこの計画は頓挫するが、香林坊下の開発発表からわずか一年後に坂下は香林坊高の開発に着手する。

大正九年（一九二〇）二月、坂下は、福井県の土木請負・岩永利一を資金主とし、ほか富山県の黒田次太郎ほか数名の援助により、中央館（旧福助座）・スメル館・小福座、大神宮の入口両側、大神宮横手の稻荷屋にいたる、実質香林坊の区画すべてを二十四万円で買収しようとした（二月六日「北國」）。

坂下は、買収のあかつきには、中央館を市内第一の常設館にすべく日活会社と契約し、またスメル館は市姫通りか小松町のいすれかに移転開業させ、また小福座（のちの浪花座）と隣接する飲食店は取り壊し、そのあとには食堂付きの玉突き場を、スメル館跡にはデパートメントストアを新設し、さらに現在の射的場やうどん・そばの飲食店は撤廃して入口の体裁を変え、境内の通行路はセメントコンクリートにかため、「都會場の娯楽地」に改造しようと企図した。この計画に対し、香林坊界隈の関係者や長らく常設館の設置を望んでいた市姫通りの住人は大いに期待した（二月八日「北陸」）。

坂下の開発の動きに關し、二月六・八日付けの「北國新聞」は土地買収完了、また八日の「北陸新聞」はあくまで計画とそれぞれ報じており、内容が一致しないが、最終的にスメル館の買収などはできなかつたのだろう。

翌一〇年（一九二一）、坂下の買収から漏れたと思われる余地をめぐり新たな騒動がもちあがる。記事によれば、当時、中央館・スメル館を除く境内の余地は浪花座主の柳沢が所有した。ちなみに大神宮の所有地はわずかに社殿と事務所と参拝通路だけだため関係者は事

務所前と通路の隣接地一部を運営上必要として買い取ったという。

騒動の原因は柳沢が余地の所有権をたてにスメル館前面に向かつて射的場用の半永久的な建物の建築を始めたことにあつた。スメル館では営業上の利害関係からもう少し距離を開けてほしいと申し込んだが、柳沢が応じなかつた。

このためスメル館では対抗措置として中央館に通じる空地に高い板塀をこしらえた。警察は騒動をみかね双方の妥協を勧誘したという（大正一〇年三月一一日「北陸」）。

大正九年（一九二〇）以降、香林坊高の土地権利をめぐり係争が多発した直接の背景には、土地がまとまつて売りに出された事情があつた。一二年（一九二三）の記事に明治以降の香林坊高の土地売買の歴史がこうみえる。

「曾て太神宮神職安達某氏が金澤の中央部を占める香林坊一帯を買収し太神宮を建設して神樂太鼓の音鼓々と何時か敬神厚い當地の人々の足を曳いたものだ。時移り月進んで安達氏も引退する事となり幾度か人手を経て石屋仁左衛門、氷見榮太郎外一名の三氏の手に移り、その頃の歡樂境の平和は保たれてゐた。かかるうちに大正九年は來て其賣買権は元市役所土木課で辨當をばくついてゐた市内長町四番丁柳澤正則氏の手に歸し柳澤は其土地を希望者に分譲した、紛糾、喧囂の巷と化したのはこの時からである」（一二月六日「北陸毎日」）

つまり、大神宮が設置されるにあたり香林坊高一帯を買いとつたものの、その後、売買を経て、石屋などの三人の手にわたり、さらに一

括購入した元市役所役人の柳沢が大正九年（一九二〇）に一举に売りに出したことから混乱を招いたというわけである。柳沢とは浪花座主と同一人物と判断できる。

（三）香林坊高の改造運動

ここまで開発の経緯をみてきて注目すべきは興行師の坂下の大義である。坂下は香林坊高から「見苦しきもの」を撤去し、「都会地の娯楽地」へと生まれ変わらせようとした。このような意識が芽生えた背景には市街地の景観変化があつた。

つまり、坂下が開発をすすめた大正八、九（一九一九、二〇）年は金澤の中心市街地が大きな変貌を遂げた時期であつた。街路が拡張され電気鉄道が敷設され、またそれにともない道沿いの店舗の改良がすすめられた。坂下の「都会地」化計画は周囲景観の劇的な変化に同調しようとしたものだつたといえる。

その思いは界限の住人にもあつたのだろう。坂下の動向が報じられなくなる大正一一年（一九二二）以降になると、当人になりかわるよう、住人自身が率先して香林坊高の改造を訴えるようになる。

このとき住民の改造運動の大義の要となつたのが大神宮であつた。つまり、境内地としてふさわしい厳肅さをもとめたのである。

かかる声が高まるのは大正一一年（一九二二）である。境内に飲食店や煮売屋ほか小店が所せまく並ぶ雰囲気は神の神聖さを汚し、かつ神前結婚の意義を損ずるという苦情が出されたのである。この苦情を

受け、大神宮内では移転案が浮上し、「伊勢」の神宮奉斎会で詮議されるまでになった（二月二二日「北陸」）。

香林坊高の景観に対する同時期の世間の意識をしめすのが境内の様子を伝える一年（一九二二）の以下の記事である。

「一帯は震災ならぬバラツクの飲食店がスメル館の横手や大神宮の椽の下までも宛然皮膚病患者のカサブタの様に喰つ付いてゐたので、可惜神域の空氣も飲食店や白粉女の黄色い聲に濁されて金澤唯一の盛り場も裏長屋に百燭の電燈を附けた様な醜さを呈してゐた。夜は一間程の立て込んだ道を歓樂に渴えた人達がウヨ／＼徘徊し法界屋や香具師が暗い大神宮の木影や鳥居の下で盛に風俗を素してゐた」（一〇月二〇日「北國」）

バラツクの飲食店を「カサブタ」、娛樂をもとめる客の動きを「ウヨウヨ徘徊」とする言い回しに世間の忌避感を感じることができる。

ちなみに厳肅さをもとめる声は突如沸き上がつたものでない。興行地としての性格をあわせもつ境内地に対し、賑わいを歓迎する声と、厳肅さをもとめる声双方が早くからあつた。

いまだ大神宮所有地が売買される以前と思われる明治三二年（一八九九）の新聞には「大神宮境内に怪しき家あり 北山氏早く放逐しては如何神域を汚す恐れあれば」（八月一八日「北國」）という投書がある。

大正終わりにおける意見は、もともとのような批判意識の蓄積の

なかで浮上したと想像できるが、境内地の適切利用をもとめた明治二年（一八九九）の趣旨と異なり、大正期のそれはモダニズムがもう瀟洒・洗練さへの憧憬と、それにそぐわない明治以来の古びた興行空間への不満から浮上したものといえる。

このような声をもとに大正一二年（一九二三）には住人が改造組合を立ちあげ改良運動を始める。同年二月以降には吉野広坂所署長の肝いりで付近有志が集まり協議をすすめた。最初の計画では雨天時にぬかるむ境内の路面を、約三〇〇〇円を投じてコンクリート舗装することを最大の目的とし、将来的には不体裁な建物をとりこわし、快適な娱乐场にしようということで方向性が定まつた（二月二二日「北國」）。

界隈住人はこの動きに対し名実とともに百万石の盛り場として恥ずかしくない香林坊にしようと非常に乗り気になつた（三月三日「北國」）。ただし、莫大な経費を要することから漸次に改造を行なうこととし、まず初期投資として要する三万円の寄付を香林坊界隈・市場の有志から募ることとした（三月二一日「北國」）。

大正一二年（一九二三）五月には「付近の興行的設備の亂雜さによつて俗化しつつあるので其森嚴を維持する」ことを目的に三万円の寄付金募集を始めたところ、同月一〇日には三〇〇〇円が集まつた（五月一〇日「北國」）。

同年八月、寄付の動きにも後押しされ、境内の中店四軒敷地を一五一〇〇円で買収し改造をすすめることとなつたが、新たな問題となつた。

たのが住人間の対立であった。自分ならもつと安く買収できると口を出す者が出で、改造が順調にすすまなかつた（八月一七日「北國」）。

その後、吉野署長の仲介のもと敷地所有者の中堀清松から大神宮左手空地及び露店敷地等一〇〇余坪を一一三〇〇円で香林坊組合が買い取ることとなつた。

組合はその資金に保管分の一〇〇〇円とそのほかから融通した金をあてることとした。買収後は、跡地をコンクリート舗装し、また浪花座の腐朽した建物も本年限りで改築させることとした（八月二二日「北國」）。

大正一二年（一九二二）九月、スメル館が改築工事を完成し、それと歩調を合わせるように第一期の改築工事がすすめられる。一〇月にはバラックの飲食店を撤去し空地とし、大神宮の手水鉢を移し、一面に砂利を敷きつめた。バラックの撤去によりスメル館横手の松竹座に通ずる道幅が三尺から二、三間にひろがり、また大神宮横に洋風のレストランが建つた。この改築により以前より人糞が山積し臭氣を放つていたが、それがなくなつた。

その後、第二期工事として、浪花座の改築、横手の犀川市場に通じる小路、松竹座と大神宮の間から公設市場に通ずる貸席音羽屋の坂通りを改造する計画が提出され、関係者の期待はますます高まつたが（一〇月二〇日「北國」）、一二月に入り進捗に水を差す騒動が生じた。

香林坊入口の山崎万年堂の横手に改築への気運醸成のため「香林坊改善費寄付者御芳名」掲示板が改築組合によつて建てられたところ、

これに対し自身の名があげられなかつた山崎万年堂は営業妨害の告訴も辞さないと反発したのである。

店主・山崎の名がなかつたのは、さきほど新聞が報じた売買交渉の値切りが背景にあつた。遡つて経緯を記そう。当初、改築計画にかわつたのは、山崎を組合長とする、香林坊境内及びその外郭の営業者一五名だつた。この体制で敷地の買収をすすめたところ、所有者の中堀はいつたん一三〇〇円でないと売らないと断つたものの、その後、大神宮から交渉をうけると一五〇〇円に値上げする対応に出た。

結局、組合の交渉で一三〇〇円に決定したが、相手により金額を変えた中堀を山崎は不審視し、改めて八〇〇〇円で買収しようとした。中堀がこれを断つたため、山崎は計画を不適当と判断し自宅裏の貸家で飲食業をしている店子二、三軒とともに組合を脱会した。

その後、既述の通り吉野署長の仲介により一一三〇〇円まで値下げされ、組合長を引き継いだ浅野がその金額で買収を取り決め、二五〇〇円を手付金として中堀に渡した。この事態の流れを受け、山崎は自分が名がない芳名額は組合を辞したことへのあてつけと理解したわけである（一二月二七日「北國」）。

翌一二月、山崎と組合の関係はさらに悪化した。売買をすすめるなかで実測面積を改めて計測したところ登記簿面積と一致しないとわかつたのである。山崎は詐術にかかつたといかり、さらにスメル館・大神宮・明治銀行出張所のいづれも坪数が足りず、改築組合が買收し

た敷地との調整がつかなくなつた（大正二二年一二月六日「北陸毎日」）。

大正一三年（一九二四）三月、境内地をめぐる混乱が収まらない状況を見かね、吉野署長や市議が仲裁に入り、買収金額は二三〇〇〇円で五か年償却とし、その資金を寄付によつてまかなうことだけりをつけたが、その後も一向に第二期以降の工事がすすむことなく、市民の間からも批判の声が高まつた（大正一三年三月四日「北國」）。

事態が進展しないなか率先して改造をすすめたのは山崎であつた。

大正一五年（一九二六）に自身の店舗と借家の飲食店三軒を経費三万円でコンクリート四階建てのビルに建て替えたのである。新聞は「香林坊入口面目を改めん」と讃えた（六月一日「北國」）。

ビルは「萬年館デパート」と名付けられ三階には「片町大和屋とうだ呉服店」がテナントとして入つた（大正一五年一二月三日「北國」）。しかし、片町の宮市大丸百貨店に入気を奪われ、その後、業種転換をはかるが、後述のとおり、このビルが香林坊のイメージを刷新することとなる。

改造運動がふたたび動きをみせるのは昭和二年（一九二七）である。同年、「境内の不潔」を改善しようと、松竹座・スメル館の各代表、飲食店・射的場主人など十数名が広坂署に集まり、下水溝の改造成、境内樹木の除去、手水鉢の位置変更、寄付金掲示板の撤去を優先し、空地の清掃をしたあとにバラスを入れることで協議がまとまり、新聞は香林坊もようやく面目一新されると期待した（四月一七日「北

國」）。

一方、別の新聞は「とてもひどい香林坊境内」「餘程の反省と勇氣がなければ整理は覚束ない」と山積する問題を羅列して報じた。これによれば、工事が進捗しないことに加え、当初、組合が寄付金をもつて買収の支払いを終えた後は、大神宮に土地を寄付する計画であつたものの、結局、寄付金は二〇〇〇円しか集まらず、そもそも地権も中堀が保有したままにあつたという（昭和二年四月一八日「北陸」）。

この改造の停滞に注目したのが尾張町・橋場町などの浅野川口の各町によって組織された浅野川振興会であつた。昭和二年（一九二七）四月の彦三大火後の整備計画のなかで、大神宮が老朽甚だしく改築の時期に達し、加えて拝殿前の小飲食店・交番などが雑然と立ち並び神前結婚にも支障が出ていることを聞きつけ、同宮を香林坊から彦三へ誘致しようと交渉をすすめた（昭和二年七月一五日「北國」）。

ようやく一連の買収問題が解決するのは昭和三年（一九二八）秋である。同年一〇月の記事によれば、県保安課は昭和二年（一九二七）五月の市街地建築法施行を受け所有者へ一帯の整理をお願いしたものの一一向にはかどらなかつたが、その後、一部が自発的に改築に動きだし、また境内改造成的キーパーソンであるスメル館の浅野と中堀が協調をすすめ、結果、一一〇〇〇円で浅野が買収することとなり、来月には支払いを終えることとなつた（一〇月二六日「北國」）。

境界・地権をめぐり関係者の間で衝突がみられるものの、一方、改造成すすんだのは境内の経営者たちの間に長年ともに商売を歩んできた

仲間意識があつたからであろう。

この関係を象徴する出来事が立ち退きの免除である。大正一三年（一九一四）にバラック建ての飲食店の撤去が終了したが、ちなみに一軒のみ営業を続ける射的場があつた。店主は花園村今町出身の三歳の男で、一一年（一九二三）に境内が飲食店や香具師の「巣」となつていていたときに移住した。射的場が住家がわりとなつていたが、左足を切断し松葉杖に頼る生活をしていたことから、立ち退きを強制すると生活に困窮する恐れがあるため、周囲が運動をおこし、その男だけ営業継続がゆるされることとなつた（大正一三年六月一〇日「北國」）。

（四）香林坊樂天地の誕生

バラック建て飲食店の撤去を主目的とする改造運動の様子をみてきたが、もうひとつ改造的主要対象となつたのが老朽化した寄席の浪花座や用水に架かる木橋であった。

大正一二年（一九二三）一一月の新聞は「浪花座に改造命令 建物は全く腐朽して危険 市の美觀を損ぶ時多し」と見出しを掲げ、所有主の富樫某は三万円の買収で話をすすめようとする一方、興行主の伊藤は三万五千円の買収額を提示していることから、折衝が滞つていて伝えた（一一月二一日「北國」）。

一四年（一九二五）には浪花座横へ通じる坂と、それと大通りを繋ぐ鞍月用水の小橋が問題視される。坂は「ガタガタ子供や老人は危険

で通れ」ず、橋も「腐朽して欄干がグラ／＼になつては人が歩むとユラ／＼と動搖」し、酔っぱらいが川へ転落する事故があつた。広坂署ではこれを改造するために橋・坂の所有者である上近江町の富樫某に相談したところ、多額の経費を要すると躊躇したもののが最終的に承諾した（七月一八日「北國」）。

昭和元年（一九二六）には劇場取締規則の改正に基づき寄席営業が取り消されたことで、浪花座は空き家扱いとなる。管理が行き届かない影響から、昭和二年（一九二七）には大雪により建物の一部が破損し、また用水の木橋や護岸の石垣なども崩壊した。新聞は浪花座との周辺景観について「市の恥辱」と厳しく評した（昭和二年四月八日「北陸」）。

その後も放置状態が一向に是正されないことから、世間の批判はさらに強まっていく。昭和三年（一九二八）八月には、同座が「犬犬猫の巣窟、不良少年や乞食の宿」となり、都市美觀からも不快であると、付近住人が県保安課へ陳情した。新聞は放置が続いたのは所有者が売値を少しでも高騰させるためであつたと伝えた（昭和三年八月九日「北國」）。県は陳情を受け、旧浪花座の所有者富樫に対し警告をしたが、対応せず県の担当者の頭を悩ませた（一〇月二六日「北國」）。翌四年（一九二九）、新聞は「香林坊の恥辱 浪花座の醜態」（三月二八日「北陸毎日」）、「遂に行き詰つた大神宮境内の改造 持て余す旧浪花座」などと見出しを掲げ、放置を社会問題視し（三月一八日「北國」）、また状況を開できない理由について、富樫某の所有であ

るが、数年前から函館在住の橋谷巳之吉に金六〇〇〇円で抵当にいれしており、富樫ではもはや対応の資金力がなく、また橋谷側も遠い金沢のことなのでいつかは自分のものになると傍観していたことによると内情を報じた（三月二八日「北國」）。

ようやく放置問題の解決に動きがみられたのは昭和五年（一九三〇）である。同年一月、香林坊橋詰めの玉初うどん店の建物所有者の高岡町・八日市屋清太郎が建物を改築するとともに、裏続きの旧浪花座も買い取り、あわせて鉄筋コンクリートに建て替え、また鞍月用水を覆い、マーケットを開く計画を打ち出した。界限の関係者はようやくの打開に力瘤を入れたという（一月四日「北國」）。

八日市屋は言わずと知れた、全国に知られたランカイ屋である。香林坊とは当時の興行やイベントに関わる有力者たちが重層的に関与していた場であったことがわかる。

八日市屋の関与によるのか不明であるが、春に旧浪花座が取り壊された。跡地にはビルディングが建つとか、小公園になるなどの噂が出していたが、西側町の森作蔵が新しく坪八間に九間、二階建て木造で、約三〇〇人収容できる寄席「立花座」を建設した（昭和五年五月一日「北國」）。建設の事情やその後の経営について作蔵の孫にあたる森幸光さん（昭和二十五年生）はこう語る。

作蔵は福光の出身で、野町あたりで牧場経営をしていたときに、売り出しの話があったので、買い取つたらしい。資金を出したのは作蔵

だったが、実際に経営にあたつたのは息子の幸蔵と利雄だった。幸蔵は昭和二六年、利雄はその翌年にあいぎ亡くなり、名義上は利雄の妻、わたしの母親が所有者となつたが、実際には利雄の姉の旦那の黒田さんが經營を仕切っていた。戦後しばらくして建物を洋風に改築して、そのときに名前を募集したところ、ミラノのスカラ座にちなんだ案があつて、それがいいとスカラ座に変えたと聞いた。

そのほかの境内環境も翌六年（一九三一）に改造される。境内の一軒の商店有志は平素の不満を打ち捨て、組合を組織し、三五〇〇円を投じ、立花座横の石ころの坂道を平たんな幅三間の坂に改め、橋は神路橋と銘打ち頑丈な橋にかけ自動車が往来できるようにし、また本殿右の大灯籠を中心に周囲一二、三間の小池を造成し、中央に築山を築き、水道を利用して噴水を設け、大猿舎を造つた。このときに界限の関係者が盛り場の雰囲気にあわないと撤去の最優先候補にあげたのが駐在所であった（七月二三日「北國」「北陸毎日」）。

同年八月一三、四日に開園報告が行なわれ、余興に西廓子供連中の芝居が催された（八月一二日「北國」）。新聞は、一新した香林坊高を「香林坊樂天地」として紹介している（同左）。

新たな設備として猿舎が設けられた前提には香林坊が動物見世物・移動動物園など動物興行の中心地として人気を集めてきた歴史があつたと想像できるが、人々の目に猿はどうに映つたのだろうか。近くの子供たちが興味をもつたことは容易に想像できる。見條喜久子さ

んは「松竹座の前に檻があつて猿が飼われていた。私の弟が檻のなかに指をつこんで、猿にかまれた」とふりかえる。

また大人にとつても無聊をなぐさめる相手となつていたのだろう。

昭和九年（一九三四）一一月には猿を眺めつづける男がいたことから境内を密偵中の刑事が不審に思い尋問したところ、前科者で、懐に仲居やカフェー女給からの手紙數十通を所持していたという記事がみえる（一一月六日「北國」）。

昭和八年（一九三三）の春には境内の一六軒の主人の協議で境内全部をコンクリート舗装することとなり、一五〇〇円の経費のうち、五〇〇円は市の補助を受け、残りはスメル館・松竹座が各一五〇円、ほか赤玉など一四軒で負担した。ほか計画として桜樹を二、三〇本植え、また池に鶴鳩を放ち、また猿舎を移転させ、さらにトキワパラ一横の橋の前に鉄筋コンクリートの大アーチを建設する案が出た（昭和八年三月二二日「北陸毎日」）。

この改造案のなかで留意したいのは猿舎移転である。猿舎の設置に対するは当初から批判があった。昭和一〇年（一九三五）五月には大神宮境内に蜜柑の皮や新聞紙、パンの屑が散乱し、「不潔極まる」状況があり、その原因は猿であることから、「神聖な境内」で飼育することを疑問視するという投書が届いた。この意見に対し広坂警察署は、大神宮は社格がないためそこは境内ではないが、汚くしておくことは都市美を損ねるために、一層猿を管理する飲食店業者に指導する対応にとどめた（五月二日「北國」）。

九 エロとナンセンスの拠点

（一）ホテルとカフェー

大正期、土地の権利係争と老朽施設の改造運動で揺れ動いた香林坊高であったが、昭和に入ると、大型カフェーと立花座の開業により、香林坊はエロとナンセンスの文化拠点として新たな人気を獲得する。

まずはカフェーの市内進出を追つてみよう。金沢におけるカフェー

経営の始まりは明治三五年（一九〇二）開業の金谷館で、当時はあくまで撞球や碁などを楽しむことを目的とする会員制の娯楽施設であったが、大正に入り、廓の冷かし客目當てに、西廓に八洲亭が、東廓に自由軒が出店するなどひろがりを見せた（昭和六年九月二六日「北國」）。

市内で初めてカフェーの名称を掲げたのがカフェーブラジルで、コーヒート西洋料理を看板にした。後年、開業者の才田喜一郎は、カフェーと名付けものの、当時は女給が歌をうたつたり、甘い話を交わしたりすることは夢にも持つていなかつたと語つており、大正末より流行するカフェーとは一線を画す、喫茶店にひとしい営業形態であつたとわかる（昭和六年九月二六日「北國」）。

飲食から女給へカフェーの魅力が変質していくのは大正末年である。大正一三年（一九二四）には不良青年組織の紫団が市内のカフェーの女給を誘拐し金品をまきあげる事件が起きている（四月二九日「北國」）。女給の存在が徐々に社会的関心を集めようになつたと

わかる。

大正一五年（一九二六）に入ると、警察は接客方法の取締りを強化していく。同年二月には女給が夜の一二時を越えてなお芸者類似の行為をしたり、学生相手に放歌乱醉したりしているため検挙された（二月二十四日「北國」）。

昭和に入ると、女給の身なりが取締りの対象となる。昭和二年（一九二七）九月には一部カフエーが人気策として女給に断髪を強要した。広坂署はこれを人道上の観点から禁止したところ、断髪ではないものの、「如何わしい風体でお客に接し媚態を演じるようになったため、さらに取締りを強化した（一月一二日「北國」）。

同年一月頃には雨後の筈のようにカフエーが市内に開業し、広坂署管だけで三五軒を数えるようになる。とうぜん店同士の集客合戦が激化し、裸体画を掲げるなどしてエロの刺激をさらに高める工夫を行なう店まで出現した（同右）。

このころから私娼まがいの女給が問題視されるようになる。昭和三年（一九二八）一〇月には香林坊下のカフエー狸庵の女給が振興劇団羅針座に女優として加わり、団員に対し売春を行なつたことが明るみとなつた（一〇月二一日「北國」）。

翌四年（一九二九）には玉川署管内だけでカフエーが三三軒を数え（五月九日「北國」）、新聞は金沢の町にも「カフエー黄金時代」が訪れたと報じた（五月一一日「北國」）。営業は日の出より深夜一二時までの規定であったが、同年四月頃にはそれを超過し、夜更けまで営業

を続けるようなり、たびたび警察から指導が入つた（五月九日「北國」）。

また、女給の客へのサービスに歌があつたが、これも検挙の対象となつた。同年五月に、香林坊のやつこで女給三人が君恋しの流行歌を歌つたことに過料を申し渡されたため、蓄音機を流し店内をもりあげるようになった（五月一〇日「北國」）。

カフエーが急増したのが昭和五年（一九三〇）である。同年七月の記事は前年の四倍の一〇軒に達したとし（七月六日「北國」）、また同年九月の記事は新規の雇い入れが六一〇名を数えたと報じた（九月二日「北國」）。

カフエー間の競争が激化することで頻発したのが人気女給の引き抜きだつた。この対策として同年一〇月に金沢市カフエー組合が組織されたものの、状況は改善されなかつた（五月二八日「北國」）。

五年（一九三〇）夏以降になると、客の関心をひくために、店内をボックス式として周囲から見えないようにしたり（七月六日）、また舞台を設け半裸のダンサーに躍らせたりするなどのエロサービスが過剰化する（七月二二日）。警察はその監視を強化したことから、新聞にはエロを見出しにかかげた取締り記事が頻発するようになった^①。

店外デートも常態化する。五年（一九三〇）八月には潜入取材を試み、営業終了後、自動車に客と女給が乗り合いして海岸へ出かけるルポが紹介されている（八月一四、五「北陸毎日」）。

市内のカフエーの地勢が大きく変化するのが昭和六年（一九三一）

である。これまで市内には小規模なカフェーが乱立し、特定の街が人気を集めることはなかつた。しかし、同年（一九三二）九月に大阪資本の大型カフェーの美人座と赤玉が香林坊に進出することで、香林坊はカフェーの聖地、夜の盛り場としての印象を抱かれるようになった（昭和六年九月一一日「北國」）。

大阪のカフェーが進出した背景には産業と観光の博覧会開催を翌年に控え、集客施設が近代化を進めた影響もあつた（昭和六年六月四日「北國」）。

美人座誘致の前提となつたのが近代的ホテルの開業である。博覧会の開催を控え、片町の大浦屋旅館が洋風に改装するなど、市内各所にホテルが建設された（昭和六年三月二八日「北國」）。新築ホテルのうち集客の拠点として期待されたのが金沢駅前の安井屋ホテル（金沢ホテル）と香林坊ホテルであつた。

このうち、経営の要としてカフェー誘致を積極的にすすめたのが香林坊ホテルであった（写真五）。同ホテルは昭和六年（一九三一）に片町の糸商・高橋伊吉が、香林坊角の元玉初食堂跡へ、工費五万円で建てたもので、地上四階の洋室ホテル、地下のカフェー（食堂部）からなつた。

高橋は日露戦争当時に陸軍御用で洋服付属品を商い信用を得、事業拡大後、欧州戦争後の好況に恵まれ、糸洋服地・付属品の卸で北陸三県に販売網をひろげた人物で、「街の発展は華やかな商賣から」というモットーで美人座を誘致したという⁽²⁾。



写真5-2 ホテル完成後 絵葉書「金沢名所」（個人蔵）
「香林坊ホテル」の看板がみえる。

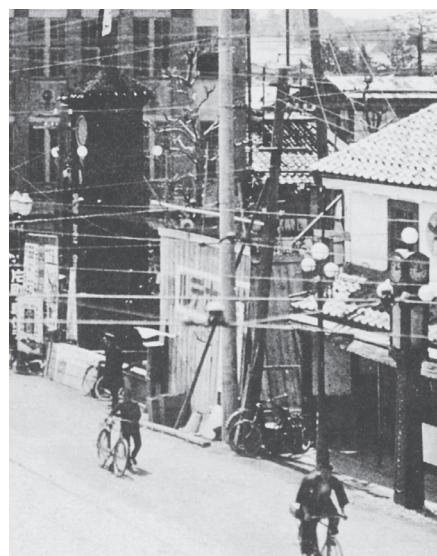


写真5-1 ホテル建設前 絵葉書「金澤名勝」（個人蔵）建設予定地の板塀に
「ホテル」とみえる。

一方の赤玉の建物は、大正時代、香林坊の改造運動でしばしば登場した山崎善松が、大正一五年（一九二六）六月、石浦町側からの大神宮下への参道の改造の声が高まるなか、裏の貸家三軒を含め解体し、あらたに建設したコンクリート四階の洋館である（大正一五年六月二日「北國」）。

この洋館は、既述のとおり最初、百貨店として経営を始めたが、昭和二年（一九二七）七月には西洋料理・日本料理店に変わり（七月一日「北國」）、さらに、赤玉へ一ヶ月二五〇円で賃貸することとなった（昭和一一年七月二〇日「北國」）。

なお、この建物はのちに土地所有権争議で話題をよぶことになる。

昭和一〇年（一九三五）七月にカフェーの敷地が自分の所有地に食い込んでいると、敷地所有者からはみだし部分を削りとるよう訴訟が出了されたのである。

原告・太田豊子側の所有地が石浦町大通りから大神宮境内地に向かう幅二間の道であり実際には私的な利用ができず、かつもしも建物を破壊した場合多大な損害が生じることを鑑み、判決では敷地への食い込みは確かだが、所有権の濫用という判断となつた。土地はもと伊東若松所有で昭和七年（一九三二）に競売で太田豊子が購入したものだつた（昭和一〇年七月一四日「北國」）。

昭和六年（一九三一）九月一一日に美人座、同月一四日に赤玉が開業する（写真六）。特集記事「カフエー夜話」は美人座について「香林坊ホテルの地下室……それは落ち着いたエロで、しかも明るい歡樂



写真6-2 香林坊のカフエー 絵葉書「片町通りより香林坊を望む」（個人蔵）手前に「地下美人會館」、奥に「CAFÉ銀座會館」の看板がみえる。

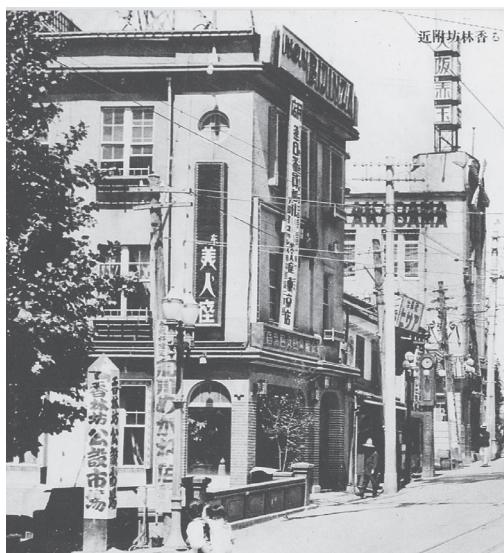


写真6-1 香林坊のカフエー 絵葉書「金澤名勝」（個人蔵）手前に「美人座」、奥に「AKADAMA」の看板、香林坊橋手前に「香林坊公設市場」の木柱がみえる。

の巷だ」「地下室のシャンデリアは既に遠い海底を思はせる」と、地下室という空間がもつ独特の魅力を伝え（九月一二日「北國」）、また赤玉については、「クル／＼クルと四百餘個の電球を配した戀の赤風車が廻轉し、乙女の瞳の如くネオンサインとイルミネーションがあらん限りのエロ味を帶びてカフェー街香林坊交叉點に輝き初める」と外観の華やかさを伝えた（九月一五日「北國」）。内観と外観、淫靡と華美の対比をもつてそれぞれのカフェーの魅力が報じられたわけである。

以後、順調に営業が続くと思いきや、美人座が入る香林坊ホテルは開業後四日目に廃業する。原因是警察による度重なるカフェーの取締りにあつた。美人座と赤玉はそれぞれ一五〇名、二〇〇名の女給の募集をかけ準備をすすめ、美人座にいたつては本部より三〇名の女給が来沢していたが、警察は女給数を美人座は二〇名、赤玉は三〇名と制限した。

さらに美人座に関しては地下室に加え、一階の食堂もカフェーと一体的に経営を行なう予定であったが、警察は、食堂利用は宿泊客に限る（九月一一日「北國」）、また専属の音楽団によるジャズ演奏や街頭での広告を禁止するなどの指示を下した（九月一三日「北國」）。

高橋はこれに嫌気をさし、食堂フロアーを地下室とあわせてカフェーとして貸し出し、また一、二階に大坂の料亭「太市」をまねき香林坊太市として営業を始めたとした（昭和六年九月一六日「北國」）。なおその後の太市の経営をうかがえる資料は確認できない。

高橋は挫折することなく、翌年には別のカフェーの新規開業をもくろむ。七年（一九三二）には美人座の向いにある片町九二番地の三階建ての洋館をカフェー「香林坊食堂」に改造し、一、二階をカフェー、三階を撞球場として開業した（三月一八日「北國」）。ただし翌年七月時点の代表的なカフェーをあげた税務署調査番付には同店の記載はなく（昭和八年七月六日「北國」）、計画倒れで終わったのかも知れない。

カフェーの街頭広告は厳しく禁止されていたものの、クリスマスの夜だけは黙認に近い状況だったのだろう。昭和七年（一九三二）の記事には「香林坊を中心咲いたXマスの華はまづ赤玉と美人座に指を屈せなばならない。サンタ爺と電飾が無茶に珍趣向を凝して行人の眼を惹いてゐる。赤玉ではメンバーが變装してピエロやサンタ爺となつて入口から「いらつしやーい」と客足をクリスマスの夜に呼び入れる」と、店外でクリスマスの仮装をし客を誘う様子がみえる（一二月二三日「北國」）。クリスマスの華やかさを最初に金沢市民に伝えたのはカフェーだったのかもしれない。

昭和八年（一九三三）四月、赤玉は店の内外を五彩のネオンサインで飾り、一階をサロン銀座、二階をスパニッシュサロン、三階をソシアルサロンへ模様替えし、入り口を正面に付け替え、店内に大瀑布を設けるなど、全面改装し、店舗名を銀座会館金沢支店に改める。これに刺激を受け、ほかの市内有力店の人洲亭・玉初・バツカス・ドラゴンも改造や支店設置をすすめた（昭和八年三月三一日「北國」）。実

質、このころには金沢のカフェー業界は銀座会館が人気の頂点にあつたと判断できる。

カフェーの出現は街の夜景を変えていく。以前、報告したように、金沢の人々にとって、「夜店」と称し、夜の街を納涼がてら漫歩して楽しむ習慣が藩政期よりあり、明治三十一年（一八九七）代以降になるべく、その漫歩客を目当てに興行地として発展していくことで、夏場の香林坊は夜の殷賑を極めるようになつた。興味深いのは夏の夜を彩る夜景の変化である。香林坊から片町にかけての夏の夜の風景がこうみえる。

「銀座會館の赤いネオンが輝いた。片町通りを見下ろすと露店のアセチレン瓦斯の灯がまたたいてゐる。夜の金澤銀座の開店だ」（昭和九年八月十九日「北國」）

香林坊から片町方面を望むと、前景にカフェーのネオン、後景に夜店のアセチレン瓦斯の灯がならんでいたのである。カフェーのネオンは、夕涼み気分をもりたてる新たな趣向として受容されたのである。

一方、カフェーのネオンは痴情にまみれた夜の街の換喻となつていく。昭和八年（一九三五）八月には「罪を生むネオン 燐れ切つた淫慾」と題し、香林坊・美人座の女給の堕胎事件が（八月一日「北國」）、また続いて「ネオンの蔭に妖鬼は躍る」などと女給との関係で銀行員を脅す事件が報じられた（八月二九日「北國」）。

（二）立花座とパチンコ店

カフェーの登場によつて香林坊の大通り側は華やかさと淫靡さをあわせもつイメージを前面化させるようになったが、境内地も新たな娯楽施設の登場により場のイメージを大きく変化させていく。

香林坊の新たな人気拠点となつたのが寄席の立花座である。既述のとおり、昭和五年（一九三〇）七月に浪花座の跡に開業し、客席は時代に適応させすべて椅子席に改良した。同年、浅野川口で人気をほこつた一九席が寄席からカフェーに模様替えしたことから、実質、金沢における「唯一の寄席」となつた（七月一三日「北國」）。

開業した年は深刻な不況下にあつたが、かえつて不況が寄席人気を後押しした。六年（一九三一）、客足がにぶつたことで映画館は値引き合戦となり経営難に陥つたために、各館は四〇銭の観覧料を二〇銭に引き下げることで協定した。ただし、客は映画よりさらに安価をもとめ、夜九時から一〇銭で見られる立花座や横安江町の稻穂座の吹き寄せを見にくくなつた（昭和六年二月一日「北國」）。

寄席では「インチキ的」「ナンセンスな」大阪万歳がインテリ層のあいだで人気を集めていたが、しだいに若い会社員が増え、出し物はレビューのバックの引き幕に浮き上がる半裸の娘の脚、紙をかぶつての掛け合いの芝居などが評判を呼ぶようになつた。

この影響は下新町にあつた劇場の第四福助座に及び、歌舞伎をまねた寸劇をするようになり、また先日まで福助座に出ていた女優たちが大挙して舞台白粉をつけたままカフェーのサービスに出たりした。新

聞は金沢興行界のそのころの傾向について「脱線的」「糊塗的」と評した（昭和六年二月一日「北國」）。

浅草と上方双方の人気芸人たち以上に、人気を集めるようになったのがレビューである。杉村千鶴は人気の要因として「脚部の集合体にエロチズムを感じた」ためと指摘する⁷³⁾。とくに若い男性たちの欲望を受けて、立花座は漫才などの色物の興行にあわせ、「エロ」を積極的に売り出していく。

その後、エロの興行と取締りをめぐり立花座と警察はいたちごっこを繰り返す。一〇年（一九三五）二月には「舞臺に發散のエロ御法度」という見出しで警察が「銀座レヴューが極端なエロを發散して特殊の媚態を演じて」いたため興行を禁止した様子を伝える（昭和一〇年二月二八日「北國」）。

また、同年五月、千日前寄席小宝座の漫才師若松家正信・八重子の両人がスポーツ漫才（野球掛合）を演ずる中でバントを使い猥褻極まる挙動があつたことから、上演禁止としかつ兩人へ過料五円を申し渡した。新聞は「禁止人氣の調子に乗る寄席 警察を舐めお客様を馬鹿にした 立花座のエロ萬歳」と見出しにかかげた（昭和一〇年五月五日「北國」）。

ちなみに立花座の出演芸人にかかる経費は、食事・宿・風呂一切を受け入れ側がもち、旅費は基本的に座主と興行主の負担で、呼んだ場合は興行主持となり、一ヶ月六〇〇円から二〇〇〇円となつた。収入が苦しい一座が多いため、四か月、八か月先まで契約したという

（昭和一二年三月四日「北國」）。森幸光さんによれば芸人は立花座の建物内に宿泊し、食事は現在の森ビル（香林坊二丁目）の場所にあつた建物の一階の食堂を利用していたという。

昭和恐慌以降、もうひとつ境内地で人気を集めたのがパチンコ店であつた。金沢へのパチンコの進出時期については昭和九年（一九三四年）の記事に「昭和六年の博覽会の頃」（八月十五日「北國」とあり、また『パチンコ百年史』には五年（一九三〇）頃とあり、現時点では五、六（一九三〇、三一）年頃としか判断できない⁷⁴⁾。

市内で最初の出店が認められるのが香林坊高であつた。昭和七年（一九三二）七月の記事には「流行一錢パチン遊戯は香林坊あたりで非常の當りを」取つてているとみえる（七月二二日「北陸毎日」）。

香林坊で親しまれた射幸型の遊戯場といえば、明治後期以来、射的があつたが、パチンコはそれにかわるモダンな射幸遊技として定着をみたのである。

流行の当初は老若男女が納涼がてらに楽しんだ。昭和八年（一九三三）六月の記事は、大神宮境内のパチンコ店で夕方五時に、紳士、子供を背負つた内儀、角帯の商人風、小学校三年生位の男児一名、印半纏の男、丁稚風の男、中学生五六人がパチンコに興じる姿を報じている（六月一〇日「北國」）。その後、市内各所にパチンコ店がひろがり、九年（一九三四）には市内で約五〇軒を数えた（三月三日「北國」）。

(三) カフェー廃業への対策

昭和八年（一九三三）七月、経営難に陥つてゐた美人座が臨時休業となり、支配人は女給と雲隠れしてしまう（七月八日「北國」）。さらに一年（一九三六）七月に、銀座会館が撤退する。新聞は「灯の消えた銀座會館は歓樂街の矜持を傷つけるもの」と残念がり（九月六日「北國」）、翌二年（一九三七）の記事は「香林坊交叉點も美人座閉鎖、銀座會館引き上げ、みよしの火災による閉店でピツタリ暗くなつてかららしい」（六月三日「北國」）と、二軒のカフェーの撤退に加え、火災の影響で、一時繁華を極めた夜の香林坊に寂寥たる風景がひろがつていたと報じた。

あいつぐカフェーの廃業について『金沢』は博覽会終了後「泡沫」のように消えたと解説するが⁽⁷⁵⁾、銀座會館に関しては再生の道をさぐつたことを付記しておこう。

経営者の榎本は香林坊境内の一角や「くらや」を買収して大規模な喫茶店経営に拡大転換をはかつたり、また片町宮市大丸向かいの空地に豪壮な店舗新築をすすめようとした。しかし、いずれも土地所有者との交渉がまとまらなかつたことから、改めて会館の改修を計画したものの、これも失敗に終わつたという。

榎本にはこのように銀座會館の存続に強い思いはあつたものの、本店側は大阪・京都・東京に勢力を集中させる方針から唯一の地方営業地の金沢からの撤退の方針を決定していた。結局、女給二名を加えた全従業員四六名は三都の営業所で雇用することとなり、また同館が

經營していた大神宮下のトキワパーラーは会館料理主任だった鈴木新七にひきつがせることとなつた（昭和一一年七月二〇日「北國」）。

閉店後にいた女給のうち二〇名は三都に移つたが、一〇名が金沢に残り、まもなくして福井市に移住したが、一ヶ月後には金沢に戻つた。そのうち二、三名は放浪者になり、三名が帝国座横の精養軒、ほかは市内カフェーに収まつたという（昭和一一年九月四日「北國」）。

香林坊界隈の住人はカフェーにかわる新たな活性化の仕掛けを画策した。トキワパーラー店主の栗倉清一とガソンコ食堂の安江義勝が奮起して、大神宮への入口三方向（元銀座會館横、立花座横、日本銀行横）に「香林坊樂天地」のネオンアーチを設けるとともに、松竹座横の路地に埋もれている稻荷社を新たにし、毎月一回を縁日とし境内の映画・園芸館の入場料を半額とする計画をたてた（一一年八月八日「北國」）。

なお、右の記事ではトキワパーラーの店主は鈴木新七ではなく栗倉清三となつてゐる。昭和二六年（一九五一）『石川県商工総覧』によれば栗倉は七年（一九三三）春に同店を買い受け、經營の実際は妻にまかしていたという⁽⁷⁶⁾。鈴木はあくまで料理担当だつたと想像できる。

更新が計画された稻荷社はもともと石川県江沼郡勅使二子塚に鎮座していたもので、明治二三年（一八九九）に大神宮境内に移転し元朝日食堂の場所に祀つてあつた。まもなく廢社となり、神体を大神宮神殿内に納めたままにあつたが、それから香林坊に不祥事が続いたた

め、祟りではないかと、大神宮後庭に祠を設け祀られていた。

稻荷社の移転案は、大神宮拝殿の右手の社務所の場所に高廊下を作り、ここに入口を設け、赤鳥居を数十本ならべ、香林坊樂天地への誘客を高めようとしたものだった（昭和一一年八月八日「北國」）。

香林坊高の振興が期待されるなか、昭和一二年（一九三七）三月、大雪被害を機に境内の光景が一転する。積雪で崩壊した昭和灯と竜の口から噴き出す噴水が撤去される。噴水は大神宮の名物となっていたが、撤去の理由は周囲の一六軒で負担してきた水道代九〇円を削減するためだった。新たな組合長となつたスメル館の才野は広々とした平地に様変わりしたことを受け、朝は植木市、夜は夜店を出し、各館の幟を境内に立てる計画を構想した（昭和一二年三月一二日「北國」）。

カフエーが消えた香林坊三叉路にふたたび活気がもどるのは昭和二年（一九三七）六月である。記事は「蘇へる香林坊」と見出しにかけ、美人座跡にゲーム場、みよしの跡に日本勧業証券株式会社、銀座開館跡に才田清一により一階が遊技場、二階を撞球場、三階を事務所とし、前側に電飾を施したビルが建つこととなつたと報じた（六月三日「北國」）。

証券株式会社の開業は絵葉書や戦後の住宅地図から、また銀座会館跡地の遊戯場については後述の記事から確認できる。ゲーム場が計画された、元美人座の建物については、その後、昭和一四年（一九三九）に香林坊ビルに改称され、所有者の高橋伊吉が月一七〇円で新聞販売業の間中某に貸与した。間中は一階の喫茶白椿をのぞき、ほかに

貸し出しており、実際には開業にいたらなかつたと思われる⁽⁷⁾。

なお、銀座会館跡で経営をすすめたとされる才田精一は昭和七年（一九三二）にパチンコ製造を開始し、その後、国内外へ販路を拡大した才田商会の創業者である。石川県内に關してはこのころパチンコ遊技が禁止され、遊技関連業者は地元での営業に関して別の道を模索していた時期である点⁽⁸⁾、一階の遊戯場は、射的やコリントゲームなどの簡易な遊戯を複合的に楽しめる場所として計画していたと想像ができる。

（四）外食・出前の街へ

香林坊高の振興策として持ち上がつた稻荷社の移転についてはその後、見積もりまで作られたが、昭和一三年（一九三八）三月に神職会と社寺歩兵課は、神社仏閣を利用し私利を得ようとするものが増加していることを理由に不許可となつた（三月一五日「北國」）。

このころ、稻荷社移転と並行し、振興策として重視されていたのが大神宮周囲の飲食店街化であった。昭和一三年（一九三八）三月、スマル館前右手から石浦町まで幅一間半、長さ約一〇間の通路を造り、両側をおでん屋・すし屋・一品料理屋が並ぶ食堂街にしようとする計画が持ち上がりつた（三月一五日「北國」）。

それから一年後、香林坊界隈の青年会有志が、香林坊停車場前の岡作洋裁店を買収して、ここから大神宮境内へ幅一〇メートル、長さ一七間の道路を貫いて、両側を食道街にするか、またチエンストアーワ

商店街にするという計画に練り直した（昭和一四年四月二六日「北國」）。

このような計画が浮上した背景には外食が都市の娯楽として日常化していくことがある。昭和一〇年（一九三五）代にはいると、飲食が香林坊の大きな魅力となつたことは昭和一一年（一九三六）の回顧録である江南三郎「今と昔 香林坊」の風景描写からうかがえる。

「あの加州ビルの前からダンダラ坂になつて片町通りへ、坂を降りて右へ、左へ、それから銀座會館と交番、間を行けば太神宮の鳥居がちよつとおどけて立つてゐる。神聖なるべき境内にエロ萬歳をふんだんに掛けてゐる立花座、毒々しい繪看板に飾られたスメル館、松竹座の映畫館・射的場があつて、うどん屋があつて焼マンチユウの湯氣が立ち上る、そんな騒々しい中から時折思ひ出した様にデン／＼と太神宮のお神樂が響く、まことに疲れ切つた國民の頭に國粹主義者のタメ息を聞くが如く、微苦笑もののアトモスフヒアではある。殊に夜ともなれば晝間のお化けが妖しいネオンの化粧をおしげもなく坂の上からずつと下まで流してゐる。なんだかあれを見ると世間が生詰まつて動きがとれず之見よがしに最後的光芒を放つてゐるやうに見えて僕の胸を衝く。僕は急いで簡易食堂と隣合せの公衆便所へ飛び込む。清々した氣持でギザ一枚をおでん屋喫茶店に如何に僕は有効に消化するか、侘しい寝床が待つて居らうとも香林坊のふところに抱かれてゐる時間がだけが僕は幸福である。しかし、この魅力こそ我々の魂を如何にすり減らして居るであらう」（一月一日「北陸毎日」）

ギザ（銀貨）一枚を「おでん屋喫茶店に如何に有効に消費するか」を心がけ、そして「香林坊のふところに抱かれてゐる時間だけ」で幸福であるという。飲食店で安価にかつ漫然と過ごすことが香林坊の愉楽となつていたことがうかがえる。

飲食店急増の一因としてあつたのが銀座會館・ドラゴンなどのカフェーの凋落であった。昭和一一年（一九三六）八月の市内のカフェー数は一〇軒余り減少して三九軒となり、とくに銀座會館やドラゴンなどの大店の廃業によつて女給は激減した。廃業したカフェーの大半は小料理店に転業したりしたという（八月一五日「北國」）。

外食が都市の娯楽として浸透することで各町が誘客のために競つて造成したのが、飲食店が集中する「食堂町・食道街」であつた。早くに実現をみたのは一（一九三六）年一二月開業の片町・金沢劇場裏の「金劇横町」である（一二月二六日「北國」）。

また一四年（一九三九）一〇月には犀川口に人気を奪われ凋落傾向にあつた浅野川口の住人が対抗策として並木町の浅野川稻荷神社から材木七丁目へ通じる新道を開き飲食店を並べた浅野川食道街を造成した（一〇月一七日「北國」）。

片町の金劇横町への対抗からか、香林坊界隈でも食堂街計画がたちあがる。一一年（一九三六）八月、柿木畠で鞍月用水幅三間半、長さ約一町を暗渠にし、食堂新道にするとともに、柿木畠中央の広場に寄席小屋を建設する計画が立てられた（八月一四日「北國」）。

さらに同年一二月の記事には長町川岸の道路舗装計画が浮上するの

にあわせ、塵芥置き場になり目障りとなつていて、鞍月用水側の側幅一間の道路を市から借り受け、用水に橋を渡し、間口九尺、奥行九尺のおでん屋・天ぷら屋・立ち食い寿司屋など約六軒を並べる計画がだされた。計画地は具体的には香林坊ビル一階の喫茶店白椿横の用水上である。立案者は石川屋の松岡氏と吉田看板店主であった（一二月二十四日「北國」）。

このような食堂街の造成計画は袋町・彦三大通り・木倉町にもつたが、日中戦争開始後の時局に遠慮し、結局、片町金劇横・並木町以外の開業をみることはなかった（昭和一四年四月二六日「北國」）。

ただし、飲食店の香林坊へ進出は、食堂街化計画とは無関係にすすみ、界限は自然と飲食店街の様相をみせることとなる。昭和一二年（一九二七）八月の新聞は、「さても凄やナ 繁華な食堂街」なる見出しが、香林坊界隈から柿木畠・豊町にかけて飲食店が軒を連ねたことが驚きをもつて以下のように報じられた。

「香林下中村菓子店の横に入つて僅か九尺の道路、長さ廿間位のうちに「酒の家」「田蕃」「蛇の目寿司」「フランスバー」「リラード」などが立ち並び、川ぶちへ出てからは、目下、蛇の目寿司出前店が川を前に新築中。これに並んでんぶら屋や酒場が近く開店するといふ。堰の向ふには「芝生」や「酒房ふね」が控へ、右へ折れては「喫茶コンバル」「いの字」、豊町に出て「モナミ」「海づばめ」、片町出口に「まさひる食堂」「砂場」など十六軒の喫茶、酒場・カフェー、寿司店がたち並んでしまつた」（八月一九日「北國」）。いまにつづく飲食店

街・柿木畠の光景が整うのはこのことと理解できよう。

飲食店の増加は香林坊界隈の労働者の昼食の形を変質させていく。昭和七年（一九三二）一〇月の記事は「出前持ちオントレード」と見出しをかかげ、市役所や県庁に、おたふく・春秋・石川屋・ブラジル・鶴来屋・五色家・砂場・桂月・六三堂ほか「およそ香林坊一帯の飲食店が総動員で」出前をもちこむようになり、県庁の廊下は出前箱が行列するようになったと伝えた。

出前競争の激化は、値下げ合戦を促し、石川屋では食堂より安く、価格はチキンライス・ハヤシライスを一八銭、ライスカレーを一〇銭まで抑えた。ちなみに県庁職員四〇〇人のうち弁当持ちは二、三〇人程度であった（昭和七年一〇月二日「北國」）。

飲食店にとつていかに出前の収入が大きかつたかは、戦後の記憶であるが、小泉榮子さんの回顧からもうかがえる。

うどん屋は出前でもうかつた。銀行とか会社関係とか。出前専属の男の人も二人いた。夏になると、氷水を出前した。大歳になると、忙しくなつた。寝るのも三時頃、最後の客となるのは近く（現木倉町）の淺香という床屋さんで、昔は夜中まで商売してたね。見習いが何十人もいた。そこが商売を終えて最後に従業員でそばを食べるのにその出前をつくつて店を終えるのが決まりとなつていて。いまはこんな交流もなくなつたね。

小泉さんが以前の交流を懐かしがるように、当時の飲食店と馴染み客との間には消費という枠組を超えたつながりがあつた。

夕方前、三時から五時のあいだ、近所の店の人らは白山湯に入つて、そのあと、腹ごなしにかき氷を食べに来ていた。その時間、店のものは昼寝している。それで、自分たちで勝手に大盛りにして食べてた。そういうのを見逃すのも商売のひとつだった（小泉さん談）。

付近の住人にとって飲食店は自分勝手に安息できる場であつたわけである。香林坊の飲食店がとりわけ深い関係をもつた馴染み客が第四高等学校の生徒である。彼らを想起する住人の目は温かい。

ストームとよぶ一年最大の学生寮行事では、勢いで街へ繰り出し、悪さをするのがなれば香林坊の名物となつていた。太田眞弓さんは「大神宮境内で四高の生徒がストームをして太鼓をたたいてやぶつたこともあつた」とその蛮行を笑う。

また小泉さんは四高生について「こうふりかえる。

四高の学生は酔っぱらって悪いことをした。店の看板が朝になつて全部入れかわつてゐたり。だれも怒らなかつた。四高の学生さんがしたといふと、お咎めなしだつた。裕福な家の子が多くたつたが、みんな飲み食いにつかつてお金がなかつた。実家の新潟へ今から歩いて帰るという子もいてね。みんな汚い恰好で、下駄は擦り切れるまで履

いていた。お金がないので先輩が後輩に紙切れに書いて、店へいくらい借りてこいとよくいわれてた。私の親もよく用足してたね。

学生にとって学校近くの飲食店やそこの店員は精神的なよりどころとなつてゐる例は今も見られるだろうが、福島さんの話から、とりわけ公設食堂として当初より安価に食事を提供していた同家は特別の存在であつたことを想像できる。

ほかにこのような親密な関係をもつた店に香林坊界隈の石川屋がある。石川屋はサンドイッチやアイスクリームなどの商品や市内初の食堂経営など、つねに時代を先取りする試みで話題を呼んだ店である。

学校に近いこともあり四高生からも絶大な人気を集めたが、その店へ通うのは単に飲食だけが目的でなかつたことが昭和三〇年（一九五五）の記事からうかがえる。

東京在住の四高同窓生一同が「石川屋のおばさん」として親しまれたレジスター担当の女性が上京したのにあわせ、銀座で歓迎会を催し、同窓生の家で宿泊したというものである。そこまでして歓待したのは三〇年前、集まつた元学生たちの下宿の世話や衣類の保管から借金や恋愛問題にいたるまで献身的に奔走してくれたからだつたという（昭和三〇年四月三日、昭和三一年一〇月一〇日「北國」）。

（五）第一土地株式会社の買収計画

大正期に坂井が香林坊の開発をすすめようとしたことを先に紹介し

たが、その後、新たに香林坊の再編をすすめようとしたのが新町の石谷伊三郎である。昭和七年（一九三二）「全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧」には県の三位に上新町・石谷伊右衛門（金貸業・慶応元年生）・四位に同町・石谷伊三郎（会社員・明治二九年生）がみえ、父子で経営していたとわかる⁷⁹⁾。

この経済力を活かし、石谷が興行の世界にかかわるのは昭和九年（一九三四）である。まず並木町の尾山俱楽部の土地・建物を買収する。ただし、このころは興行に関心がなく表に名前を出さずに他人にまかせていた。興行に注力するのは一年（一九三六）以降である。

同年に第二菊水を、翌二年（一九三七）六月、松竹直営から離脱するのにあわせ松竹座のそれぞれ買収を、父伊右衛門を代表名義とした第一土地株式会社ですすめた（六月一八日「北國」）。

昭和一三年（一九三八）、石谷は第一菊水の興行権を獲得し、館名を昭和劇場に改称し、経営の前面に立つようになる。昭和劇場と松竹座の経営に加えて、さらに同年三月には帝国座・豊洲館・スメル館の買収にとりかかった。

ただし、帝国座もスメル館も価格を釣り上げることで買収を回避した。石谷が買収をすすめた背景には金沢の映画館が館ごとに経営者が異なる影響から芸人やフィルムの奪い合いが生じ、価格の高騰を招いていたために、経営の一元化をすすめる意図があつた（昭和一三年三月九日「北國」）。

昭和一一年（一九三六）以降の石谷の買収の影響からであろう。独

自に発展の途を切り開こうと、一三年（一九三八）二月、香林坊の帝国座を経営する沢田外雄と七尾町の前県議大森玉氣は帝国座をレビューライブ劇場に改造しようとした。

持ち込もうとしたレビューは浅草のようなエロ路線ではなく、宝塚の音楽劇に類似するものであろう。すでに栗崎遊園で同様の公演がされ、人気を集めていたが、新たに名古屋から四〇名からなる高級レビューライブをよびよせる契約を行なつた（昭和一三年二月一五日「北國」）。

しかし、当初の目的ははたせず、その後、別の興行師につぎつぎとわたり、昭和一四年（一九三九）一〇月に、豊洲館の館主・豊田豊洲が帝国座を買収し映画館へ改装した。これにより、金沢に残る劇場は尾山俱楽部のみとなつた。

豊田の買収の対象は、帝国座にとどまらず、同劇場を含め豊洲館前一帯九四〇坪に及んだ。その企図の先には一帯を「香林坊新天地」と名付け、射的場・屋台・遊技場・飲食店が集まる繁華街として生まれ変わらせる夢があつた（昭和一四年一二月一五日「北國」）。豊田は七五〇〇〇円の資金まで準備したもの、戦局により計画は頓挫した。

（六）稻荷社の移転

昭和戦前期において香林坊開発をめぐりさまざまな計画が出されたわけだが、その後、活性化策に関して実現をみたのが稻荷社の移転であつた。当初、移転を一蹴した関係部局がなぜ態度を軟化させたのか

理由はさだかでない。

昭和一四年（一九二五）一二月二三日に遷座式が執行された。新聞は移転の目的は皇軍の戦捷に対する感謝と商売繁盛、敬神崇祖の念高揚にあつたと伝える（一二月一九日「北國」）。

興味深いのは稻荷社の由来が変化していることである。既述のとおり、香林坊での祭祠は明治二三年（一八九〇）に江沼郡より遷座したことから始まると説かれていた。しかし、この時点になると、大神宮以前より香林坊片町の守護神として祀られ、武家からも崇拝をうけ、春秋二度の祭典も行なわれていたが、大神宮建設の際にその裏側に移されたと語られるようになつた。

稻荷社の神威を高めるこんな世間話も流布した。稻荷社の横には稻荷舗という鮓屋があり、繁昌を極めていた。そこの妻が狐に取りつかれてしまつたため、稻荷に平癒祈願したところ、無断で稻荷の名を使い饌米を供えず信心しなかつたためというお告げがあり、指示に従つたところ治癒したという（昭和一四年一二月一九日「北國」）。

開発計画は結果的に稻荷社移転のみにとどまつたが、その頃、香林坊界隈の風景は人々の眼にどのように映つたのだろうか。昭和一五年（一九四〇）四月の高岡町上敷ノ内地地区の紹介記事にみえる記載を抜粋しよう。

「一番地が市中随一の歡樂街香林坊だ。カフエー全盛時代にムーランルージュの赤い灯青い灯の赤玉の姿は今も懐かしい思ひでの一つ（中略）。神々しく響く大神宮の太鼓の音、遊技場に遊ぶ人々、美味し

い飲食物の店が今を盛りと大繁盛、映畫常設館、寄席のあるこの一廓こそ金沢市にとって一番親しみとあこがれの街である。現在もこの一廓に足を運ぶ人の多い時は市内でも随一であらう。元赤玉の跡は今は遊技場となり建ち並ぶ遊技場、飲食店あり寄席立花座も賑しく人々を吸引し、ついで日活封切場のスメル館が館容も一新して日活ファンの喜びの的となつてゐる。その向ひ隣は豪華を誇る松竹座が近代お嬢さんの人氣を奪つてゐる。この歡樂街の中央に鎮座します大神宮様、「稻荷様」（四月二四日「北國」）。

立花座・松竹座・スメル館・遊技場・飲食店、そして二つの神社がつくりだす空間に大衆は「一番親しみとあこがれ」ともつたとある。一方、カフエー赤玉のネオンが「懐かしい思ひで」となり、その跡は既述のとおり遊技場にかわつたとあり、香林坊の歴史のなかで昭和初期におけるカフエーの出店と撤退はとりわけ強い印象をもつて受け止められていたとわかる。

ちなみにスメル館は昭和一五年（一九四〇）五月にスクリーン裏より出火し、全焼したものの、所有者の富山県井波町の綿貫佐民が保険を適用し同年一〇月に再建をはかつた。建築法と資金調整法により、以前より一二尺後退せざるをえなくなつたことで、日本銀行側によせて面積を確保させたが、資金が三万円に制限されていたことで一平屋建てとし、椅子席は三五三人分に縮小することとなつた（五月九日、八月六日「北國毎日」）。

再建されたスメル館は終戦数日前に、米軍の爆撃目標になりやすい

という判断から、ロープをつけ引き倒す作業に入ったところ、全倒壊しないうちに終戦を迎えたという⁽³⁰⁾。

(七)「ゴロと不良の根城」

カフェーや映画館の進出により夜の娯楽時間が延び、香林坊は不夜城の様相をみせるようになったことで、新たに浮上した問題は「不良青少年」の跋扈であった。

その系譜としてあらためて注目したいのはさきほど紹介した境内を徘徊していた少年である。昭和二年（一九二七）に活動常設館ですりを働いていた一二、三歳の男児二人は、逮捕後、反省することなく四人の子分がいると豪語していたと紹介した（七月三日「北陸毎日」）。

であつた。

このような少年グループの存在は大正の終わり頃より「不良少年団」として社会問題となつたが、その活動の拠点となつたのが香林坊であつた。

たとえば大正一一年（一九二二）七月の記事は「香林坊を中心に不

良少年の跋扈」と見出しに掲げ、窃取などの少年犯罪が近頃非常に多く、長土堀・此花町方面の九歳から十三歳ころの不良児が香林坊を根城に悪事を働き、ひどい場合は活動写真館のなかに潜入してかつばらい・食い逃げを働いていると伝える（七月二六日「北國」）。

また同年八月の記事は「倍加した 夏の夜を跋扈する不良少年」と見出しに掲げ、不良少年の増加を問題視し、夕涼みで露店が出て人混みとなつている香林坊・尾張町あたりが少年の活動場所となつてゐる

と報じた（八月一四日「北國」）。

ここまであげた関連記事が夏場に集中したように、昭和二年（一九二七）頃までは不良少年たちの行動は夕涼みの賑わいに触発されたものだつたが、その後、昭和五年（一九三〇）五月の記事がカフェーが不良学生団や不良組の根城となつていると伝えるよう（五月二一日「北國」）、深夜まで営業を続けるカフェーと映画館がたまり場となることで、活動は年間を通じてになる。

世間を騒がせたのが昭和四年（一九二九）三月の映画館をめぐる女子高生の退学事件だった。新聞は「奇怪な不良女學生團 大神宮境内に巣喰ふ 映画の觀賞を名に忌はしき行動」と大きく報じた（三月一五日「北國」）。

この事件の発端は映画俳優のファン俱楽部の結成にあつた。人気俳優・林長二郎の主演映画が香林坊・松竹座で上映されてから、金城高女の生徒を中心に団体が組織され、毎月一回あて松竹座へ集まつて映画を鑑賞しているうち、自然に金沢第一、第二両高女や北陸・金城・藤花の各高女や女子職業生も加盟するようになつたことから、団体を開催するようになつた。そのうち映画鑑賞の目的は薄れ、絵葉書店の二階で異性との交流を楽しむことが主眼となり、このことが学校側に知られ、一部生徒は退学となつた。

昭和八年（一九三三）二月には学生生徒がカフェーに盛んに出入りし飲食喫煙し、拳句の果てには泥酔して深夜の街で高声放吟したり喧

喧嘩論したりする者が目立つようになり、この悪風が中学にまでひろがっていると伝えられた（昭和八年二月一五日「北國」）。

翌九年（一九三四）頃からは香林坊を根城にした不良の行動は悪質化し、街で見かけた学生に喧嘩をふっかけたり、小銭を強要したりする事件があいつぐようになった（昭和一二年七月二六日「北國」）。

昭和以降、不良学生とともに社会問題視されたのは不良香具師たちである。かつて神農組を仕切った研谷も回顧録「大親分に聞く昔譚」で昭和初期の香具師の振る舞いについて「私の神農組は警察の厄介になることはせなかつた」と語つており（昭和八年二月一八日「北國」）、一部香具師のヤクザ化がすんだとわかる。

警察も対応に苦慮し、昭和二年（一九二七）には芸娼妓の誘拐を企てる不良香具師などの取締りについて金沢の二大親分であつた竹田将則と中沢四朗（辰次か）を広坂署に呼び出し子分の監督を徹底するよう注意を与えている（六月九日「北國」）。

昭和初期には廓ゴロと称し遊廓が不良香具師の稼ぎの場となつていたが、昭和五年（一九三〇）頃にはカフエーが、さらに一〇年（一九三五）頃になると「飲み屋ゴロ」といい、飲食店が稼ぎ場となつた。たとえば、一二年（一九三七）には香林坊下のトキワパーラーで飲食中の男性を傍らのテーブルのいた男性四人が酒や金をたかる事件が起きている（六月一〇日「北國」）。

遊技場や飲食店が集まる香林坊はなるべくしてゴロを引き寄せる磁場のようなイメージをもたれるようになる。昭和一三年（一九三八）

に世間を震撼させたのがピストルを持し銀行強盗を働くとしていた二〇歳前後の六名のギヤング団の存在だった。香林坊を徘徊中に一味は逮捕されたが、このような行動にたどりついた前提には小学校卒業当時から麻雀・撞球・喫茶店などに遊びふけり「香林坊ゴロ」として芽生えたことが原因であると記事は伝えた（二月八日「北國」）。

また昭和一三年（一九三八）八月にはもと栗崎遊園のレビューガールで、香林坊・大神宮を根城にして、不良少年を束ね、市内百貨店などで万引きをしていた、通称「白バラのじやん」と呼ぶ一九歳の女性が逮捕された（八月二〇日「北國」）。

このような不良たちの素行の悪さから、昭和一〇年（一九三五）頃になると、香林坊は危険な場所というイメージがひろまつた。同年六月の記事で以下のように印象が語られている。

「この頃香林坊邊を散歩すると危険です…」誰いふとなくこんな言葉が傳はつてゐる、それは不良ギヤングがばつこしてゐることである。洋服をきて會社員か銀行員の如き姿をしてゐるから一見判別し難いが、時折學生の變装までして純良なる人々を脅かすといふから、却々用心ものである。（中略）新しい喫茶店などが出来るとき、またやうに御祝儀にありつかうとする手輩もあるといふから、始末におへない。元巡査が經營してゐる麻雀荘からできへ若干のお熨斗料を頂いて歸つたのさへあるのをきいては、うつかり開店さへも出来ないわけである。ネオンの灯に叛いて、斯うした不良が闇に躍つてゐるのは、カフエー業者も、純良な客も困憊するところで何とか處置をとら

ねば歡樂境は悪化するばかりとならう」（六月一日「北國」）

香林坊の交番も界限の取締りに苦労したことは、「香林坊の道法さん」として親しまれた巡査が昭和五年（一九三〇）から一年（一九三六）まで香林坊派出所に勤務したときのことを語った話からうかがえる。

「昭和十二年ごろ香林坊にヤシがばつこしてスリが絶えず、連續十五件を突破するようになって、これは捨ておけぬと道法さんはある日想をねつて湯上り姿でたもとに茶わんのかけあいを入れ 鈎金でえりのところに結びつけてぶらりと香林坊の人だまりに出た。このワナにかかるて捕まえられたのが前科九犯にのぼる遠藤春右衛門という五十九才になるスリの名人だった。それ以来、スリがしばらく途絶えたと いう逸話がある」（昭和二七年九月二九日「北國」）

ちなみに交番の建物の歴史について、別の巡査は、明治時代のもので、大正七年（一九一八）に移転したが、広さはわずか三坪で毎日九人の警察官が出入りし、迷い子や人事相談で終日ごつたがえす有様だつた、と語っている（昭和二三年一〇月二七日「北國」）。

巡査の活躍をみると市民は香林坊の派出所に日々、感謝していたかにみえるが、実際には煙たがる声が多くた（写真七）。昭和初めの香林坊の改造運動の際、組合関係者が「目の上の瘤」として撤去の優先にあげたのが駐在所であった（昭和六年七月二三日「北國」）。

昭和六年（一九三二）九月に大阪のカフェーが進出したときにも界限から、「香林坊入口に古めかしい交番のあることは風致の上からも



写真7 広坂側からみた香林坊 絵葉書「金澤市街（香林坊）」（個人蔵） 参道を挟み交番（左端）と山崎万年堂（中央）がたつ。山崎家後ろのビルはスカラ座。六角形建物（右端）は公衆電話。香林坊の公衆電話は明治39年に金沢郵便局が境内入り口近くに「自動電話」を設置したのが始まり（明治39年5月4日「北國」）。

同方面發展の上からも事實一般に歡迎されてをらず」と移転希望の声が多く出たため、香林坊組合は移転に必要な費用の寄付を自主的にもとめた（昭和六年九月一二日「北國」）。

その後、移転をめざす動きはさらにひろがりを見せる。翌月の記事によれば、香林坊組合に加え、石浦町・片町なども交番の移転を望み、集まつた改築費用寄付額は一〇〇〇円余りに達し、また移転場所については鞍月用水の上が決定しかけたという。しかし、用水側との折衝がまとまらず頓挫し、結局、警察は移転を見合して寄付を返還することに落ち着いた（昭和六年一〇月二二日「北國」）。

結局、交番が移転するのは昭和二三年（一九四七）に行幸と国民体育大会に合わせ第四高等学校の敷地の一角に移転してからである。現在、香林坊交番は元同高付近に立てられているが、その位置は戦後に定まつたものといえる（一〇月二七日「北國」）。

一〇 香林坊・片町の闇市

（一）敗戦直後の香林坊

終戦直後、金沢の街中は日々の食料や物資をもとめる生活困窮者であふれかえつた。昭和二〇年（一九四五）一一月の記事は、石川県の失業推定四万人のうち就職したのはわずか約四二〇〇名で、ほかは市内繁華街の一角や路傍で柿・蜜柑・蒸し芋・黍だんごなどを売る街頭商となつたり、またブローカーとなつて暴利を得たりして、困窮をし

のうとしている」と伝える（一月二三日「北國毎日」）。
市内各所に出現した闇市の中ではあちこちに傘を差しながら柿を、芋を、またメリケン粉を固めただんごのやうなものまで賣つてゐる一群がある。老人もあれば、主婦もあり、血氣盛んな若者もある。みんな食はんがために暴利を人々に強いてゐるのである。しかし、これらの人々は「私たちは決して暴利を得てゐない……」と口を揃えて語るのであつた。「あれを見て下さい。この頃喫茶店や食堂で賣つてゐる柿や蜜柑を四切や五つ切で六十錢、七十錢もとつてゐるぢやないですか、さうすれば柿一つ五十錢、六十錢で私たちが賣つても暴利でなくかうせねば私たちが飢ゑますよ……」と（同右）

闇市はまもなくして取締りの対象となる。「不良青少年の温床とまでなつてゐる露天市場は警察の取締を無視して最近では煙草、餅、おはぎ、長靴などまで店頭にならべ公然と無法な高値で販売している」ことから、昭和二〇年（一九四五）末、香林坊の露店商人を一斉に検挙し、うち二〇人を食糧管理法・統制法・衛生取締法により処罰した。

連行されたのは、ヒゼンでただれた手で黍団子を売る二〇歳の復員兵、駅前市場で干鳥賊を一〇円で買い、一二円で売る転売専門の四九歳の男性、団子一個を八〇銭で買い一円で売る四一才の男性、東京で

戦災にあい、金沢へ来て、からかい餅・団子売りを本職とする四八才の男などだった（昭和二〇年一二月三〇日「北國」）。食料が不足する中、転売で生計を立てるしかない人々が多かつたとわかる。

閻市の放置状況に変化が起きるのは昭和二一年（一九四六）二月である。近江町市場が自治統制を敷くために青草辻近江町市場自治協会を組織したことにならい⁽⁸⁾、各閻市は自治市場へと改編されていく。同年二月には昭和通りの露店商二五〇人が金沢駅前昭和会と称した自治市場組織を（二月一三日「北國毎日」）、また同年六月に彦三一大通りの露店が彦三露商組合をそれぞれ結成した（六月一五日「北國毎日」）。

香林坊・片町方面では同年二月一六日に香林坊の露店商人が竹田将則の音頭で金沢街商組合を結成し、閻値の抑制や統制品の販売禁止を取り決めた。取材のなかで竹田は從来の神農組を合併させ将来は全市の街商を包含すると意気込んだ（二月一八日「北國毎日」）。竹田の言葉通り、露天商の組合は、同年春頃に県露商組合連合会へと発展した（昭和二一年七月四日「北國毎日」）。

金沢街商組合の会長には竹田将則、副会長には中宮辰次（通称辰か）・三好敏且が就いた。注視すべきが会長の竹田である。金沢の閻市を最初に仕切ったキーパーソンといえるが、いかなる人物なのか。その活動がうかがえる資料に昭和九年（一九三四）の記事がある。内容は芸妓引き抜きをめぐる当人と石坂遊廓楼主との間のトラブルに関するもので、そのなかで「竹田組の會長、神農会の大親分として

北陸興行界に勢力を張つてゐる」と紹介されている（二月一六日「北國」）。

金沢における神農組については以前、大正期までは研谷家が権勢をほこつたことを報告したが、竹田はそのあとをひきつぐ親分であつたわけである。副会長の三好の経歴は不明であるが、中宮辰次は昭和二年（一九四七）に竹田の後をひきつぎ組の親分になつた人物である（七月一日「北國毎日」）。

ちなみに敗戦後に神農組の再編を目指そうとした竹田の企図はすでに戦前に芽生えたものである。昭和一五年（一九四〇）の記事から、竹田は從来の神農組を基本とする体制の脱却をめざし、親分子分制度の廃止、インチキ商法の廃止、露店商人の資質向上などを目的とする組合を組織しようとしていたと判明する（一〇月二二日「北國毎日」）。

県露商組合連合会は困窮する人々を救済する機能をもつた。敗戦一〇か月後の市内の様子を伝える「十箇月目の報告」で県露商組合連合会の役員が露天商の前歴について以下のようにコメントしている。

「そりやいろいろな人がありますよ。満鐵から引揚げた重役さん、朝鮮で柔道師範をしてゐた五段の先生もあれば、戦争で旦那を失つた未亡人、氣の毒な人さんばかりですよ。（中略）ここにあると警察の身上相談にのつてゐるやうなモンですよ。あれ、あすこにあるのはなんとかいふ元高等官です」（昭和二年七月四日「北國毎日」）

露天商は、敗戦後の都市で生き抜くための数少ない生計手段となつ

ていたため、当然、参入者が激増し、まもなくして「族生する同業者、露店の反乱と新圓失調、そこが見えた購買力の減退で飽和状態から其倒れの淵にのぞ」むよくなつた（昭和二年七月四日「北國毎日」）。

(二) 片町市民市場の成立

増加し続ける露天商を統制・管理する手立てとして市内各地に自治市場が出来たことを先に記したが、従来報告がなかつた香林坊・片町の様子を詳しくみてみよう。

現在も香林坊界隈の年配者の記憶に残るのが現在の片町センタービルの場所にあつた市民市場である（地図四）。もともとは犀川口の外食を代表した石川屋があつた場所で、戦時中の間引き疎開により一六〇坪の空地となつていた。この空地に目をつけたのはムービー菊水の館主の松本由で、石川屋の松岡と交渉し、一八万円で買い取つた。そのころはまだ終戦直後のころで開発の計画もなかつた。この空地を市場として利用しようとしたのが上久保茂である⁽⁸²⁾。

後年の記事にその設立の経過についてこうみえる。「市民市場ができるのは昭和二十一年二月二八日で、当時、市内の目抜き通りのねこの額いのような土地にもバラック建ての露店商が濫立、市当局では衛生・交通などあらゆる点からよくないと、立退きを要求したため、上久保氏らが中に入り、一箇所にあつめたのがこの市場である」（昭和二八年八月一六日「北國」）

松本由は上久保に請われるままに土地を貸与した。右の記事では二月二八日開業となつてゐるが、三月五日付記事には地なしの最中があり、実際の開業はそのあとだつたとわかる（三月五日「北國毎日」）。開業後、人々は市民市場ではなく「片町の闇市」と通称しているという⁽⁸³⁾。

市場に出店できたのはどんな人か。記事によれば県露商組合連合会が引揚者・罹災者・転業者・復員軍人を優先的に加入させ、他府県からいかがわしい分子の潜入を防ぎ、市民に気軽に買い物ができるようになると、一人一坪七〇〇円程度の割合で分配したという（三月五日「北國」）。

物資不足が深刻な時代、市場は付近の住人に重宝する存在であつた。小泉榮子さんはこうふりかえる。

片町センターのところに市場があつた。戦後、洋服もなんにもないので、よく親と買ひに行つた。真ん中に細い通りがあり、その両脇に一間ほどの幅の店が並んでいて、中におばちゃん一人で店番してたね。カヅキ売りをしていた人らが店を出したのでないかね。大通り側は衣料品が多くて、奥の方にいくと食べ物がならんでいた。

では市場にはどんな商品が売られていたのか。二年（一九四六）七月の記事には「市民市場をのぞくと地下足袋一足が百五十圓、ゴム靴が二百二十圓、釣竿一本が二十圓から、ビワ百匁が十八圓、男物麻

の長襦袢が二百圓、女物夏の一重帯が二百五十圓、リング一個が七圓、二代三代つかへるといふランドセルが四百五十圓で売られていたとみえ（七月一四日「北國毎日」）、さらに後年の回顧録には衣料・食料品のほかおでん屋が数十軒もならび、一杯屋では二級以下の酒一合三〇円、アルコール入りのあやしげなカクテル一〇円、芋団子一皿一〇円などの値段で飛びように売れたという⁸⁴⁾。

戦前からの夕涼み文化の流れで市場もまた夏の夜が稼ぎ時となつたのだろう。二一年（一九四六）七月には納涼大売りだしとして夜間営業を開始している（七月一〇日「北國毎日」）。

留意したいのは市民市場の成立をすすめた人物についてである。昭和二三年（一九四八）の同市場の広告に顧問として上久保守・中宮辰・笹原清松・中川金治の名がみえ、これら三人が成立に深く関与したとわかる。

広告にみえる肩書きをみると、中宮辰（次）・笹原清松とともに市会議員であるが、既述のとおり、中宮は竹田組に所属する（七月一日「北國」）。また中川金治は広告には医療・雑貨・ライターを扱う丸金商店店主であるが、後掲の記事では丸金組組長とある（昭和二三年二月三日「北國毎日」）。

このうち剛腕をふるつたのが上久保である。新聞広告の肩書きは金沢遊技場組合長・上久保興行株式会社社長・石川県議会議員であるが、もうひとつ、中沢組組長としての顔があった。

金沢の時事風俗雑誌の『新北陸』によれば、中沢組は大正九年（一

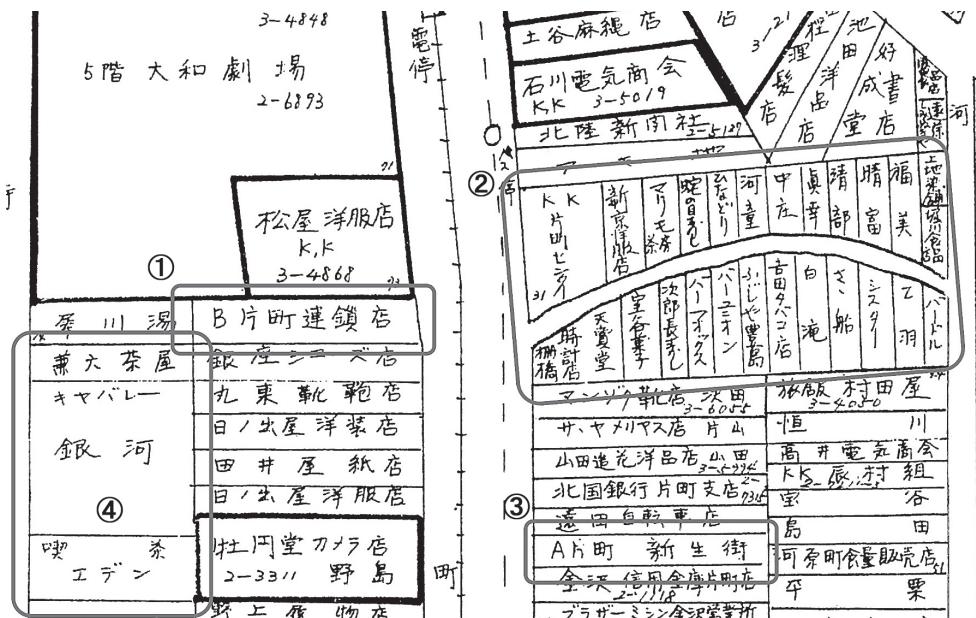
九二〇）に大阪生まれの中沢正吉が大阪のテキヤ飴源一家から離れ金沢で一家を構えたことから始まり、その後、露天商を看板とする七つの分家、六つの一家をもち、その数二〇〇人余りの県下最大規模の勢力を有したという。戦後になり、三代目を継いだのが上久保であつた。上久保の親分時代について右誌はこう記す⁸⁵⁾。

「プラツク・マーケット街に勢力を拡げ政界にまで手をのばし、初代中沢親分の勢力に匹敵する地盤を築きあげた。その頃が的屋の黄金時代というわけだ。しかし上久保親分の生活が派手であつたため、たちまち経済的に行詰つた。ここで鹿追い賭博（インチキバクチ）といふ芝居を打ち関東方面まで荒し廻つたが警視庁に検挙された」

つまり、昭和初期頃より金沢の香具師の世界を仕切つていた二大派閥の中沢組と竹田組の親分が協調して闇市の運営にあつたわけである。いうまでもなく市場の管理にあつては境内などでの香具師の場割りの技術をいかし、場所代を新たな収入源としていたと理解できる。

（三）片町連鎖店街と市民納涼劇場

さらに昭和二年（一九四六）七月には大和（旧宮市大丸）横の空地に片町連鎖店が誕生する（地図五）。一日の開業予告広告には「市内に散在するわれわれ同業者は團結を固くして自主的統制をとり露店商人としての眞面目を示す」とあり（七月一日「北國毎日」）、また二〇日の開業広告には「連鎖店はその名の如く趣向の變つたデ



地図5 片町界隈地図（大和周辺） 昭和34年「金沢市住宅詳細図」

①片町連鎖店 ②市民納涼劇場付近（新片町商店街）

③木倉屋マーケット食堂街（片町新生街） ④古寺町の飲食ビル

パートであります。ご希望の品物は何でもいいで整へられます。音楽も行ひます。(七月二〇日「北國毎日」)とみえる。

官美行（官美行）（昭和二〇年「北國毎日」）によれば、その成立の経緯については後年の記事に片町の洋服店主で県議だった小間井與一らが三人の引き揚げ者や戦災者の更生のため土地を貸して飲食店街にしたのがきっかけとみえる（昭和三七年四月一三日「北國」）。その店舗構成がわかるのは昭和三三年（一九五八）『金沢市住宅詳細図』からである。街は二九軒から構成され、店舗名をみると、はるみ・くるみ・順子・悦子・ますみなど女性名が目立ち、スタンダードバーが多かったとわかる。

市街地の空地は市場として利用されるだけでなく興行地としても活用された。昭和二年（一九四六）七月には大和前に市民納涼劇場が登場する。主催は竹田興行部・吉田興行部・片町連合会・北陸興行株式会社で、開幕時にはコニックショウ・東宝笑劇隊・希望軽音楽隊・お好み演芸会・盆踊競演大会・相撲健闘大会が（六月三〇日「北國」）、また翌月には人間ポンプの見世物と澤井雪湖など十数名により花柳流舞踊が催された（八月二〇日「北國毎日」）。

劇場を運営した興行会社の実態は昭和二六年（一九五二）『石川県商工総覧』に若干の紹介文がある。竹田興行部は竹田興行社とあり、その創業は昭和二年（一九二七）、代表は竹田将則、事業内容は映画館の松任会館他の諸興行である。また吉田興行部は長土堀にあった昭和一年（一九三六）創業の鶴市興業社（社長・吉田弟次郎）、北陸興行株式会社は昭和二年（一九四六）創業の野田寺町の上久保守興

行株式会社がそれぞれ該当しよう⁽⁸⁶⁾。

納涼劇場となつた土地は、宮市大丸の通り向かい（片町二九番地）にあつた加州銀行片町支店（元加賀実業銀行金沢支店）跡地と推定される⁽⁸⁷⁾。

大正一三年（一九二四）、加州銀行片町支店は本店と併合したことにより建物を解体する。跡地一三〇坪は林屋仲太郎が買収し、その後放置されていた。昭和八年（一九三三）頃にキリンビール社が土地の賃貸契約を結び、夏場は「キリン園」という公園名で開放していたが、使用しない夏以外も賃貸料を払い続けるコストの大きさから撤退した。

跡地には金沢劇場を建築する話もあつたものの、大橋口に移転してほしいという要望が高まり、そのまま空地状態がつづき、その後、雑貨商の山田藤太郎に管理がまかせられていた。昭和一三年（一九三八）になり、時局下、防空施設としての利用が叫ばれたことから、植樹やベンチをおき、市民の憩いの場所として開放することとなつた（昭和一三年九月七日「北國」）。

敗戦後、市民納涼劇場として活用されるまで、実質、空地の状態が続いたのだろう。戦後、その土地を所有したのは宮市大丸の井村徳二と林屋家であったが、関係者が敷地を借りに行くと、「井村の方はオーケーと來た」が林屋の方の了解を得るのに「随分手古ずつた」という⁽⁸⁸⁾。なお、同劇場の活動が昭和二二年（一九四七）以降に認められなくなるのは空き地に商店街が造成されたためと想定できる。

昭和二四年（一九四九）一〇月には上久保が百貨店前の空き地（二八〇坪を買収し、土地を六坪から一〇坪に分割し、一階建ての商店街を造成する計画をたちあげた（一〇月二〇日「北國毎日」）。

開設をみたのは二五年（一九五〇）一一月である。「新片町商店街開設」と題した出店広告には「片町通り、河原町、堅町の循環道路となり歳の市、初売りを間近に控へ、今後の發展繁栄を来たす最も理想とする近代的商店街」とその魅力がうたわれ、分譲内容について「店舗三二軒 概略間口二間、奥行三間の二階建店舗住宅（宅地付）」と案内している（一月一二日「北國」）。小泉さんは現在の天貫堂ビル横の小路沿いの商店街を「新片町」と呼んだと記憶されており、当該地が後継にあたると想定できる（地図五）。

ここまで昭和二五年（一九五〇）までの闇市の経過をみてきたが、順調に経営がすすんだわけではない。昭和二一年（一九四六）八月一日、内務省の命令により全国的に闇市の解体がすすめられたのにあわせ、石川県でも禁制品の販売禁止、飲食物の価格違反、無届道路占有について取締りを行なうなど、闇市の統制をはかつた（昭和二一年七月三一日「北國毎日」）。

道路占有の撤去対象には「金澤市彦三通り、昭和通り、英町、南端国道の人道上における蔬菜畠」が含まれており、闇市近くの道路上に野菜畠を造成し露店に供給していたと想像できる（同右）。

この取締りを受け、上久保は県商工經濟会を訪ね、こう反論した。「市内の商店に今日なほ多量の闇商品が販賣されてゐるにかかはらず、

これを取締らずわれわれ露商に對してのみ販賣を禁止するのは不當である。禁止して他のものの販賣を許さねば関係者全員が路頭に迷ふこととなる。會員中には多数の引揚者、戦災者遺家族があるから統制品の一部を配給し露商を繼續できるやうにしてもらひたい」（同右）

翌月には県商工經濟会で県露商組合連合会各支部代表の座談会が復員者同盟、引揚者同盟、戦災者同盟などをオブザーバーに迎え行なわれた。参加者は露店商人について「從來のやうな賭博をやり酒をのみ喧嘩をするといふやうなもの集まりではない。復員者もをれば戦災者、引揚者もある、露商に對する考へ方をかへて貰ひたい」と主張した（八月一三日「北國」）。

しかし、結局、卸値價格が高騰する中で販賣價格を抑えられなかつたことから、県は一〇月五日に取締り規則を施行し、統制品の販賣禁止や營業許可の制限をさらに強めた（一〇月一七日「北國毎日」）。

結果、市内に關しては昭和・彦三・近江町・市民広場・連鎖店・大神宮境内・納涼劇場跡の七か所のみを「露商營業地」に指定し、それ以外で營業していた露天商は同月三一日までに指定地に割り込むか、転廻業するよう命じた。この指示を受け大和百貨店裏の露店飲食業者一七軒のほか、愛宕・石坂・大学前・大神宮下の各露商は立ち退きすることとなつた（二一年一〇月二七日「北國毎日」）。

県の取締り対策を受け、露天商は生き残りをはかるために介在ブローカーを排除し、露天商自体が直接、生産者となるために、北國物産協力株式会社をたちあげ、鮮魚・塩干魚・青果物などを直接生産加

工することとし、会社で發動機船一隻と貨物自動車一台を保有したといふ（昭和二一年一〇月一七日「北國毎日」）。ただし、實際にはその後も規則は守られず、八月から一〇月にかけて毎月一五〇件の取締りを數えた（一二月一日「北國毎日」）。

翌二年（一九四七）七月、飲食關係の露天商が転業を余儀なくされる命令が下される。食糧危機を切り抜けるために國の指示を受け、七月五日より、米軍專用料理店である仙宝閣、指定を受けた勤労者向け食堂、喫茶店をのぞく県内の料飲店が營業禁止となつた。その対象は一七〇〇軒余り、従業員は三〇〇〇名に達した。

料飲店營業禁止の影響は闇市にも及んだが、各市場で対応に違ひがあつた。片町市民市場は、冰水・茶菓で營業を続けようとする喫茶店転換希望が大半を占め、また資本を有する者は青物・古物商・食料品・雜貨商への転業をねらつたという。

また片町連鎖店でも喫茶店転換希望者が多く、団子売りに頼る人々が相当あり、禁止令はその生計を断つものと憤慨していたといふ。また彦三は全員が引揚・戦災者だつたため打撃を受け、関係者は政府に對し「戦災・引揚者の敵だ」と泣いて訴えたといふ（昭和二三年七月三日「北國毎日」）。なおこのとき市内の喫茶店で、營業を最初に許可されたのは七四軒で、ほか、喫茶店への転業の許可については國內の食糧狀況を鑑みての判断となつた（七月五日「北國毎日」）。

立ち退き命令の上に、さらに飲食商の禁止により生計手段を失う

人々が増大する事態を受け、連合会は露天商や戦災・引揚者七〇名の救済をはかるうと、小立野の大学前道路に露商店街の設置を企画した。

金沢医科大学の反対により計画は頓挫するが、運動の効果があり、新たなる営業地として並木町露天街が設置された。露天街は二二年（一九四七）八月時点で八分が完成していたが、途中、一部の地元住民が設置の取り消し運動を始めたことを受け、上久保連合会長が組合員を引き連れ県知事や関係部局にトラブルの処理を陳情しようと息巻いたという（八月一九日「北國毎日」）。

なお、このほか、不正業者撲滅や物価高・物資不足の対策として小規模な私設市場が犀川口を中心に市内各所設置された、確認できたのは、生鮮魚介類・荒物・日用品・家庭必需品を扱う「金沢市指定販売所 犀川マート」（昭和二一年四月二一日「北國毎日」）、「公認衣類交換会 四親会 金澤鍛冶片原町 常設市場」（昭和二三年七月一日「北國毎日」）、「木倉屋マーケット食堂街」（昭和二十五年六月二八日「北國」）である。

このうち繁華街の中ほどにある関係からか、長く親しまれたのが、木倉屋マーケット食堂街で、のちに「片町新生街」に再編され、昭和三〇年代後半まで存続した（地図五）。

（四）闇市から商店街へ

昭和二四年（一九四九）五月一日、飲食店営業が再開する。このとき自治市場の飲食店に関して、新聞は「この客は粹人か金回りのあ

まりよくない連中か、小型ヤミブローカーを主」とするため「再開ともなれば客を他にとられる憂いが多分にあるため從來のやうな殺風景な掘立小屋式の店は一應模様替えに迫られている」と報じている。

このような危機感から再開時には料理店一四七軒、飲食店四一六軒が県へ店内改装の許可申請を行なつており、簡素な飲食店が徐々に減少していくとわかる（昭和二十四年四月二三日「北國毎日」）。

その後、並木町の露天商は昭和二五年（一九五〇）六月に大和裏で新天地商店街として（六月一三日「北國毎日」）、また彦三市場は昭和二四年（一九四九）一二月に尾山町に尾山商店街として（一一月二八日「北國毎日」）、昭和市場は、田丸町の日通跡地・石川薪炭倉庫跡・柳町梶川木工場跡の三か所に、それぞれ移転することとなつた（昭和二四年九月一七日「北國毎日」）。ほぼ同時期に新片町商店街が開設されたことを報告したが、同商店街は撤去を強制された各地の露天商の受け皿となつたと想像できる。

なお、尾山商店街の建設にあたつた尾山建設株式会社の役員構成は取締役社長に小間井與一、常務取締役に杉野清一・北村久が就き、一方、新天地商店街運営の役員には、片町市民市場を仕切つたのと同じく、責任者上久保守、相談役中宮辰・笛原清松の三名が就いた。上久保が敗戦後の香林坊・片町再生の中心的役割をはたしたこと改めて確認できよう。

なお、地蔵尊が新天地のシンボルとして街中の中心におかれたのは落成時である。もともとは横井小児科医院の庭隅にあつた。落成広告

には「大槻傳藏家に安置されていた地蔵尊を縁日地蔵として御安置致し毎月十四日を縁日サービスデーとして御奉仕致す」とみえる（昭和二十五年六月一三日「北國」）。近くには犀川下のシンボルである富永家由来とされる地蔵尊があり、それを真似て安置したのだろう。

昭和二七年（一九五二）以降になると、香具師の親分が各市場などの表舞台に立つことはなくなっていったのだろう。同年四月には市民市場を運営する商工会が、今後一層の繁栄を期すため、発足時の有志一名が発起人となり、雑貨・洋服小売業など三八店、料理業二七店からなる片町銀座商業協同組合を創立する。役員の名前をみると、未知の人々ばかりであり、運営は商店主が仕切ったと想定できる⁽⁸⁹⁾。

（五）増大する暴力・恐喝事件

カフエーの出現により香林坊が不良青少年のたまり場となつたことを先に紹介したが、戦後は新たに闇市が不良の根城となつた。香林坊を拠点にしたのが林坊団なる不良少女団であつた。少女二人が団に入するまでの経緯を語つた記事があるので紹介しよう。

一人は腕の桜とハートの入れ墨にちなみ「岐阜地桜団の姉御」と自称した人物で、岐阜県で生まれ喫茶店・バーを転々とし金沢へ流れつき、無錢投宿しているところを逮捕された。聞けば、母がおらず、一七才のときに岐阜の喫茶店で妻子がいる男性と付き合うようになり、男性の狂気じみた要求に耐え切れず不良仲間に投じたという。

もうひとりは市内西馬場町生まれで、右手に女一代・大山、左手に

なでしこの花と入れ墨をしていたことから「大和なでしこの姉御」と呼ばれた。両親はおらず、昭和一九年（一九四四）から香林坊に出入りするようになり、不良団に仲間入りし、団の男性とつきあうようになった。男は盜難で刑務所入りしてしまい、不良のはかなさを知ったが、その男をたよるしか生きるすべがないと語った（昭和二一年六月二七日「北國毎日」）。

二人が入れ墨をしたのは当時、不良の間で流行した影響である。金沢の管轄署の調べによれば、男は絵がトカゲ・蛇、文字が力・男一匹、女は絵がハートと矢、ハート、文字が恋・一心が多かつたという（昭和二三年七月一九日「北國毎日」）。

また、昭和二二年（一九四七）には食生活の苦しさから「闇の女」が増加した。二二年（一九四七）の記事は市内だけで五、六〇人（六月二二日「北國毎日」）、翌年（一九四八）の記事は金沢市東山公園、駅前、香林坊付近、小松・七尾の総計が一〇〇余人を数えたと伝える。

検挙された場所は、宿の斡旋をかねた誘い込みが多かつたためか、香林坊界隈や東山公園（卯辰山）以上に、駅前や駅付近の昭和市場が目立つた（昭和二三年七月一日、同月二八日「北國毎日」）。

不良や暴力団による恐喝・暴行の増大を受け、警察はその取締りをすすめたが、二二年（一九四七）七月には中沢睦会長上久保守、竹田組長中沢辰、丸金組長中川金治、卯辰睦会長卯辰雅俊、竹田組同志会長竹田憲一の各親分が集まり任侠連合会を組織し、不良を一掃するた

めに遊廓や盛り場に取締り事務所を設けた（七月一日「北國毎日」）。

加えて二二年（一九四七）一二月には警察が年末七日間に暴力団・不良青少年団の徹底検挙にあたつた（一二月六日「北國毎日」）。しかし、いざれも効果はなかつた。詳述は避けるが、その後、暴力団・不良少年団の活動はさらに激化し、二五年（一九五〇）ころからはヒロポンの密売製造が新たな社会問題として世間を騒がすようになる。

なお、昭和二五年（一九五〇）の法務府特別審査局の団体規制令にもとづき、全国の七団体が「暴力主義的団体」として解散と役員追放が命じられた。七団体のうちのひとつが、中沢組の系列に属し、昭和二三年（一九四七）に不良狩りの一役をになつた卯辰睦会であつた。

同会初代会長の卯辰雅俊は、玉川署管内露天商連合会理事をつとめた香具師世界の重鎮だったが、その六〇名の子分が、暴力行為・傷害・恐喝・銃刀法所持などの前科をもち、一団となつて市内を徘徊し秩序を乱していたのが解散の理由となつた（昭和二五年六月二一日「北國」）。

一 変貌する三叉路景観

（二）耐火建築への改良

戦後、閻市が中心市街地のなかに商店街・飲食街として組み込まれ、街中が新たな相貌をみせる一方、香林坊界隈で新たな問題となつたのが旧態たる建築物であつた。

昭和二七年（一九五〇）五月の耐火建築促進法の施行により、道路沿いの建物は三階以上の耐火仕様に建て替え、また道幅を一五メートルから二二メートルに拡大することとなつた（⁹¹）。

住人の回顧録「近代化工事の十年」によれば、耐火工事の促進をもたらした背景には、交通事故防止のために歩道整備の機運が高まつたことと、また昭和二七年（一九五〇）五月に香林坊橋爪一帯が大火にみまわれた事情があつたという（⁹²）。

交通事故と火災という二つのリスクが香林坊の三叉路景観を変化させたというわけだが、実際に二つの状況を検証してみよう。まずは交通事故である。

香林坊で交通対策がとられるのは昭和六年（一九三二）八月からである。交通専務警官を武藏が辻・香林坊・片町に配置するとともに、歩行者の横断線を引く対策がとられた（八月一五日「北國」）。

警察は厳しい態度で指導にあたつたため、大衆の間で不満が爆発した。新聞は「民衆を手籠めにする交通整理の暴力化」と警察の行動を厳しい口調で非難した（八月二八日「北國」）。同年一〇月には武藏が辻の交通巡査が通行人を殴り、免職となる事件まで発生した（一〇月三日「北陸毎日」）。

この事件により大衆の反発はさらに高まり、結局、取締りはなし崩しとなる。同七年（一九三三）八月には雑踏日以外は巡査が監視にならなくなつた（八月二一日「北國」）。

自動車への対策がとられるのは昭和一〇年（一九三五）である。同

年五月には香林坊から片町の宮市大丸前にかけ交通事故が頻発するために片町組合が警察に路面に白線を引き車道・歩道の区別をすることや車徐行の装飾表示塔の設置を県保安課に陳情した（五月二十五日「北國」）。さらに、夕涼みシーズンの七月には、遊歩者の安全を守るために日銀前から大橋詰めまでの速度を二五キロ以内に制限した（昭和一〇年六月十九日「北國」）。

戦後、道路の主役は人から自動車へ変わる。昭和二五年（一九五〇）一月の新聞は「一日に四台増える物凄い金沢の自動車」と題し、県内の自動車所有数が過去にない激増を見せたと報じた（一月一〇日「北國」）。

自動車の事故多発地帯となつたのが香林坊の三叉路だった。昭和二六年（一九五二）九月の新聞は事故の要因を「危い入り乱れの通行」と伝えた（九月一六日「北國」）。この事故から数日後、金沢市は「香林坊は道路がせまいため交通事故の原因となり、街の発展をさまたげている」と三叉路の拡張工事をすすめると発表した（九月二〇日「北國」）。

工事の対象となつたのは、事故が多かつた、広坂から片町へ曲がる左折部分であった。工事にあたり、虎井印刷店店舗と宇都宮書店の空地からなつていた土地を買収しようとしたが（九月二〇日「北國」）、宇都宮書店との交渉は三年に及び、ようやく同二八年（一九五三）一月に売約が成立した（一月三日「北國」）。

道路の拡張後に問題となつたのが左折部分の残余地だった。昭和一

九年（一九五四）一二月、汚れた香林坊裏部分を通行人にみせないために三五坪ほどの土地にマキ・イヒバ・カエデなどの樹木を植え芝生を敷き詰め、その中央に長谷川八十吉のアヒルをいだく少年像を建立した（一二月二六日「北國」）。いまもこの場所は香林坊界隈の中で小公園的な機能をもつていて、そのルーツは交通事故対策が発端だったわけである（写真八）。

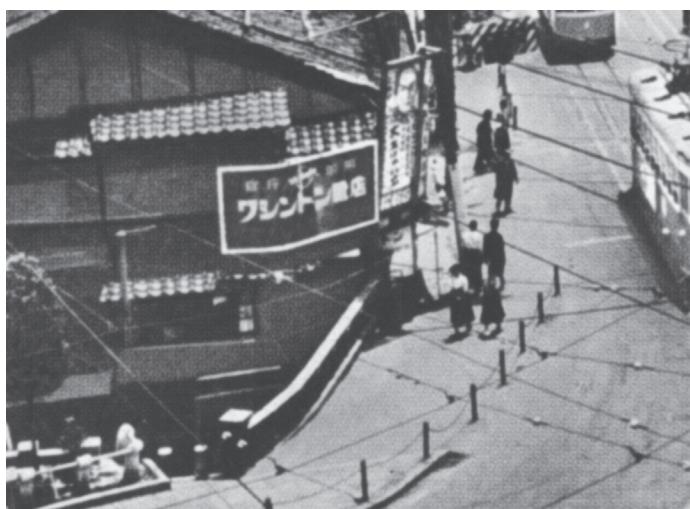


写真8 道路拡張後の香林坊 絵葉書「香林坊」（個人蔵）
左端に小公園とガードパイプがみえる。

耐火建築の促進をもたらしたもうひとつの中である火災をみてみよう。促進法の公布に重なるように、当

時、香林坊は火災が続いた。昭和二七年（一九五二）五月二六日には香林堂・大和タクシー香

林坊営業所の建物、隣接の朝日新聞金沢支局・

川村茶店・金沢写真院など五戸が全半焼した（五月二七日「北國」）。

二八年（一九五三）四月には白昼に仙宝閣で出火し、一二、三階が焼失した（四月二八日「北國」）。同年一二月には北國新聞販売所のビル、隣家の中田精肉店、蛇窓、平和信用組合、びっくりや・大洋軒・コロンバン・立花食堂など一二世帯に被害が及んだ（一二月一二日「北國」）。

さらに昭和二九年（一九五四）五月末には香林坊のタカラ写真材料商が全焼し、隣家の平井洋装店・中小化粧品店の一部を焼く火事があつた（昭和二九年五月三〇日「北國」）。

延焼が激しかった二八年（一九五三）末の記憶だろうか、小泉榮子さんは火事の様子をこう語りかかる。

火事になつて全部燃えて。その建物の地下には新聞販売店が入つてゐた。私の方（香林坊下）へ風がまわり、こつちに燃え広がると心配したが、表通りの方へまわりこんで、あのあたりの店が焼けて。立花座は消防とつながつていて（コネがあつて）、ホースで水を入れて燃えることはなかつた。

昭和二七年（一九五二）から二九年（一九五四）にかけての火災の多発を受け、県建設課は耐火建築を強力に推進する方針を明確にした（昭和一九年五月三〇日「北國」）。

ちなみに二九年（一九五四）五月の火災後、撤去がなかなか進まなかつたのが香林坊橋詰にあつた旧美人座の建物であつた。放置が長く

続いたことから「香林坊の焼けビル」と称されるほど、市街地中心の不名誉な名物となつていた。

対応されなかつたのは権利関係のもつれからだつた。発端は昭和二一年（一九四六）にさかのぼる。同年、所有者と借家人四名との間で立ち退きをめぐり係争関係が生じ、それが解決されないまま、火災が起き、その後の対応をめぐらし係争が悪化した事情があつた。結局、借家人は立ち退き、所有者はビルを解体することに決着した（昭和二九年八月一三日「北國」）。

焼け跡は目隠しのために戸板で囲んだが、再建の目途がたたないことから、三〇年（一九五五）九月には元タカラ写真材料店のあとに「ひやかしの店」なる金沢の名産品をならべたのれん街が出現した。

陳列品は九谷焼・大桶焼・壽煎餅・落雁・深山の雪・くるみごり佃煮・輪島漆器・染色工芸・加賀人形などだつた（九月一八日「北國」）。住宅地図をみるとかぎり、空地にふたたび建物がたつのは、ようやく昭和三八年（一九六三）で、「高橋毛織」が認められる。戦前から土地所有者の高橋家が再建の責任をとつたとわかる。

（二）批判される都市環境衛生

閻市の撤去や香林坊の景観整備がすすむなかで、意識されるようになったのが、一部商店街の見苦しさや悪臭であつた。まず問題視されたのが、もとの公設市場である。戦後、民間へ払い下げとなつてか

ら、付近住人から苦情が出るようになった。昭和二七年（一九五二）にはその声を受け市部課長会議で立ち退きの代執行も視野に入れた改善要求がだされた（九月二一日「北國」）。

改善対象となつたのは三点である。第一点が交通問題である。払い下げ後、市場側の建物が約一メートル道路にはみだすようになつたため、四、五メートルあつた道路が三・五メートルにせばめられ、自動車・自転車の交通量の多いところは身動きできにくいくらいの雜踏を呈し、そのうえ空箱や自転車などが地上におかれているためますます交通を混乱させていると批判された。

第二が便所の衛生問題である。公設市場の時代は、建物を日中だけ使用していたため用をたすときは付近の民家や商店に頼んでいたが、払い下げ後、約三分の二がここに住居を構えるようになり、自然用便も下の用水へたれ流しが習慣となり、ごみや汚物もどんどん捨て去られるようになつた。また夜間、道路上にもあちこちに大便をするものが現われ、伝染病のもとになると非難された。

第三が水害である。用水の氾濫対策のため、市場の店舗が道路面よ

り一尺から二尺も高くなつていて、払い下げ後、用水上に張り出している床下のケタを一尺から二尺ほど用水の内部へ下げるようになつた。その影響から流水が堰きとめられ、また川浚えができなくなつたため、降雨の際には付近の道路・民家への氾濫被害が増加した。

これらの批判をみると、戦後、一部の店舗を住宅兼務とするようになり、また店舗の利用の安全や利便のために改良をほどこしたことか

ら、周辺との軋轢が生じたと読み取れる。

なお、最後の用水氾濫に関しては店舗改良が要因として批判されているが、もともと香林坊下は氾濫地帯であり、市場住人も苦労していた。小泉榮子さんは水害が絶えなかつたことをこうふりかえる。

雨が降ると、前の川が氾濫してね。道路が全部、川の状態になつて、小学校のときは学校へ行けなかつた。泥水が店の中に入つてきて大変だつた。それで三浦精肉店のあたりに水門を造つて、トンネルで長町一番丁の方へ流れるようになつた。そしたら法船寺の方へ水が流れようになつたものだから、そこの町会の人、が文句を言いに來たことがあつた。

もう一か所批判されたのが石浦町と仙石町の間にあつた飲食店街「香林横丁」である（地図四）。昭和三〇年（一九五五）に污水を直接、溝に流す構造だったことから悪臭が問題となつた（六月八日「北國」）。

現在はアトリオ（大和百貨店）が建ち、往時の面影はないが、近くに官公庁や企業が集まつていてこともあり多くの顧客があり、また界隈の人も最員にした。見城喜久子さんは「香林横丁は戦前からあつた。天ぷら屋のいけ天はおしかつた。島津さんのところは木のミシンがあつて、木型屋をしていた」とふりかえる。

なお、この一角の店の構成がわかるのは昭和三一年（一九五六）以

降の住宅地図からである。このころは表通りの耐火建築の後ろ側はまだ空き地が多く、店舗は八軒にとどまっている。同三八年（一九六三）になると、空地の半分ほどに店舗が進出し、残った空地はガレージに利用され、また同四二年（一九六七）にはガレージにかわり香林坊バッティングセンターが建つた。

一一 直営映画館とスタンドバー

（一）ストリップと映画街

では戦後、香林坊が盛り場としての活気をとりもどすのはいつだろうか。記事を見るかぎり、その発端は終戦から約一〇日後の昭和二〇年（一九四五）八月二四日である。同日、松竹・金沢東映・帝国劇場の三館が営業を再開し、人々が殺到した（八月二九日「北國毎日」）。

一ヶ月後も、映画館は日中から失業軍人や工員であふれ、一日で二〇〇〇人の入場者があつた。賑わいをみせたのは仕事がなく暇を持て余していた事情もあつたという（九月二九日「北國毎日」）。

さらに同年一〇月、県は映画・演劇などの娯楽機関の取締りを撤回したことで、香林坊一帯へ人々は大手を振つて遊びに出掛けるようになった（一〇月三日「北國毎日」）。

同月、犀川口では石浦町の仙宝閣、浅野川口では東廓演舞場が進駐軍に接收され、米兵用キヤバレーとして営業を始める。同月二一日の新聞広告で仙宝閣は女子の英語通訳二名、女子給仕数名、ボーキ数名

を（一〇月二一日「北國毎日」）、また翌月には一八歳から二五歳までのダンサー二〇名をそれぞれ募集した（一一月二日「北國毎日」）。

一方の元東廓演舞場は急ピッチで「キヤバレーかなざわ」に模様替えし、同年一一月に、一八歳から三〇歳までのダンサー五〇名、一六歳から二〇歳までの男女給仕二〇名を急募した（一一月一〇日「北國毎日」）。県が早急な対応を迫られた様子をうかがえる。

繁華街や廓に突如出現したキヤバレーは当然ながら市民の関心事となつた。見城喜久子さんは様子を覗き見にいったことを振り返る。

戦後、すぐに仙宝閣に進駐軍用のダンスホールができた。ダンスをみてみたいと、よく店に来ていたそこの女給さんにお願いして、幕の後ろから見たことがあつた。すると、トイレに行く兵隊が私を見つけてダンスを誘つたが、女給さんがノーノーと言つて断つてくれたことがあつたね。

しかし、この二店だけでは米兵の需要に応えきれず、同年一二月に西廓入口に「キヤバレーつぼみ」が開店し、通訳一名、一六歳から二〇歳までの男女給仕二〇名、一八歳から三〇歳までのダンサーを急募した（一一月二三日「北國毎日」）。さらに年末には豊町のなかま寮がキヤバレーに模様替えし、身長五尺以上を条件にダンサー・接待婦を募集した（一二月二七日「北國毎日」）。

二一年（一九四六）、キヤバレーは一般にも開放される。西廓のつ

ぼみは同年二月に「進駐軍専属キヤバレーつぼみは今度皆様の社交場に轉換、獨特の飲食營業を致すことになりました。明朗活潑な御利用を願ひます」と宣伝した（二月一六日「北國毎日」）。

境内や界限ではさまざまな遊戯場も人気を集めるようになる。二四年（一九四九）七月には大神宮境内にパチンコ屋が復活し、それがきっかけとなり翌二五年（一九五〇）には市内では六〇軒を数えるまで拡大した（六月二三日「北國毎日」）。

また二五年（一九五〇）三月には香林坊下の川沿いの地下室でビンゴーの呼び込みの声が拵声器から響いたのが先駆けとなり、その後、市内各所にジャンボー・ラッキゲーム・ダイヤゲームなどのゲーム場が開業した（七月一六日「北國」）。

また三叉路側では、石浦町の空地に二五年（一九五〇）七月にボーリュを投げて積み木を倒すスポーツランドが（七月一六日「北國」）、二六年（一九五二）には香林坊派出所前にゼットゲームが開業した。ただし、ゼットゲームはまもなくして賭博行為として不許可となつた（六月一日「北國毎日」）。

敗戦後、映画のほかに、県内各所で圧倒的な人気を集めたのがストリップショウである。昭和二年（一九四七）七月には尾山俱楽部で「モデルショウ」が、金沢公会堂・七尾劇場・片山津宝座で「美の祭典」が（七月四日「北國毎日」）、二三年（一九四八）三月には羽咋劇場で「モデルショウ」が、また同年九月には立花座で「肉体の祭典」（九月一八日「北國毎日」）が催された。

議論を呼んだのが二三年（一九四八）六月の警察取締りである。立花座の興行を警察はエロダンスとして認定・検挙したことで市民の間から権力濫用と批判する声が出た（六月四日「北國毎日」）。

人気の高まりを受け、二四年（一九四九）になると立花座は各種興行のなかでもストリップを重視するようになる。六月には「メトロショウ」（六月一日「北國毎日」）、「モデルショウ」（六月十五日「北國毎日」）、「マーキーショウ」（六月二〇日「北國毎日」）、「百万弗ショウ」（八月二三日「北國毎日」）、「裸体座」（八月二三日「北國毎日」）などの名称でつぎつぎと興行を行なった。

二六年（一九五二）にはその人気は県全域にひろがり、大聖寺劇場は「風船ストリップショウ」・小松日本館「東京ストリップショウ」・七尾松映座「ストリップ拳斗」など各地で催され（三月二八日・四月二三日「北國」）、また同年六月には片町に「国際空中ストリップショウ」の掛け小屋まで出現した（六月二六日「北國」）。

あまりの人気にみかね、同年一二月、金沢市婦人団体協議会の代表二名が立花座でストリップの偵察をし、見学後に金沢弁で「うざくらしい」と批判を行なっている（一二月二〇日「北國毎日」）。

ストリップを含め立花座の各種興行の手配について森さんはこう語る。

ストリップを含め各種演芸はプロモーターが仕切っていた。踊り子さんは一〇日間の区切りで興行して、多い人で一年に二度ほど来ていい

た。立花座の場合、親戚がそれをしていて、神岡鉱山とかの演芸なども世話をしていた。

戦後、香林坊の活気がもどるにしたがい、大神宮の周辺は戦前と同じように通行人目当てに香具師の口上が響きわたるようになつていく。小泉栄子さんは戦後の大神宮境内の思い出をこう語る。

大神宮の間は今でいうヤクザみたいな人がよくバナナのたたき売りをしていた。バナナは当時高級品でね。しまいには蝦蟇の油売りもいて。映画館の入口で大きな盤をおいて大きな囲碁をしていた。こどもだから見ようとするシーシーといわれた。お稲荷さんがあつて、その前に熨斗鰯を売るおじさんがいた。私は熨斗鰯が好きでその匂いをかぎにいつていた。境内では喫茶大陸によくいったね。たまに香林坊で働いているおネエちゃんにつれていつてもらつた。私のところの店にはいろんな人が出入りしていて、自然とそんな付き合いもあつた。

景気の回復に従い香林坊界隈に新たに映画館を開業する動きも出てくる。昭和二八年（一九五三）、森下町にムービー菊水を設営してい

た松本由が片町市民市場を立ち退かせ映画館を開業したいと上久保ほか営業者六七名を相手取り立ち退き訴訟を起こした。

土地はもともと一四年（一九四九）八月二十五日までの貸与契約であつた。そこで当初、契約終了にあわせ資金集めをし建設願いを市に

提出したが、当局より交通妨害になると却下され、また金沢常設館連盟が既設館の利益擁護を要望したため、契約は二六年（一九五一）末まで延長となつた。松本は改めて立ち退きをもとめたが、組合員がいまさら家族を抱え営業することは不可能であり、借地法からすれば五六六年（一九八二）末まで借地権が認められると対応した（昭和二六年八月一六日「北國」）。

香林坊の境内地はふたたび戦前の賑わいをとりもどしていくわけだが、しだいに盛り場としての人気は香林坊下に移っていく。香林坊下に映画館が進出するのは既述のとおり菊水倶楽部をさきがけとするが、昭和一四年（一九三九）一二月には新興キネマが香林坊下の劇場の帝国座を買いとり映画専門の新興帝国劇場として開業し、映画街の様相を見せはじめる。二〇年（一九四五）八月、帝国劇場は金沢日活に改まり、二三年（一九四八）四月にはアメリカ映画の上映を開始する。

戦後の香林坊下の映画館増設に香林坊高の関係者が危機感をもつていたことを示すのが太田眞弓さんの以下の述懐である。

用水下に直営の映画館ができるから、用水上と下とが対抗意識をもつようになつた。昭和二五、六年頃、両者の仲をとりもつたために、周辺の檀那衆が集まつて稲荷橋に朱塗りの高欄をかけて、両者の往来ができるようにした。完成したときには四廊の芸妓が踊り流しをして完成を祝つた。

太田さんが記憶する橋の完成祝いとは昭和二五年（一九五〇）一一月に催された香林坊祭りをさそう。境内と通りをつなぐ稻荷橋とネオン街路灯の完成を祝い、橋の渡り初めが行なわれ、香林坊の約一〇〇軒の商店主、店員、映画館の広告提灯隊、カフェー・飲食店の美人連中など約五〇〇名と美大学生の仮装隊も交え、新作香林坊音頭をうたいながら、界限を練り歩いた（一月一日「北國」）。

三〇年（一九五五）七月、香林坊下のロマン菊水横にパリー菊水が開業し香林坊下に三館が並び、ついに映画館数が香林坊高を凌駕する。この勢いに乗って、ふたたび香林坊下の再開発の動きが活発化する。

同年（一九五五）、石川県建築課や地元は香林坊下の空地にアミューズメントセンターを建て、これにつらなる近代商店街からなる新香林坊区域を構想した。しかし、土地ブローカーが土地の値段を釣り上げたためと、空地が袋小路の奥にあり大資本を投下しても採算がとれないと判断し、計画は行き詰まり状態にあつた。なお、ここでいう空地とはパリー菊水の前を通つての突き当たり、つまり現在のニュー

香林坊パーキング（元の映画館）前をさそう。

この状況を耳にした石川県出身の元大阪映画館連盟会長の某氏が袋小路の道路をひろげれば十分に採算がとれると見込み、三二年（一九五七）七月よりパリー菊水前から長町一番丁へ八メートルの幅で通すことで地主側と折衝し、八月初めに関西財家人が工事に向けて調査測量をすすめた。

測量の結果、道路をひろげても、約一一〇〇坪が残り、そこに娯楽施設をつくることがわかつた。こうした財界人と大映のよびかけに、松竹・日活・東映も市内に直営館をさがしていた矢先だつたので、一举に計画が進んだ。

大映が競争相手の松竹や日活に話をもちこんだのは建設予定地にそれぞれ土地をもつており、単独で事業をするより共同出資でビルを建てた方が経済的に安全であると判断したためだつた（昭和三二年九月一四日「北國」）。

翌三三年（一九五八）、日活・松竹・大映・東映の映画会社と関西財界人、そしてこれに呼応してたちあがつた県建設課、香林坊下にかかる有力地元民が集まり、東洋不動産社長の高村勝二を会長にたて、金沢新香林坊建設協議会を結成した（九月一四日「北國」）。

それからまもなくの三三年（一九五八）一二月に日活跡地に金沢大映劇場が新築され、さらに軒をならべて三四四年（一九五九）に金沢日活、金沢東映が開館する⁽⁹²⁾。あいつぐ映画館進出を世間はどうみたのか。当時の評価が金沢の時事雑誌の同年（一九五九）一月刊『新北陸』第五集にこうみえる⁽⁹³⁾。

「戦後、パリー菊水とロマン菊水の新設で急に活気づいていた香林坊下は三十四年になつて大映、日活、東映の三直営館が軍船のような姿をそろえた（中略）。大神宮中心の香林坊は三直営館の方へお株をうばわれた」。香林坊高は昭和三〇年代になり、ついに金沢最大の盛り場の地位を香林坊下に譲りわたすこととなつたのである。

香林坊下が映画館街へと発展していくことで、映画館前の通りでは周辺住人がさまざまな催しを取り組むようになつた。見城喜久子さん・小泉榮子さんはこう語る（写真9）。

東映・大映・日活ができて、そのお祝いに盆踊りをしたことがあつた。八月二十四日の地蔵祭りには露店が出てトウキビを売っていた（見城さん談）。

白山湯の横に小さなお地蔵さんが祀つてあつて、石垣を組んで鉄柱もあつて。いつもそこには子供がだれかしらいて、あそぶのに苦労することはなかつた。映画館の前も広いから子供の遊び場になつていて、大きな声を出すものだから、映画館の女の人にうるさいと怒られたね。八月の二〇日頃にお地蔵祭りといって、テントを張つて、年寄らが御詠歌をして、子供らの余興に西瓜割があつた。地蔵祭りをやめたのは白山湯をやめてビルを建ててから（小泉さん談）。

映画館の増設により多忙をきわめるようになつたのが映画看板屋である。専属の絵師が香林坊下の映画館の前に作業場を構えていたといふ。小泉さんはこうふりかえる。

福島屋の後ろは空地になつていて、別の人気が所有していて、庭を貸し出していた。子供のときはそこでままで遊びをした。庭に渋柿の



写真9 香林坊下映画館前での盆踊り 3、4年続いたという 小泉榮子氏提供

木があつて、それをままごとに使つたりしてね。そこで小林さんとか名前を覚えてないが、映画館の看板をぜんぶ請け負つていた。映画は一週間ごとに変わるから、大変やつたと思う。そこで修業したのが近江町でいま行灯を描いている東さんだつた。

(二) スタンドバー・キャバレーの街へ

香林坊がネオンきらめく夜の街の魅力をとりもどすのは昭和二六年(一九五二)である。同年六月、日新海上火災ビルの屋上に高さ二一尺幅三〇尺の大ネオンが設置され、八月には香林坊一帯にメトロポリタン・クラブ化粧品・仁丹・日栄・日本ビールなどの宣伝ネオンが輝いた(六月十八日「北國」)。さらに三一年(一九五六)には二月二十五日の電気記念日に香林坊角の魚半の屋上に丸行灯型の三万燭光の照明灯が設置された(三月二一日「北國」)。

ネオンのひろがりは香林坊・片町における飲食店の増大を意味した。昭和二六年(一九五一)一〇月の新聞は市内的一般食堂・カフェー・バー・キャバレーその他の特飲、飲食店の数が八四〇軒、喫茶店が一二〇軒を数えたと急増ぶりを伝えた。各飲み屋は客を取られまいと、遊廓の延長またはそれ以上のサービスをする店まであつたといふ(一〇月二三日「北國」)。

昭和三〇年(一九五五)代に入ると、飲食店は映画館とならぶ香林坊界隈・片町の魅力となつていく。飲食店の動向をさぐる上で参考となるのが北陸人物評論社刊の時事風俗雑誌『新北陸』である。三四、

五年(一九五九、六〇)当時の金沢の盛り場の様子を紹介した数少ない記録として貴重である。以下、関連する記事をみてみよう。
三五年(一九六〇)一月刊行の『新北陸』掲載のコラム「変貌する片町、香林坊」は「犀川口は飲食店の氾濫状態」と状況を伝えており、このころ急激に飲食店が増加したとわかる⁽⁹⁴⁾。

店の構成や数については特集「金沢夜の生態」(二号)に「香林坊の交叉点を中心に円周を描くと喫茶店、スタンドバー、酒場、飲み屋など四百軒をこえるだろう。とくにスタンドバーは若い人々を魅惑する青春のるっぽである。一杯六十円のハイボールは喫茶店へ行く気易さで、彼らの青春のはけ口を求める」とみえる⁽⁹⁵⁾。

これから飲食店のうち、とりわけスタンドバーが流行をみたとわかる。特集記事「スタンドバー」(創刊号)は当時の状況について、「『スタンド・バー』の急増は二二二、三年来目をみはるものがあるが、世代の断層は、ここにもはつきり現われて、いきおい中年向きとティンエージヤ向きとに分れつある」と記し、人気店として、大学教授ら知識人が集まる並木町のサントリー・バー、ハイティーン向きの木倉町の「ニュートリス」、紳士が通つた古寺町の「ジョリー」、山の愛好者が集う香林横丁の「ドン」、歌声グループが集まる香林横丁の「オセロ」など一四軒を紹介している⁽⁹⁶⁾。

スタンドバーは男性の飲み屋ではなく、流行の先端をいく店として女性にも親しまれた。特集「金沢夜の生態」(二集)は「スタンドバーばかりではないおでん屋、のみ屋など若い女性の進出は目ざまし

いものがある。彼女らの旺盛な食欲は鶏の足にむしやぶりつき、ギヨーザの皿をまたたく間に平らげる」と女性の夜の街への進出ぶりを伝えている⁽⁹⁷⁾。

また若いカップルの遊び場としても利用された。特集「アベック1〇〇円の遊びあれこれ」は、デートコースとして、エキサイティングな音楽が流れる、「再会」（仙石町）、「鍵」（彦三商店街）などで飲酒を楽しんでから、温泉マークへ行くことをすすめている⁽⁹⁸⁾。

いわゆるスナックのママにあたる存在が店の看板となるのはこのころからである。『新北陸』には「美人マダムのいる酒場」（二集）「美女のいる酒場」（三集）「美人と気分をもとめて」（五集）などの特集が組まれた。

「美人マダムのいる酒場」は、おすすめのスタンダードバーとして、香林坊界隈の「ミモザ」「コロンバン」、金劇横丁の「スイング」、香林横丁の「吟」、パリ菊水裏通りの「葛」をあげ、香林坊界隈ではコロンバンとミモザのマダムを双璧と紹介する⁽⁹⁹⁾。

「美女のいる酒場」は「同じ一杯のむなら、なるべく美人のいる酒場で」と、駅前のスタンドバー「十八番」、尾山仲見世通りの「よつちゃん」、新天地の「きく本」、古寺町のバー「ハレム」をあげる⁽¹⁰⁰⁾。では、当時どのような人がマダムとなつたのか。特集「香林坊に魅いる二人の女性」はマダムの経歴を紹介したものである⁽¹⁰¹⁾。その一人を紹介しよう。源氏名・藤田陽子は広島出身。大阪に出て、それから、金沢の赤玉で働いた。スマル館の主任弁士と結婚し、夫の郷里四

国に帰り死別したため、金沢にもどり、戦後は片町連鎖店に店を開いた。その後、片町の近代化で「片町中央」（センター？）ビルができることで、その食堂街に移った。

また特集「香林坊に生き香林坊に死す」は香林坊界隈で働き続けた女性の半生を詳しく紹介する。紹介されたのは、秋田県出身の上田りつである。最初はカフエー赤玉で「直美」の源氏名で女給として働いた。そのときは歯切れがよい人柄から「インテリ女給の直美さん」と呼ばれ人気があった⁽¹⁰²⁾。

昭和一〇年（一九三五）頃に結婚し、明治製菓で働き、故郷の秋田から妹を呼びよせた。戦後、病床にあつた夫の介抱に疲れつつ、古寺町の喫茶店「まつ村」で働いた。夫の死後、木倉屋マーケットに料理店を開いたところ、女給時代に店を訪れていた旦那やインテリが顧客となり、店は順調にいっていたが、三三年（一九五八）一一月、不運にも階段から転倒し四七歳の若さで亡くなった。

不慮の死をとげたとはいえ、普通の女性が記事となつたのは浅野川河畔にあつた滝の白糸像のモデルとして知られていたからである。彫刻家の高井四郎がモデルを搜していたとき、たまたま店を訪れ、その容姿に理想を見たのが決め手となつた。現在も滝の白糸の銅像が浅野川河畔に立つが、これは二代目である。りつの像は二八年（一九五三）八月の浅野川出水で流失してしまつた。

右掲特集によれば、赤玉（銀座会館）で働いた直美の同僚には金沢にそのまま残りバーや飲み屋を開いている人がいたという。カフエー

で習得した接客術が、戦後のスタンドバーへ受け継がれたのだろう。

昭和四二年（一九六七）、片町・香林坊の飲食関係の店は、飲食店・食堂が一三五軒、バー・キャバレーだけで二三五軒を数えたという¹⁰³。カウンター越しにママを相手に無駄話をしながら飲むスタイルが片町の夜の過ごし方の定番となつていったのである。ちなみにいわゆるナックやラウンジにあたる店名を住宅地図でみると、昭和五〇年（一九七五）代に入つてもスタンドが一般的だつたとわかる。

（三）金沢の名物・片町センタービル

昭和三〇年（一九五五）代における飲食業界の成長を象徴するのが、飲食店が集まつたビルの登場である（地図五）。昭和三三年（一九五八）、古寺町の三〇〇坪の敷地に、地上二階建てで、地下に一〇〇人分のボックスをもつ喫茶「エデン」、二階に一二〇人分のボックスをもつキャバレー「銀河」、グリル「百万石」が入つたビルが建設された（九月一六日「北國」）。月刊誌「新北陸」はそのビルを、観光金沢の「一異彩」、あるいは「北陸一の味覚の殿堂」と讃えた¹⁰⁴。

この飲食専門ビルの登場を皮切りに、大和百貨店裏の古寺町の通りは東京でいう「銀座裏」にあたる繁華街として人気を集めようなり、出店があいついだ。翌年にはその隣に「ビヤホール・兼六茶屋」が開業した。エデン・銀河・百万石の三店を含むこれらは文化服装学院を営む加藤豊信が経営した¹⁰⁵。

もうひとつ話題を呼んだのが市民市場に建てられたビルである（地

図四）。昭和三三年（一九五八）当時、市民市場は片町銀座商業協同組合の管理となつていていたが、同年九月一五日をもつて閉鎖される。跡地に建つたのが地上四階地下一階の片町センタービルであつた。出店を優先されたのは市民市場にあつた露店で、四〇軒のうち二〇店が加入した（九月一六日「北國」）。

このビルで関心を集めたのが地下飲食店街だつた。店の具体的な構成については「観光と娯楽案内」（二集）に、スタンドバー七軒、バー二軒、一品料理五軒、すし二軒、鳥料理一軒、串カツ一軒、おでん四軒の計二三軒からなるとみえる¹⁰⁶。

店の様子を一部紹介すると、鶏料理専門の「鶏樂」はスタンド式で六人程度で満員となる規模だつたのに対し、串かつの「まつや」は地下で一番広く小さな座敷が三つもあつた。変わつた店でキム・ノヴァク主演映画の題名からとつた「めまい」というスタンドバーがあり、スカーレットの壁面に鏡をとりつけ、豪華なシャンデリヤをとりつけ錯覚をおこさせる仕掛けを凝らしてあつたといふ。

ただし、各店の出だしは順調とはいかななかつた。開店から一年の間にあわただしい出入りがあり、昭和三四年（一九五九）末頃によく定着した。とくに、スタンドバーめまい、おでんたこ八、小料理松やが人気を集めたといふ¹⁰⁷。

ちなみに犀川口側のもう一つの闇市・連鎖商店街の立ち退きが始まるのは市民市場の撤去年と同じく昭和三三年（一九五八）である（昭和三七年四月一三日「北國」）。

ただし、昭和三五年（一九六〇）一月『新北陸』に「片町連鎖店だけがいまだに立ち退き問題がかたずかず二十二、三軒の店が戦後そのままのバラツクにのこつているが三十五年には何とか目鼻がつくだろう、そうすれば片町一帯からもう「戦後」はなくなるわけだ」とあるように¹⁰⁸、交渉は難航し、結局、三七年（一九六二）までバラツク風景は残った（四月一三日「北國」）。三八年（一九六三）の住宅地図には連鎖商店街の記載はなく、同年になり、犀川口から敗戦後の記憶をとどめる風景が消えたことを認められる。

香林坊片町方面の飲食店街としての発展に危機感をもつたのがかつて繁華を二分した浅野川口である。昭和三五年（一九六〇）一二月には、野田寺町シネマ・パレスの経営者寺井文治の構想で、彦三八番丁に地下一階、地上三階からなり、四階フロアーすべてに飲食関係の店が入った武蔵フードセンターが開業した。地下にお好み焼き・サンドイッチ・鳥料理・パン、一階には大衆酒場を中心にレストラン・お茶漬け・おにぎり・押し寿司・お好み・天ぷらの各店、二階はミュー・ジックホール、三階は日本間のお座敷料理店が並んだ¹⁰⁹。

（四）演歌師の進出

飲食店の増加とともに街中で目につくようになったのが流しの芸人である。流しの系譜は昭和初期にさかのぼる。昭和六年（一九三一）の記事によれば、カフェーで、三味線弾きの婆さんが一晩幾銭かで雇った女の子を連れて流しをしていたり、また冬の夜には、破れマン

トに身を包んだみすぼらしい子供が辻占を売つて歩き、カフェーの外から母親が客に誘導していたりしたという（一〇月二四日「北國」）。

また同年五月には尺八の流しが市内の廓で窃盗を働いていた事件が起き（五月二十四日「北國」）、また八月に新堅町在住の「艶歌師」が女性と逢引中に検挙されており（八月一三日「北國」）、このころから廓やカフェーを舞台にして流しの姿が目立つようになつたと判明する。

戦になると、昭和二五年（一九五〇）頃から繁華街を稼ぎ場とする報道が目に付くようになる。二五年（一九五〇）七月には警察は東別院や木の新保・白髭神社などで寝泊まりする無宿者を強制保護したことろ、なかに飲まず食わずで、演歌師をして貯めた金一〇〇〇円を所持している三〇才の男性がいたという（七月一二日「北國」）。

また同年八月には演歌師の増加を受けてか、その動向取材を新聞記者が行なつており、商売の様子を具体的にうかがえる。以下、記事の内容を要約して紹介する。

活動を始めるのは夕方である。そのころになると、大神宮境内のパチンコ屋付近に演歌師たちが自然と集まる。演歌師の日中の仕事は仮設興行場の手伝いなどであつた。顔触れは二四才の「政兄い」をリーダーにしてほか三名からなり、四人がそろつて行動する。まず境内のカフェー、次に境内裏の店をまわるのが定番コースだつた。稼ぎ時は一〇時過ぎ以降である。店内では客とこんなやりとりが交わされる。

「町裏の一軒へとびこんだ。螢光燈の下で女給に抱かれた浴衣がけの中年男はそしらぬ顔をしてみせたが、なぜか女給がなんにもいわず

百円をくれた。そして三曲歌つて「有難とう」と愛きようをふりまい軒を離れる。つぎに入つたのが香林坊裏の一軒、サラリーマンふうの二三名がジロリ視線をなげてきた。「いらないよ」とあつさりことわられても氣にかけないが、そしらぬ顔できき流してなんのゴあいさつもないのが一番シヤクだが。きようはなかなか縁起がいい。したたか酔つぱらつた中年の洋服氏がポンと二百円をよこしたが、一曲ひいたら「もうええわい」ときた。女給たちへの見栄が十中の七八までだというのは本当らしい。ともあれ、金沢の御客は「湯の街エレジー」「ハバロフスク小唄」など哀憫たつぶりの曲がとてもお好きである。

午前一時やつと路地裏で一緒に肩から重いギターをはずした（昭和二十五年八月一七日「北國」）

一昔前までは香林坊や片町に多くの流しの姿を目にできたことは今も多くの年配者が記憶しているだろう。たとえば、元新聞記者の砺波和年さんはこうふりかえる。

金劇裏の飲み屋でワンチャンというのがあつたが、そこに福井出身の小柄なおっさんの流しが来ていた。一曲だったか、三曲で五〇〇円だつたかな。ギター弾いて歌う。北島三郎みたいにして歌うのではなく、軽く歌つていた。どれもこれも同じに聞こえた。そこのママは嫌つてたなあ。

注目したいのはママが嫌つていたという点である。演歌師が飲食店

から拒絶されるようになるのは昭和三二年（一九五七）頃からである。同年一一月、新聞は「歓樂街の無法者を取締り」「明るい飲屋街へ暴力追放」と見出しを掲げ、香林坊界隈を管轄にもつ広坂署が署あげて演歌師の取締りにあたることとなつたと伝えた（一一月一九日「北國」）。理由は、飲食店や客へのたかりが横行し、また商売を断ると暴行するなどの事件が頻発したことによる。

また昭和三四四年（一九五九）『新北陸』二集の特集「金澤夜の生態」は演歌師の現状を以下のように記す（¹¹⁰）。「街の流しがギターやアコデオンをかきなras。全く傍弱無人、勝手に音程の狂つた流行歌をはりあげる。「オイ、出すのか、出さネエのか」その店がマダムだけだと思つてナメてかかつて客に強要する。「いらないよ」といえば「だつたら、なぜ、はじめツから断らねエ」とからんでくる。すこし酒がまわつているものだつたら「そのいい方はなんだツ」と険悪な空気になるだろう。彼らの非生産的な生き方は街のダニである（中略）。彼らのグループのボスが片町センターの地下飲食街へ月五万円出せば、流しは絶対入らないと申し入れたそうだ。業者は協議した結果、断つてしまつたが、これを受け入れると、悪例を残し彼らの縛張りが強化されていくことになる」

飲食業者が一致協力して演歌師を排除しようと苦労していたことがわかる。演歌師が横行するようになつた背景には、昭和初期より勢力をもつた香具師の中沢・竹田の二大派閥が衰退し、かわりに演歌師を収入源とする組織が新たに台頭してきた背景があつたが（¹¹¹）、警察の

検挙と飲食店の対抗により演歌師は徐々に姿を消していったのだろう。

一三 大神宮の再建計画と移設

(一) 戦後の組織と活動

（）まで香林坊界隈の戦後の変化をみてきたが、では大神宮はどのような経過をたどったのだろうか。

昭和二〇年（一九四五）一月に地方本部支部の整備のため、金沢本部は神宮奉斎会石川地方本部に改称する。翌二一年（一九四六）三月、奉斎会は、実質神本庁へ吸収される形で解散となり、結果、金沢を含む一九の各地方本部が神社本庁所属神社の宗教法人・大神宮として独立した。¹¹²

なお、高岡支部は二〇年（一九四五）一月に富山地方本部へ昇格するが、翌年の会解散により同地方本部と富山市・荒川村各奉斎所が廃止となつた。¹¹³。

また、七尾支部はそれ以前に消滅していたのだろう。解散申請時の金沢本部の財産については「高岡町上敷ノ内一宅地四九九坪六号二勾」とみえる¹¹⁴。既述のとおり明治二〇年代には大神宮は香林坊高の二〇〇〇坪を有したが、戦後にはその四分の一となつていていたわけである。

昭和二三年（一九四七）四月の春季大祭の報道からである。大祭当日に、おみくじで大吉が出た人には松竹座やスマエル館の招待券が景品として出されたという。大神宮は周辺の娯楽施設と一体となって戦後の混乱を乗り越えようとしたとわかる（四月一八日「北國毎日」）。

二五年（一九五〇）春には香林坊交差点から大神宮前的小道が二・五メートルに拡張され、これにあわせ道沿いの店も洋風二階に改築された。それまで、道幅は一、八メートルで、水たまりがあり、雨の日に通れる幅は二尺程度しかなかつた（四月三〇日「北國」）。また既述のとおり、同年一月には鞍月用水側から入る稻荷橋やネオン街路灯が完成した（一月一一日「北國」）。

初代宮司となつたのは、大聖寺神明宮出身で、東京大神宮で働いていた太田真一（明治二三年生）で、護国神社を兼務した。真一は、昭和二一年（一九四六）五月に奉斎会本部の理事を務め¹¹⁵、戦後は神社本庁や県神社庁の立ち上げにも尽力した有力者であつた。

その跡をまもなくして継いだのが真一の次男の眞弓さん（昭和八年生）である。当初は戦地から帰つた長男の眞道が継ぐはずだったが帰国後亡くなつたことで、当時國學院大學の学生だった眞弓さんが急遽継ぐこととなつた。

戦後、各種祭事が行なわれたろうが、香林坊界隈の住人が想起する参詣の機会は限られる。以下、住人の思い出を紹介しよう。

普通、神社のお祭りになつたら香具師が一杯来ていたが、大神宮は

そんなことはなかつた。正月に三、四軒、ベンダイとか太鼓饅頭とかあつた程度だつた（森幸光さん談）。

大神宮はお祭りとかなかつたが、大神宮さん大神宮さんと言つてお参りした。お正月にはみんな尾山神社に行つて、大神宮に行つて、石浦神社に行くのが習わしだつた。夜通し人が通るので、よく菓子が売れた（見城喜久子さん談）。

人であふれたのが大歳で、夜通し太鼓の音がしていた。節分になると豆まきをして。毎年、豆を拾いにいった（小泉榮子さん談）。

初詣が年間を通していつも賑わいを見せ、付近の小売店や飲食店がその恩恵を被つたとわかる。実際の初詣数については、昭和三〇年（一九五五）の記事に、初詣客は尾山神社と大神宮が六万、護国神社五万、石浦神社四万、神明宮二万とみえる（一月三日「北國」）。

また、右の話から節分にも多くの参詣があつたと想像ができる。大神宮の名物行事だったのだろうか。昭和二八年（一九四三）の記事には神職による豆まきは「米英撃滅」の意義があるとみえ（一月五日「北國毎日」）、また一九年（一九五四）の記事には節分にあわせ参詣客集めのために赤鬼・青鬼の看板を拝殿に立てたとある（一月二日「北國」）。

では、大神宮の中核事業だった神前結婚は戦後どのような経過をた

どつたのだろうか。太田眞弓さんは「太田真一神官も県内の神社にさかんに神前結婚会場としての活用をすすめていた」とふりかえつており、戦後の都市神社経営で結婚式を重視したことがわかる。

大神宮にかかる資料は管見にいたつていないが、中心市街地の神社が戦後まもなくして結婚式に力をそそぐ様子は新聞で確認できる。たとえば、昭和二〇年（一九四五）一二月の取材に対し尾山神社は同社の唯一の強みは結婚式であるとし、今まで一か年に二七〇、八〇組の挙式があつたが、今後は社務所を全面的に提供し、式後、そこで披露宴を行なえるように施設を整えていくとコメントした（一二月二三日「北國毎日」）。

かつて経費の節約が利点とされた神前結婚式だつたが、戦後、華美化していく。二六年（一九五一）九月の記事は、「貸衣裳の結婚シズン」という見出しが、市内の各神社で催された式が約三〇件を数え、派手な貸衣裳を着るようになつたと伝える（九月二一日「北國」）。

さらに昭和二八年（一九五三）九月の記事によれば、尾山神社・石浦神社を中心に一八件の申し込みがあり、新郎はモーニング、新婦は角隠しが一般的となり、式後の記念写真も慣例化するようになったといふ（九月二九日「北國」）。また神前結婚の需要を見込み、尾山神社では拝殿の床をラッカーで塗装しなおしたり、御簾を新品にとりかえたり、また今年から盃を記念品として贈ることとし、また石浦神社では人で不足を補うために電蓄を整え洋楽和楽双方のレコードを用意し

て能率化をはかつたりするなど、秋の結婚シーズンに向け準備をすすめたという（九月一四日「北國」）。

既述のとおり、戦中、神前結婚は過去にない増加をみせ、戦後、さらに普及をみたかに見えるが、戦後まもなくはその利用は一部の層に限られたのが現実であつた。香林坊で育つた見城喜久子さんはこういふ。

わたしは夫の家で式も披露宴もした。仙宝閣で披露宴ができるのは金持ちで、大体家で済ませたね。近所の人が尾山神社で結婚式を挙げたときは、みんな走つて見に行つた。

一方、昭和三〇年（一九五五）代に入ると、新生活運動の影響からより合理的で簡素な式がもとめられた。三一年（一九五六）には金沢市の婦人会館が式場を設け、式費用を室代三〇〇円、花代一〇〇円、酒代一人一〇円、披露代を一人一〇〇円から三〇〇円におさえた。このような動きをあわせ、護国神社では一万円コースという莊厳にして簡素なパックを売り出した（九月一四日「北國」）。

経済成長とともに結婚式はより華美になつていく。昭和三九年（一九六四）九月には式の贅沢化に対し県知事ほかさまざまな立場からのコメントを寄せた特集記事が組まれるほど盛大化した。

記事によれば、金沢市内のホテルでは披露宴に一人最高七〇〇〇円、最低で三〇〇〇円の費用がかかるものの、利用者が増加している

とあり、羽咋地方では費用が少なくてすむ氣多神社での神前結婚でも一人一五〇〇円から二〇〇〇円が普通になつており、また市内では一番利用が多い県婦人会館や県労働会館の式場でも一人一三〇〇円ほどで、最近は新婚旅行がつきものとなつたとみえる（昭和三九年九月二七日「北國」）。

昭和三〇年代になると、人前結婚にかわり神前結婚が一般化していつたと理解できるが、関連する記事に大神宮の利用は確認できない。建物が老朽化し、周囲が盛り場として発展する香林坊はもはや厳肅なる式会場としてふさわしくないという印象がもたれるようになつた可能性がある。

厳肅さを失つた

大神宮の状況を象徴するのが自転車置き場である（写真一〇）。昭和三三年（一九五八）『せせらぎ』第二集には大神宮の現状について「拝殿の床下を自転車預り所に使われているほど零落し」で

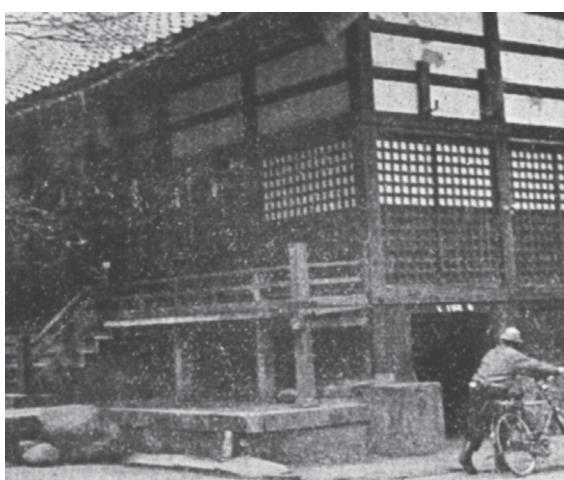


写真10 拝殿の駐輪場入口 駐輪場入口を設けるため石垣を撤去した。昭和33年（1958）『せせらぎ』第2集

しまつたとみえる⁽¹⁶⁾。森幸光さんも大神宮の独特的風景として拝殿下の駐輪場をこう語りかかる。

大神宮の拝殿の下が大きな穴になつていて、駐輪場だった。大神宮は氏子も少ないし、どうして經營していたかわらかないが、駐輪場の貸し出しで儲けていたのではないか。

当時は中心市街地へ出かける手段は市街鉄道や自転車に限られていたため、盛り場の香林坊には数か所の駐輪場があつた。住宅地図を見ると、香林坊下映画街にあつた有料駐輪場が最大であつたと想像されるが、大神宮もそこに匹敵する規模だつたわけである。

(二) 都市計画線と老朽化対策

大神宮の行末に決定的な影響をもたらしたのが都市計画線案である。昭和二八年（一九五三）、香林坊を基点に塩川町に向け幅二四メートルの道路が大神宮を直線に貫通させる計画がたちあがつた。

同年一二月の香林坊大火後、焼失区域が都市計画線にひつかかる関係から今後の道路開発を想定して復旧できず、また計画線が敷設された場合、移転店舗の営業補填費用がかさむ問題が生じたため、市は京都大学名誉教授・金沢市土木顧問の武居高四郎に現地視察にもとづく判断を仰いだ（一二月一四日「北國」）。

武居は以下の判断をしめした。「盛り場といふものは街のサロンと

して絶対必要なものであるが、香林坊の盛り場は大通りのすぐわきにあり絶好の位置を占めている。そこでその盛り場の真ん中に幅二十四メートルの道路を通したならば一体どんな姿ができるかを考えて見ねばならない。道路ができれば自動車もどんどん通つて交通がはげしくなる。そんなところの盛り場というものはあり得ず、全くぶちこわしになる。また仮りに道路をつけるとすれば長町川岸が低地のため香林坊と結ぶためには長い陸[□]が必要になり、一億数千万の工事費がいる。一方それほどの巨費を投じてまで道路をつける交通上の価値が果してあるかどうか極めて疑問である。この都市計画路線が立案された当時は広坂通が市の中心になると考え広坂通の延長を計画したものだろうがいまは古い。以上の点からこの道路の必要性はきわめて薄い」（昭和二八年一二月一六日「北國」）

都市計画の中止を受け浮上したのが大神宮の老朽化問題であった。

明治二三年（一八八九）頃に建られた同宮は屋根がくさつて雨が漏れ、台風・降雪期には倒壊の恐れがあつたため、戦後には修復の計画が出ていたが、都市計画線による立ち退きの可能性があることから、保留状態にあつたのである。

実際に修理に向け、二九年（一九五四）に大神宮の修理奉賛会が結成される。修理内容は、昨年、式年遷宮を行なつた伊勢神宮から寄贈を受けた大鳥居の建設、本殿屋根の吹き替え、社務所・參集所の修理、手水鉢風の水飲み場・木灯籠の設置からなり、経費は五〇〇万を計上した。商店街では浅草のように商店街と大神宮が密接に結ばれて

いない欠点も改修にあわせ改善しようと期待した（昭和二九年一〇月

一二日「北國」）。

二九年（一九五四）一〇月には早速、高さ二丈三尺の大鳥居が広場に建てられ（一〇月二七日「北國」）、大神宮の修理に向け、関係者の気運は盛り上がりをみせていく。

修繕がその後進展するかと思いきや、昭和三二年（一九五七）、以下のとおり、大神宮は修繕計画とは異なる新たな方針を打ち出した。「三つの映画館、二十軒近くの商店、十を数える飲食店がひしめきあい大神宮の存在そのものすら発展を阻害するほどになつたのと同時にまわりの状況から『嚴肅さ』が奪われ改修しても現状維持、飛躍的な発展は前途多難だ」という結論」が出て、「新しい地に移つて本格的な宗教活動に力を入れよう」ということになつたのである（昭和三四年六月一六日「北國」）。

三四年（一九五九）二月に神社本庁より正式な許可がおり、同五月に梅本町への移転の話がまとまつた。場所は高峰譲吉博士生誕地の地約三三〇平米である。所有者の内田産婦人科医院長へはしばしば他から購入の要望があつたが、荒らされることを避け断つてきた。今回、大神宮ならばと了解した。

移転が明らかになるや、跡地の開発をめぐり、各方面から、アミューズメントセンター・香林坊センター・映画館・ホテル・フードセンターなど、さまざまな建設要望が大神宮に寄せられた（同右）。大神宮二代目宮司の太田眞弓さんは移転にいたる背景をこう語りか

える。

戦中から戦後にかけて、都市計画で、広坂から長町にむけて直線の道路が通る計画がでて図面までつくられた。道路計画による移転の可能性が出てきたこと、移転となつても保障はされない風潮があつたこと、また氏子がなく財源もなかつたこと、社殿の老朽化がはげしく雨漏りしていたこと、人々の信仰心が薄れてしまつたこと、そして、あらたに神社の跡地を積極的に買い取りたいという話もあり、移転を覚悟した。また、神社経営をお賽錢から結婚式場を中心とした商業神社にするために大手町に移転した。

当時の宮司の心労を想像できるが、もつとも苦労したのが手練れの開発業者との交渉だった。眞弓さんの息子の真言さん（昭和三四年生）によればまだ若い眞弓さんは土地売買をめぐりさまざまな業者と対峙しなければならず大変だった語っていたという。

翌三五年（一九六〇）一月、新聞は香林坊の近代化をふせぎ、また映画館や飲食店に囲まれ、尊厳が失われていることから、移転となつた大神宮と高岡市の某との間で、約五〇〇〇万で売買契約が結ばれたと報じた（一月一二日「北國」）。

契約決定後、跡地利用についてさまざまな計画が打ち出された。同三五年（一九六〇）『新北陸』「変貌する片町、香林坊」には「大映のラッパ社長は大神宮が移転さえすれば松竹座から名画座までをふくむ

香林坊台地一ぱいに大娯楽センターを五億円を投じてたてたいとブチあげた」とみえる¹¹⁷。また県建築課は、区画内の道路を直線化するとともに、地上四階の娯楽センターを建築する構想を打ち出した（昭和三五年四月二七日「北國」）。

しかし、大神宮は売買契約を交わしたもの、その後、履行されないことから移転の凍結状態が続いた。解決の兆しがみえたのは移転が決まってから二年余りを経た昭和三六年（一九六一）六月である。大神宮より事態が膠着していることを直接に耳にした熱海国際観光株式会社が新たに購入の方針を打ち出し、大神宮は七月下旬までに移転を終え、跡地には工費五億円で地下一階地上一〇階のビルを翌年四月までに完成させることにまとまった（六月三日「北國」）。

この契約をふまえ、三六年（一九六一）六月に大神宮直営で解体工事が進められ、大神宮は予定通り移転を完了した。元の建物にはまだ使える上等の材料が多く使われていたという（六月二十五日「北國」）。

跡地には新たな香林坊のシンボルが生まれると人々は期待したもの、翌年四月になつても跡地着工の動きはまつたくなかつた。街中では分割売りや転売、あるいはトルコ風呂や映画館・飲食店・高層アパートが建つなど、さまざまな噂が出回った（四月一七日「北國」）。跡地開発が進まないまま、三九年（一九六四）九月、大神宮の遷座祭が実施された。午前に神宮で祭儀が、夕方から金沢女子短大ホテルで伊勢神宮舞楽の記念公演が行なわれた（九月二六日「北國」）。

ちなみに住宅地図をみると、昭和三八年（一九六三）版『金沢市詳

細図』まで稻荷社が認められ、しばらくは同社が香林坊の守護神の役割を担つたとわかる。

大神宮という要を失つた香林坊高の関係者にとつて明るい兆しとなつたのが四〇年（一九六五）一二月における松竹会館ビルの完成である。前年の松竹座全焼を受けて造成されたもので、飲食店街と映画館をあわせた複合娯楽空間として集客が期待された¹¹⁸。

大神宮跡地に関しては、結局、観光株式会社の売買契約の不履行により、土地は競売に出されるなど二転三転する。ようやく、事態が終息を迎えるのは四二年（一九六七）である。興行会社の第一物産株式会社とのあいだで、六月一日に空地の一部を残し売買契約にともなう登記が行なわれた。

空地はこの間、駐車場として使われ、また一部を飲食店・屋台に貸していたため、この契約を受けて、大神宮は店に立ち退きをもとめた（昭和四二年七月二七日「北國」）。このときの店側の対応について、

太田真言さんは父・眞弓さんからこんな逸話を聞いている。

焼き鳥の屋台とか立ち退きをもとめられると、コンクリートを屋台の底に打ち付けたらしい。そうなると建物となるので、立ち退き料が多くもらえたので。木倉町の焼き鳥横丁ができるのはこのときがきっかけと聞いている。

第一物産は翌四三年（一九六八）五月末、地上二階、地下一階の娛

楽ビルを建設する予定で、掘削工事をはじめたが、六メートルを掘つたところで工事を中断した（一〇月二二日「北國」）。

工事の中断が繰り返される状況に香林坊界隈の人々は不安を抱いていたのだろう。小泉榮子さんは「そのうちパチンコ屋にするとかいつて壊して、あとに大きな穴ができるていた。それからしばらく工事が中止になってしまった」と途中経過を記憶する。中断の背景には松竹座の火災の影響で大神宮跡地一帯が防災建築街区に指定された事情があつた。この指定を受け、地元では独自に造成組合を作り防災ビルの建造をめざそうとした（昭和四三年七月七日「北國」）。

県・市は大通り側を含め一帯の建築改良をすすめようと、四三年（一九六八）七月、県住宅供給公社は六四〇〇坪の敷地に松竹会館をそのまま包み込んだ、地下二階・地上四階建て、最上階に展望台を据えた一二階の高層建築計画を打出した（七月七日「北國」）。

結局、第一物産側としては一等地を遊ばせておくわけにはいかないと、防災建築街区の規定に抵触しないように、あくまでも仮設ということで大神宮跡地に木造建設のパチンコ店「オメガ」を開業させた。これにより高層ビル建設計画は中止となり、昭和五〇年（一九七五）代以降の再開発までオメガが大神宮跡地の賑わいを支えた。

梅本町への移転後、再生の道を期した大神宮であるが、太田眞弓さんによれば、「初期の目的を達する収益があつたが、その後は公共施設があいついで建設され、設備的にも対抗できなくなつた」という。

大神宮は、その後、医王山の登山道の出発点である金沢市小菱池町内に移転する計画をすすめる。場所は道路を挟み見上山荘の反対側の山中である。真言さんによれば、小菱池町を選んだのは新たな収入源をもとめ薬草園を設けるためであつたという。

遷座にあたり、いつたん太田真一さんの甥にあたる太田真里さんが管理していた関係から浅野川神社にご神体を仮置きした。その後、梅本町の資産の売却金を元手に医王山への移転をすすめようとしたが、資金不足から頓挫する。結局、神体は平成二〇年（二〇〇八）に浅野川神社に合祀された。

一四 まとめにかえて・厳肅さの行方

香林坊高は昭和五〇年（一九七五）代以降の都市再開発によりホテルとショッピングビルが建ち、また香林坊下の映画街も平成一一年（一九九九）頃から閉館がすすみ、現在は有料駐車場となり、かつての盛り場の猥雑さは消え去つた。

では、香林坊のもうひとつの中の場の特性であつた厳肅さはどうなつたのか。一見、厳肅さを醸し出す施設はひとつもないが、実は、大神宮の移転後もその志向は関係者の間で受け継がれた。

厳肅さをもとめる動きが高まるのは再開発事業が始動してからである¹¹⁹。昭和四七年（一九七二）、地元は香林坊再開発に向か、東急土地開発株式会社に事業参画を要請し、さらに関係者で四九年（一九

七四）七月に市街地再生のために株式会社香林坊開発を創立し、本格的に再生の道を歩み出す。

これにより香林坊高にあつた竹座・小劇場グランド会館・パチンコオメガ・スカラ座・立花食堂・中華チュー本店が解体され、また境内地の面影を残していた樹齢一三〇年の古木クロカネモチも石川門下の沈床園に移植された。

この木は大神宮移転後の界隈を守る神樹として、火防の神を祀る祠と注連縄をつけ親しまれてきたものだった（昭和五〇年一月一二日「北國」）。つまり、香林坊を支える神威／厳肅さの象徴は稻荷社から古木へ受けつがれていたわけである。

更地となつたものの、その後、開発は順調にすすむことはなかつた。昭和五〇年（一九七五）一一月、跡地にダイエーが出店を希望したが、二年後に計画中止となる。その後、地元から大和・西武・全日空エンタープライズに出店交渉をすすめたが、いずれも断られた。このとき、関係者が停滞に陥つた原因として想起したのが大神宮であった。

東急を立てるのに、なかなかテナントが集まらなくて弱つていて、それは、東急の場所に、もともと大神宮さんとかを祀つていて、それを動かしたためだというたね（小泉榮子さん談）。

号にも出店が決まらない状況についてこうみえる¹²⁰。「糸余曲折を経過した裏には、もちろん地元権利者の足並みの問題、あるいは、高度成長から低成長へと時代の移行等等、その原因があれこれ取り沙汰されていますが、本当は、ホントーは神のタタリだという説があるのです。（中略）もともと当地区にあつた金沢大神宮が移転したにもかかわらず、10年間も放置したまま、感謝し鎮めることを怠たり、もつて神様のお怒りに触れるのでは」と

五二年（一九七七）、地元有志は大神宮への陳謝と開発進展の祈願のために、大神宮の太田眞弓宮司を招き神事を行なうようになった。

六〇年（一九八五）九月、ようやく跡地に東急ホテル・香林坊一〇九が完成する。その後も関係者の間では香林坊は厳肅な場であり続けた。

再開発ビルの屋上に神徳大神宮（右）、豊栄大神宮（左）の二社が祀られたのである。この二社はもともと、二名の地権者が店でそれぞれ個人的に祀つていたもので、ファッションビルの建設により共同出资者の合意を得て昭和六〇年（一九八五）に遷座された。しばらくはビルの管理経営にあたる第一開発の社長が朝夕参拝していた。

このうち一社について祭祀に至つた経緯を紹介しよう。地権者（昭和一一年生）によれば、父親が戦死し、のこつた母親も身体が弱く、また息子も病気がちだった。市内の九万坊や御嶽教などあちこちでの原因をもとめて相談にまわり、最終的に東京の行者に相談をもちかけた。

卯辰山の御嶽教の行者にみてもらったところ、行者は香林坊という場所は、地学的には岩盤の強いところで、かつて里宮のような聖地とてさまざまな修行をつむ行場・靈場であり、また「香林坊のあたりは恐ろして行けんところやつた」というお告げがあり、行者の力でも対応できない場所とわかり、祀るようになつたという。

平成一八年（二〇〇六）、地権者との調整により「社はお焚き上げされる。香林坊独特の魅力は、猥雑さと厳肅さにかわり、潇洒さを前面化させるようになつたといえよう。

注

- （1）香林坊の繁華史については片町・香林坊近代化完成記念出版委員会編『金沢メインストリート片町・香林坊』（一九六七・片町商店街振興組合・香林坊商店街振興組合）が詳しい（以下『金沢』と略称）。本稿でも座右の書として利用したが、大型興行施設や有力商店が叙述の中心である。また同地の映画館・カブエーに関しては、『金澤市史 現代編下』（一九六九）一〇九二頁以下、石川文吉「歓楽街」『石川百年史』（一九七一・石川県公民館連合会）、受川策太郎「人物を中心とした一石川県映画興行活況変遷史」『石川郷土史学会誌』三〇号（一九九七）、本康宏史「モダン金沢」と大衆文化』『金澤市史』通史編三（二〇〇六）などがある。
- （2）前掲（1）『金沢』一二六頁。
- （3）『石川県史資料 近代編（二）』（一九七四）二二頁。
- （4）前掲（1）『金沢』一一〇頁。
- （5）前掲（1）『金沢』二二頁。

- （6）本康宏史「回想録「過去ノ郷里ヲ追想シテ」『石川県立歴史博物館紀要』二〇号（二〇〇八）一一五頁。
- （7）同右。
- （8）前掲（1）『金沢』九六頁。
- （9）拙稿「夕涼む群衆」『石川県立歴史博物館紀要』三〇号（二〇一二）。
- （10）片町の名物だった行灯飾りが両町の融和策として始まったことは拙稿『金沢の夕涼み行灯』『民具研究』一六四号（二〇一二）で報告した。
- （11）神宮教及び神宮奉斎会の歴史は岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（一九六〇・東京大神宮／以下『東京』）、武田幸也『近代の神宮と教化活動』（二〇一八・弘文堂）四・五・八・終章、藤本頼生『東京大神宮ものがたり』（二〇一二・錦正社）を参照。
- （12）『石川県史』第四編（一九三二）六九三頁。
- （13）『富山県政史』第七卷（一九三九）六一九～六三〇頁。
- （14）前掲（1）『金澤市史』五七七頁。
- （15）和田文次郎『金澤墓誌』（一九一九・加越能史談会）三三頁。
- （16）金澤カトリック教会編『みこころひとすじ 九十年のあゆみ』（一九七八）六八頁。
- （17）『石川県史第四編』（一九三二）に片町（七一二頁）、「金沢の百年（明治編）」（一九六五）に南町（八五頁）、金澤カトリック教会史の「みこころひとすじ」（一九七八・金澤カトリック教会）に「金澤市片町角」あるいは「香林坊一角」とそれぞれあり（六七頁）、また右書には明治九年に水田が香林坊の西端に地所と家屋を求め、講義所を開設していたともみえる（六七頁）。
- （18）カトリック金澤教会編『時のしるし』（一九八八・カトリック金澤教会）一六頁。教会に確認したところ原本は所在不明である。
- （19）『教林』三九号（一八九六）五八頁。

- (20) 橋本政男編『せせらぎ』第一集（一八九五・好文社）七九頁。
- (21) 前掲(11)『東京』六〇頁。
- (22) 高林昭二『金沢一大正・昭和の暮らし』（一〇〇七）七頁。
- (23) 『教林』三三号（一八九六）六〇頁。
- (24) 『教林』七〇号（一八九九）四六、七頁。
- (25) 『金澤墓誌』下編（一九一九）三三頁。
- (26) 文化遺産オンライン「墓看板「五臘円」（下牧野村 荒木岡三郎）」参照。
- (27) 『教林』七〇号（一八九九）四七頁。
- (28) 『教林』四二号（一八九六）六三頁。
- (29) 『教林』三九号（一八九六）年五七、五九頁。
- (30) 『教林』三四号（一八九六）五五頁。
- (31) 『教林』四二号（一八九六）六四頁。
- (32) 『教林』四二号（一八九六）六四頁。
- (33) 前掲(11)『東京』一〇六、一一一頁。
- (34) 同右一三九、一四一頁。
- (35) 同右三九三頁。
- (36) 『祖国』一四号（一九〇〇年）付録一頁。
- (37) 『館藏資料紹介『福井縣の華』』『ふくいミュージアム』六〇号（一〇一九）。
- (38) 前掲(11)同右一九五頁。
- (39) 『金澤神社大觀』（一九四二・金沢市神祇会）第一二一。
- (40) 田浦雅徳『昭和四年式年遷宮と伊勢』ジョン・ブリーン編『変容する聖地 伊勢』（二〇一六・思文閣出版）参照。
- (41) 『石川県神社名展解説目録』（一九六六・石川県神社庁）一二、三頁。
- (42) 前掲(11)『東京』一六六、七頁及び藤本『大神宮ものがたり』第二編、平井直房『神前結婚の歴史と課題』『明治聖徳記念学会紀要』三〇号（一九〇〇）、石井研士『結婚式 幸せを創る儀式』（一〇〇五・日本放送協会）第三章、村尾美江「神前結婚式と「水島流」の影響」『常民文化』二八号（一〇〇五）、山田慎也「結婚式場の成立と永島婚礼会」『国立歴史民俗博物館研究報告』一八三号（一〇一四）。
- (43) 前掲(11)藤本一二八頁。
- (44) 前掲(11)『東京』一九三頁。
- (45) 『戸板村史』（一九四五）六〇〇頁。
- (46) 前掲(42)石井一七二頁。
- (47) 河合務「戦時下日本の「結婚報国」思想と出産奨励運動」『結婚報国懇話会を中心として』『地域学論集』鳥取大学地域学部紀要六巻一合（二〇〇九）、荻野美穂『『家族計画』への道—近代日本の生殖をめぐる政治』（一〇〇八・岩波書店）四章。
- (48) 藤野豊「国民精神総動員運動と結婚改善運動—ファシズム期富山の社会史（3）」『人文社会学部紀要』一号（一〇〇一）。
- (49) 安井洋『戦時結婚教程』（一九四三・長尾出版報国会）八七頁。
- (50) 日置謙「加賀賓生の沿革一般と佐野吉之助君の地位」日置編『松風餘韻』（一九二一・佐野吉野助先生追憶会）五六頁。
- (51) 前掲(15)三三頁。
- (52) 拙稿「香林坊の福助座」『歌舞伎衣裳 綺羅をまとう』（一〇一八）一四六頁。
- (53) 前掲(6)一一八頁。
- (54) 前掲(1)『金沢』一二二頁。
- (55) 金沢の河原相撲は前掲(9)三六頁を参照。
- (56) 前掲(1)『金沢』一二、二頁。
- (57) 小倉学「金沢の富永家とその伝承」『石川郷土史学会誌』四号（一九七一）。

- (58) 同右
- (59) 本康宏史「回想録「過去ノ郷里ヲ追想シテ」(五)『石川県立歴史博物館紀要』二二号(二〇一〇)一五三頁。
- (60) 石川県農会編『石川県園芸要鑑』(一九一九)三三二頁。
- (61) 同右。
- (62) 益井商会の歴史は阿久根巖『サーカスの誕生』(一九八八・ありな書房)第一章参照。
- (63) 研谷(屋)家の概要是前掲(9)で報告した。
- (64) 矢野巡回動物園の歴史は前掲(62)第四章参照。
- (65) 「金澤映画館遷遷史」『警鐘』創刊号(一九四九・文化月報社)。
- (66) 前掲(14)九四七頁。
- (67) 前掲(65)同。
- (68) 金沢の公設市場史については能川泰治「地方都市金沢における米騒動と社会政策」山本吉次「石川県立憲青年党と都市社会政策」橋本哲哉編『近代日本の地方都市』(二〇〇六・日本経済評論社)、太田誠「金沢の食料品市場」『金沢市史通史編3』(二〇〇六)を参照。
- (69) 精養軒の歴史は『大金沢繁昌記』(一九三五・北国日報社事業部)三四頁参照。
- (70) 『金澤商工人名録』(一九二八)四三頁。
- (71) 目に留まつた見出しへは以下の通り。「エロ味を抜いでカフエーへ怖いお達し 演劇まがひジャズは厳禁」(昭和五年七月二二日「北國」)、「エロ味減殺女探検」(五年八月一三日～八月二十四日「北陸毎日」)、「ジャズに狂ふ戦線へ夜の華と咲くエロ振り」(五年九月二日「北國」)、「エロ味を制限しボツクスを明るく」(六年二月一四日「北國」)、「カフエーよ、エロよ 素晴らしい増加ぶり」(六年二月一九日「北國」)、「浮き立つ春を近くにエロ取締りの苦心 縣下のカフエーと女給さん」(六年二月二日「北陸毎日」)、「エロを屠るには?女給よ街頭に出る勿れボツクスのカーテン罷りならぬ」(六年六月一七日「北國」)、「エロの波をおよぐ 浮世の彼女たち」(六年六月二五日「北國」)、「堪らないエロ、エロ、エロ」(六年九月一二日「北國」)、「カフエーのエロ 廊のエロ追放」(六年一〇月一四日「北國」)、「女給軍總動員のカフエー エロの中にサンタ爺躍る」(七年一二月二三日「北國」)。なお毛利眞人にいれば、エロの初出は昭和四年年一月二七日「東京朝日新聞」という(ニッポン エロ・グロ・ナンセンス 昭和モダン歌謡の光と影)(二〇一六・講談社)一〇頁。
- (72) 前掲(69)一二六頁。
- (73) 杉山千鶴「浅草レビューの舞踊スタイル」『人間科学研究』第一〇卷一号(一九九七)九四頁。
- (74) 山田清一・今泉秀夫編『パチンコ百年史』(二〇〇一・アドサーカル)一一七頁。
- (75) 前掲(1)『金沢』三三頁。
- (76) 『石川県商工総覧』(一九五一)四三二頁。
- (77) 「香林坊を中心に起つた五つの騒動事件」『真相の街縮刷版』上巻(一九七六)一三三頁。
- (78) 拙稿「射的・撞球・パチンコ」『民具研究』一五八号(二〇一八)参照。
- (79) 「全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧」(一九三三・銀行信託通信社出版部)。
- (80) 石川映画文化協会編『金沢シネマ30年』(一九八四・北國出版社)二五九頁。
- (81) 『近江町市場三百年史』(二〇一二・近江町市場商店街振興組合)一七六頁。
- (82) 「ゴネた片町市民市場」『真相の街縮刷版』上巻(一九七六)一三六頁。
- (83) 前掲(1)『金沢』三八頁。

- (84) 前掲 (83) 同。
- (85) 〔新北陸〕三集（一九五九）一三三頁。
- (86) 『石川県商工総覧』（一九五二）一四三～二四四頁。
- (87) 番地は『紳士縉商北陸商工業名鑑』（一九一六・日本勧業合資会社）による。
- (88) 「脱線放談」『すとりいと街』八（一九四七）四一頁。
- (89) 『石川県商工総覧』（一九五三・北國新聞社）三六六頁。
- (90) 前掲（1）『金沢』九九一～一〇〇頁。
- (91) 前掲（1）『金沢』一〇〇～一〇一頁。
- (92) 前掲（1）『金澤市史』九五八頁。
- (93) 『新北陸』第五集（一九五九）七八頁。
- (94) 同右。
- (95) 同右二号（一九五九）三八頁。
- (96) 同右創刊号（一九五九）三四一～三五頁。
- (97) 同右二集（一九五九）三九頁。
- (98) 同右五一、三頁。
- (99) 同右五二頁。
- (100) 同右三集五〇頁。
- (101) 同右新年号（一九六〇）七七頁。
- (102) 同右創刊号（一九五九）三〇一～三三頁。
- (103) 前掲（1）『金沢』五四頁。
- (104) 〔新北陸〕三集（一九五九）五〇頁。
- (105) 同右五一頁。
- (106) 同右。
- (107) 同右第五集（一九六〇）七八頁。
- (108) 同右。
- (109) 同右三卷一号（一九六〇）四八頁。
- (110) 同右二集（一九五九）三九頁。
- (111) 拙稿「無賴の都市」（仮称）で報告予定。
- (112) 前掲（11）『東京』二七四頁。
- (113) 前掲（11）『東京』三〇七～三一一頁。
- (114) 前掲（11）『東京』三〇三頁。
- (115) 前掲（11）藤本一～八頁。
- (116) 前掲（20）同。
- (117) 前掲（93）同。
- (118) 前掲（14）九五九頁。
- (119) 再開発の経緯は香林坊第一地区市街地再開発事業誌『明暗を香林坊の柳かな』（一九八七・香林坊第一地区市街地再開発組合）参照。
- (120) 『コミュニティジャーナルいしかわ』七三号（一九八三）八頁。

金沢歌舞伎最後の女役者

大井理恵

はじめに

「女役者」とは歌舞伎を演じる女性の役者を指す。大奥や大名屋敷の奥向きで歌舞伎を披露した「御狂言師」の系譜から、明治期には多くの女役者が生まれ、女性だけで演じる「女歌舞伎」も人気を博した。その代表的存在が「女團洲」と呼ばれた市川九女八であるが、彼女が『旧劇』の女方が『古典』としての正統性を獲得する上でも、『新劇』の女優が『新しさ』や前衛性という時代の栄光を主張する上でも排除され、隠蔽されねばならない存在だった^{*1}とされるように、女役者は近代演劇の大きなうねりの中に埋もれてしまった。長い間歌舞伎の本流から外れたものとみなされ、特に地方で活動した女役者の実態はほとんど知られていない。今回は大正期に金沢歌舞伎の舞

台を踏み、女優、振付師となつた島崎きくの（尾上梅女・坂東音芽・野島左喜子）を取り上げることで、その一端を紹介したい。きくの生涯については、本人と交流のあつた大林昇太郎が書簡等をもとに「七尾の芝居」^{*2}にまとめている。また、後年の栗ヶ崎遊園への出演については『内灘町史』（内灘町・一九八二年）等が触れているが、本稿では番付や新聞記事などをもとに、当地の演劇界で彼女が担つた役割について検証する。

一 金沢歌舞伎の尾上梅女

明治期の金沢はいくつもの芝居小屋が集客を競い、人気役者が来演すると共に、地元を拠点に活動する「地役者」が活躍、歌舞伎熱が

ピークに達した。明治二十年代まで、芝居は東の浅野川（桜馬場芝居・戎座／卯辰末吉芝居）と西の犀川（川上末吉芝居／西御影町芝居）が中心であった。明治二十六年（一八九三）、香林坊大神宮敷地内に福助座が立つと、その賑わいが一帯を繁華街へと変貌させ、明治三十一年（一八九七）にできた並木町稻荷座（のち尾山座）と共に劇界を牽引していく。さらに明治四十一年（一九〇八）には金沢駅前に大和座が、大正二年（一九一三）には白菊町に北國劇場が開業した。しかし、時代とともに娯楽も変化、大正十二年（一九二三）、「加賀の團十郎」と呼ばれた名優四代目嵐冠十郎の引退により、金沢歌舞伎は実質的に終焉を迎えたといわれる。当地の歌舞伎が最後の光を放つた大正期、冠十郎が座付となっていた香林坊福助座に登場したのが尾上梅女、本名島崎きくのであった。

きくの生年は明治三十二年（一八九九）頃、父・島崎市太郎（通称島市）は七尾で芝居小屋を経営していた。幼い時から義太夫ぎだゆうを習い、また冠十郎一座の中村雀芝に踊りの指導を受けた。冠十郎一座は度々七尾に来演していたため、その縁であろう。小学校高学年になると義太夫仲間の同級生らと少女歌舞伎の一座を組み、明治四十二年（一九〇九）に金沢新町にできた第四福助座をはじめ、金石や鶴来に巡業をしたという。きくのは「加賀見山旧錦絵」のお初、「盛綱陣屋」の盛綱など五役を務めたが、大林は当時のことを「子供芝居に玉藻前の方を演したのが音芽の初舞台だと思う。『ヤア過言なり金藤次、女と思い侮つての雑言無礼、そこ動くな』の甲高い名調子、今

も耳底に思い出される」（「七尾の芝居」）と語る。

きくのが福助座に出演する契機として、大林は大正四年（一九一五）一月に島市が経営する七尾歌舞伎座が焼失し、一家で金沢に出たことを挙げる。しかし、火災時の報道によれば同座の座主は前年に芦谷貞秀となつており、島市の手を離れていた可能性がある。本人の談^{*3}では、小学校卒業後におんながたの方の代役で何度も福助座に呼ばれたそうで、その際福助座座主の太田七兵衛（通称梅若）に見込まれて金沢に移ったことも考え得る。明治期の金沢では、上方出身の女方実川勇次郎、嵐和歌太夫らが活躍したが、女方が育ちにくいという事情は他の地方と大差なかつたであろう。当時一座には尾上梅丸という評判の女方がいたが、修行のため上方へ出ることも多く、きくのが代役で呼ばれたのは女方不足によるものと考えられる。

きくのが梅女の名で福助座の舞台に上がったのは大正四年、十六歳の頃とされるが、同年三月、東京より坂東鶴之助（二代目坂東彦十郎）が来て冠十郎一座と共に演じた際の番付に「尾上梅女」の名がある。新聞の演芸欄に初めて名前が出るのが同年八月二十七日、冠十郎一座と西廓芸妓らの合同歌舞伎（於福助座）に出ており、ここで本格的に一座へ参入したと見られる。幼少期より淨瑠璃や芝居に親しんだことで素地ができていたか、十月公演では「寿三番叟」の千歳、「忠臣蔵六段目」のお輕、「神靈矢口渡」のお舟、「関取千両幟」のおとわ、「白（城）木屋」のお駒という五役を演じている。この時は、雀芝、梅丸ら主要な役者を欠く「無人芝居」で、穴を埋めるべくかえつ



福助座の舞台に立つ尾上梅女

大正4年頃 「金沢が生んだ名優嵐冠十郎の
思い出②」(註4)より転載

て冠十郎は気合が入っていたようだ。梅女は中軸をなし、名を売るいい機会になつただろう。批評家の窪田夢之助もこの舞台について「冠十郎と梅女」という批評を書いている。「一チ眼に付いたのが梅女といふ女優、肉は些と足らねど身長もあり顔も美しく、叔て演る事は却ゝ旨いもの、まだ若い丈けに色気がなく、お音羽などは無理なれど可なりに科して見せ、お舟もよくお軽が一番好かつたり、冠十郎指導の下に二三年確乎と仕込んで見たいもの也」と好意的に評している(『北國新聞』大正四年十月五日)。以降、新聞の芸欄や芝居番付から、梅女が福助座に継続して出演し、女方の主要な役を得て、冠十郎の相手役も数多くつとめたことが分かる。当時の地役者は、同じ顔ぶれのまま大体一週間ごとに「替り狂言」を出して一ヶ月以上公演を続けることや、本拠地の公演が無い時は各地を巡業することが普通で

あつた。梅女も大正六年(一九一七)には一座と共に仙台巡業に出ている(「七尾の芝居」)。稽古時間などあつて無いような環境の中、経験の浅い梅女が舞台に立ち続けるには、幼い頃からの素地とともに、指導者が欠かせなかつた。本人の談には、梅若のはからいによつて冠十郎から直に芝居を教わつたとある。これが功を奏したようで、目の肥えた地元の観客からも好評であつた。演劇に造詣の深かつた清水九章も梅女を回顧し、「毛谷村」のお園や「封印切」の梅川など印象深い役柄を挙げると共に「實に素直な芸風であつた」とする^{*4}。

二 大正期金沢の演劇界と福助座

梅女活躍の背景を整理するため、当時の福助座の概況を補足しておこう。明治後期以降、当地の歌舞伎は活動写真(映画)の人気に押されてしまつた印象があるが、明治三十年(一八九七)に金沢で初めて活動を上映したのは福助座である。また鉄道開業など交通事情の変化もあり、新派、新劇をはじめ各種芸能が盛んに流入しており、これも歌舞伎人気に影響しただろう。明治三十年代には、一世を風靡していた新派と歌舞伎を融合する動きも見られ、冠十郎一座も新旧合同の「北美団」を結成して活動している。大正期には、新派は中央で下火となるも地方回りでは健在、その他喜劇、女優劇、奇術、女義太夫、浪花節(節劇)など様々な芸能が来演し大衆人気を得ていた。福助座でもこの頃、座付きの冠十郎らを規模の小さい新町の第四福助座に回し、

香林坊には集客が見込める芸能を次々と呼んでいる。大芝居としては、明治期の中村芝翫、市川団蔵、市川左團次、中村鴈治郎らに続き、大正期にも五代目中村歌右衛門をはじめ有名どころを招き、また川上一郎・花井二郎一座など東西の新派劇、豊竹呂昇ら女義太夫、曾我廻家喜劇団、松旭斎奇術団などを招聘し、話題を呼んだ。六代目菊五郎、市川左團次が立て続けに福助座で公演をしたのが大正四年（一九一五）五月、松井須磨子の藝術座、川上貞奴一座を相次いで招き、「女優対決」と言わしめたのも同年六月のことである。

反面、冠十郎一座の歌舞伎も閑古鳥というわけではなく、五十銭均一という気安さで客を集めていた。当時、金沢には二十九三十人の地役者がいたとされ、福助座の番付には冠十郎、雀芝をはじめ、冠十郎の義弟・嵐璃之助、嵐橘猿、嵐舛猿、嵐冠昇、市川大三郎、沢村紀若らが名を連ねている。この中には上方から移った者、上方へ修行に出る者もあり、京阪との繋がりが依然強かつたが、東京から小芝居の若手役者が巡業をすることも増えていた。坂東鶴之助のように、東京の若手役者が冠十郎らと合同一座を組んで興行する形も目立つ。これは、なじみの一座に新鮮味を加えることで集客を狙つたものである。都市部の若手役者からすると、金沢巡業は歌舞伎の古い型を体に叩き込んだ冠十郎の指導を仰ぐ貴重な機会でもあった。また、梅若は大衆の関心が集まる大芝居を利用することもあつた。大正四年十一月、北國劇場に初代中村吉右衛門、「第四福助座では冠十郎が同じ狂言（「石川五右衛門」「盛綱首実検」「野崎村」）を出し、五錢均

一の勉強芝居で吉右衛門に対抗している。しづん双方を見比べて批評する流れとなるわけで、梅若の興行主としての手腕は健在であったと見える。

この時期注目されるのが女性芸能の人気である。例えば女義太夫だが、当時の観覧料を比較すると大芝居に次ぐ金額を取つており、大正四年の菊五郎が木戸二十銭、平場一坪二円八十銭、新出高場出鶴一坪三円六十銭に対し、同年北國劇場に大阪の豊竹呂昇が来た際は木戸十銭、平坪一坪一円四十銭、桟敷・鶴・出鶴が一円六十銭、大正五年に福助座へ竹本越路太夫一座が来た際は、木戸十五銭、平場一坪一円、新出高場出鶴一坪一円二十銭という金額だつた。越路太夫はそれでも大入りで、九月十七日から二十一日までの予定が、二日間日延べしている。同時期の金沢では新派劇なら数十銭、浪花節芝居や落語、奇術なら木戸五十銭程度で觀ることができたので、女義太夫の人気のほどが知れる。前述の川上貞奴、松井須磨子のように新劇を代表する女優や、アイドルの人気を博した奇術師・松旭斎天勝が来沢して注目を集め一方、歌舞伎を主とした女優劇団も根強い人気があり、大阪の中村福時一座が来沢した際は、尾山座で約一ヶ月にわたり公演をしている。芸能の新旧また形態を問わず、舞台に上がる女性に熱い視線が注がれた時代といえるだろう。

また、金沢の芸妓には芝居をしたしなむ習慣があり、芸妓芝居の興行も盛んであつた。梅女が参加した大正四年八月の西廓芸妓と冠十郎一座の合同歌舞伎では、「先代萩御殿」「由良湊千軒長者」「平假名盛衰

記」「千本桜道行初音旅」をやっているが、冠十郎らは脇を固め、主要な役は芸妓たちに任せられており、芸妓が主役であつたと言つてよい。福助座では明治期から、冠十郎一座に西廓の芸妓や見習いをえた芝居がたびたび上演されており、明治四十三年（一九一〇）二月の番付には「従来御馴深し一座へ西廓子供劇前年御覽に供し御引立を蒙り意外の好評を博し」と、前年の好評により西廓の子供劇を再び行う旨が記載されている。芸妓芝居は、東廓と主計町では明治三十年代以降下火となつたが、西廓では昭和初期まで伝統が続く^{*5}。これは福助座を拠点とする地役者との関係や、力を入れていた子供芝居の人気が理由として挙げられる。芸妓は金沢の素人芝居にも関わっており、当時正月の恒例行事として犀川口若連中は福助座で、浅野川口若連中は尾山座でそれぞれ芝居をかけたが、大正四年一月の犀川口若連中の芝居（この年は北國劇場）には「西廓赤襟二、三枚加はりて」と、西廊芸妓を数人加えて上演したことなどが見える。犀川口の素人芝居は福助座で道具背景方をしていた阪東嘉十が座頭となつており、出方らもこぞつて出演したようだ、ここでも福助座と西廊の紐帶がうかがえる。また北廊も同様に芝居の伝統を保持し、大正五年（一九一六）十二月には福助座改築にあわせて北廊芸妓連の芝居を行つてている。この時北廊から申し出があつたのは「お渋い会」であつたが、福助座改築開場興行とするために「芸妓芝居」の形で上演したという。当時の新聞によると長唄、常磐津に加え、「曾我対面」「野崎村」「暗闘」歌舞伎舞踊「戻り橋」を出しており、指導は璃之助が務めている。璃之助

は明治後期より北廊の踊り師匠をしており、大正五年当時は上方の若手歌舞伎に補佐役として参加していたが、福助座の改築にあわせ金沢に戻り、北廊の指導にあたつたものと見られる。

以上のように、男性役者が主体であつた冠十郎一座の座付きとして梅女が受け入れられた背景には、当時の女性芸能者への関心や、地元の芸妓による芝居の伝統が挙げられるのではないだろうか。ただし、梅女は女方の代役がキャリアのスタートであり、本来の女役者と異なる性質も持つていた。「女役者」とは男性の役者と同様、歌舞伎の身体表現を身につけた者で、立役を演じることも当然あつた。幼少期には義太夫仲間の少女と芝居をして盛綱なども演じた梅女であつたが、長じた後、男性ばかりの冠十郎一座で立役をやつた記録は見当たらぬ。「娘形などをさせて置けば女だけに可なり舞臺も栄えさせ」（『北國新聞』大正六年八月二十四日）などと評されているところを見るといふ。「娘形などをさせて置けば女だけに可なり舞臺も栄えさせ」と、梅女に特に期待されたのは、女性として女方を無理なく演じる、という点であつたと推察される。明治期の演劇改良論によつて女性俳優の登用が推奨され、「女優」の存在と呼称が定着したのが明治後期（大正期とされる。明治末期に松井須磨子が登場した際、批評の上では、女性の肉体の「自然性」が強調され、女性の役を「自然な」台詞回しや表現で演じることが評価された^{*6}。梅女は当然歌舞伎の女方の型を習得していただろうが、それ以上に、女性の肉体をもつて女性の役を「それらしく演じる」点が歓迎された面もあつたのではないだろうか。よつて、立役を演じることを必要とされなかつたのだろう。

女方を専らにした梅女は、当時の金沢歌舞伎において「女役者」と言うより「女優」であつたとする方がふさわしいのかも知れない。

三・坂東音芽の誕生

梅女の福助座出演は大正六年（一九一七）七月末で途絶える。この年の中に上京し、翌七年（一九一八）三月には東京の舞台に出たとされ、金沢歌舞伎での活躍はわずか二年半ほどであった。梅女は金沢の舞台を退いた理由について「どうせ役者をやるなれば都會の舞臺をふみ度いと又野心を出し」とし、その旨大正六年七月に福助座に来演した尾上梅幸に相談したと語る^{*7}。結果、福助座に度々出演していた二代目坂東彦十郎（大正四年十月に鶴之助が襲名）を師匠として上京することになった。ちなみに冠十郎一座は大正六年末から翌年



坂東音芽の肖像

内灘町史編さん専門委員会編
『内灘町史』より転載

梅女の福助座出演は大正六年（一九一七）七月末で途絶える。この年の中に上京し、翌七年（一九一八）三月には東京の舞台に出たとされ、金沢歌舞伎での活躍はわずか二年半ほどであった。梅女は金沢の舞台を退いた理由について「どうせ役者をやるなれば都會の舞臺をふみ度いと又野心を出し」とし、その旨大正六年七月に福助座に来演した尾上梅幸に相談したと語る^{*7}。結果、福助座に度々出演していた二代目坂東彦十郎（大正四年十月に鶴之助が襲名）を師匠として上京することになった。ちなみに冠十郎一座は大正六年末から翌年

三月にかけて満州へ巡業し、冠十郎は帰沢後まもなく、師匠であつた四代目嵐璃寛（当時故人）の子息・徳三郎の襲名を補導するため大阪に向かい、大正九年（一九二〇）まで上方歌舞伎に出演する。老境の冠十郎にとつて最後の花を咲かせたとも言える上方進出だが、一座への影響は大きかつた。他にも事情はあるが、大正七年中に、梅若は香林坊福助座を手放している。梅女の上京は、一座の要であり指導者であつた冠十郎の不在を見越したような決断であつた。

東京で梅女は音羽屋ゆかりの坂東音芽と名を改め、小芝居の一つ、赤坂演技座で若女方として華々しくデビューした。その様子を、歌人で小説家の安成一郎が和歌に詠んでいる（『戀の繪巻』日本評論社出版部・大正八年）。

（坂東音芽（舊劇女優）

あま 天さかる能登に生れしわざをぎの音芽敏けやし都に名舉つ
ああ 音芽清らに澄みし臺詞かな男優の中のひとりの女優
鎌倉のあらくれ武士の中にあるてあでやかなりき音芽の遊女（化粧坂の少将）

そのかみのほつけごぜん佛御前を生みし國にかがくにかがくにかが
うつくしき音芽加へて賑はひぬ女優めでたき都の舞臺
さすらひの若き音芽に春は來ぬ繁き思ひを誰れか知るらん（原文ママ）

以上の六首から、音芽の出身地などプロフィールが知られていたこと、演技座の役者中唯一の「女優」として音芽を称賛する雰囲気があつたことがうかがえる。この時演技座には彦十郎とその子息らに加

え、九代目團十郎の娘婿・市川新之助、同門人の市川新十郎がおり、大いに刺激になつたことだろう。しかし、大正七年のうちに彦十郎が急死、翌年には後継の竹三郎も死去し、後ろ盾を失つた音芽は神田劇場に移る。演技座への出演は一年ほどであつた。

神田劇場はもと三崎座といい、市川九女人が女歌舞伎を立ち上げたメツカとも言うべき場所である。大正四年以降、中村歌扇率いる女歌舞伎の一座が拠点としていた。歌扇一座の歌舞伎と、新派の男性俳優を加えた連鎖劇（新派劇と映画を組み合わせた芸能）を上演し好評を得ていたが、大正六年の興行法改正によって連鎖劇が衰退、その後しばらくは歌舞伎と新派劇を

上演した。音芽は自身の芸の幅を広げる意図から、歌扇らと同じく歌舞伎と新派の両方に出演したようで、ここでの最初の舞台は新派劇「大将の家」で、芸者を演じた。

若くして少女歌舞伎の座頭となつた歌扇は、立役から女方、また上方の和事までこなす技量を持ちあわせ、その人気も凄まじかつ



中村歌扇一座の音芽（前列右）

大正8年頃か 百回目興行記念絵葉書（F38-02604）
早稲田大学坪内博士記念演劇博物館蔵

た。さらに新派の娘役も演じ、音芽の良い見本となつただろう。一方で、客足が遠くと「まくり」といい肌を露出する演目を出し、また新派の娘役としては可憐な義妹・歌江の方に分があつた^{*8}。歌扇、歌江、音芽が揃つた写真が残るが、音芽が神田劇場に移つてから、歌江が急逝する大正八年十月までの間に撮られたものと推察される。新派女優の要であつた歌江の急逝で、歌扇一座は苦境に立たされた。正確な時期は不明だが、音芽は横浜で新演劇運動の拠点となつていた喜楽座に移る。音芽が神田劇場で目の当たりにしたのは、脚光を浴びながらも、もはや歌舞伎の芸だけでは身を立てることが難しい、衰微する女役者の姿だったのではないだろうか。

以後大正十二年（一九二三）まで、音芽は新派女優として横浜で活動したようだが、番付などに乏しく、役柄などは明らかではない。当時も交流のあつた大林は横浜時代を「かなり羽振りのよい様子だった」というが、その活動も関東大震災により後を絶たれてしまう。

四・栗ヶ崎遊園のスター・野島左喜子

大正十二年（一九二三）九月、関東大震災によつて横浜喜楽座も大きな被害を受ける。父を震災で亡くしたこともあり、音芽は郷里に戻る。大正十三年（一九二四）一月には七尾の能登劇場披露興行に、福助座一行とともに出演。「女優阪東音芽は七尾町出身だけに前景氣頗る盛だと」報じられた（『北國新聞』大正十三年一月二十一日）。音芽

は葛の葉や「番町皿屋敷」のお菊など重要な役どころを任せられ、その後も一座に加わって第四福助座に出演した。しかしすでに冠十郎は引退、冠十郎の弟子の嵐冠舎や、阪東大三郎、実川延佐久らがいたが、ほぼ旅回りの一座となつており、金沢歌舞伎の光は消えようとしていた。

歌舞伎が衰退する一方、新たな演劇が地元で花開いた時代でもあった。大正十四年（一九二五）、栗ヶ崎の砂丘地でオーブンした「栗ヶ崎遊園」は、兼六園の倍近い六万坪の敷地に、大劇場・大広間・料亭・洋食堂・遊戯場・大浴場・貸席・動物園などを設置、「北陸の宝塚」の名に恥じない新時代の行楽施設であった。栗ヶ崎遊園といえば少女歌劇レビュー的印象が強いが、栗ヶ崎少女歌劇団の創設は昭和三年（一九二八）、レビュー人気が集客の要となるのはさらに五六年後のことである。開園当初、余興場で上演されたのは「四廓芸妓手踊り」であり、その後も喜劇や子供劇など各種芸能を呼んで余興場の出物としていた。

新聞によると、栗ヶ崎には「専属劇団」の存在も見えるが、おそらく川上一郎が率いる新派（連鎖劇）の一団だろう。川上は江沼郡大聖寺付近の出身で、二十歳前後で新派に身を投じ、二十四～二十五歳で座長となつて地方巡業をしたという（『北陸新聞』大正六年二月八日）。京都にあつた横田商会（日活の前身の一つ）の撮影部にも一時在籍、連鎖劇を専らとし、大正初期には福助座にも度々来演して馴染みの一座として親しまれていた。栗ヶ崎では少女歌劇団創設と同年に

芝居専門の栗ヶ崎大衆座ができるが、半専属化していた川上の一座がその中核になつたものと見られる。大衆座は、新派に限らず時代劇、喜劇などを上演、座付の文芸部が既存の台本を脚色し、さらにオリジナル台本を執筆するなど精力的に活動していた。

福助座を通じて川上と縁があつたのだろうか、音芽は本名の「しまざききくの」を並び替えた「野島左喜子」を芸名とし、大衆座で女優活動を始める。上演プログラムに「大衆座員」として左喜子の名前が確認できるのが昭和三年一月、新喜劇、時代劇、モダン喜劇レビューに出演している。発足当時から大衆座の看板だったようで、同年十一月には新派の名作「不如帰」^{（ほどき）}で浪子を演じている。この時は一座の女方であつた村井靖彦らも出演しており、新派の女方俳優と女優が混在した芝居だったことが分かる。劇評では左喜子について「セリフをもう少し軽くいけたらと慾を起せどこの優には無理であらう。川島家では嬉しさにワク／＼してゐるのだから、モット派手に上げつた調子でモ少しはしゃぐ方がよからう。」（『北國新聞』昭和三年十一月十五日）とあり、歌舞伎仕込みゆえか、重みのある芸風が持ち味だったようだ。

翌四年（一九二九）、本多政均^{（まさちか）}暗殺と仇討を題材にした鴨居悠作の新聞小説「加賀白刃録」（後改題して「加賀忠臣蔵」）を劇化した際、左喜子は芸妓お蝶を演じている。同作について「背景の美しさと共に川上の忠僕彌兵衛、野島のお蝶、菊田の彌一、岩浪の芝木喜内の熱演振りは大喝采であつた。最後に花笠姿の踊り子大勢が美しい手振りで兼六園で踊るところで幕」（『北國新聞』昭和四年一月二十八日）とあ

り、女優の主軸であつたことが分かる。ちなみにこの「踊り子大勢」は歌劇団員とみられ、大衆座演劇に少女歌劇が融合した芸態であつたことがうかがえる。

当時のプログラムからは、栗ヶ崎では大衆座演劇と少女歌劇は完全に分離しておらず、歌劇団員が演劇に出演するのはもちろん、演劇に群舞を取り入れることや、大衆座座員がレビューに参加することも普通であったことが知れる。レビューにはいわゆる「和物」と呼ばれる、歌舞伎や舞踊が下地になっている作品も含まれる。発足当初、経験の浅い女優が多かつたという少女歌劇団には育成の時間が必要であり、大衆座と合同作品の上演を重ね、腕を上げていったものと見られる。大衆座文芸部の中井惣一による劇論があるが、テンポの遅い歌舞伎は時代に合わないこと、新派の凋落は芸の良し悪しよりも時代向きの研究が欠けていたのが原因であること、そして映画に対抗し得る大衆演劇の要素として「清純な美しい近代的雰囲気の旺盛したものを短時間に数多く見せることである。換言すればコントとコントの連鎖……曰く最近欧洲劇壇を風靡しつつあるレビューである。」とレビューの存在を挙げ、「理想の大衆演劇の完成を標榜して多年の研究と苦心を傾注せる栗ヶ崎専属劇団」と、栗崎の芸能が発展途上であることを述べている（『北國新聞』昭和四年一月一日）。この過渡期において、歌舞伎役者であり新派でも活動した左喜子は、芝居とレビューいずれにも技量を發揮し、遊園演芸の土台を支える女優の柱であつたと考えられる。



栗ヶ崎遊園の野島左喜子

機関誌『栗ヶ崎』昭和8年11月下旬号（註3）内灘町歴史民俗資料館蔵より転載

また左喜子の人気も看板女優にふさわしかつたようだ。それを伝えるものとして、昭和六年（一九三一）七月、左喜子のアメリカからの帰国を知らせる新聞記事がある。前年秋より新派の近江一郎一座に加わり、サンフランシスコをはじめアメリカ各地を巡業していたが、七月八日に「北陸劇界で新舊いづれの烟にても申分なき技倅の冴へを見せて確実なファンと百パーセント以上の人気を占めてゐた市外栗ヶ崎遊園大衆座専属の花形女優野島左喜子は昨年秋アメリカ各地劇界の状況を視察巡遊の目的で渡米中約八ヶ月間にして桑港を振出しに豫定の行程を終へたので先月上旬アメリカを出発して日本帰朝の途にある由」と第一報が載ると、十四日には帰国を歓迎する続報が出ている。この頃、栗ヶ崎でこれほど新聞紙面に取り上げられた女優は見当たらぬ。

大衆座演劇と融合しながら発達した栗ヶ崎少女歌劇のレビューが一

定のレベルに達したのは、昭和八九年頃と考えられる。昭和八年（一九三三）七月号の『モダン金澤』には、栗ヶ崎のレビューに対して「踊りそのものがやゝ本格的になりつゝあることは、栗ヶ崎ファンとして喜^(ハヤシ)こばしい。舞踊は唯足をあげればいゝものとは違ふのである。栗ヶ崎の最近のいゝのは、踊りが基本練習にまで到つたことである」と批評が載る。その集大成が翌九年（一九三四）の春公演で、観衆の大喝采を浴びたと伝わる。左喜子はそこに得意の歌舞伎物で出演した。まず三月公演では歌舞伎劇『義経千本桜道行』で忠信を演じ、「大衆座は少女歌劇に芝居にベスト揃ひで藝術味の豊さと舞臺一面に溢るゝ魅力と眞實な演技とは全く大衆を惹きつけ特に規模廣大な豪華帝王篇ともいふべき歌舞伎劇『義経千本桜道行』はファンの渴を醫するに足るものであり華やかなレヴュと共に春に魁ての第一収穫である』（『北國新聞』昭和九年三月十四日）と大きな期待を寄せられ、さらに「グランド・レヴュ『春のをどり』と銘打った四月公演では、「娘道成寺」を出している。

これに先立つ昭和七年（一九三二）、大衆座座長の川上の死去に伴い、一説には大衆座は解散したとされる。しかし昭和九年春の時点では大衆座は継続しており、この「春のをどり」公演は、大衆座の芝居、歌劇団の歌劇が数本あり、その間にメインの「春の踊り」を上演する形式となつていて。「春の踊り」は全十五景で、歌劇団の歌舞やコミックダンスに大衆座の寸劇など多種多様で、第十景が左喜子の「娘道成寺」であった。趣向をめまぐるしく変えながら、大衆座員と歌劇

団が総出で芝居と踊りを見せる構成であり、中井が標榜した「清純な美しい近代的雰囲気の旺盛したものを短時間に数多く見せる」新しい大衆演劇の姿に合致したものと言えるだろう。ただし、制作陣については分化が進んだと見え、当時の大衆座演劇の演出には俳優の村井靖彦、池上良一らの名があるが、西洋物のヴァラエティはミラノ生まれのテナー歌手・青谷一徳が振付と演出を手掛けている。少女歌劇の制作陣の強化、人材の投入も、レベルの向上につながつたのだろう。

この頃を境に、歌劇団のミラノマリ子、音羽君子らスターが名を馳せるようになり、栗ヶ崎の売り物が少女歌劇に移行すると、昭和十年（一九三五）には「大衆座」の名がプログラムから消える。それまで遊園の公演を総称して「大衆座公演」としていたものを、歌劇中心の実態にあわせ「大衆座」の冠を外すこととしたのではないだろうか。その後もしばらく栗ヶ崎の演芸に芝居はつきものであつたため、大衆座の名前は表に出ないものの、劇団自体は存続したと考えられる。

一方、左喜子の栗ヶ崎遊園への出演は昭和十年秋で途絶える。この年の六月、栗ヶ崎には壬生京子が登場し、熱狂的な人気となつていたが、彼女が圧倒的支持を集めめた理由は、美貌はもとよりレビューも芝居もこなす器用さにあつた^{*9}。左喜子もレビューと芝居に対応し人気を得ていたが、それは歌舞伎、新派の長い経験があつてのことだらう。「天分的な器用さ」で、多種多様な演目をやりこなす壬生は、歌劇団が育成した新しいスターの姿に他ならなかつた。年齢的にも三十代半ばとなつていた左喜子は、新世代の台頭を見届け、活動の場を移

したと見られる。

五・振付師匠としての晩年

昭和十年代、左喜子は「小松乙女」の名で金沢の劇場に出ていたといふが、詳細は分からぬ。一方の福助座は、初代梅若が昭和三年（一九一八）に死去、第四福助座も昭和八年に閉鎖し、二代目の吉太郎は貸衣裳屋に転じた。当地の素人芝居は明治後期から大正期に流行があり、特に河北郡、石川郡が盛んで、ハレの民俗行事と融合し祭礼芝居として行われていた。同時期に歌舞伎が不況となつたこともあり、冠十郎ら地役者は各地の素人芝居の振付に奔走している。あわせて梅若も貸衣裳を行つておらず、この頃から興行用を含めかなりの衣裳を抱えていたと考えられる。戦中は衣裳を疎開させて凌いだそうだが、戦後に数少ない娯楽として祭礼芝居や演芸会が流行すると、梅若の貸衣裳は再び賑わうようになる。この頃、二代梅若と行動を共にして、芝居の振付をしたのが、栗ヶ崎を去つた左喜子であった。彼女は師匠をするにあたり、再び坂東音芽を名乗つてゐる。

音芽は、県内はもとより、北陸一帯で素人芝居の指導を行つたとみられる。吉太郎は単なる衣裳屋ではなく、舞台装置の指示や太夫・三味線の手配、化粧（顔師）まで裏方を一手に引き受け、必要ならば舞台でツケ打ちもした。振付とセリフ指導は音芽の役割であり、大掛かりな祭礼芝居になると数ヶ月現地に泊まり込みの場合もあつた。^{*10}

また、音芽が振付をしたのは祭礼芝居に限らない。素人芝居の流行期、金沢市大野地区では同好者が青年歌舞伎の一団を組み、金石の地役者嵐和歌三郎を師匠として活動していた。昭和十二年（一九三七）の祭礼芝居を最後に中断したが、戦後間もない昭和二十年（一九四五）九月に慰安演芸大会を行い、大盛況となる。昭和二十～三十年代にかけて金沢や鶴来の公会堂、尾山俱楽部などで公演を行つたが、その際梅若が衣裳、かつら、化粧を担当、和歌三郎の弟子や音芽が振付をした。また、淨瑠璃が盛んな小松市では、昭和三十年代に市祭（文化祭）や小松淨曲会の発表会で淨瑠璃とともに歌舞伎が披露された。この時も音芽や、冠十郎の弟子筋とみられる旧鳥屋町出身の嵐冠五郎が振付をしている。

小松淨曲会に音芽らが呼ばれたのは、小松の曳山子供歌舞伎への関与が根底にあるだろう。石川県小松市、富山県砺波市には曳山子供歌舞伎が伝承されるが、小松、砺波とも戦後しばらく音芽をはじめ、前述の冠五郎や中村福成ゆくぱうせいといった、金沢の地役者の弟子筋の者が振付師匠として活躍した。

小松で曳山子供歌舞伎が興つたのは十八世紀末とされ、明治二十年代末まで役者は各町の男子を中心に、一部雇い入れもあつた。明治後期より芸妓見習いの少女が加わるようになり、本格的に廓から子供役者を呼ぶようになるのは明治三十九年（一九〇六）頃で、戦前まで続いた。明治三十年（一八九七）頃からは金沢の地役者が振付に携わつており、このような動きは、十町曳き揃えをするなど小松曳山が隆盛

を極めた時期と重なる。特に京町は冠十郎、義弟の璃之助が振付に入り、冠十郎の娘花子も役者として舞台に上がっている。金沢の各廓からも子供役者を呼んでいることから、地役者が小松の曳山に関わった経緯として、当時金沢芸妓の踊り指導をしていた関係が考えられる。大正四年（一九一五）には、八日市町に嵐冠昇、龍助町に中村雀芝、大文字町に冠十郎と、曳山を出した四町のうち三町が福助座座付き役者の振付であった。踊り、芝居の基礎がある芸妓の卵に地役者が振付をした子供歌舞伎は質が高く、衆人の関心を集めただようで、芝居の出来栄えに対する批評が新聞紙面を賑わせた。

戦後は、昭和二十二年（一九四七）に京町が嵐冠十郎（四代目冠十郎の弟子・嵐冠舎が改名）を招いたのを皮切りに、福成、音芽らが入るようになる。明治～大正期には振付の地役者と共に、梅若が衣裳や子役の手配にも関わっていたが、小松では地元の呉服屋で衣裳を眺え、歌舞伎が終われば売却して資金とする習慣もあり、そもそも貸衣裳は特殊なものに限られていたようである。また戦後になると衣裳を彦根や福井に求めるようになり、梅若との関係は薄れた。音芽らは梅若との関係によらず、個々に小松曳山と関わったらしい。音芽は昭和二十九年（一九五四）の八日市町曳山、三日市町の築山芝居から振付師に名があり、昭和三十一、三十五、三十九年を除き四十二年（一九六七）まで継続して中町、西町、大文字町、寺町、松任町の振付に呼ばれている。地役者系の振付師としては冠五郎が昭和六十年（一九八五）まで小松に入っているが、その後は県外から子供歌舞伎の指導に

長けた役者を呼び、また地元の隅田時弥が活躍する^{*11}。

砺波出町では、戦前の振付師については記録が少ないが、戦後は東曳山に新町比翼楼（園）の松田氏、西町曳山に川原町の泉田他重郎らがおり、長く地元の者が振付を行っていたと見られる。しかしその後は継承されず、東は昭和三十一年（一九五六）から音芽を、西町は昭和四十一年（一九六六）から福成を振付師に据えた。中町曳山は昭和二十六年（一九五二）から冠五郎を招いている。東に音芽の名が見えるのは昭和四十年（一九六五）が最後だが、福成は昭和五十三年（一九七八）まで、冠五郎は平成二年（一九九〇）まで出町曳山の振付に携わった^{*12}。また梅若も衣裳・かつら・顔師として、おそらくは戦後から、平成二十四年（一〇一二）まで東を中心に出町に関わっている。

出町の子供歌舞伎には得意とする演目があり、戦前より「絵本太功記十段目尼ヶ崎の段（太十）」、「鎌倉三代記三浦別れの段（鎌三）」、「奥州安達ヶ原三段目（安達三）」などが盛んに演じられた。三つの曳山にもそれぞれ伝統的な演目があり、例えば東では圧倒的に「太十」を出すことが多く、「御所桜堀川夜討」や曾我物も好まれたが、他の二町がよく出した「鎌三」はやっていない。中町は「鎌三」が多く「太十」、「安達三」、「源平魁躰扇屋」も盛んに出し、他ではやらない「千本桜初音道行」を持っていたが、「御所桜堀川夜討」はやっていない。西町は「御所桜堀川夜討弁慶上使」をはじめ、「安達三（袖萩祭文）」、「太十」、「鎌三」が多く、「二谷嫩軍記組打」があるのが特徴である^{*13}。現在では東が「太十」、中町が「鎌三」、西町が「袖萩

祭文」を十八番とし、これらを大きな芝居（表芸）として、もう一つ軽い芝居（裏芸）を付ける形が主流となつてゐる。子供歌舞伎の演目は、子役の顔ぶれにあつた配役が可能で、それぞれの見せ場が明確であることが重要とされる。また振付、太夫、三味線、衣裳の都合が影響することから、ある程度固定化する傾向があると考えられる。出町では子役の衣裳をその家（親）が眺え、もしくは自製して奉納する習慣があつたため、各町手持ちの衣裳を備えており、これに沿つて十八番が決まっていった経緯があるだろう。ただし、冠五郎や音芽が出町に携わるようになつた昭和二十～三十年代は、三つの山町が揃つて上演し、また各町必ず二演目、場合によつては三演目や四演目を出す年もあるという、曳山の隆盛期であった。他の町と被らない演目を選ぶ必要があつたと見られ、各町新しい演目を入れる、長く上演されていない演目を復活する等、工夫をしたことがあががわれる。当



振付師・坂東音芽（後列中央）
東曳山・昭和33年 砺波出町子供歌舞伎記念写真 個人蔵

時、梅若の衣裳を必要としたのも、このような理由であろう。東では音芽の振付により、戦前に上演記録のある「木下蔭狭間合戦竹中砦」を昭和三十三年（一九五八）に出し、また翌三十四年（一九五九）には「忠臣蔵三段目裏門」を初めて上演した。「裏門」は以後もしばしば演じられ、平成二十四年頃まで「太十」と「裏門」の組み合わせが定番化していたが、現在は国立劇場系の役者が振付に入り、「太十」に「釣女」をあわせて出すことが増えた。演目の変遷に関しては、太夫や三味線の事情も無論考慮すべきではあるが、戦後の出町子供歌舞伎の最盛期において、地元振付師とともに音芽らが大きな役割を果たしたことは想像に難くない。

小松・砺波で今まで曳山子供歌舞伎が継承された背景として、両方とも淨瑠璃の隆盛地であつたことは言うまでもないが、あわせて金沢に地役者が多数存在し、戦後までその系譜が振付師として土台を支えてきたことが挙げられるだろう。音芽の没年は不明だが、昭和四四年（一九六九）十一月に小松の若葉会が開いた追福淨瑠璃大会のプログラムに「故 坂東音芽」とあることから、最後に小松曳山で振付をした昭和四十二年五月から何年も経たずに亡くなつたと見られる。晩年まで芝居に関わり続けた彼女を記憶する人は、人柄は穏やかで指導も丁寧、何より演じてみせてくれたらとても上手かつた、と語る。

おわりに

尾上梅女の金沢における活躍期は短く、また從来の「女役者」とはやや異なり、女方のみを演じる「女優」的な扱いではあつたが、地役者の雀芝や冠十郎に直接指導を受けた者として、金沢歌舞伎最後の女役者と言えるだろう。本稿では、金沢歌舞伎の系譜に連なる彼女が、東京・横浜の舞台を経て昭和初期には粟ヶ崎遊園の芸能部門を支える女優となり、戦後は北陸一帯の素人芝居に関わり、さらに曳山子供歌舞伎の継承に資するなど、地元の演劇界に長く貢献したことを示した。今では影が薄くなつた金沢歌舞伎であるが、その豊かな土壤は後々まで、当地の芸能に人材という養分を送り続けていたのである。

その中でも、「金沢一の劇場」と称された福助座の二代目吉太郎と音芽らが、北陸の素人芝居で果たした役割は重要と考えるが、未だ不明な点も多く、今回は小松、砺波の事例等を挙げることとしまつた。今後の課題と考えている。

最後に、本稿を作成するにあたり、左記の機関・関係者の皆様の一協力を賜つた。ここに記して感謝の意を表す。（五十音順・敬称略）
内灘町歴史民俗資料館「風と砂の館」
こまつ曳山交流館みよつさ 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館
上野正雄 尾山碧 角野康夫 竹田菊夫 竹野史仁 橋雅江 原嶋麻代 松村幸子 本康宏史

【註】

* 1 神山彰『近代演劇の來歴—歌舞伎の「一身二生」』第六章「女役者と女

優の時代—九女八の残像』（森話社・二〇〇六年）一二六頁

* 2 『石川郷土史学会誌』第十号（一九七七年）

* 3 野島左喜子「樂屋漫談 半生の思ひ出 役者になつた動機」機関誌『粟ヶ崎』昭和八年十一月下旬号（浅野川電鐵事業部・一九三三年）内灘町歴史民俗資料館蔵

* 4 清水九章「金沢が生んだ名優 嵐冠十郎の思い出②」『北国芸能』一九六〇年二月一日）「同③」（同一九六〇年三月一日）

* 5 大門哲「美人ツーリズムの成立（下）—廓消費の時代—」『石川県立歴史博物館紀要二十九号』（二〇一〇年）三六〇四一頁

* 6 池内靖子『女優の誕生と終焉』（平凡社・一〇〇八年）二六〇二九頁

* 7 同註3

* 8 大正四〇八年頃の神田劇場と歌扇については、土田牧子「女役者と小芝居の行く末—神田劇場時代の中村歌扇」神山彰編『忘れられた演劇』第三章（森話社・二〇一四年）および同著者「女役者という存在とその歴史的位置づけ—中村歌扇の芸座を通して—』『東京藝術大学音楽学部紀要第三八集』（二〇一二年）による。

* 9 高室信一「昭和ロマン栗崎遊園物語四九」（中日新聞北陸本社報道部資料提供）『粟ヶ崎遊園物語』（内灘町・一九九八年）

* 10 拙著『梅若の歌舞伎衣裳と貸衣裳業』石川県立歴史博物館平成三〇年度秋季特別展図録『歌舞伎衣裳 繕羅をまとう』（二〇一八年）一五〇一五一頁

* 11 振付師については「安政六〇平成十四年 各町曳山子供歌舞伎上演目および諸役」『新修 小松市史 資料編五 曳山』（小松市・二〇〇三年）および『小松の曳山』（小松曳山保存会・一九六四年）による。

*12 振付師については砺波市出町子供歌舞伎曳山会館が調査・編集をした「歌舞伎上演演目」による。

*13 出町子供歌舞伎の演目については、広瀬慎一「出町子供歌舞伎の演題について」『砺波散村地域研究所研究紀要第九号』（一九九二年）および同

註12 「歌舞伎上演演目」による。

※栗ヶ崎遊園の公演プログラムは、多田美代発行『風と砂の館資料から探る栗ヶ崎遊園九十年』（二〇一四年）収録のもの、内灘町歴史民俗資料館が所蔵するものを参照した。

華邨と北陸

—「鈴木華邨旧蔵資料」の紹介を兼ねて

中村真菜美

はじめに

当館では令和三年度春季特別展として「小原古邨―海をこえた花鳥の世界」¹を開催した¹。精緻な花鳥版画で世界的に評価される金沢出身の絵師・小原古邨（一八七七～一九四五）の故郷における初の回顧展である。そして、その事前調査の過程で古邨の師にあたる鈴木華邨（一八六〇～一九一九）の旧蔵資料を発見し、展覧会後に当館が収蔵する運びとなつた（「鈴木華邨旧蔵資料」（資料番号：二一八一一二七三〇））²。

華邨は花鳥画の名手として一世を風靡し、明治二十二年から同二十六年にかけては石川県工業学校にて教鞭をとるなど本県とも極めて縁の深い画家である。旧蔵資料は全六十八件、計八十四点、華邨の手に

よる写生帖・草稿・日記、華邨宛の書簡類、家族写真や家計に関わる諸書類からなり、華邨研究の一級資料と言える。

令和三年秋には、華邨のパトロンであつた実業家・小林一三（一八七三～一九五七）の収蔵品を核とする「幻の天才画家 鈴木華邨展―甦る花鳥風月の世界」³が大阪の逸翁美術館で開催されるという奇遇もあり³、華邨研究の第一人者である同館学芸員・宮井肖佳氏のご協力を得て、「鈴木華邨旧蔵資料」の読解を進めることが叶つた。宮井氏による精緻な分析は「日本画家・鈴木華邨について―新発見資料『鈴木華邨旧蔵資料』（石川県立歴史博物館蔵）調査を踏まえて」『阪急文化研究年報』第十号（公益財団法人阪急文化財団、二〇二二年）に結実している⁴。そのため、本稿の蛇足感は否めないが、「鈴木華邨旧蔵資料」の目録と一部資料の影印を示すとともに、華邨の石川県工

業学校赴任期間について若干の考察を加えることとする。

一、石川県工業学校時代までの道程

まず簡単にではあるが、華郵が石川県に赴くまでの経歴を確認しておこう。万延元年（一八六〇）、江戸下谷池ノ端茅町にて誕生。本名は惣太郎（ただし本人も含め「宗太郎」と記名する場合も多い）。十

三、四歳頃に、菊池容斎（一七八八～一八七八）の高弟で横浜にて画塾を開いていた中島亨齋（一八一九～一八九六）に就くも⁵、亨齋の身辺に問題が生じ、容斎のもとへ行くことになったという⁶。そのた
め亨齋に就いた時期は長くはないのだろうが、華郵が晩年の亨齋を引
き取つて、築地にあつた自宅に住まわせていたとの話も伝わっており⁷、最初の師を終生重んじていたことは想像に難くない。

華郵が容斎の門下生となつた時、容斎は齡八十後半の最晩年で、細かな指導ができるような状況ではなかつただろう。そもそも容斎が根本に頼ることをよしとせず、対象を徹底的に観察することを説き、ある種の放任主義であつたことは同門の渡辺省亭（一八五二～一九一八）が証言するところである⁸。おそらく華郵もその方針のもとで写生に明け暮れたに違いない。華郵は弟子に常々「物をその通りに寫生することは誰にも出来る、けれども繪畫といふものはそれではいけぬ、憐らぬ、そのもの以上に見せるやう描くことを心得るのが肝要である。」「物の性質を見て、その特質を失はぬやうにせねばいけぬ」

などと論じていたとされ⁹、対象の特質を捉え、その美を最大限に引き出すことを自らの信条としていたことがわかる。「鈴木華郵旧蔵資料」に含まれる自らの写生帖や、弟子の古邨が所持したと思われる写生帖は、花や鳥、身の回りの器物などで埋め尽くされ、日々觀察眼を磨いていたことをうかがわせる。

容斎はモデルの使用といった革新的な試みを通して人体表現の研究を進め、歴史人物画の集大成というべき『前賢故実』を刊行した。その下にあつたことが功を奏し、華郵は人物画にも長けている。「鈴木華郵旧蔵資料」の内には、容斎作品を彷彿とさせる女房装束の人物図なども見いだせる【図1】。衣の下の骨格の動きを感じられる描写に師からの強い影響を感じる。省亭が『前賢故実』を忠実に写し、自らの手掛ける美人画の基礎としていたことが指摘されているが¹⁰、華郵も同様のことだつたただろう。

また、華郵画と言えば花鳥動物のイメージが強いが、山水の佳作も多い。例えば、「老松溪流図」（明治二十年代後半、

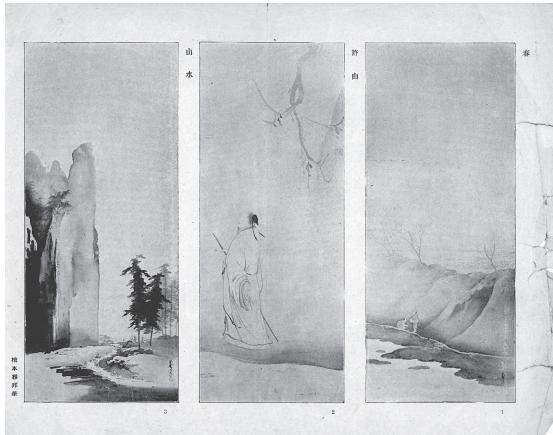


【図1】鈴木華郵「女官図」下絵
（『北陸漫録』「鈴木華郵旧蔵資料」No. 6）

では墨の重ねで立体感が付与され、ぼかしによつて光をはらんだ大気と空間の広がりが上手く表現されている。一方で前景の松や岩を捉える筆線は濃く強く、存在を際立たてている。こうした東洋画の伝統手法に西洋由来の明暗法や遠近法を加味した山水画のあり方は、華郵も参加した鑑画会の目指したスタイルを思わせる。鑑画会は明治十一年結成の美術団体・龍池会の内部分裂の末、明治十七年二月に創立。当初は東洋古画の展覧と鑑定を意図していたが、翌年には組織改編が行われ、アーネスト・フェノロサ（一八五三～一九〇八）や岡倉天心（一八六三～一九一三）らによる日本画改革の実践の場となつた¹²。

華郵の山水画の基礎は鑑画会で築かれたものと見え、「鈴木華郵旧蔵資料」に同会の中心人物であつた橋本雅邦（一八三五～一九〇八）の作品図版の切り抜きが確認できることは注目されよう【図2】。

華郵の鑑画会への参加がどの時点からかは定かではないが、明治十九年四月の第二回鑑



【図2】橋本雅邦作品図版の切り抜き
（「鈴木華郵旧蔵資料」No. 7）

画会大会では「山水」を出品し、賞状を与えられている。さかのばること明治十七年には龍池会主催の第二回巴里府日本美術縦覧会における選拔揮毫者に指名されており、鑑画会の関係者とは龍池会以来の付き合いであったと思われる。明治三十一年、岡倉の主導する日本美術院が発足すると、特別賛助会員となり、以降日本美術院主催の展覧会や研究会を中心に出品を重ねていった。

華郵が石川県に招聘されるにあたつては、国内外の博覧会や輸出美術に精通しているという経歴が決め手となつたと考えられる。華郵は明治八年には十五歳でフィラデルフィア万国博覧会に関わる「米国万国博覧会事務局圖畫係備」となり、翌年には「勧業寮編輯掛」に勤めた¹³。明治十年に開催された第一回内国勧業博覧会には半官半民の美術品貿易会社・起立工商会社の工人として「金鬆図案」を出品し、「紋様ヲ描ク最モ巧ミナリ諸器ノ製形亦稍完整ニシテ絹本ノ畫額モ取ル可キアリ年少能ク此ノ如シ勉勵ノ効ヲ觀ルニ足ル」との評を得ており¹⁴、若くして卓越した技能を身に着けていたことが分かる。後に詳しく述べるが、当時の石川県においては伝統の工芸品を優れた図案によつてアップデートし、外貨獲得の主力とすることが目指されていた。起立工商会社時代の華郵による図案は東京藝術大学美術館蔵の同社下図集に確認でき¹⁵、現物としては華郵の図案をもとに同社の铸造部工長・鈴木長吉（一八四八～一九一九）の監修で制作された「青銅花瓶」（明治十六年頃・アムステルダム国際植民地博覧会出品作、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館蔵）が知られる¹⁶【図3】。



【図3】鈴木長吉作、鈴木華郵下絵『青銅花瓶』
(1883年アムステルダム万博出品作、ヴィクトリア・アンド・アルバート美術館蔵)

所蔵館の画像使用規定によりオンライン版には掲載せず

高肉彫や象嵌で胴部には竹枝に留まる雀と菊花が、口部と底部には蝶の文様があしらわれており、花鳥モティーフが持て囲まれた当時の輸出美術品において、お手本のような作品である。同時期には金工家・香川勝廣（一八五三～一九一七）の作品の下絵を手掛けていたという話が伝わるほか¹⁷、後年にはなるが明治二十八年創業の横浜の美術商・サムライ商会とも仕事をしていたことが判明しており¹⁸、図案家として海外で好まれる日本美術品のあり方に精通していたことは間違いない。

二、石川県工業学校への就職

明治二十二年、華郵は石川県工業学校に絵画・図画意匠の教諭として迎えられた。この時、華郵は二十九歳。既に工芸品の図案家としての経験を十分に積んでおり、展覧会や博覧会への出品を重ねる一方で、大衆向けの挿絵・口絵・絵葉書を製作するなど幅広い活動を開いていた。

これまで、同校が編纂してきた校史では、華郵の同校への就職は校長を務めた納富介次郎（一八四四～一九一八）の招きでなされたと説明されてきた¹⁹。宮井氏が推測された通り、両者の交流の発端は、フイラデルフィア万国博覧会において納富が専任審査官として、華郵が事務局の「畫圖係」として関与したことに求められるようと思われるが²⁰、依然就職の経緯については不明確な部分が多い。

石川県工業学校は、明治二十年創立の金沢工業学校を前身とする。

余りとされた。²⁶

石川県では明治六年に開催されたウイーン万国博覧会を契機に、県下の銅器や陶磁器、漆器といった伝統工芸品の輸出を重視するようになり、振興を図った²¹。その努力は同九年のフィラデルフィア万国博覧会で実を結び、好景気の絶頂を迎えるものの、時を置かずして乱造による品質の低下や、実用品への需要の高まりに対応しきれなかつたことなどを受け、急激な落ち込みを見せた。こうした逆境に県の勧業課は工芸品の图案意匠の改良によって対応することとし、同十三年には国の博覧会事務局で活躍していた图案家の岸光景（一八三九～一九一二）を、同十五年と同十九年には岸の推薦で、農商務省の納富介次郎を巡回指導教師として招聘するに至った。同時期、納富は殖産興業の要は技術者の育成にあるという思想の下、専門学校及びさらに現実的な講習所の設立を急務に掲げ、加えて工人が实物を目の前に学ぶ機会の創出と販路拡大のために工芸品の見本陳列所を整備することを提言している²²。

そして明治二十年七月、金沢工業学校の設立が認可されると、納富が運営の中心に立つた²³。創立当初の予算は二四八四円の内、職員給料が一五八四円を占める厳しい状況で²⁴、増額のためにも区立から県立への移管を目指すこととなつた。十月二十六日に挙行された同校の開校式に出席した文部大臣・森有礼（一八四七～一八八九）が県知事に働きかけたとも伝わるが²⁵、明治二十二年には県立中等学校へと昇格、石川県工業学校に改称された。その一年の経費は総額七二六四円

このように華郵は工業学校が県立として再スタートを切った年に招聘されており、更なる教育の充実を期待してのことだつただろう。『明治二十二年五月・六月 石川県學事報告 第三十號』によれば、華郵は同年六月二十二日に「石川縣工業學校教諭試補」に月俸四十円で任じられている²⁷。「試補」とは試用期間を指す。

西尾市岩瀬文庫において、まさしく任命直後、明治二十二年七月六日に華郵が県の勧業課官員・宮崎豊次（一八四四～没年不明）に宛てた書簡が確認できた²⁸。宛先の宮崎は、金沢工業学校設立にあたって行政側から納富を支えたキーパーソンである²⁹。明治十一年、県庁に入り、同十三年に殖産課官員として石川県勧業博物館を管轄するようになると、博物館内に東京の龍池会に倣つた图案研究の場として蓮池会を設立、岸や納富ら巡回指導教師の招聘や勧業博物館に附属する図書館の拡充などに尽力した。明治十八年に蓮池会と絵画考究会が金沢区に対して起こした絵画学校設立に関する建議についても実質的には宮崎の仕事とされ、この運動は時を同じくして納富が提言した工業学校創設の後押しとなつたとされる。明治二十三年にはそれらの功績が認められ、勧業課課長に昇級した。

当書簡を読むに、華郵は任命と同時に金沢に定住したわけではなく、一旦東京に戻つたこと、再度県に戻る前に宮崎と何らかの交渉を進めようとしていたことがうかがえる。

【資料1】宮崎豊次宛書簡（『書簡集 第四冊』（西尾市岩瀬文庫蔵、資料番号：一二五四八）所収）³⁰

- ・後の事は「友田氏」に託したという報告
- ・「友田氏」から依頼事を聞き取り、引き受けてほしいとの懇請に慨すことができる。

梅雨之砌愈御健案／欣喜之至に奉存候陳者／小生尊地出張中種々／御懇切に相成忝奉謝候／且帰途之際是非とも／御面会仕少々願上度件／有之候に付先月廿五日夕刻／尊家へ罷越候所折悪く／御不在ニテ明朝早く友田氏／申上奉候所出立際免角／俗務多忙ニテ御不約仕候段／多罪御仁免可申候就者／其後帰京之都合有之／取急キ候間跡々の處／萬事友田氏へ依諾致置発足仕候然ルニ／其趣友田氏より書面／參り候処兼而其翌日／御待上候御様云々承知／仕何共恐縮仕候有帰途／取急キ候まゝ御不禮／仕候此段あしからず御没取／可申候尤小生願上候件ハ

／友田氏より御聞取有之候／次甚御多忙之所御面倒／相顧候得とも何分家族居移／之義困難仕候間此段／御無礼を不省願上候次第／何處御推察可被下候／余者帰縣之上拝顔を／得る事奉謝上候／早々頓首

七月六日 鈴木華郵 拝

宮崎殿

この書簡の内容は

- ・金沢出張中に宮崎の世話をなつたことへの感謝
- ・帰京直前の六月二十五日に依頼事があり宮崎宅に訪問したが、不在だつたため、改めて「友田氏」を通じて面会を申し出るも、出立際の忙しさから、そのまま出発してしまつたことに対する謝罪

依頼内容は明確には記されていないが、後半に「家族居移之義困難仕候間此段御無礼を不省願上候次第」とあることから、家族が東京から金沢へ居を移すことに対し障りがあることと関わると推測される。単身で金沢に移るにあたつての身の回りのことなど、特別な支援を頼んでいるのか、あるいは任命されたものの、直ぐには戻れないので、準備が整うまで配慮が欲しいといったことだつたのかもしれない。こうした着任に関わるであろう相談を勧業課官員の宮崎にしている点は注目され、宮崎の工業学校への影響力がうかがえる³¹。

本書簡における華郵の住所は「東京府下京橋區木挽町一丁目拾四番地長仁三郎方」となつてゐる。宮井氏の調査によれば、華郵は起立工商会社に勤めていた明治十年頃には内山下町二丁目での居住が確認でき、長男の生まれた明治十五年頃の住まいは築地であつたと伝わるといふ³²。本書簡では「長仁三郎方」とあることから、この人物宅に身を寄せていていたように思われるが、就職に備えて既に、もともと住んでいた家を処分していたのかもしだれない。

「長」という苗字から、この人物は華郵の妻・長かねの血縁者ではないかと想像される。「鈴木華郵旧蔵資料」には「鈴木華郵妻かね兄／長華崖父／長幾三郎」と裏面に記された男性の写真が含まれており、一字違いの名前であることは注目される。写真に記された名は後

人の誤りで、かねの兄は仁三郎という名であつたのではないだろうか。宮崎宛書簡を踏まえるに、一家そろつての早急な引っ越しが困難だつたようだが、実はこの年の五月には華郵の二女、くにが誕生していた。産後すぐの妻と子供たちの預け先として、華郵は義兄を頼つたのかもしれない。

書簡中に幾度となく名が出てくる「友田氏」とは、金沢出身で金沢工業学校開校以来、陶芸科の教員を務めた友田安清（一八六二～一九一八）である可能性が高い³³。華郵より二つ年下の友田は、納富と公私ともに付き合いが深く、陶磁器顔料の開発に心血を注いだ人物で、明治二十四年には教職を離れ、陶磁器会社・友田組を結成した。書中の「友田氏」が同一人物であれば、この段階で華郵とはかなり親しくなつていたようである。

「鈴木華郵旧蔵資料」には就職に関わる資料として、辞令書に関する通知一通、教員仮免許状発行の手数料に関する通知一通およびその領収書が残されている。通知の内容を翻刻すると以下の通りになる。

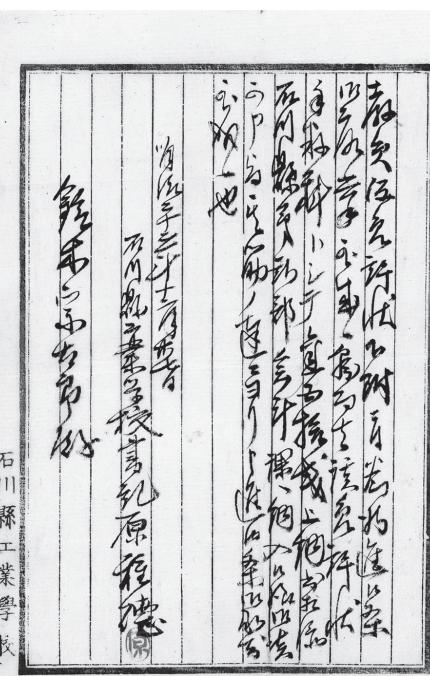
【資料2】石川県工業学校 鈴木華郵宛通知

〔鈴木華郵旧蔵資料〕 No.38

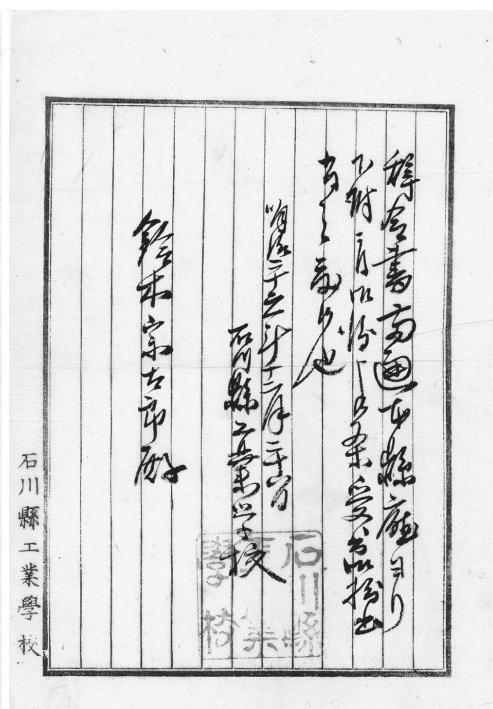
辞令書両通本縣廳ヨリ／下附二付御渡申候条受書御指出／有之度候也

明治二十二年十二月二十六日

石川県工業学校



【資料3】石川県工業学校原雅徳 鈴木華郵宛通知
〔鈴木華郵旧蔵資料〕 No. 39)



【資料2】石川県工業学校 鈴木華郵宛通知
〔鈴木華郵旧蔵資料〕 No. 38)

鈴木宗太郎殿

【資料3】石川県工業学校原雅徳 鈴木華郵宛通知

(「鈴木華郵旧蔵資料」No.39)

教員仮免許状下附二付為持進候条／御落掌可被成候就而者該免許状／手数料トシテ金五拾錢上納書相添／石川縣第式部会計課へ納入候様御談／可申旨其筋ノ達ニヨリ申進候条御承知／可被成候也

明治二十二年十二月廿七日

石川縣工業学校書記原雅徳（朱文楕円印）「原」

鈴木宗太郎殿

手数料納入の領

收書は、翌年一月

二十九日付で発行

されている【図4】。

『明治二十二

年十一月・十二月

石川県學事報告

第三十三号】によ

れば、明治二十二

年十二月二十七日



【図4】鈴木華郵宛 教員仮免許書 領収書
(「鈴木華郵旧蔵資料」No. 15)

付で華郵は正式に「石川縣工業學校教諭」に任じられており、教員仮免許状発行手続きはその一環であつたと考えられる³⁴。月俸は「試補」の時と変わらない四十円であったが、同年四月に同校「助教授試補」となった友田の月俸は十五円であり³⁵、職級の違いがあるとはいえる差が大きい。中央での経験が加味された結果だろうか。

三、着任後の華郵

石川縣工業学校において華郵がいかなる指導をしていたかについては現状、具体的に論じられる十分な材料がないが、明治二十二年八月二十九日公布の『石川縣工業学校規則』によれば、専門画学部では画題別に実技科目があり、本邦歴史・支那歴史・風俗・肖像・動物・植物・山水について、模写・写生からはじめて「古図変更」、「応用製図」へと進むように設計されていた³⁶。最終目標として、古図のアップデーターを経て、応用のきく図案を製作することを想定していると思われる。華郵の経歴を考えると、同校が重視した写生および製図の教授者として最適な人物であったことは間違いない。先学の諸研究によれば、同校は良質な美術工芸品製造のために高度な専門家の育成を目指す納富の理想と、勧業と授産という行政側の現実的な課題との統合の上に成り立つており、納富が校内に設けた図案研究会「迎謫苑」で実施された生徒の図案添削については、「現代工業デザイン教育における商品開発指導に類似する内容」であつたと評価されている³⁷。こ

うした指摘を踏まえれば、華郵には専門の日本画家の育成というよりは、あくまでも工芸品製作に役立つ図案家の育成、また実際に自らが図案を提供し、県の産業に資することが期待されていたのではないだろうか。

『金澤誌』（明治三十一年刊）には、金沢の特産品として海外へ輸出する美術刺繡が挙げられ、その起りについて「明治二十四年納富介次郎、鈴木宗太郎（華邸ト號ス有名ノ畫家ナリ今東京ニ住ス）、河越政勝相諮詢リテ高等女子授產場ヲ起シ石川縣知事岩山敬義資ヲ投シ横山隆平亦之ヲ賛ス京都ヨリ教師星田九兵衛、尾崎幸七ヲ招聘シ鈴木宗太郎等其圖案ヲ擔當シ主トシテ屏風、懸軸、額面、衝立、卓子掛、窓掛等ヲ製ス當時河越政勝單獨ノ經營ニ係ル」と説明されている³⁸。川越政勝（一八四七～没年不詳）は明治十七年から金沢区議会員を務め、同二十二年には工業学校で書記任じられた人物で³⁹、華郵も含め、同校関係者が実際に勧業に関わった例として注目される。

この女子授產場については、川越政勝が金沢の実業家・森下森八（後に八左衛門襲名、一八六一～一九四三）に対して送った仮規則が残されている⁴⁰。明治二十四年六月十一日付で石川県工業学校より発送された。「共立金澤女子第一授產場仮規則」と題され、創立目的を「女子ノ特性ニ基キ美術手藝ヲ以テ賤業力役ノ陋習ヲ變交セシメン事ヲ圖ルニ在リ故ニ其第一着手トシテ美術繡物場ヲ起シ其ノ好果ヲ得タル以上ハ漸次他ノ美術工業ニ及ホサント欲スルモノナリ」としている。十三歳以上で簡易小学校あるいは尋常小学校を修了した女子を教

育し、「西京其他ノ模擬ヲ為サス一種ノ新面目ヲ開キ金澤繡物」の名を冠すにふさわしい製品を目指すこと、横浜や神戸を通じた海外輸出を主とすること、共立の形での運営は一年半を期限とし、その間に適切な引請人を探すことなどが定められ、刺繡を手始めに他の美術工業分野にも拡大することが想定されていたことが分かる。明治時代中期には女子の職業訓練として、裁縫手芸教育が充実するようになるが⁴¹、その中でも開校当時から縫物科・染画科・裁縫科を設け、納富の女子教育に対する理念を反映した金沢工業学校には先駆性が認められる⁴²。そして、更なる実践の場として女子授產場が企画されたのだろう。

明治の刺繡については、京の呉服商や織物商出身の商人たちがリードしており、他の美術工芸品同様あるいはそれ以上に海外への輸出を重視し、海外派遣制度などを通して西洋の嗜好や室内装飾への理解を深め、意匠・形態を工夫したこと、特に専門の画家による図案を踏まえた絵画的・写実的な作品が主力で、それを支える超絶的な刺繡技術が生み出されたことが指摘されている⁴³。「仮規則」において、京都のことを指すと思われる「西京」の模倣に留まらない、新しい「金澤繡物」の創出が宣言されていることは興味深く、その特徴や図案指導者として華郵の果たした役割を具体化することは今後の課題である。

工業学校における明治二十三年度の専門画学部生徒数は本科が二十二人とされ、他年と比べて比較的多く、華郵が教えた生徒には、後に富山県工業学校と香川県工業学校で教育に携わる和田重太郎（一八七三～一九五〇）や数少ない女性生徒で、富山において図画教師となつ

た可須屋雪邨（一八七二～一九三八）が知られている⁴⁴。『石川県工業学校規則』には「卒業ノ上本科ハ其科ノ教師若クハ職工長タル資格ヲ得ヘキモノ」を養成するとあるので⁴⁵、その目標をある程度達成できていたと評価できよう。華郵の着任が納富の要請によるという具体的な根拠は見いだせていないが、後々明治三十九年に納富が私設の図案調整所を起こす際に華郵にも声を掛けていることを鑑みても⁴⁶、当時の華郵の働きぶりは納富の満足のいくものであつたに違いない。

さらに、工業学校時代の華郵の活動を知る手立てとして、当時の新聞記事がある。華郵の在任期に県下で発行されていた新聞としては、明治二十年六月から同二十九年一月まで刊行されていた『北陸新報』や明治二十六年八月創刊で現在まで続く『北國新聞』などの存在が挙げられる。本来であれば、両紙合わせて紹介すべきところだが、『北陸新報』については、主要な所蔵先である石川県立図書館の移転にかかる臨時閉館などもあり、十分な調査が行えなかつたため、別稿にて報告したい。

『北國新聞』の創刊は明治二十六年八月五日で、同年は華郵が石川県工業学校教諭として過ごした最後にあたる。看見の限り、華郵が東京に帰るまでの間に同紙には五度、その名が登場する。

【記事A】

●高岡市の銅器と華村氏
富山縣にては高岡市の銅器に改良を加ふるの企てありて其考按家に目

下能州漫遊中の鈴木華村氏を聘するの議もあるよしなり
『北國新聞』明治二十六年八月五日

【記事B】

●工業學校の運命

沼田悟郎氏石川縣工業學校長となりてより頻々校内に改良を行へりと稱す、而して識者は却て評すらく是れ改良に非す却歩なり破壊なりと、吾輩は未だ其當否を知ざれども、素人の知識と褊狭の思想とをして唯々諾々韋の如く脂の如き職員の外一即ち苟も氣骨あり俠髓ありて技倆熟練工藝見るべきものを驅逐し、代ふるに之より劣るものを以てしたるは事實なるに似たり、蓋し牛を馬に乗替へるは智、馬を牛に乗替へるは愚、繪畫に教ける鈴木華村氏の後任、陶器に於ける友田安清氏の後任、彫刻に於ける村上九郎作氏の後任等、果して如何、諸ろ此種の点より數へ來りて工業學校の運命を氣遣ふものあるは強ち謂はれなきにあらず、嘆すべきかな

【記事C】

●能登の山水と華村氏

鈴木華村氏奥能登の山水を説いて曰く。景色至極善し、然れども外洋で山なし、故に屏風又は横物の外には寫すに適せずと、

『北國新聞』明治二十六年十月二十一日

【記事D】

●鈴木華村氏の歸京

畫伯同氏は明日あたり當地出發にて家族を携へ歸京すると云ふ

『北國新聞』明治二十六年十月三十日

【記事E】

●鈴木華村氏の歸京

社友畫伯鈴木華村氏は一昨日發にて歸京せり、知らず東都の秋色、金城の紅葉と其深浅如何、野菊籬に首を延して氏の歸着待つや久しからん、

『北國新聞』明治二十六年十一月二日

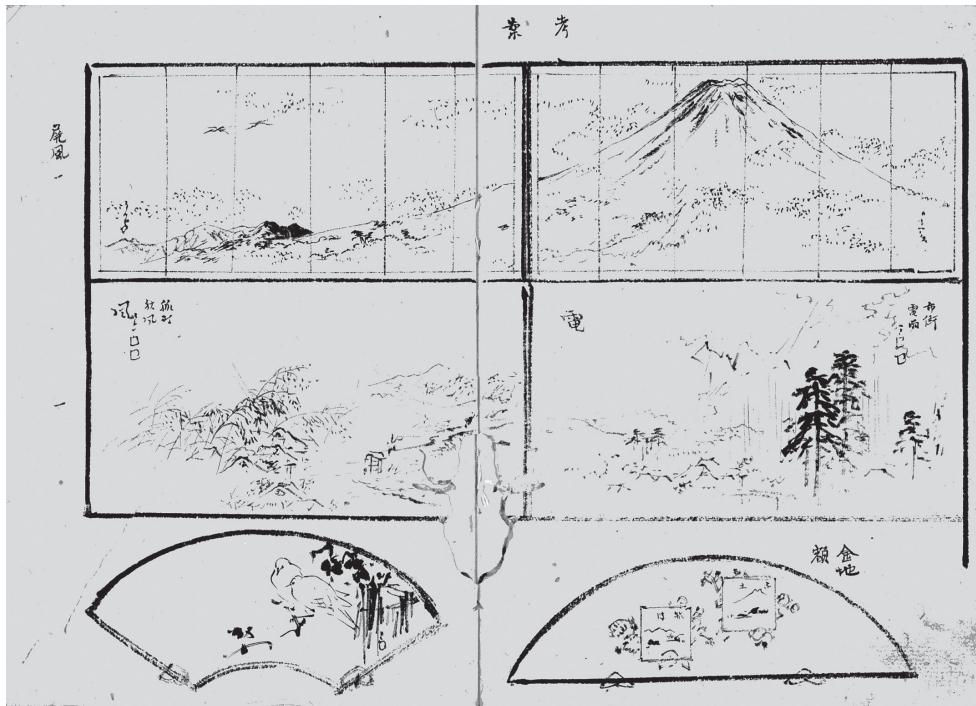
時系列は前後するが、【記事D】【記事E】から、華郵が石川県を去ったのは明治二十六年十月三十一日であったことが確定した。「家族を携へ」とあることから、着任当初は移住ができなかつた家族も最終的には金沢に居を移していたことが分かる。なお、明治二十六年頃に作成されたと考えられる「米國閣龍博覽會出品元價目録」（鈴木華郵旧蔵資料）No.16）から、当時の華郵の住居が「金澤市池田町立丁十番地」にあつたことが判明している。

それでは、華郵は実際のところ、どの段階で石川県工業学校を辞めていたのだろうか。九月九日の【記事B】に「鈴木華村氏の後任」とあることは注目され、この時までには辞職していたに違いない。そもそも

そもそも八月五日の【記事A】において、華郵は「目下能州漫遊中の鈴木華村氏」とあり、「石川県工業学校教諭」といった肩書はない。奥能登の景色に関する感想が十月二十一日の【記事C】に載ることから、能登滞在が八月から十月までの長期にわたっていたとも考えられ、この漫遊は辞職したからこそ可能になつたのかもしれない。「鈴木華郵旧蔵資料」には、丁度この時期にあたる「明治二十六年七月」と記載された写生帖『北陸漫録』（No.6）がある。需要が高かつたと思われる花鳥画の控えが多いが、「市街電雨」と「孤村秋風」という対照的な画題を取り合わせた屏風一双の草稿【図5】、「東都十二景」と題された押絵貼屏風あるいは十二幅対の草稿など、大作の準備を進めている様子があり、画業の充実ぶりが伝わってくる。

辞職に至つた背景を【記事B】から想定するに、工業学校を取り巻く状況の不安定さがあつたように思われる。すでに明治二十三年には納富の後ろ盾であつた岩村高俊（一八四五～一九〇六）知事が転任したことや、財政難の中で工業学校の存在意義を疑問視する風潮が高まつたこともあり、県側と納富との間に不協和音が生じはじめていた⁴⁷。翌年以降、納富は校長から教務長、教諭、果てには教授嘱託へと不可解な降格をされ、代わつて県の官員が校長を兼務するようになつた。

【記事B】で批判的に言及されている校長・沼田悟郎（一八五一～一九一二）在任期（明治二十五年四月～明治二十七年二月）は、石川県中学師範学校啓明学校校長などを務め、教育畑にあつた人物である



【図5】鈴木華郵 屏風等下絵（『北陸漫録』「鈴木華郵旧蔵資料」No. 6）

ものの⁴⁸、工芸教育の専門家である納富に代わることは困難であったに違いない。【記事B】からは沼田の運営が上手くいかなかつた様子がうかがえよう。離職が惜しまれている華郵や友田、彫刻の助教諭であつた村上九郎作（一八六七—一九一九）⁴⁹がいずれも納富と近しい教員たちであることは興味深く、納富体制への擁護のニュアンスもあるように思われる。

この時期の『北國新聞』には「工業學校の歴史は失敗の歴史なり」、「久しく公立の名を有しながら、其内情を見れば、創立と今と、殆ど異なるなき者は、否な寧ろ近來却歩の状ある者、何ぞや」、「實際家のみを用ひて理論に明なる者を聘せず、又能く教師をして、其位置に安じて其職を尽さしむる能はず、竟に二三の生徒を教育するを得るも、縣下全体の工業を革新して、社會の潮流に従はしむる能はず、數千の金をして徒に無効の朽金たらしむ」、「早く其改むべき所を改めて、縣民が之を設置せる本旨を實際に現し得ん」といつた数々の厳しい言葉が並んでおり⁵⁰、工業學校が置かれた苦しい立場は華郵も重々理解していたことだろう。明治二十六年十一月十日の『北國新聞』は「納富介次郎氏の辭職」と題して「石川縣工業學校教授嘱託納富介次郎氏は豫て辭職の決心ありしも今日まで發表せざりしが昨日いよく辭表を三間縣知事に呈出せし處知事は何か考ふる所ありしにや頻りに慰諭して辭職を思止らしめんとせしも納富氏は之に應ぜざりしといふ」と報じてある。そのため、納富の依頼退職は華郵より後になるようだが、納富を軽視する風潮のある中で、華郵が同校に対するモチベーションを保

つことは難しかったのかもしれない。

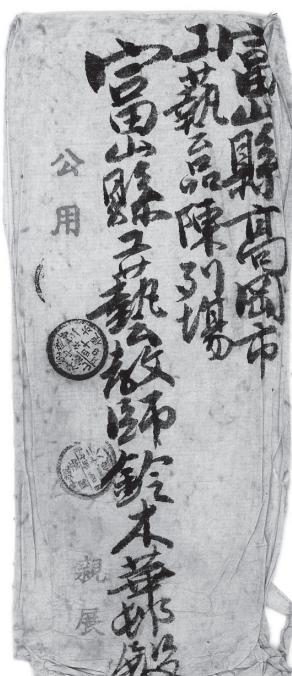
請求書

一金百拾九圓五拾銭也

付 富山縣工藝品陳列場標本買上品目録(元代價)

品名	物質	數量	單價	代價
唐高麗國考古圖	摩臘桐箱入	三冊	八圓	金壹拾五圓也
方氏墨譜	全	全	八圓	金貳拾五圓也
金石索上函	全覆入	拾貳冊	二部	金貳拾五圓也
立華時勢狀	和本	三冊	三冊	金貳拾五圓也
捕花衣倉後編	和本	四冊	三冊	金貳拾五圓也
立花正道集	和本	四冊	三冊	金貳拾五圓也
百籠圖式	和折本	壹冊	壹冊	金貳拾五圓也
花絵の繪々	和本	壹冊	全	金貳拾五圓也
揃聞雛形	和本	貳冊	壹卷	金壹圓也
彫工雛形	和本	壹冊	全	金壹拾五圓也
十竹齋画譜	唐本	壹冊	全	金貳拾五圓也
瓶花図締	和本	壹冊	全	金貳拾五圓也
銅器製工圖	冬版	全	金	金貳拾五圓也
佛國製植木鉢	陶器	壹個	壹	金貳拾五圓也
花瓶植木鉢	圓形	拾枚	壹枚	金七圓也
ノ拾五種				一金百拾九圓五拾銭也

【図6】富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價（「鈴木華郵旧藏資料」No. 17）



【図7】富山県知事徳久恒範 鈴木華郵宛封筒 明治27年4月20日消印（「鈴木華郵旧藏資料」No. 41）

【記事A】において華郵の今後として富山県高岡市に考案家として招聘される可能性が報じられていることは注目される。実は「鈴木華郵旧藏資料」には明治二十七年に華郵が富山県と関係を有したことを見示す資料が四点確認できる。富山県知事徳久恒範（一八四四～一九一〇）から華郵に宛てた封筒二点（明治二十七年四月二十日・六月四日消印）および同年中に華郵が富山県に対して提出した請求書「富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價」とその関連書類である（No. 41, 42, 17, 18）【図6】。四月二十日付書状は宛名を「富山縣高岡市工藝品陳列場」富山縣工藝教師鈴木華郵殿」としており【図7】、このタイミングで華郵は高岡に滞在していたと想定できる。

徳久は明治二十五年に富山県知事になり、翌年六月三日には工業の改良進歩を図るため、高岡市に県立の「工芸品陳列場」を設置した⁵¹。

工芸品陳列所自体は一年半足らずで閉鎖されるも、納富が初代校長として

なり明治二十七年十二月に開校した富山県工芸学校（現在の富山県立高岡工芸高等学校）の基盤となつたとされる。「富山縣工藝教師」という肩書は、この陳列場の技師を指すのではないだろうか。

時期的に【記事A】で言う高岡市での銅器改良とはおそらく「工芸品陳列場」創設に付随する事業であったのだろう。「富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價」の存在は、実際に華郵が富山県のために工芸品製作に参考とすべき画譜類や図案を選定していたことを裏付けている。華郵が選んだ標本一覧を見ると、中国の金石学研究書や書画譜である『博古図考古図』、『金石索』、『方氏墨譜』、『十竹斎画譜』、華道の専門書である『立華時勢粋』、『挿花衣（之）香』、『立花正道集』、『瓶花図編（瓶花図彙か）』、建築装飾に関わる『欄間雛形』、『彫工雛形』、『百雀図式』などの江戸時代以前から珍重されてきた和本・唐本と並ぶ形で、「銅器製ランプ図」や「佛國製植木鉢」のような西洋由来の図案や参考品が記されており、いかにもこの時代らしい選定だと言えよう⁵²。さらに、「花瓶植木鉢図」を十枚納めているが、これは華郵の手によるデザインだったのだろうか。華道や園芸に関わる書籍や図案が数多く納められているのは、当時万国博覧会などを通じて西欧圏で日本の盆栽や生け花に関心が集まっていたことを反映したものと考えられる⁵³。

既に宮井氏が指摘されたとおり、華郵の石川県工業学校着任時、徳久は石川県に会計主務として勤めており、その時の縁が富山での仕事に繋がった可能性がある⁵⁴。また、そもそも徳久と納富は同郷の間柄

であった。徳久が納富を支持していたことは、自らが知事として赴任した富山そして香川で工芸学校を創立する度に納富を校長として招聘していたことからもうかがえる。富山県工芸学校開校にあたっては納富と親しかった村上九郎作や和田重太郎らも教員として移ってきており、先に見た納富に対する石川県の冷遇は結果的に、優秀な人材の富山県への流出を招いた。華郵は最終的に富山県工芸学校に勤めることはなかつたが、納富の去就に連動する形で、この時期に富山県と関係をもつたものと想定される。

四、シカゴ・コロンブス博覧会への出品

華郵の石川工業学校時代における最大の出来事として、明治二十六年五月から十月にかけて開催されたシカゴ・コロンブス万国博覧会への出品作の製作が挙げられる。「鈴木華郵旧蔵資料」には「米國閣龍博覽会出品元價目録」（No.16）と題された書類があり、寸法などの作品概要に加え、元価と売値の計算が記されている。

【資料4】米國閣龍博覽會出品元價目録（鈴木華郵旧蔵資料）No.16

米國閣龍博覽會出品元價目録

一額面 六枚	一口 日光山眞景
但シ壱枚 大サ	立六尺五寸
巾三尺五寸	

一額面 壱枚 一口 濑景遊猿之圖

同 立七尺五寸

巾五尺五寸

日光眞景額ノ部 元價

金三百九拾円也

内訳

金式百円

金七拾円

金式拾八円

金五拾八円

金拾円

金四円

金式拾円

ベ金三百九拾円也

金泥式匁五分

賣價

同瀑景遊猿之圖

壹枚元價

金五拾円也

金七円

金壹円五拾錢

金式拾八円

金拾円

金式拾八円
金拾円
運送料雜費

工料五ヶ月分
日光写取諸費
画絹代六枚分

椽枠切地仕立代共
運送雜費

鈴木宗太郎（朱文円印）鈴木

一右之通三御坐候也

石川縣金澤市池田町立丁

十三番地

ア金八十六円五拾錢也 六十八円五十錢
七十円元
二百円賣

合計四三百七十三円五十錢

訂正が多く分かりにくいが、「額面 六枚 一口 日光山眞景」と
「額面 壱枚 一口 濑景遊猿之圖」の出品を考えていたようである。
前者は日光の風景を題材とした六枚一組の絹本著色、額装の作品で、
一点につき縦六尺五寸、横三尺五寸、全体の元価三百円、売価八百
円、後者は滝を背景に猿を描いたと思われる絹本著色、額装の作品
で、縦七尺五寸、横五尺五寸、元価七十円、売価二百円で想定されて
いる。ただし、同博覧会の目録に後者は見当たらず、最終的に出品は
断念されたものと思われる。

六枚組の「日光眞景」については現存が確認できないものの、春陽
堂が明治二十八年五月に発行した雑誌『寫眞畫報』に三枚分の写真が
掲載されている⁵⁵。さらに昨年春に宮井氏とともに富山県立高岡工芸
高等学校にて調査をさせていただいたところ、六枚すべての写真を発

【表1】「日光真景」図様・題名

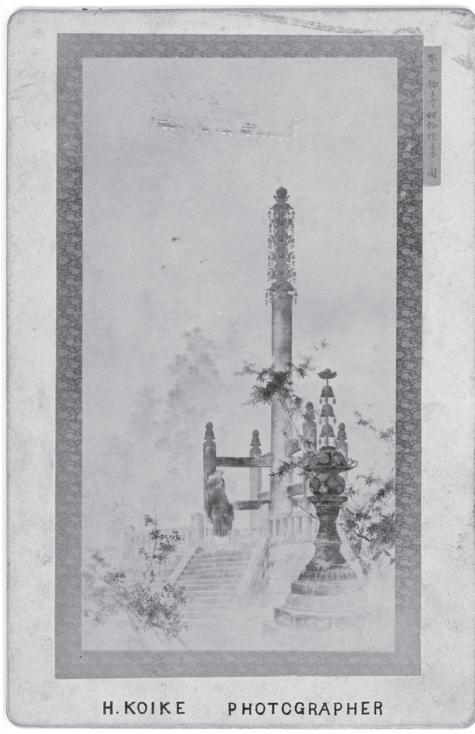
	『寫眞畫報』		高岡工芸高等学校所蔵写真	
	有・無	題名	有・無	題名
図 a	○	日光神橋夏雨	○	第一 日光山入口神橋夏峯雨中之圖
図 b	×	—	○	第二 輪王寺相輪檻夏峯之圖
図 c	×	—	○	第五 大歓院殿皇嘉門雪中之圖
図 d	○	日光陽明門	○	— (貼札欠)
図 e	○	日光東照祠畔五重塔	○	— (貼札欠)
図 f	×	—	○	— (貼札欠)

見でき、これまで知られていなかつた残り三枚分の図様も判明した。【図 a～f】。高岡工芸高等学校で見つかつた写真は、金沢市殿町で写真館を営んでいた小池兵治（一八五四～一九三七）によつて撮影されており⁵⁶、先章の考察を踏まえれば、明治二十七年頃に華郵が富山県の工芸品陳列所と関わる中で参考品として提供したものではないかと想像される。

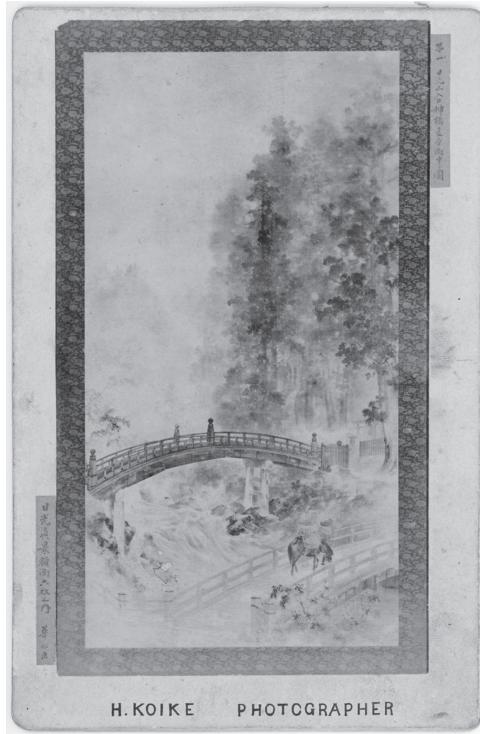
『寫眞畫報』と高岡工芸高等学校所蔵写真の記載を統合すると、六枚中五枚について題名も明らかになる【表1】。日光山の二社一寺を題材としており、日光山の表玄関とも称される二荒山神社の神橋【図 a】、輪王寺の相輪檻【図 b】と三代将軍家光の廟所・大歓院【図 c】、日光東照宮の陽明門【図 d】と五重塔【図 e】を描く。いずれの図も建物の構造を極めて細かく捉え、その配置にこだわることで画面に自然な遠近感が付与されている。縦長の画

面を上手く生かし、樹木や塔などのモティーフによつて高さを強調している。さらに靄がかかつたかのような空気感の演出によつて奥への広がりが暗示されており、こうした三次元的境界の表現における華郵の高い技術が存分に發揮された作品と評価できよう。

「米國閣龍博覽會出品元價目録」に「日光写取諸費」とあることから、華郵は製作にあたつて現地取材を行つたとみられる。「鈴木華郵旧藏資料」に含まれる写生帖（No.1、表紙に「たきよせ」と墨書き）には、明治二十五年八月十一日に描かれた華厳の瀧のスケッチが確認でき【図 8】、取材旅行に関わるものと考えて差し支えないだろう。同写生帖の次々頁は「日光山中禪寺湖水遠望」と題されたスケッチで、広やかな湖の奥に輪王寺の別院・中禪寺の境内を捉えている【図 9】。これは題名の明確でない【図 f】に關わるものではないかと考えられる。【図 f】では前景に石疊、そこから少しへ段差があり、中景の右側に櫓様の建造物、左側には石灯籠、その間を通る道の奥には樹木に囲まれて小さな鳥居が見える。最遠景は分かりにくいが、水辺が広がつてゐるらしく、小舟が一葉浮かぶ。中禪寺はもともと男体山の麓にある二荒山神社中宮祠の神宮寺であり、明治に入つて神仏分離により輪王寺別院となつた。明治三十五年には山津波の被害を受け、現在の所在である中禪寺湖畔の歌ヶ浜に移転しており、華郵が日光に訪れた際は、まだ中禪寺は移転前であつた。『木曾路名所図会』（文化二年（一八〇五）卷六に掲載される伽藍図によれば、北に男体山、南に湖を臨む立地で、湖畔の「金鳥居」から階段を上つて「鐘



【図b】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



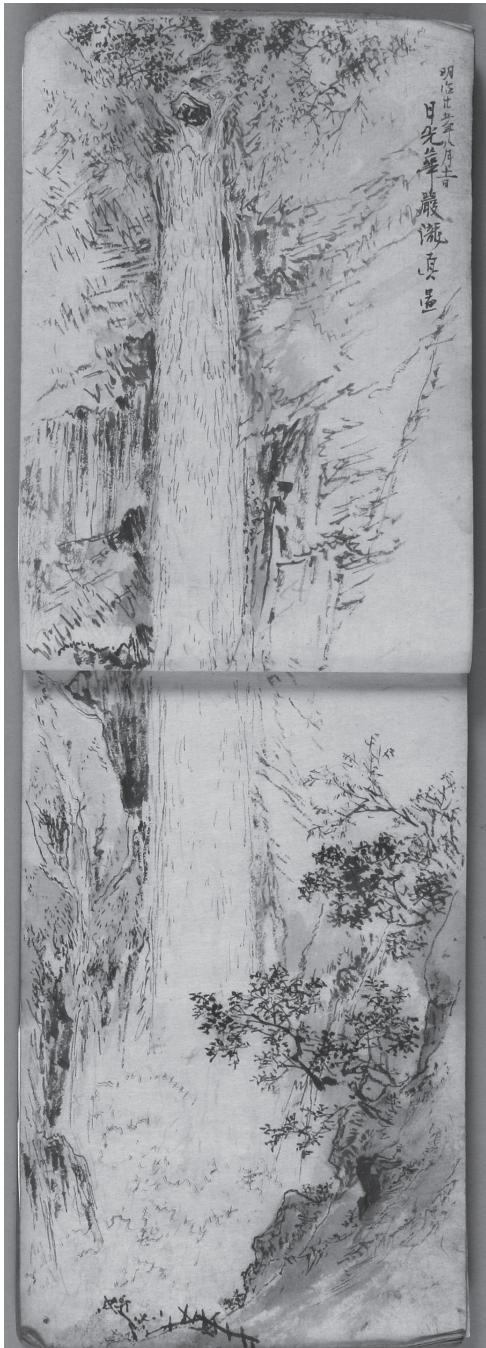
【図a】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



【図d】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



【図c】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



【図8】鈴木華邨 明治廿五年八月十一日
日光華嚴瀧真圖『写生帖（たきよせ）』
（『鈴木華邨旧蔵資料』No. 1）



【図e】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
（富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影）



【図e 参考】鈴木華邨
「日光真景（日光東照祠畔五重塔）」
（『寫眞畫報 第十五卷』）



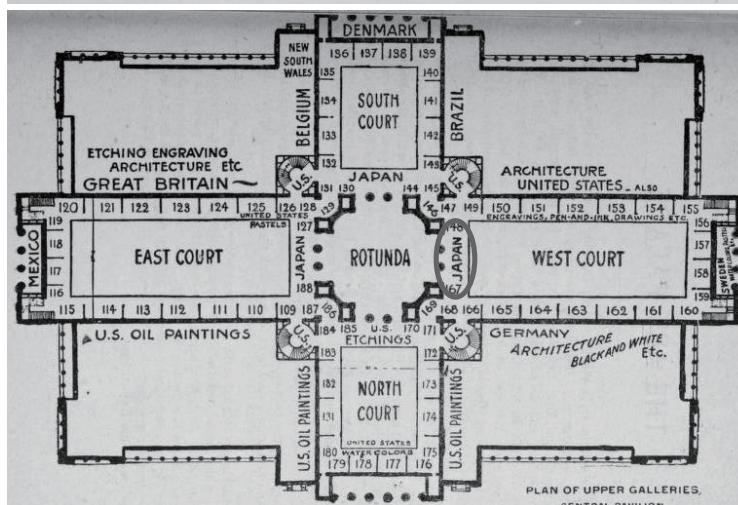
【図9】鈴木華邨 日光山中禅寺湖水遠望
『写生帖（たきよせ）』
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 1）



【図f】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
（富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影）



【図10】中禅寺（部分）秋里籬島編
『木曾路名所図会』卷六（文化5年（1805）刊）



楼」、さらに「濱地蔵」、「大塔」（三重塔）、「別所」などを経由して、鳥居を経て湖を望む図なのではないだろうか。

日光という題材の選定は、当時、外国人が多く訪れる国内随一の観光名所であつたことを反映すると考えられる。外国人向けの日光に関する旅行記や観光ガイドブック、絵葉書も多数刊行されており、外国人にとって日本を象徴する場であつた⁵⁷。明治・大正期の日本から海外へ輸出された刺繡工芸品においては、日本の風景を描いたものが特に好まれていたようだが、日光東照宮陽明門を題材とするものが圧倒的に多いという興味深い指摘もある⁵⁸。シカゴ・コロンビア万国博覧会の出品作には、日光を題材とするものが他にも確認でき、とりわけ陶工・成瀬誠志（一八四五～一九二三）による陽明門の二十五分の一陶製模型は三年の歳月をかけた大作で、輸送の過程で破損したため一部のみの出陳であつたが、銅賞を獲得している⁵⁹。

これらを踏まえると、華郵の「日光真景」は万国博覧会の観客の関心を引く内容だったと思われ、実際、博覧会会場でも目立つ位置に展示されていた。美術館に展示された出品作を国別に配置順で掲載した目録 *Revised Catalogue, Department of Fine Arts : with Index of Exhibitors*, W.B Conkey Company, 1893. によれば⁶⁰、「日光真景」は美術館西陳列所二階東端に展示されていた【図11】。上空からの見ると十

字型をしていた美術館は二階中央部が円形の吹き抜けで、それを囲むように回廊がめぐらされており、その西回廊中央には日本側の出品作の中でも目玉であった鈴木長吉「十二の鷹」（東京国立近代美術館蔵）が置かれていた。そして、華郵の「日光真景」はこの「十二の鷹」を間に置いて向かい合うように三枚ずつ展示されており、展示空間において重要な位置を占めていたと言える。『臨時博覧會事務局報告付属圖』（明治二十八年、臨時博覧會事務局）にはこの西回廊を東から捉えた写真が掲載されており、南側に奥から【図a】【図f】【図c】が並んでいることが確認できる【図12】。

こうした展示配置からは「日光真景」への期待がうかがえるようだが、残念ながら受賞するとはなかつた。さらには現地では売れず、そのまま日本へ戻ってきたようだ。そもそも「日光真景」に限らず、本博覧会ではアメリカの大不況の煽りも受け、日本からの出品の過半が売れ残るような状況であった⁶¹。その処分をめぐっては、米国内での競売を画策する動きもあつたようだが、最終的には価値の下落を防ぐために積戻しを政府が命じたようである⁶²。華郵の弟子にあたる岡田梅郵（一八六四～？）によれば、「日光真景」はその後、「写真大尽」とも称された豪商にして写真家の鹿島清兵衛（一八六六～一九二四）が所有したとされる⁶³。その真偽は不明だが、徳川為敬 鈴木華郵宛 書簡（「鈴木華郵旧蔵資料」No.43）から明治二十九年十月一日、鹿島がバトロンをつとめた大日本写真品評会の技芸員に華郵が推挙されたことが確認でき、同年十一月九日には華郵が同会の常会で撮

影の位置について絵画制作の観点から講演を行っている」とは注目される⁶⁴。両者が関係を深めたこの時期に、「日光真景」の売却が行われた可能性がある。

おわりに

以上、「鈴木華郵旧蔵資料」を中心に、華郵の石川県工業学校赴任期間の事績を追った。伝記的事実の確認に終始した感が否めず、華郵が明治二十年代の石川県における美術工芸や付随する産業の進展にどのような役割を果たしたのか、また逆に華郵が画家として立つ上で石川県での生活がいかに影響したのかといった課題は依然残った。今後は引き続き「鈴木華郵旧蔵資料」の読解および地元新聞における華郵関連記事の確認を進めるとともに、今回の調査を通しておぼろげながら見えてきた当地における勧業との関わりや、パトロンの存在についても掘り下げたい。

最後に、逸翁美術館学芸員の宮井肖佳氏と富山県立高岡工芸高等学校の佐伯高基先生をはじめ、本調査にご協力くださった方々への心からの感謝の意を表し、本稿を終えることとする。

註

- 1 石川県立歴史博物館令和三年度春季特別展「小原古邨—海をこえた花鳥の世界—」（会期：二〇二一年四月二十四日～六月二十七日）。詳細は小池満紀子・ケンダール・H. ブラウン・中村真菜美著『小原古邨—海をこえた花鳥の世界—』（平凡社、二〇二一年）参照。

- 2 註1前掲書ch. 3-025, 026, 027及び「鈴木華郵旧蔵資料」の一部にあたる。

- 3 逸翁美術館「〇一一展示IV 「幻の天才画家 鈴木華郵展 — 隅る花鳥風月の世界—」（会期：二〇二一年十月九日～十二月十二日）。詳細は逸翁美術館編『鈴木華郵 花に鳴く鳥、風わたらる余白』（東京美術、二〇二一年）参考。同館ではその三十年前に「20世紀初頭ヨーロッパで最も知られた日本画家 隅る鈴木華郵展」（会期：一九九一年一月五日～三月十日）を開催し、同題図録（逸翁美術館、一九九一年）が発行されている。

- 4 当該論考以前にも宮井氏は、華郵の画歴全体や小林一三と華郵の交流の実態、一三の美術収集における華郵作品の位置づけに関して「小林一三の愛した画家・鈴木華郵—逸翁美術館収藏品にめぐって—」『阪急文化研究年報』第一号（公益財団法人阪急文化財団、二〇二二年）に纏められている。本稿は註3前掲展覧会図録および宮井氏の両論考に依るところが多い。

- 5 華郵の入門年に関するでは存命中に出版された八木恒三編『日本美術画家列伝』（広文社、一九〇二年）では「年十四」とある一方で、『寫眞畫報』第十四卷（春陽堂、一八九五年五月）には「十三歳の時」「其の門にあるころ凡そ三年」とある。

- 6 岡田梅邨「鈴木華郵のこと」『藝術』第十六卷第十九号（大日本藝術協會、一九三八年七月）。

- 7 古根村政義「〈資料紹介〉飯田九一文庫より 中島亨齋資料」『郷土神奈川』（神奈川県立図書館、一〇〇九年）

- 8 「渡邊省亭氏の談（菊地容齋の晝風）」『太陽』第四卷第十四号（博文館、

一八九八年七月)

9 註6 前掲記事

10 塩谷純「省亭の歴史画」岡部昌幸（監修）『渡辺省亭—花鳥画の孤高なる輝き—』（東京美術、一〇一七年）、植田彩芳子「省亭の美人画と菊池容斎の『前賢故実』」東京藝術大学大学美術館編『渡辺省亭—歐米を魅了した花鳥画』（小学館、一〇二一年）参照。

11 註3前掲書『鈴木華邨 花に鳴く鳥、風わたらる余白』十頁掲載、作品番号2「老松溪流図」（明治二十年代後半、縦一四七・七×横七〇・八センチメートル、絹本着淡彩、逸翁美術館蔵）。

12 以下、鑑画会・龍池会については佐藤道信「鑑画会再考」『美術研究』三四〇号（東京文化財研究所文化財情報資料部、一九八七年）、芸術研究振興財団・東京芸術大学百年史刊行委員会編『東京藝術大学百年史 第一巻』（ぎょうせい、一九八七年）二二一～二四、二九〇～三〇、六八〇～七一頁、野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』（宮帶出版社、一〇一五年）二九五～三六六頁、『狩野芳崖と四天王—近代日本画、もうひとつの水脈』（株式会社求龍堂、一〇一七年）参照。

13 農商務省博覽会掛編『第二回国絵画共進会出品人略譜』（国文社、一八八四年）二六八頁参照。『米国博覽会報告書 第二卷 日本出品目録』（米国博覽会事務局、一八六七年）掲載の「米國費府博覽會委員人名表」では、その職名を「寫字」とする（五頁）。なお、「勧業寮編輯掛」は正確には勧業寮編纂課編輯掛であり、物産調査を主な業務とした。明治十年には勧業寮が勧農局に改められ、編纂課も報告課に再編成された（森博美「明治16年農商務通信規則の史的系譜—農事通信規則との比較を中心に—」『オケージョナル・ペーパー』一一七号、一〇二一年参照）。

14 『明治十年内国勧業博覽会審査評語』（内国勧業博覽会事務局、一八七七年）五二一頁参照。

15 起立工商会社の図案については、長谷川栄「起立工商会社—明治初期工芸

職人団の組織と活動」『MUSEUM』一二六号、一九七〇年、樋田豊次郎『明治の輸出工芸図案—起立工商会社工芸下図集』（京都書院、一九八七年）、黒川廣子・野呂田純一編著『起立工商会社の花鳥図案 東京藝術大学美術館所蔵 明治初期の工芸品構想』（光村推古書院、一〇一九年）参考。

16

Vase by Kasson(designer) and Suzuki Chokichi(maker), Meiji Period, dated around 1883, Victoria and Albert Museum (accession number: 30-1886) 同館ホームページに細部画像が紹介されている。併せて、北村仁美「〈研究ノート〉鈴木長吉作『十二の鷹』の自然科学的調査と修復の報告」『東京国立近代美術館研究紀要』二三号、一〇一八年参照。

17 註6 前掲記事

18 白土秀次『野村洋三伝』（野村光正、一九六三年）一一九頁参照。『鈴木華邨旧蔵資料』には裏面に「サムライ商会二階ニテ撮影 拾六才四月 鈴木くに子」と記された少女の写真が含まれている。くに子は華邨の二女で明治二十二年生まれ。

19 高堀勝喜編『七十年史』（石川県立工芸高等学校創立七十周年記念会、一九五七年）四九頁、「県工百年史」編集委員会編『県工百年史』（石川県立工業学校、一九八七年）五三頁参照。

20 宮井肖佳「日本画家・鈴木華邨について—新発見資料「鈴木華邨旧蔵資料」（石川県立歴史博物館蔵）調査を踏まえて—」『阪急文化研究年報』第十号（公益財団法人阪急文化財団、一〇二一年）十八頁参照。

21 以下、明治初頭の石川における美術工芸品の動向および納富介次郎の石川県との関わりについては、註19前掲書のほか、『金沢の近代工芸史研究』（金沢美術工芸大学美術工芸研究所、一九九五年）、江森一郎・胡国勇「石川県における美術教育の展開過程—納富介次郎と石川県工業学校の創立を

- めぐつて」『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』四八号、一九九九年、
佐賀県立美術館・高岡市美術館編『納富介次郎と四つの工芸・工業学校』
展図録（二〇〇〇年）、鶴野俊哉「納富介次郎の図案教育」『石川郷土史学会
会々誌』第四四号、二〇一年、濱太一『工芸教育思想の研究－明治初年
の納富介次郎と金沢区工業学校』（橋本確文堂、一〇一二年）、『佐賀偉人
伝』10 納富介次郎』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、一〇一三年）、濱太一・
鳥居和代「納富介次郎の女子職業教育」『金沢大学人間社会学域学校教育
学類紀要』七号、二〇一五年、濱太一「納富介次郎の九谷陶磁器業近代化
に関する一考察」『日本産業技術教育学会誌』五九卷一号、二〇一七年を
参照。
- 22 蘭意図織物陶漆器共進会編『漆器集談会紀事』（有隣堂、一八八五年）九
〇十頁。
- 23 金沢工業学校時代の納富は依然、農商省雇の官吏であり、同校でどのような
身分であったかについては判然としない。記録上、同校校長への委嘱が
確認できるのは、石川県工業学校への昇格後、明治二十二年五月二日付で
ある（第二部学務課編『明治二十二年五月六月 石川県学事報告 第三十
號』（石川県、一八八九年）十頁参照）。
- 24 「金澤工業學校の現況」第一部学務課編『明治二十年十一月十二月 石川
県学事報告 第二十一號附錄』（石川県、一八八七年）二七〇二八頁参照。
- 25 田中芳男・平山成信編『澳國博覽會參同記要』（第十二章 澳國博覽會後
納富介次郎事績）（森山春雍、一八九七年）一一三〇一四頁。森有礼の
工業学校開校式への出席については第二部学務課編『明治二十年九月十月
石川県学事報告 第二十號』（石川県、一八八七年）八〇九頁参照。
- 26 第二部学務課編『明治二十二年三月四月 石川県学事報告 第二十九號』
（石川県、一八八九年）十頁参照。
- 27 註23前掲書『石川県学事報告 第三十號』（石川県、一八八九年）十頁参
照。
- 28 「書簡集」（全四冊、函番号一二二五・四八、西尾市岩瀬文庫蔵）第四冊所
収。明治大正期の名家の肉筆書簡を集めた張込帖で、他にも三井八郎次
郎、高峰譲吉、幸野棟嶺、辻新次が宮崎に宛てた書簡が確認できる。
- 29 宮崎豊次については、『石川県史 第四編』（石川県、一九七四年）七三六
〇七三七頁、田中喜男「金沢金工の系譜と変容」『国連大学人間と社会の
開発プログラム研究報告』技術の移転・変容・開発－日本の経験プロジェクト』（国連大学、一九八〇年）三十頁、註21前掲書『金沢の近代工芸史
研究』五十頁参照。
- 30 本書簡の掲載にあたっては西尾市岩瀬文庫よりご許可を得た。読解にあ
たっては、当館の濱岡伸也学芸主幹の助言を得た。
- 31 註21前掲書『金沢の近代工芸史研究』五十頁に紹介される金沢の漆芸家の
小松芳光氏からの聞き取りによれば、宮崎は金沢工業学校設立にあたって
は区・県と納富の橋渡しに尽力したという。
- 32 註20に同じ。
- 33 友田安清に関しては註29『石川県史 第四編』七五九頁参照。
- 34 第二部学務課編『明治二十二年十一月・十二月 石川県學事報告 第三十三
號』（石川県、一八八九年）六頁参照。
- 35 第二部学務課編『明治二十二年三月・四月 石川県學事報告 第二十九號』
（石川県、一八八九年）八〇九頁参照。
- 36 第二部学務課編『明治二十二年七月・八月 石川県學事報告 第三十號』
（石川県、一八八九年）三四四頁参照。
- 37 註21江森一郎・胡国勇前掲論文五〇八頁参照、註21鶴野前掲論文参照。
和田文次郎編『金澤誌』（和田文次郎、一八九八年）上ノ四四頁参照。な
お、同書の補訂版として和田文次郎編『金澤明覽』（北光社、一九〇四年）
があり、該当箇所は六一〇六三頁。本資料については、当館の大門哲学芸

主幹兼任芸課長から教示を受けた。

39

川越政勝については、金沢市議会編『金沢市議会史 上』（金沢市議会一九九八年）一五一頁、註35前掲書人頁参照。『金澤誌』では苗字を「河越」と表記しているが、註40書簡の署名から考えて、正しくは「川越」である。

40

「刺繡工場仮規則に付書簡一件」（森下文庫、特四〇・五〇-四六、金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）①共立女子第一授産場仮規則（明治二十四年）、②刺繡工場仮規則に付書簡（石川県工業学校ニテ川越政勝→森下森八、明治二十四年五月十一日）。森下文庫については『森下文庫目録』（金沢市立玉川図書館近世史料館、一〇二二年）参照。

41

中川麻子・田中淑江「明治時代の女子教育における刺繡について」『筑波学院大学紀要』第八集、二〇一三年参照。

42

註21濱太一・鳥居和代前掲論文参照。

43

松原史『刺繡の近代 輸出刺繡の日欧交流史』（思文閣出版、一〇二一年）「第三章 近代刺繡の担い手 分業が生み出した近代の刺繡」六一～八四頁参照。

44

註19前掲書『県工百年史』十五、三十一、五六頁参照。和田重太郎については和田文次郎編『北國人物志 初篇 其中』（北光社、一九〇三年）二六～二七頁に比較的詳しい伝記が載る。和田の子孫宅には現在も華郵や納富に關係する作品・資料が伝わっており、註1前掲書所収のch.3-027, ch.3-028, ch.3-034はその一部である。

45

註36前掲書三頁参照。

註21前掲図録『納富介次郎と四つの工芸・工業学校』一一一頁参照。

46 納富の石川県工業学校辞職に至るまでの経緯に関しては、註21江森一郎・胡国勇前掲論文十～十四頁に詳しい。ただし、本稿で後述するとおり、納富の正式な辞表提出は明治二十六年十一月九日と考えられる。

48 沼田悟郎に関しては、『石川縣史 第四編』（石川県、一九七四年）一〇七六頁参照。

49 「工業學校教諭の任免」『北國新聞』明治二十六年九月八日から、村上が九

月七日に依願退職し、同日に後任の白井保次郎（一八六四～一九二八）が任命されていることが分かる。

50 「教育俗見」石川縣工業學校（元）『北國新聞』明治二十六年十月十八日、『教育俗見』石川縣工業學校（亨）『北國新聞』明治二十六年十月十九日、『教育俗見』石川縣工業學校（利）『北國新聞』明治二十六年十月二十一日より引用。

51 高岡市に置かれた県立の「工芸品陳列所」に関しては、三宅拓也『近代日本』（陳列所）研究』（思文閣出版、一〇一五年）三五六頁参照。

52 富山県立高岡工芸高等学校に伝わる明治期の生徒作品の中に、「銅器製ランド図」との関連が考えられる写しが二点確認できた。

53 同時期の西欧に日本の生け花・盆栽が与えた影響については、菅靖子「両大戦間期イギリスの空間のジャポニズムにみる生け花・盆栽の影響—『ステューディオ』誌の検証を中心に」『デザイン学研究』五七卷四号、一〇

一〇年、田嶋リサ『鉢植えと人間』（法政大学出版局、一〇一八年）「第五章近代日本における鉢植えの文化」一〇一～一五七頁参照。

54 註20に同じ。

55 『寫眞畫報 第十四卷』（春陽堂、一八九五年五月十日）に【図a】【図d】、『寫眞畫報 第十五卷』（春陽堂、一八九五年五月二十五日）に【図e】が掲載されている。同雑誌は明治二十七年十月に日清戦争開戦を期に刊行された『戦国寫眞畫報』全十一巻の後続誌で、改題という扱いであつたため『寫眞畫報 第十二卷 京阪近傍名所』（春陽堂、一八九五年四月十日）を始まりとする。

56 小池兵治に関しては、『石川縣写真史』（石川県営業写真協会、一九八〇

- 57 年) 四七～四九頁参照。
- 58 明治期の外国人による日光観光に関しては、野瀬元子「日光、箱根を対象とした観光地形形成過程についての考察—観光資源、交通環境と初期段階の外国人利用の差異に着目して」『東洋大学大学院紀要』四五巻、二〇〇八年参考。
- 59 註43前掲書一七九～一八二頁参考。
- 60 立花昭「成瀬誠志の『陽明門』と樋口一葉」荒川正明監修『神業ニッポン明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼』(求龍堂、二〇一九年)一〇九頁参照。二〇二一年には「陽明門」の陶片が滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場で発見されたというニュースもあった(岐阜県博物館報道発表資料(二〇二一年五月十日)参照)。
- 61 Brigham Young University 所蔵本をINTERNET ARCHIVEにて確認。
- 62 「閣龍大博覽會出品分」『朝日新聞』明治二十六年十月四日に「出品の過半は賣却に至らず」とあり、積戻しに関する判断についても報じている。また、石川県から同博覽會に参加していた陶業家・綿野吉一(一八六〇～一九三四)が金澤出品協會に報告した現地の様子が「閣龍博覽會通信」として『北國新聞』(明治二十六年八月十三日・十六日)に紹介されており、「今ヤ開場後一ヶ月半ヲ経過シタリト雖トモ商況ハ尚不振ノ姿ヲ呈」す有様だったことが分かる。
- 63 伊藤真実子『明治日本と万国博覽会』(吉川弘文館、二〇〇八年)四一～四二頁参考。
- 64 註6前掲記事
『寫眞襍誌 第十三號』(大日本写真品評会・玄鹿館、一八九六年十二月)
三～四頁参考。

鈴木華郵日蔵資料一覧 (資料番号: 2-18-2-2730)

枚番	資料名	数量	年代	寸法(cm. 縦×横)	備考
1	写生帖	1冊	明治24・25年	12.0×19.7	表紙に「たきよせ」明治二十四年の文字あり
2	日記	1冊	明治32年1~3月	23.9×16.2	表紙に「己亥/明治三十二年/一月一日ヨリ/日記/二日 府下在原郡鈴木新田穴守社内/羽根田館宿鈴木手所」の文 字あり。
3	写生帖	1冊	明治39年頃	15.6×22.7	スケッチブック 表紙に「I.K.S」の文字あり
4	會信旅行記	1冊	明治40~41年	27.2×19.4	
5	北海道小樽日記	1点	大正5年	12.4×16.8	表紙に「大正五年八月 北海道小樽日記 中央小樽越中屋 別荘」の文字あり
6	北陸漫録	1冊	明治26年7月	21.1×16.1	裏表紙に「明治二十六年七月 鈴木華郵藏」の文字あり
7	写生帖	1冊	年不詳 8~12月	24.5×16.8	表紙に瓢箪図、裏表紙に野草図 植物の写生 橋本雅邦作品のモノクロ図版の切り抜きが挿み込まれる
8	写生帖	1冊	年不詳 11~12月	19.2×13.8	表紙に「筆と鳥図」の図あり
9	草案	1冊	年不詳 12月	24.9×17.1	表紙に「十二月」の文字あり
10	草稿	1冊	年不詳 10月	25.5×17.3	表紙に「封候萬年」「菊慈童」の文字あり
11	草稿	1冊	明治44年頃	24.7×16.8	表紙に波と鐘の図、裏表紙に朱文方印「華郵」2印あり
12	草稿	1冊		24.1×16.3	表紙は白紙、裏表紙に秋草図
13	草稿	1冊		24.6×16.6	表・裏表紙ともに白紙、2丁表に孔雀図
14	借金証書 下書	1枚	年不詳 7月	24.2×33.5	「石川県工業学校教員 鈴木宗太郎」と署名あり 同校在任時(明治22年~26年)のものと考えられる
15	鈴木華郵宛 教員仮免許状 領収書	1枚	明治23年1月29日	17.4×17.0	
16	米國閣龍博覽會出品元賃目録	2部	明治26年頃	各23.5×17.5	
17	富山縣工藝品陳列場標本買上品目錄并 代價	3枚	明治27年3月29日	各24.6×34.0	
18	小林常造 鈴木華郵宛 受領書	1枚	(明治27年?)	31.4×25.2	「富山縣工藝品陳列場標本買上品并金高」(No.17)に關 わる資料と考えられる。明治27年か
19	坪井庄太郎 鈴木華郵宛 証書	1通	明治32年4月	25.2×34.1	封紙付
20	画料受取証明書 下書	1枚	明治33年2月	24.3×32.6	
21	試筆	1枚	明治32年・33年	24.7×33.6	
22	年延百畫会 會規兼申込書	1枚	明治36年9月	19.3×53.1	

枚番	資料名	数量	年代	寸法(cm, 縦×横)	備考
23	武子家戸籍票	1通	大正2年12月15日	28.0×39.0	武子家は華郷二女・くにの嫁ぎ先
24	鈴木家 金錢出納帳	1冊	大正8年1~3月	32.1×11.8	華郷の葬儀にかかる出納など
25	葬式費用・ 葬式費用(仏事一切)	2枚	(大正8年1月)	32.0×23.7 23.8×32.0	華郷は大正8年(1919)1月3日没
26	鈴木繁太郎宛 家屋売渡証	1通	大正8年11月1日	23.9×32.7	繁太郎(号は素山、のちに光雲)は華郷の長男
27	鈴木繁太郎宛 市税特別税 不動産特別税領収証書	1通	大正8年11月3日	17.7×16.0	
28	昌谷彰 鈴木繁太郎宛 契約書	1通	大正8年12月11日	24.2×33.0	
29	収支概略表	1通	大正8年	18.4×47.0	鈴木範三(華郷四男)作成 「昌谷彰 鈴木繁太郎宛 契約書」(No.28)に関連する
30	故鈴木華郷 三回忌法要記事	1冊	大正9年12月3日	33.6×12.5	
31	鈴木眞次郎 印鑑証明願	1通	大正12年3月21日	24.2×16.5	眞次郎は華郷次男
32	鈴木華郷 送籍願	1枚		24.0×32.0	
33	屏風会ノ目録	1枚		縦18.8	
34	画料	1枚		縦18.7	「屏風会ノ目録」(No.33)に関わると考えられる
35	土地賃借に関する書類	1枚		縦18.0	
36	書「鈴」「木」	2枚		各24.5×32.4	
37	手描き地図	1枚		18.4×17.5	「押上から京成電車にて市川真間下車右に至ル魚竹隣松栄堂茶店」の文字
38	石川県工業学校 鈴木華郷宛 通知	1通	明治22年12月26日	24.0×17.6	封筒無し
39	石川県工業学校書記原雅徳 鈴木華郷宛 通知	1通	明治22年12月27日	23.5×17.5	封筒無し
40	石川県工業学校校長沼田悟郎 鈴木華郷宛 封筒	1枚	年不詳 3月7日	22.0×8.7	沼田悟郎の校長在任は明治25年4月~同27年2月末。 中には借金証書の下書(No.14)が入っていた。
41	富山知事徳久恒範 鈴木華郷宛 封筒	1枚	明治27年4月20日消印	26.0×10.8	宛名は「富山縣高岡市 工藝品陳列場 富山縣工藝教師鈴木華郷殿」
42	富山知事徳久恒範 鈴木華郷宛 封筒	1枚	明治27年6月4日消印	26.0×9.5	
43	徳川為敬 鈴木華郷宛 書簡	1通	明治29年10月1日	18.0×38.7	大日本寫眞品評会技芸員推舉の件 封筒無し
44	亀井政義 鈴木華郷宛 書簡・封筒	1通	明治36年8月1日	20.0×8.5	

45	日本美術院 鈴木華邨宛 書簡	1通	年不詳 12月12日	27.5×38.8	封筒無し
46	柴田源三郎 鈴木華邨宛 書簡	1通	年不詳 3月13日	縦18.0	封筒無し
47	鈴木華邨 鈴木範三宛 書簡	1通	年不詳 8月2日	縦17.8	封筒無し
48	鈴木はる子 鈴木光雲宛 書簡	1通	年不詳 2月19日	縦18.3	はる子は華邨三女 光雲は華邨長男（もと素山）
49	書簡下書	2枚		18.3×21.1	
50	「非常特出 重要書類」袋	1枚		18.2×19.8	
51	小原古邨 写生帖	1冊	明治29年	29.5×20.0	
52	【写真】鈴木華邨一行 天龍峠にて	1枚	明治41年4月15日	120.3×24.6	裏面に「明治四十一年四月十五日撮影」の文字あり
53	【写真】鈴木眞次郎 外国人との写真	1枚	大正5年10月25日	25.0×20.3	裏面に書付あり
54	【写真】鈴木眞次郎	1枚	大正10年8月21日	13.6×8.8	ボストカード状
55	【写真】鈴木カネ	1枚	昭和4年5月13日発行	6.4×9.1	写真票 鈴木カネ（当71年）カネは華邨妻
56	【写真】鈴木くに子	1枚		7.4×11.8	裏面に「サムライ商会二階ニテ撮影 拾六才四月 鈴木くに子」の文字あり <には華邨の二女
57	【写真】鈴木くに子ほか集合写真	1枚		18.9×13.0	裏面に「後列右 鈴木くに子」の文字あり
58	【写真】長徳太郎（華崖）	1枚	明治30年6月4日	12.8×8.0	裏面に「華崖 明治卅年六月四日写 長徳太郎十七才」の 文字あり
59	【写真】長幾三郎	1枚		19.8×11.3	裏面に「長幾三郎 鈴木華邨妻かね兄 長華崖父」の 文字あり
60	【写真】板倉星光	1枚		11.4×8.2	裏面に「板倉星光氏と其写生畫」の文字あり
61	【写真】甲斐庄楠音・鈴木青萍	1枚		12.6×8.6	裏面に「京都木村斯光君宅にて写す 右甲斐庄楠音氏 左鈴木青萍」の文字あり
62	【写真】男性5人写真	1枚		13.6×9.7	
63	【写真】男性8人写真	1枚		16.0×10.6	
64	【写真】少年7人写真	1枚		11.3×14.0	浅草公園渡邊写
65	【写真】幼女写真	1枚		10.2×7.2	
66	【写真】男女写真	1枚		16.6×11.0	東京本郷区中黒美豊写
67	【写真】女性写真	1枚		26.2×17.4	日本橋堀内写真館
68	【写真】ネガ	11枚	各7.0×4.4	E.60TH ST. NEW YORK	袋入り 袋に「J·H BOOZER CAMERA HOUSE 173

令和四年六月三十日発行

石川県立歴史博物館紀要 第三十一号

編集発行 石川県立歴史博物館

電話 ○七六一二六二一三三三六
金沢市出羽町三番一號

印刷

株式会社 中村町二八印
金沢市中村町二八印

一四刷

Bulletin of the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 31 2022

Articles

Buddhist Sculptures in the Okunoto Region	SUGISAKI Takahide	1
Myosenji Temple in the 16th Century : Focus on the Achievements of Myosenji Monk Joshinin Soukan	OKAZAKI Michiko	43
Shipping Business on “ <i>Kita Route</i> ” (via the Japan Sea) in Late Edo-Period : Trading between Kaga Province and Northern Japan Appendix: List of Documents of Katoh Family (<i>Katohkemonjomokuroku</i>)	HAMAOKA Nobuya	57
The Life and Achievements of Kiriyama Sumitaka, the Second Governor of Ishikawa Prefecture	ISHIDA Ken	103
The Solemnity and Secularity of Kanazawa Daijingu Shrine at Korinbo Area : History of Red-Light Districts in Kanazawa	DAIMON Satoru	133

Notes

A Female Actor at the Final Stage of the History of Kanazawa Kabuki	OOI Rie	243
The Achievements of Suzuki Kason in Hokuriku Region : with Introduction of Suzuki Kason Collection	NAKAMURA Manami	259

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120